官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○皇統譜令の一部を改正する政令（二八〇）　五
○住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（二八一）　六
○恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令（二八二）　七
○防衛省組織令の一部を改正する政令（二八三）　八
○建築基準法施行令の一部を改正する政令（二八四）　一〇
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八五）　一〇
○日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二八六）　一二
○日本学術会議評価委員会令（二八七）　一二
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八八）　一三
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（二八九）　一三
○株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（二九〇）　一三
○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九一）　一三
○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九二）　一三
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九三）　一三
○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九四）　一四
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九五）　一四
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二九六）　一四
○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九七）　一六
〔府　令〕
○金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府八〇）　一七
○公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同八一）　一七
〔府令・省令〕
○対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境六）　一八
○株式会社国際協力銀行法施行規則（内閣府・財務五）　二〇
○株式会社国際協力銀行の会計に関する命令（同六）　二四
〔省　令〕
○恩給給与細則等の一部を改正する省令（総務一〇九）　二五
○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一一〇）　二五
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（財務六〇）　二六
〔法規的告示〕
○対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　二六
○対内直接投資等に関する命令第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（同四）　二九三
○認定特定海外事業促進業務指針（内閣府・財務六）　二九四
○株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準を定める件（同七）　二九五
○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件（総務三四〇）　二九六
○対内直接投資等に関する命令第三条第十四項の規定に基づき、財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術を定める件（財務・経済産業九）　二九七
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働三五一）　二九七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同三五二）　二九九
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示（国土交通一一五五）　三〇三

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

〔その他告示〕

○株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定に基づき主務大臣の指定する金融機関を定める件（内閣府・財務八）　三五
○株式会社国際協力銀行の社債及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件（同九）
○郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（金融庁・総務一）　三六
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三四一）
○経済施策を一体的に講ずることにより安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係告示の整備に関する告示（財務一六五）　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇皇統譜令の一部を改正する政令（政令第二百八十号）（内閣官房）

1　規定の整理

皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、皇統譜令の規定の整理を行う。（第五条関係）

2　その他

その他所要の改正を行う。

3　附則

⑴　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和八年十月二十四日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　経過措置

改正法の施行の際における内親王又は女王（施行時内親王等）が改正法附則第二条の経過規定により皇族の身分を離れたときの皇統譜への登録及び付記について、皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときと同様の取扱いとする。（附則第二項関係）

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十一号）（総務省）

1　婚姻内親王等の特例に関する事項

⑴　住民票の記載事項に関し、「氏名」を「名」に読み替える等、所要の改正を行うものとすること。（第三十三条第一項関係）

⑵　婚姻内親王等が皇族の身分を離れた場合において、住民基本台帳法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票を作成等するとともに、⑴の規定により読み替えて適用する同条各号に掲げる事項を記載した住民票の消除を行うものとすること。（第三十三条第二項関係）

⑶　宮内庁長官が、婚姻内親王等の住民票の記載等をすべき事由があることを知ったときは、住所地の市町村長へ通知しなければならないものとすること。（第三十三条第三項関係）

2　施行期日

この政令は、皇室典範等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとすること。（附則関係）

◇恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十二号）（総務省）

第1　恩給給与規則の一部改正

1　恩給証書等の添付を求めている規定を削除すること。（第二条、第二条ノ七～第二条ノ九、第二条ノ十一～第二条ノ十三、第三条ノ二、第三条ノ三、第七条、第八条、第十条、第十条ノ三、第十条ノ六、第十条ノ七、第十条ノ九、第十条ノ十、第十一条ノ二～第十一条ノ四、第十五条、第三十六条関係）

2　恩給証書の返還を求めている規定を削除すること。（第三十五条関係）

3　恩給の受給者が氏名を変更した場合の届出について、恩給証書の添付は不要とし、裁定庁において新たに変更後の氏名を反映した恩給証書を交付することに改めること。（第三十八条関係）

4　その他所要の改正を行うこと。

第2　国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部改正

1　互助年金証書等の添付を求めている規定を削除すること。（第二条、第二条の二、第四条、第五条、第七条、第八条、第三十四条関係）

2　互助年金の受給者が氏名を変更した場合の届出について、互助年金証書の添付は不要とし、裁定庁において新たに変更後の氏名を反映した互助年金証書を交付することに改めること。（第二十八条関係）

3　一定の場合には、受給権の調査に係る申立書の提出を不要とすること。（第三十一条関係）

4　互助年金証書の返還を求めている規定を削除すること。（第三十三条関係）

5　その他所要の改正を行うこと。

第3　施行期日等

1　この政令は、令和八年十月一日から施行すること。（附則第一項関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二項関係）

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第二百八十三号）（防衛省）

1　整備計画局及び同局サイバー整備課並びに統合幕僚監部運用部運用第一課の所掌事務を変更する。（第七条、第二十八条及び第六十条関係）

2　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

◇建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十四号）（国土交通省）

1　型式適合認定の類型の追加

型式適合認定の類型として、建築物の構造耐力に係る一連の規定に適合していることについての認定を追加する。（第十条第一号、第百三十六条の二の十一第一号関係）

2　採光規制の対象の合理化

児童福祉施設等のうち、利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、建築基準法第二十八条第一項の採光規制の対象から除外する。（第十九条第二項第四号関係）

3　防火上及び避難上の規制の対象の合理化

⑴　一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物のうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、層間変形角及び面積区画に係る規制の対象から除外する。（第百九条の二の二、第百十二条第一項関係）

⑵　一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物であって準防火地域内にあるもののうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、面積区画に係る規制の対象から除外する。（第百十二条第四項関係）

⑶　一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物であって準防火地域内にあり、かつ、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するもののうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、面積区画に係る規制の対象から除外する。（第百十二条第五項関係）

⑷　一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六条の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物のうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、竪穴区画に係る規制の対象から除外する。（第百十二条第十一項関係）

4　用途地域における危険物の総量規制の合理化
圧縮ガス又は可燃性ガスを燃料として使用する設備等であって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する設備により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び可燃性ガスについて、建築基準法の用途規制における危険物から除く。（第百三十条の九第一項関係）

5　その他
その他所要の改正を行う。

6　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年十一月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二項、第三項関係）

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十五号）（財務省）

1　令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念するため発行する千円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定める。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、四万枚とする。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣で一枚を容器に入れたものの価額にあっては、三万四百五十五円とする。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二百八十六号）（内閣府本府）

1　関係政令の整備
関係政令について所要の規定の整備を行う。

2　附則

⑴　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　罰則に関する経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇日本学術会議評価委員会令（政令第二百八十七号）（内閣府本府）

1　専門委員

⑴　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるものとする。（第一条第一項関係）

⑵　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。（第一条第二項関係）

⑶　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。（第一条第三項関係）

2　委員等の勤務
委員及び専門委員は、非常勤とする。（第二条関係）

3　委員長

⑴　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。（第三条第一項関係）

⑵　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。（第三条第二項関係）

⑶　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。（第三条第三項関係）

4　議事

⑴　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないものとする。（第四条第一項関係）

⑵　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。（第四条第二項関係）

5　資料の提出等の要求
委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は日本学術会議の会長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。（第五条関係）

6　庶務
委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において処理する。（第六条関係）

7　雑則
この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。（第七条関係）

8　施行期日
この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百八十八号）（内閣府本府）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行期日及び同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年九月十八日とする。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第二百八十九号）（内閣府本府）

1　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行に伴い、政策統括官の職務を変更する。（本則関係）

2　この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。（附則関係）

◇株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（政令第二百九十号）（財務省）

1　劣後的政府貸付けについて、担保が付されていないこと、その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること、政府がその貸付けに係る債権の全部又は一部を免除しなければ株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の財産をもって会社の債務を完済することができないと認められる場合において、会社の目的の達成に重大な支障が生ずるおそれがあると認められるときは、政府は会社の株式の取得であってその貸付けに係る会社の債務を消滅させるためにするものを行う旨の特約が付されていること等の性質の全てを有するものとする。（第五条の二関係）

2　認定特定海外事業促進業務が新たに会社の業務に加わったことを踏まえ、剰余金のうち準備金として積み立てる額等、国庫納付の手続、国庫納付金の帰属する会計並びに社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の認可に関して、認定特定海外事業促進業務に係る勘定についても、一般業務勘定及び特定業務勘定と同様に規定する。（第六条～第九条関係）

3　その他所要の規定の整備を行う。

4　この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。（附則関係）

◇建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百九十一号）（国土交通省）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。

◇建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百九十二号）（国土交通省）

1　特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の指定に係る基準となる住宅の戸数の設定

⑴　特別特定一戸建て住宅建築主の指定に係る基準となる、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数を二千戸とする。（第六条第一項関係）

⑵　特別特定共同住宅等建築主の指定に係る基準となる、前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数を二千戸とする。（第六条第二項関係）

⑶　特別特定一戸建て住宅建設工事業者の指定に係る基準となる、前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数を二千戸とする。（第八条第一項関係）

⑷　特別特定共同住宅等建設工事業者の指定に係る基準となる、前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数を一万五千戸とする。（第八条第二項関係）

2　その他

その他所要の改正を行う。

3　施行期日

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百九十三号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月三十日とする。

◇情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百九十四号）（金融庁）

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月三十日とする。

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百九十五号）（財務省）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の施行期日は、令和九年一月四日とする。

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二百九十六号）（財務省）

第1　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部改正

1　銀行等の確認義務に関する事項

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号。以下「改正法」という。）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）第十七条第一号及び第二号において、銀行等の確認義務から除く支払等を追加したことに伴い、当該支払等の内容を定める。（第七条第一項、第二項関係）

2　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第2　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号。以下「直投令」という。）の一部改正

1　対内直接投資等の定義に関する事項

⑴　新法第二十六条第一項第三号に掲げる外国投資家について、他の会社を通じて間接に保有される議決権の数に含まれる範囲の適正化を行う。（第二条第一項関係）

⑵　新法第二十六条第二項第九号及び第十号において、本邦企業の株式等を一定以上所有している海外法人等の議決権の取得等を対内直接投資等として規制対象に加えたことに伴い、これらの号に規定する行為に係る事項を定めるとともに、同項第十一号に基づき同項第九号及び第十号に規定する行為に準ずる行為等を定める。（第二条第十六項～第二十五項関係）

⑶　新法第二十六条第四項に規定する「密接関係者」について、その範囲の適正化を行う。（第二条第二十八項関係）

2　対内直接投資等及び特定取得の届出に関する事項

⑴　1⑵の対内直接投資等の定義の見直し等に伴い、相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して事前届出等を不要とする対内直接投資等の範囲を見直す。（第三条第一項関係）

⑵　1⑵の対内直接投資等の定義の見直し等に伴い、事前届出の対象となる対内直接投資等の範囲を見直す。また、事前届出の対象となる対内直接投資等及び特定取得として、特定の技術又は情報を保有する法人を追加する。（第三条第二項、第四条第二項関係）

⑶　新法第二十七条の三において、禁止期間中の国の安全等に係る措置に関する自発的な修正の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。（第三条の三関係）

⑷　新法第二十七条の四において、禁止期間満了後の国の安全等に係る措置に関する変更の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。（第三条の四関係）

⑸　新法第二十八条の三において、禁止期間中の国の安全に係る措置に関する自発的な修正の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。（第四条の四関係）

⑹　新法第二十八条の四において、禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。（第四条の五関係）

3　外国投資家のみなし規定に関する事項

新法第二十七条第十四項等において、外国投資家以外の者を外国投資家とみなすものとして、契約等に基づき行われるものや、非居住者等と特別の関係にある者により行われるものを規定したことに伴い、その詳細を定める。（第三条第十九項～第二十一項、第三条の二第六項～第八項、第四条第十二項～第十四項、第四条の三第五項～第七項、第四条の八第十項～第十二項、第六条の三第四項～第六項関係）

4　事前届出の対象でない対内直接投資等及び特定取得に対する報告徴収等に関する事項

新法第二十九条の二において、事前届出の対象でない対内直接投資等又は特定取得であって、国際情勢の変化その他の事由により国の安全の観点から特に必要があると認めるものに係る報告徴収、勧告、命令等に関する規定を設けたことに伴い、対象となる対内直接投資等又は特定取得や関係する手続を定める。（第四条の八関係）

5　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第3　その他関係政令の一部改正

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）について、所要の規定の整理を行う。（別表第二関係）

第4　施行期日

この政令は、一部を除き、改正法の施行の日（令和九年一月四日）から施行する。（附則第一条関係）

第5　適用期日

この政令による改正後の直投令の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う対内直接投資等又は特定取得について適用する。（附則第二条関係）

◇お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百九十七号）（総務省）

1　寄附金付郵便葉書等に付加される寄附金の配分を受けるための申請の手続における意見書の添付を不要とする。（第二条第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政令

皇統譜令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十号

皇統譜令の一部を改正する政令

内閣は、皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）の施行に伴い、及び同法附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

皇統譜令（昭和二十二年政令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「皇室典範」の下に「（昭和二十二年法律第三号）」を加え、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第五条中「から第十四条まで」を削り、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、皇室典範等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　皇室典範等の一部を改正する法律附則第二条に規定する施行時内親王等に係るこの政令による改正後の第五条の規定の適用については、同条中「第十一条」とあるのは、「第十一条又は皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）附則第二条」とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十一号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第八条、第二十二条第一項第七号、第三十九条第二項及び第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

（婚姻内親王等に関する特例）

第三十三条　法第三十九条第一項に規定する内親王及び女王（次項及び第三項において「婚姻内親王等」という。）に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第七条第一号	氏名	名の振り仮名（名に用いられる文字の読み方を示す文字をいう。）
法第七条第一号の二	氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）	

法第七条第四号	世帯主の氏名			世帯主の氏名（世帯主が次号に規定する内親王等住民である場合にあつては、世帯主の名。第二十二条第一項第五号及び第二十三条第五号において同じ。）
法第七条第五号	戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨			第三十九条第一項に規定する内親王及び女王であつて、市町村の区域内に住所を有するもの（次号及び第二十二条第二項において「内親王等住民」という。）である旨
法第七条第六号	住民となつた年月日			内親王等住民となつた年月日
法第九条第二項	戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした			皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律（昭和二十二年法律第百十一号）第九条第一項又は第十条第一項の規定による届書を受理した
法第二十二条第一項第一号	氏名			名
法第二十二条第二項	する者（同項第七号の者を除く。）			する者
	もの			もの（同項第七号の者である内親王等住民にあつては、内親王等住民の身分に関する事項を証する文書）
法第二十三条第一号、第二十四条及び第二十五条	氏名			名
第十二条第二項第一号	戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をした	法第九条第二項	第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する法第九条第二項の規定若しくは第三十三条第三項	皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律（昭和二十二年法律第百十一号）第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による届書を受理した
第二十二条	出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示	同条第二項の文書	次条第一項に規定する転出証明書	第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する法第七条第一号の二に規定する名の振り仮名、出生の年月日及び同条第五号に規定する内親王等住民である旨

2　市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている婚姻内親王等が皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは、その者の法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同条各号に掲げる事項の記載をするとともに、その者の前項の規定により読み替えて適用する同条各号に掲げる事項を記載した住民票（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

3　宮内庁長官は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務を管理し、又は執行するに当たつて、婚姻内親王等の住民票の記載等をすべき事由があることを知つたとき（法第四章の規定による届出に基づき市町村長が住民票の記載等をすべき場合及び第一項の規定により読み替えて適用する法第九条第二項の規定により市町村長が通知すべき場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を当該婚姻内親王等が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

附　則

この政令は、皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十二号

恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十八条ノ二及び国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（恩給給与規則の一部改正）

第一条　恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

前条及前二項ノ規定ハ恩給ノ改定ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス

第二条ノ七第二項中「、先順位者ノ受ケタル普通恩給証書」を削り、同条第四項中「普通恩給証書及」を削る。

第二条ノ八第一項第一号中「普通恩給証書」を「其ノ者ガ普通恩給ノ給与ヲ受ケタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書」に改める。

第二条ノ九中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二条ノ十第二項中「傷病賜金ノ裁定通知書」を「傷病賜金ヲ受ケタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書」に改める。

第二条ノ十一第三号中「依ル普通恩給」及び「当該普通恩給」の下に「又ハ一時恩給」を加え、「普通恩給証書、法律第百五十五号附則ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ受クルノ権利ヲ取得シタル者ニシテ当該一時恩給ノ裁定ヲ経タルモノニ在リテハ」及び「及当該一時恩給ヲ返還スルヤ否」を削る。

第二条ノ十二中「左ノ書類」を「請求者ガ帰国シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書」に改め、同条各号を削る。

第二条ノ十三中「ニ恩給証書」、「添附シ」及び「之ヲ」を削る。

第三条ノ二を次のように改める。

第三条ノ二　削除

第三条ノ三第一項第一号中「恩給証書及」を削り、「並ニ」を「及」に改め、同項第二号中「恩給証書及」を削る。

第七条第三項を削る。

第八条第一項第一号中「其ノ恩給証書並」を削り、同条第二項中「前項第一号ノ場合ニ、前条第二項及第三項ノ規定ハ前項第二号」を「前項」に改める。

第十条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同項第三号中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第十条ノ三を次のように改める。

第十条ノ三　削除

第十条ノ六中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十条ノ七第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第十条ノ九第一項中「扶助料証書及」を削る。

第十条ノ十第三項中「第一項ノ」を「前項ノ」に、「ハ第一項」を「ハ前項」に改め、同条第二項を削る。

第十一条ノ二第一項第一号中「扶助料証書及」を削り、「並」を「及」に改め、同項第二号中「扶助料証書及」を削る。

第十一条ノ三第一項第一号中「扶助料証書及」を削り、「並」を「及」に改め、同項第二号中「扶助料証書及」を削る。

第十一条ノ四第一項第一号中「扶助料証書」を削り、同項第二号及び同条第二項中「扶助料証書及」を削る。

第十五条第一項第一号中「其ノ恩給証書並」を削る。

第十九条ノ四を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十六条ノ二を削る。

第二十九条ノ二第一項中「（裁定告知書ヲ含ム以下同ジ）」を削る。

第三十四条ノ三第二項中「前項」を「前項各号」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ差出スベキ同項各号ニ規定スル書類ノ全テヲ裁定庁ノ承認ヲ以テ代ヘタルトキハ恩給受給権存否ノ調査ニ関スル申立書ハ之ヲ差出スコトヲ要セズ

第五章の章名中「返還及」を削る。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第三十六条中「証拠書類ヲ添ヘ」を削る。

第三十七条第一項中「再交付」の下に「（次条第二項ノ規定ニ依ル交付ヲ含ム）」を加え、同条第二項を削る。

第三十八条第一項中「恩給証書及」を削り、同条第二項中「裁定庁ハ」の下に「新ニ」を加え、「ニ改氏名ノ事実ヲ記載シタル上之」を削り、「返付ス」を「交付ス」に改める。

（国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部改正）

第二条　国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「互助年金証書の返還及び」を削る。

第二条を次のように改める。

（普通退職年金又は公務傷病年金の改定請求）

第二条　前条の規定は、普通退職年金又は公務傷病年金の改定を請求する場合について準用する。

第二条の二中「互助年金証書を受けた後」及び「及び互助年金証書」を削る。

第四条第四項を削る。

第五条第二項第一号中「その互助年金証書並びに」を削り、同条第三項中「前項第一号の場合に、前条第三項及び第四項の規定は前項第二号の場合に」を「、前項の場合について」に改める。

第七条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第八条第一項中「互助年金証書及び」を削る。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条　削除

第二十八条第一項中「互助年金証書及び」を削り、同条第二項中「裁定庁は、」の下に「新たに」を加え、「に改氏名の事実を記載し、これ」を削り、「返送し」を「交付し」に改める。

第三十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する裁定庁の定める書類の提出は、当該書類によつて証明すべき事実が裁定庁に顕著であること又は当該事実について公の証明があることを裁定庁が承認したときは、その承認をもつてこれに代えることができる。この場合において、互助年金受給権の存否の調査に必要な事実の全てについて裁定庁の承認があつたときは、同項に規定する申立書は、これを提出することを要しない。

第五章の章名中「互助年金証書の返還及び」を削る。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十四条中「、証拠書類を添え」を削る。

第三十五条第一項中「とき」の下に「（第二十八条第二項の規定により交付されたときを含む。）」を加え、同条第二項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる請求、届出又は申請について適用し、同日前に行われた請求、届出又は申請については、なお従前の例による。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十三号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　自衛隊法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置に係る行動の基本に関すること。

第二十八条に次の一号を加える。

六　自衛隊法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置に係る行動の基本に関すること。

第六十条第四号中「警護出動」の下に「、同法第八十一条の三の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置」を加える。

附　則

この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十四号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される同法第六条第一項（同法第八十七条第一項及び第八十七条の四において準用する場合を含む。）並びに同法第二十条第一項各号、第二十八条第一項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条、第六十八条の十第一項、第九十七条の六並びに別表第二(と)項第四号、(ぬ)項第四号及び(る)項第二号（同法第八十七条第二項又は第三項において同法第四十八条第七項、第十項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「あつては同号ロに掲げる全ての規定」の下に「、同号ハに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては同号ハに掲げる全ての規定」を加える。

第十九条第二項第四号中「保育所」の下に「及び利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの」を加える。

第百九条の二の二第一項中「適合する建築物」の下に「（その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）」を加える。

第百十二条第一項中「適合する建築物」の下に「（その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）」を加え、同条第四項中「、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合する」を「、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するもの並びにその構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める」に改め、同条第五項中「限る。）とした建築物又は」を「限り、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とした建築物又は」に改め、同条第十一項中「適合する建築物」の下に「（その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）」を加える。

第百二十八条の三第五項中「適合する建築物」の下に「（その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）」を加える。

第百三十条の九第一項中「及び液化ガス」の下に「、圧縮ガス又は可燃性ガスを燃料として使用する設備（これと一体として設置されるこれらのガスを貯蔵するものを含み、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び可燃性ガス」を加える。

第百三十六条の二の十一第一号ロ(1)中「イ(1)」を「ロ(1)」に改め、同号ロ(2)中「イ(2)」を「ロ(2)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(1)中「法第二十条（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）」を「イ(1)に掲げる規定並びに」に改め、「、法第三十七条」を削り、同号イ(2)中「第二章」を「イ(2)に掲げる規定並びに第二章」に改め、「、第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条及び第八十条の三を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）」を削り、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　次に掲げる全ての規定

(1)　法第二十条（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）及び法第三十七条の規定

(2)　第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条及び第八十条の三を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年十一月一日から施行する。

（型式適合認定に関する経過措置）

2　この政令の施行前にこの政令による改正前の建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの建築基準法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式は、それぞれこの政令による改正後の建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号ロ又はハに掲げる規定に適合するものであることの同項の認定を受けているものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十五号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第七十一号を第七十二号とし、第五十二号から第七十号までを一号ずつ繰り下げ、第五十一号の次に次の一号を加える。

五十二	千円の貨幣のうち令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念するため発行するもの		
	素材	銀	
	品位	純銀	
	量目	三十一・一グラム	
	形式	直径	四十ミリメートル
		彩色	白色、黒色、青緑色、水色、青色、赤紫色、赤色、オレンジ色、黄色、青紫色、ピンク色、黄緑色及び緑色
			四万枚
			三万四百五十五円
	六十二	令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	

別表第三中第六十五号を第六十六号とし、第四十六号から第六十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六	令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣



別表第四第四十三号イ中「別表第一第六十四号」を「別表第一第六十五号」に改め、同表に次のように加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十五号」を「第五十六号」に改める。

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗

日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十六号

日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　国家公務員退職手当法施行令の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

五十三　日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第十四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本学術会議の職員としての在職期間

第九条の二に次の一号を加える。

百九十九　日本学術会議

第九条の四に次の一号を加える。

百四十七　日本学術会議

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

九十三　日本学術会議

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十五　日本学術会議

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百三十　日本学術会議

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「国立健康危機管理研究機構」の下に「、日本学術会議」を加える。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第七号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第七号

三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第五号

四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第五号

五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第五号

六　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百七十二号）第二条第五号

七　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第五号

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十六　日本学術会議

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百十二　日本学術会議

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第六条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「土地区画整理組合」の下に「、日本学術会議」を加える。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第七条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方税共同機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）
	資本金

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「及び国立健康危機管理研究機構」を「、国立健康危機管理研究機構及び日本学術会議」に改める。

一　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第六号

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第二条第五号

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「西日本高速道路株式会社」の下に「、日本学術会議」を加える。

（統計法施行令及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「脱炭素成長型経済構造移行推進機構」の下に「、日本学術会議」を加える。

一　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

二　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十一条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十五　日本学術会議

第十五条第一項第五号中「第五条第十項に規定する事務局長及び」の下に「日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第二十八条の規定による廃止前の」を加え、同条第二項第五号中「並びに」を「及び」に改め、「及び日本学術会議法第十六条第二項に規定する局長」を削る。

第三十条に次の一号を加える。

三十四　日本学術会議

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁及びこども家庭庁を除く。）の項中「日本学術会議に置かれる事務局」を削る。

（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十二条　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

三十四　日本学術会議

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第十三条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

日本学術会議評価委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十七号

日本学術会議評価委員会令

内閣は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）第五十一条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条　日本学術会議評価委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員等の勤務）

第二条　日本学術会議評価委員（以下「委員」という。）及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第三条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第四条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第五条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は日本学術会議の会長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第六条　委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において処理する。

（雑則）

第七条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）附則第一条本文及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年九月十八日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十九号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号㈨中「確保並びに」を「確保、」に改め、「非公開」の下に「並びに特定海外事業の促進」を加える。

附　則

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十号

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第一項第二号及び第七項、第十三条第三項、第三十一条第一項及び第三項、第三十三条第四項及び第五項並びに第四十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号及び第五条第五号中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第五条の二中「株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）」を「会社」に改め、同条を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（劣後的政府貸付け）

第五条の二　法第十三条第三項に規定する政令で定める貸付けは、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

一　担保が付されていないこと。

二　その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

三　政府がその貸付けに係る債権の全部又は一部を免除しなければ株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の財産をもって会社の債務を完済することができないと認められる場合において、法第一条の目的の達成に重大な支障が生ずるおそれがあると認められるときは、政府は会社の株式の取得であってその貸付けに係る会社の債務を消滅させるためにするものを行う旨の特約が付されていること。

四　前三号に掲げるもののほか、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定により定められる基準を勘案して主務大臣が会社の自己資本の充実に資する債務の基準として定める基準に適合するものであること。

第六条第一項に次の一号を加える。

三　認定特定海外事業促進業務（法第十三条の四第一項に規定する認定特定海外事業促進業務をいう。以下同じ。）に係る勘定　毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額

第六条第二項に次の一号を加える。

三　認定特定海外事業促進業務に係る勘定　認定特定海外事業促進業務に係る勘定に整理された資本金の額に相当する額

第七条及び第八条第一項中「及び特別業務」を「、特別業務及び認定特定海外事業促進業務」に改める。

第九条第一項中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「及び特別業務」を「、特別業務及び認定特定海外事業促進業務」に改め、同項第一号ヘ及び第二号ホ中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十条から第十一条の二までの規定中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十四条中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削る。

第十五条（見出しを含む。）中「財務省令」を「主務省令」に改める。

第十六条中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

附　則

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十一号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十二号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十一条、第二十二条の二第一項及び第五項、第二十四条並びに第二十五条の二第一項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第五条の見出し中「新築する」を「新築した」に改める。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とする。

第六条の見出し中「建設する」を「建設した」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設した請負型一戸建て規格住宅等の戸数）

第八条　法第二十五条の二第一項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

2　法第二十五条の二第五項の政令で定める戸数は、一万五千戸とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（特別特定一戸建て住宅建築主等の新築した分譲型一戸建て規格住宅等の戸数）

第六条　法第二十二条の二第一項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

2　法第二十二条の二第五項の政令で定める戸数は、二千戸とする。

附　則

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月三十日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十四号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月三十日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十五号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日は、令和九年一月四日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十六号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十七条第一号及び第二号（これらの規定を同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十六条第一項第三号及び第四号、第二項第七号及び第九号から第十一号まで並びに第四項、第二十七条第一項、第十二項（同法第二十七条の四第二項、第二十八条第七項及び第三十条第七項において準用する場合並びに同法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同法第二十八条第七項において準用する同法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）並びに第十四項第二号及び第三号、第二十七条の二第一項並びに第七項第二号及び第三号、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項並びに第七項第二号及び第三号、第二十八条の三第一項、第二十八条の四、第二十九条第一項から第七項まで及び第九項、第二十九条の二第一項、第八項から第十項まで並びに第十三項第二号及び第三号、第三十条第七項、第五十五条の五第一項並びに第三項第二号及び第三号、第六十九条第一項、第六十九条の二第二項並びに第六十九条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第八条の三」に改める。

第七条の見出し中「対象」の下に「とならない支払等及び銀行等の確認義務の対象」を加え、同条中「第十七条第三号」の下に「（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を同第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十七条第一号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める支払等は、第六条第一項の規定により指定された支払等のうち、法第十六条第三項の規定により許可を受ける義務が課された支払等であつて、当該支払等が同条第一項若しくは第二項若しくは法第二十一条第一項若しくは第二項又はこれらの規定に基づく命令の規定の確実な実施を図るために指定されたもの以外の支払等に該当するものとして財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定する支払等とする。

2　法第十七条第二号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める支払等は、第十一条第一項の規定により指定された資本取引に係る支払等のうち、法第五十五条の九の二第一項に規定する外国為替取引等取扱業者が行う法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務が課された資本取引に係る支払等であつて、当該資本取引の態様、当該資本取引に係る当該外国為替取引等取扱業者の義務の履行に必要な態勢その他の事情を勘案して、法第十七条（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認がされなくても当該義務の履行が確保されると認めて財務大臣が告示により指定する支払等とする。

第七条の二中「第十八条第一項」の下に「（法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七条の二の二中「第十八条第一項第一号」の下に「（法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七条の三中「第十八条第三項」の下に「（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を加える。

第四章中第九条の前に次の一条を加える。

（資本取引に含まれる対内直接投資等）

第八条の三　法第二十条に規定する政令で定める行為は、対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為とする。

第十八条の十第二項第二号中「第七条第二号」を「第七条第三項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

（対内直接投資等に関する政令の一部改正）

第二条　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の四」を「第四条の八」に改める。

第二条第一項中「当該会社の株主若しくは出資者である他の会社（同項第一号又は第二号に掲げるもの（次項及び第四項第一号において「外国法人等」という。）の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。第四項第一号において同じ。）又はその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。以下同じ。）」を「次に掲げるもの」に、「（法第二十六条第一項第三号」を「（同号」に改め、「をいう。」の下に「第十六項及び第二十八項を除き、」を加え、同項に次の各号を加える。

一　法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げるもの（以下「外国法人等」という。）の出資比率が百分の五十以上である会社

二　外国法人等の被支配会社等（個人又は法人その他の団体がその経営を支配している法人その他の団体として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）である会社（前号に掲げる者を除く。）

三　前二号に掲げる者の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有するその他の団体を除く。以下同じ。）（前二号に掲げる者を除く。）

第二条第二項中「前項」を「前項第一号」に、「総株主又は総社員の議決権の数」を「総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「（同条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「上場会社等の各株主」を「各外国株主等」に、「他の会社若しくはその子会社に限る」を「第一項各号に掲げるものであつて、当該上場会社等の所有等株式（法第二十六条第二項第三号に規定する所有等株式をいう。以下同じ。）又は保有等議決権（同条第二項第四号に規定する保有等議決権をいう。以下同じ。）を所有し、又は保有するものをいう」に、「実質株式（」を「実質所有等株式（」に、「が株式を」を「が所有等株式を」に、「当該株式」を「当該所有等株式」に、「の株式以外の株式」を「における所有等株式以外の所有等株式」に、「、当該株主を第十九項第一号」を「及び当該外国株主等を第二十八項第一号」に改め、「（以下この号において「株主の密接関係者」という。）」を削り、「実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下この条において同じ。）その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、第七項に規定する要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式」を「実質所有等株式」に、「株式のうち」を「その数を合計する株式に」に、「もの。」を「株式の合計の数をいう。」に改め、同項第二号中「上場会社等の各株主」を「各外国株主等」に改め、「（法第二十六条第二項第四号に規定する保有等議決権をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「場合の」を「場合における」に、「第十八項」を「第二十七項」に、「株主を第十九項第一号」を「外国株主等を第二十八項第一号」に、「議決権のうち」を「その数を合計する議決権に」に、「もの。」を「議決権の合計の数をいう。」に改め、同条第五項第三号ハ中「場合」を「場合における当該役員」に改め、同条第六項中「金融商品取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）」を加え、同条第九項第一号中「第十七項」を「第二十六項」に、「第十六項第三号イ」を「第二十五項第三号イ」に改め、同項第二号中

「第十八項」を「第二十七項」に改め、同条第十一項第三号中「掲げる」を「規定する」に、「場合」を「場合におけるもの」に改め、「第七条第一号において同じ。」を削り、同条第十三項中「この項及び第七条第二号において」を削り、同条第十四項中「場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「金額のうちいずれか多い」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　一億円を下らない金額で主務省令で定める金額から、本邦に主たる事務所を有する法人に対する当該金銭の貸付け（銀行業を営む者その他次項に規定する金融機関がその業務として行う貸付け及び法第二十六条第一項第三号、第四号（同号に規定する任意組合又は同号に規定する投資事業有限責任組合に該当するものに限る。第二十五項第七号ロ及び第八号ロにおいて同じ。）又は第五号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付けを除く。次項第三号を除き、以下「金銭の貸付け」という。）前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高と他のものから取得した当該法人に対する貸付債権（第二十五項第七号イからハまでに規定する貸付債権を除く。次号において同じ。）の残高の合計額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

第二条第十四項第二号中「有する法人に対する」の下に「当該」を加え、「に対する金銭の貸付けの残高が前号の主務省令で定める金額を超える場合　当該金銭の貸付け後における当該法人」を削り、「当該金銭の貸付けの残高と」を「、当該金銭の貸付け前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高、他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び」に、「第十六項第一号」を「第二十五項第八号」に、「第十九項第一号」を「第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号から第五号までに掲げるものに該当するものに限る。以下「法人等」という。）が行つた金銭の貸付けの残高と取得した」を「非居住者等（法第二十六条第一項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）が行つた当該法人に対する金銭の貸付けの残高、当該非居住者等が他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該非居住者等が所有する当該法人（会社に限る。）が発行した」に、「含み、当該金銭の貸付けの金額を除く」を「含む」に改め、同条第十九項第一号中「又は」を「、」に、「同意者」を「同意者、同項第九号に規定する取得をしたもの若しくは同項第十号に規定する行使をしたもの（特定組合等がこれらの号に掲げる行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等）又は直接保有法人等」に、「総議決権」を「議決権（同条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権をいう。以下この項において同じ。）の総数」に改め、同項第二号中「総議決権」を「議決権の総数」に改め、同項第三号中「総議決権」を「議決権の総数」に、「法人等（」を「個人又は法人等（」に改め、同項第四号中「総議決権」を「議決権の総数」に改め、「以上に相当する議決権の数を直接に保有している」の下に「個人又は」を加え、同項第五号中「法人等の総議決権」を「もの（法人等に限る。）の議決権の総数」に、「法人等（」を「個人又は法人等（」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「法人等により総議決権」を「ものにより議決権の総数」に改め、同項第九号中「法人等及び」を「もの及び」に、「総議決権」を「議決権の総数」に改め、同項第十八号中「第十五号」を「第十八号」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十七号を削り、同項第十六号中「第十四号」を「第十七号」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に改め、同号を同項第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　株式取得者等が特定組合等である場合における当該特定組合等の業務執行組合員（前各号に掲げるものを除く。）

第二条第十九項第十五号中「実質株式」を「実質所有等株式」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十四号中「第九号まで及び第十一号」を「第十二号まで及び第十四号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号を同項第十六号とし、同項第十二号を同項第十五号とし、同項第十一号中「第九号」を「第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「前各号に掲げる法人等」を「第一号から第九号までに掲げるもの（法人等に限る。）」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号の次に次の三号を加える。

十　株式取得者等の被支配会社等である法人等（前各号に掲げるものを除く。）

十一　株式取得者等を被支配会社等とする非居住者等（前各号に掲げるものを除く。）

十二　前号に掲げるものの被支配会社等である法人等（前各号に掲げるものを除く。）

第二条第十九項を同条第二十八項とし、同条第十八項中「第十六項第四号」を「第二十五項第四号」に、「を受任すること」を「の受任」に改め、「及び第七条第一号」を削り、同項第一号中「あるもの」を「ある受任」に改め、同項第二号中「支配するおそれ又は当該会社の」を「支配し、又は当該」に、「ものに」を「事項に」に、「係るもの」を「係る受任」に改め、同項第三号中「伴うもの」を「伴う受任」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項を同条第二十六項とし、同条第十六項中「第二十六条第二項第九号」を「第二十六条第二項第十一号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　非居住者である個人が行う委任であつて、当該個人が非居住者となる以前から引き続き直接に保有する上場会社等以外の会社（以下「非上場会社」という。）の議決権の行使につき代理する権限の非居住者等に対するもののうち、次のいずれにも該当するもの

イ　受任をするものが当該非上場会社又はその役員以外のものである委任

ロ　受任をするものが当該非上場会社の経営を実質的に支配し、又は当該経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定める事項に係る議案に係る委任

第二条第十六項第三号イ中「法第二十六条第一項各号のいずれかに掲げるもの」を「非居住者等」に改め、同号ロ⑴中「対象とされる当該上場会社等の株式の数」を「開始後における」に、「を第十九項第一号」を「が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該運用者を第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に、「する株式への一任運用（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる当該上場会社等の株式の数並びに当該運用者及び当該運用者の密接関係者が所有する当該上場会社等の実質株式」を「所有する当該上場会社等の実質所有等株式」に改め、同号ロ⑵中「の後」を「の開始後」に、「の実質保有等議決権」を「が保有する実質保有等議決権」に改め、同項第四号イ中「上場会社等以外の会社（以下「非上場会社」という。）」を「非上場会社」に、「法第二十六条第一項各号に掲げるもの」を「非居住者等」に改め、同号ロ中「）の」を「）が保有する」に、「第十九項第一号」を「第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等の」を「非居住者等が保有する」に、「場合を」を「ものを」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「非居住者である個人又は法人等の同意」を「非居住者等の同意」に改め、「（第七条第一号において「共同議決権行使同意取得」という。）」及び「この号及び第三条の二第二項第二号において」を削り、「）の」を「）が保有する」に、「及び当該同意取得者を第十九項第一号」を「、当該同意取得者を第二十八項第一号」に、「もの又は」を「ものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等議決権の数及び」に、「同項第一号から第十四号まで、第十七号及び第十八号」を「同号から同項第十七号まで、同項第二十号又は同項第二十一号」に改め、「それぞれ」を削り、「なる非居住者である個人又は法人等の」を「なる非居住者等が保有する」に改め、同号を同項第六号とし、同項に次の九号を加える。

七　本邦に主たる事務所を有する法人に対する貸付債権の取得。ただし、次のいずれかに該当する貸付債権の取得を除く。

イ　銀行業を営む者又は第十五項第一号若しくは第三号に掲げる者が業として行う貸付債権の取得

ロ　法第二十六条第一項第三号、第四号又は第五号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付債権の取得

ハ　取得の日から弁済期の到来する日までの期間が一年以下である貸付債権の取得

ニ　残高が次に掲げる金額のうちいずれか多い金額以下である貸付債権の取得

(1)　一億円を下らない金額で主務省令で定める金額から、当該取得の前における当該貸付債権の債務者である本邦に主たる事務所を有する法人に対する金銭の貸付けの残高及び他のものから取得した当該法人に対する貸付債権（イからハまでに規定する貸付債権を除く。(2)において同じ。）の残高の合計額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

(2)　当該取得の後における当該貸付債権の債務者である本邦に主たる事務所を有する法人の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該取得の前における当該法人に対する金銭の貸付けの残高、他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該法人（会社に限る。）が発行した社債で当該取得をしたものが所有するものの残高との合計額（当該取得をしたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等がした当該法人に対する金銭の貸付けの残高、当該非居住者等が他のものから取得した当該法人に対する貸付債権の残高及び当該非居住者等が所有する当該法人（会社に限る。）が発行した社債の残高の合計額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

八　会社の発行する社債でその募集が非居住者等のうち特定のものに対してされるものの取得。ただし、次のいずれかに該当する社債の取得を除く。

イ　銀行業を営む者又は第十五項第一号若しくは第三号に掲げる者が業として行う社債の取得

ロ　法第二十六条第一項第三号、第四号又は第五号に掲げるものが行う本邦通貨をもつて表示される社債の取得

ハ　取得の日から元本の償還の日までの期間が一年以下である社債の取得

ニ　取得の金額が次に掲げる金額のうちいずれか多い金額以下である社債の取得

(1)　一億円を下らない金額で主務省令で定める金額から、当該社債の取得の前において当該社債の取得をしたものが所有する当該会社が発行した社債の残高の金額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

(2)　当該社債の取得の後における当該会社の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から、当該社債の取得の前において所有する当該会社が発行した社債の残高、当該社債の取得をしたものによる当該会社に対する金銭の貸付けの残高及び当該社債の取得をしたものが他のものから取得した当該会社に対する貸付債権（前号イからハまでに規定する貸付債権を除く。以下この(2)において同じ。）の残高の合計額（当該社債の取得をしたものを第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する当該会社が発行した社債の残高、当該非居住者等が行つた当該会社に対する金銭の貸付けの残高及び当該非居住者等が他のものから取得した当該会社に対する貸付債権の残高の合計額を含む。）を控除した金額（当該金額が零に満たない場合にあつては、零）

ホ　その他主務省令で定める社債の取得

九　外国議決権の取得であつて、当該取得をしたものが直接に保有する出資証券所有法人等（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を所有する外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体の構成員が当該特定組合類似団体の財産として当該出資証券を所有する場合は、当該特定組合類似団体）をいう。以下同じ。）の外国議決権（当該取得をしたものが当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあつては、当該取得をしたものが外国議決権行使等権限を保有する場合における当該外国議決権行使等権限を含む。）の数と、当該取得をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が直接に保有する当該出資証券所有法人等の外国議決権（当該取得をしたものが当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合にあつては、当該非居住者等が外国議決権行使等権限を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権を含む。）の数とを合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上となるもの

十　出資証券所有法人等又は当該出資証券所有法人等を被支配会社等とする外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に係る外国議決権の行使であつて、当該選任により、当該行使をしたもの及び当該行使をしたものを法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたものとした場合に第二十二項各号に掲げる者に該当することとなる者が新たに当該選任に係る法人その他の団体の役員又は役員で代表する権限を有するものの過半数を占めることとなるもの

十一　外国議決権行使等権限の取得であつて、当該取得をしたもの（以下この号において「間接行使等権限取得者」という。）が直接に保有する次のいずれかに該当する直接保有法人等又は出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権（自己が保有する外国議決権及び自己が保有する外国議決権行使等権限に係る外国議決権のうち、これらの外国議決権に係る外国議決権行使等権限が自己以外のものに委任され、かつ、当該委任により自己が当該外国議決権を行使できない場合における外国議決権以外の外国議決権をいう。以下同じ。）の数と、当該間接行使等権限取得者を第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が直接に保有する当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の数とを合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が、新たに百分の五十以上となるもの（当該間接行使等権限取得者が当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合におけるものに限る。）

イ　非上場会社の株式又は持分を所有している直接保有法人等

ロ　当該間接行使等権限取得者及び当該間接行使等権限取得者を第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「間接行使等権限取得者の密接関係者」という。）が所有する上場会社等の実質所有等株式の数並びに当該上場会社等の所有等株式を所有している直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該間接行使等権限取得者又は当該間接行使等権限取得者の密接関係者に該当するものを除く。ハにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一以上となる場合における当該直接保有法人等

ハ　当該間接行使等権限取得者及び当該間接行使等権限取得者に係る間接行使等権限取得者の密接関係者が保有する上場会社等の実質保有等議決権の数並びに当該上場会社等の保有等議決権を保有している直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となる場合における当該直接保有法人等

十二　直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等又は直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等を被支配会社等とする外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の外国株式等であつて、その株主総会又はこれに相当するものにおいて決議すべき事項の決定について当該外国株式等を所有するものの同意を要することを内容とするものの取得（直接保有法人等又は直接保有法人等を被支配会社等とする外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の外国株式等の取得にあつては、これらの直接保有法人等が、当該取得をするものを前号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該取得に限る。）

十三　共同して直接保有法人等又は出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の行使（当該直接保有法人等が所有し、若しくは保有する株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは保有等議決権に係る非上場会社若しくは上場会社等又は当該出資証券所有法人等が所有する出資証券に係る法人の経営に影響を与えるおそれのある事項がその対象に含まれていない場合におけるものを除く。）をすることにつき、当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権を保有する他の非居住者等の同意を得ることであつて、当該同意を得たもの（以下この号において「間接同意取得者」という。）が保有する実質保有等外国議決権の数、当該同意をしたもの（以下この号において「間接同意者」という。）が保有する実質保有等外国議決権の数、当該間接同意取得者を第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数及び当該間接同意者を同項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該直接保有法人等又は当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上となるもの（直接保有法人等の実質保有等外国議決権の行使に係る同意の取得にあつては、当該直接保有法人等が、当該間接同意者及び当該間接同意取得者を第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該同意の取得に限る。）

十四　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の外国議決権の取得であつて、当該取得の結果、当該法人その他の団体が、当該取得をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等に新たに該当することとなることにより、当該取得をしたもの、当該非居住者等又はこれらのものの役員若しくは使用人その他の従業者が、特定組合類似団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。以下同じ。）である直接保有法人等（当該取得をしたものを第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなるものに限る。）又は出資証券所有法人等の業務執行組合員の過半数を新たに占めることとなるもの

十五　特定組合類似団体である直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等又は直接保有法人等若しくは出資証券所有法人等を被支配会社等とする特定組合類似団体の業務執行組合員への就任であつて、当該就任をしたもの、当該就任をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる非居住者等又は当該就任をしたもの若しくは当該非居住者等（法人等に限る。）の役員若しくは使用人その他の従業者が、新たにこれらの特定組合類似団体の業務執行組合員の過半数を占めることとなるもの（特定組合類似団体である直接保有法人等又は直接保有法人等を被支配会社等とする特定組合類似団体の業務執行組合員への就任にあつては、これらの直接保有法人等が、当該就任をしたものを第十一号に規定する間接行使等権限取得者とした場合に同号イからハまでに掲げる直接保有法人等に該当することとなる場合における当該就任に限る。）

第二条第十六項を同条第二十五項とし、同条第十五項の次に次の九項を加える。

16　法第二十六条第二項第九号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき当該取得をしたものが行使することができる議決権として政令で定めるものは、同号に規定する取得をしたものが外国議決権行使等権限（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体の株式又はこれに相当するもの（以下「外国株式等」という。）への一任運用に係る契約その他の契約の締結により当該外国株式等に係る株主若しくはこれに相当するものとしての同号に規定する議決権（以下「外国議決権」という。）を行使することができる権限又は当該外国議決権の行使について指図を行うことができる権限をいう。以下同じ。）を保有する場合における当該外国議決権行使等権限に係る外国議決権とする。

17　法第二十六条第二項第九号に規定する当該取得をしたものと株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第二十六条第二項第九号に規定する取得が、当該取得をしたもの（法第二十七条第十三項の規定により特定組合等（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）が外国議決権を取得するとみなされる場合にあつては、当該特定組合等。以下この項において「間接取得者」という。）を被支配会社等とする法人その他の団体の外国議決権の取得である場合　次に掲げる個人又は法人その他の団体（非居住者等に限る。）

イ　間接取得者によりその外国議決権の総数の百分の五十以上に相当する外国議決権の数を直接に保有されている法人

ロ　間接取得者の被支配会社等（イに掲げるものを除く。）

ハ　間接取得者が、法第二十六条第二項第九号イからハまでに掲げる直接保有法人等（同条第五項に規定する直接保有法人等をいう。以下同じ。）の外国議決権を保有する他の非居住者等と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ　間接取得者が、ハに規定する直接保有法人等の外国株式等に係る外国議決権行使等権限を保有する他の非居住者等と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イからハまでに掲げるものを除く。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる個人又は法人その他の団体（非居住者等に限る。）

イ　間接取得者によりその外国議決権の総数の百分の五十以上に相当する外国議決権の数を直接に保有されている法人

ロ　間接取得者の被支配会社等（イに掲げるものを除く。）

ハ　間接取得者を被支配会社等とする個人又は法人その他の団体

ニ　ハに掲げるものの被支配会社等（イからハまでに掲げるものを除く。）

ホ　間接取得者が、法第二十六条第二項第九号イからハまでに掲げる直接保有法人等の外国議決権を保有する他の非居住者等と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　間接取得者が、ホに規定する直接保有法人等の外国株式等に係る外国議決権行使等権限を保有する他の非居住者等と継続的に全ての事項について共同して当該直接保有法人等の外国議決権を行使することの合意をしている場合における当該他の非居住者等（イからホまでに掲げるものを除く。）

18　第十六項の規定は、法第二十六条第二項第九号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき前項に規定する政令で定めるものが行使することができる議決権として政令で定めるものについて準用する。

19　法第二十六条第二項第九号ロに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

20　法第二十六条第二項第九号ハに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

21　法第二十六条第二項第十号に規定する政令で定める外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体は、次に掲げる外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体とする。

一　法第二十六条第二項第十号イからハまでに掲げる直接保有法人等の外国議決権の総数の百分の五十以上に相当する外国議決権の数を直接に保有している法人

二　前号に規定する直接保有法人等を被支配会社等とする法人その他の団体（同号に掲げる法人を除く。）

22　法第二十六条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次に掲げる個人又は法人とする。

一　法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたもの（法人その他の団体（同条第一項第二号から第五号までに掲げるものに該当するものに限る。以下「法人等」という。）に限る。）の役員又は使用人その他の従業者

二　前号に規定する行使をしたものを第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項第二号に定めるものに該当することとなる個人又は法人

三　前号に掲げる者（法人に限る。）の役員又は使用人その他の従業者

四　法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたもの（個人に限る。）の配偶者

五　前号に規定する行使をしたものの直系血族

六　法第二十六条第二項第十号に規定する行使をしたもの（第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当するものに限る。）に係る国又は地域の政府機関、公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員若しくは使用人その他の従業者又は構成員

23　法第二十六条第二項第十号ロに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

24　法第二十六条第二項第十号ハに規定する政令で定める率は、百分の一とする。

第三条第一項中「とする」を「（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）とする」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　相続又は遺贈により行われる法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第九号に掲げる行為又は前条第二十五項第一号、第五号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第十四号に掲げる行為

第三条第一項第二号中「もの」の下に「及び技術又は情報であつて対内直接投資等を行つた外国投資家が当該技術又は情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術又は情報を保有する法人に該当するもの」を加え、同項第四号中「の所有等株式等（」を「が所有し、若しくは出資し、又は保有する所有等株式等（自己が」に、「非上場会社に出資する金額又は直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（前条第十六項第四号イ」を「自己が非上場会社に出資する金額又は自己が直接に保有する非上場会社の議決権及び自己が行う議決権代理行使受任（前条第二十五項第四号イ」に、「。以下この号において」を「。以下」に、「前条第十九項第一号」を「同条第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等の」を「非居住者等が所有し、若しくは出資し、又は保有する」に改め、同項第五号中「又は併合」を「若しくは併合」に、「前条第十七項」を「前条第二十六項」に、「同条第十六項第三号イ」を「同条第二十五項第三号イ」に改め、同項第六号中「若しくは第八号」を「から第十号まで」に、「前条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号」を「前条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号まで」に改め、同項第七号中「組合員」を「組合員（特定組合類似団体にあつては、その構成員。第四条第一項第三号において同じ。）」に、「若しくは第七号に掲げる行為又は前条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号」を「、第七号、第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号まで」に改め、同項第八号中「場合を」を「場合におけるものを」に改め、同項第十二号を同項第二十号とし、同項第十一号中「前条第十九項第一号」を「前条第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に、「前条第十二項各号」を「同条第十二項各号」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の七号を加える。

十三　法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為（直接保有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当するもの（次項各号に掲げる対内直接投資等に該当するものを除く。）

イ　当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）及び当該間接取得者等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「間接取得者等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する非上場会社（当該行為に係る直接保有法人等が株式又は持分を所有するものに限る。）の所有等株式等と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該間接取得者等又は当該間接取得者等の密接関係者に該当するものを除く。ロ及びハにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合が百分の十未満であるもの

ロ　間接取得者等及び当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が所有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が所有等株式を所有するものに限る。）の実質所有等株式の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数とを合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十未満であるもの

ハ　間接取得者等及び当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が保有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が保有等議決権を保有するものに限る。）の実質保有等議決権の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十未満であるもの

十四　法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為であつて、当該行為に係る直接保有法人等が組合等（特定組合類似団体を除く。）の財産としてのみ非上場会社の株式若しくは持分又は上場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権を所有し、又は保有する場合における当該行為

十五　法第二十六条第二項第九号に掲げる行為であつて、同号に規定する取得をしたものが、当該行為の後において保有することとなる当該行為に係る直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数及び当該取得をしたものを前条第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該直接保有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十未満であるもの

十六　法第二十六条第二項第九号に掲げる行為（当該行為に係る直接保有法人等が同号イに掲げるものである場合における当該行為を除く。）又は同項第十号に掲げる行為（当該行為に係る直接保有法人等が同号イに掲げるものである場合における当該行為を除く。）であつて、次に掲げる割合のいずれもが百分の一未満であるもの

イ　当該行為をしたもの（以下この号において「行為者」という。）及び当該行為者を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「行為者の密接関係者」という。）が所有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が所有等株式を所有するものに限る。）の実質所有等株式の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該行為者又は当該行為者の密接関係者に該当するものを除く。ロにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数とを合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合

ロ　行為者及び当該行為者に係る行為者の密接関係者が保有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が保有等議決権を保有するものに限る。）の実質保有等議決権の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合

十七　法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為（直接保有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ　当該行為をしたもの（特定組合等が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下このイにおいて同じ。）又は当該行為をしたものを被支配会社等とするものが、次条第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当する場合における当該行為

ロ　次の要件のいずれも満たすもの

(1)　当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する非上場会社（当該行為に係る直接保有法人等が株式又は持分を所有するものに限る。）の所有等株式等及び当該行為の前における当該間接取得者等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「間接取得者等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等を合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額又は総議決権に占める割合が百分の五十未満であること。

(2)　(1)に規定する合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数と、当該行為に係る直接保有法人等及び当該行為の後における当該間接取得者等の密接関係者（間接取得者等又は当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者に該当するものを除く。ハ(2)及びニ(2)において「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等を合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は総議決権に占める割合が百分の五十未満であること。

ハ　次の要件のいずれも満たすもの

(1)　間接取得者等が所有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が所有等株式を所有するものに限る。）の実質所有等株式の数及び当該行為の前における当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の五十未満であること。

(2)　(1)に規定する合計した純株式数と、当該行為に係る直接保有法人等及び当該行為の後における当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数とを合計した当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の五十以上となること。

ニ　次の要件のいずれも満たすもの

(1)　間接取得者等が保有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が保有等議決権を保有するものに限る。）の実質保有等議決権の数及び当該行為の前における当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の五十未満であること。

(2)　(1)に規定する合計した純議決権数と、当該行為に係る直接保有法人等及び当該行為の後における当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の五十以上となること。

十八　法第二十六条第二項第九号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号若しくは第十四号に掲げる行為であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　当該行為をしたもの（特定組合等が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下この号において「間接取得者等」という。）又は当該間接取得者等を被支配会社等とするものが、次条第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当しない場合における当該行為

ロ　次に掲げるものからの外国議決権又は外国議決権行使等権限の取得

(1)　当該間接取得者等を被支配会社等とする個人又は法人その他の団体

(2)　(1)に掲げるものの被支配会社等

十九　法第二十七条第十四項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う対内直接投資等に相当するものであつて、次条第一項各号に掲げる非居住者等以外の非居住者等のために行われるもの

第三条第一項第十号中「前条第十九項第一号」を「前条第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等（以下この号において「株式取得者の密接関係者」という。）」を「非居住者等」に、「実質株式の数並びに当該株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式」を「当該上場会社等の実質所有等株式」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　法第二十六条第二項第三号若しくは第四号に掲げる行為又は前条第二十五項第三号若しくは第五号に掲げる行為であつて、次に掲げる割合のいずれもが百分の十未満となるもの（次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する行為を除く。）

イ　当該行為をしたもの（以下この号において「行為者」という。）が、当該行為の後において所有することとなる上場会社等の実質所有等株式の数及び当該行為者を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（ロにおいて「行為者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合

ロ　行為者が当該行為の後において保有することとなる上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該行為者に係る行為者の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合

第三条第二項第一号を次のように改める。

一　次のいずれかに該当する対内直接投資等

イ　法第二十六条第二項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等及び前条第二十五項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等のうち、次のいずれかに該当する業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第五号まで及び同項第七号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第二号から第八号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社又は本邦に主たる事務所を有する法人の被支配会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次号イ及び第七条第一号において同じ。）並びに当該会社又は法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（被支配会社等を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合における当該対内直接投資等を含む。）

(1)　国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある対内直接投資等に係る業種

(2)　我が国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約第二条ｂの規定に基づき留保している対内直接投資等に係る業種

ロ　法第二十六条第二項第九号及び第十号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる対内直接投資等のうち、これらの対内直接投資等に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する上場会社等その他の会社又は特別の法律により設立された法人、当該会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）がイに規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合における対内直接投資等

第三条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　次のいずれかに該当する対内直接投資等

イ　法第二十六条第二項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等及び前条第二十五項第一号から第八号までに掲げる対内直接投資等のうち、技術又は情報であつて対内直接投資等を行つた外国投資家が当該技術又は情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより法第二十七条第三項第一号イ又はロに掲げる事態を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める技術又は情報を保有する法人に係る対内直接投資等（法第二十六条第二項第一号から第五号まで及び同項第七号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第二号から第八号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社又は本邦に主たる事務所を有する法人の被支配会社等並びに当該会社又は法人が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（被支配会社等を除く。）が当該保有する法人に該当する場合における当該対内直接投資等を含む。）

ロ　法第二十六条第二項第九号及び第十号に掲げる対内直接投資等並びに前条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる対内直接投資等のうち、これらの対内直接投資等に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若しくは持分若しくは所有等株式若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する上場会社等その他の会社又は特別の法律により設立された法人、当該会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）

第三条第四項中「第四条第四項及び第六条の三第二項において」を「以下」に、「第七項及び第十二項」を「第十項及び第十六項」に、「）により」を「第三条の三第二項において同じ。）により」に改め、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第八項から第十一項」を「第十一項から第十四項」に、「又は命令」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に、「第八項中「前項」とあり、及び第九項中「第七項」とあるのは「第十二項」と、第十項中「第七項」とあるのは「第十二項」を「第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第十六項ただし書」と、第十三項中「第十項の」とあるのは「第十六項の」に、「又は第六号」と、第十一項中「第七項」を「、第六号又は第七号」と、第十四項中「第十項の」に、「次項」を「第十六項の」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「又は第十項」を「若しくは第十項又は第十一項」に、「又は命令」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「第七項の」を「第十項の」に改め、同項第一号中「第七項」を「第十項」に、「者に」を「ものに」に改め、同項第二号中「第七項」を「第十項」に、「べき者」を「べきもの」に、「者が」を「ものが」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　法第二十七条第三項第一号に規定する政令で定めるものは、経済協力開発機構条約（同条約第五条(a)の規定に基づき決定された資本移動の自由化に関する規約に係る部分に限る。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定とする。

第三条第十項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項」を「第十項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「対内直接投資等を行つてはならない期間」を「禁止期間（同条第三項に規定する禁止期間をいう。第三条の四第三項において同じ。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「第二十七条第一項」を「第二十七条第一項第五号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　法第二十七条第一項に規定する金額を算定することができるものとして政令で定める行為は、法第二十六条第二項第一号から第四号まで、第七号、第八号（事業の譲受けの対価の金額を算定することができる場合に限る。）及び第九号に掲げる行為並びに前条第二十五項第一号、第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為とする。

6　法第二十七条第一項第一号イに規定する政令で定める行為は、前条第二十五項第一号から第六号までに掲げる行為とする。

7　法第二十七条第一項第一号ハに規定する政令で定める行為は、前条第二十五項第七号及び第八号に掲げる行為とする。

8　法第二十七条第一項第一号ホに規定する政令で定める行為は、前条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為とする。

第三条に次の三項を加える。

19　法第二十七条第十四項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる対内直接投資等に相当するものとする。

一　非居住者等との対内直接投資等に相当するものの委託に係る契約に基づき行われる対内直接投資等に相当するもの

二　非居住者等との契約に基づき外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）による情報収集活動（当該外国政府等が取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。以下同じ。）に協力する義務を負う者が、当該非居住者等の指示に基づき行う対内直接投資等に相当するもの

三　外国の法令その他これに類するものに基づき外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う者が、当該外国政府等の指示に基づき行う対内直接投資等に相当するもの

20　法第二十七条第十四項第三号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　非居住者等と、当該非居住者等及び当該非居住者等と次号から第六号までに掲げる関係にある者が直接に保有する議決権の数並びにこれらのものが他のものを通じて間接に保有するものとして主務省令で定める議決権の数を合計した議決権の数の議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する法人との関係

二　非居住者等との夫婦の関係

三　非居住者等とその直系血族との関係

四　非居住者等に雇用されている関係

五　非居住者等により生計を維持されている関係（前三号に掲げる関係を除く。）

六　非居住者等（外国政府等に限る。）と、当該非居住者等との契約又は外国の法令その他これに類するものにより当該非居住者等による情報収集活動に協力する義務を負う者との関係

七　非居住者等と、当該非居住者等又は当該非居住者等と第二号から前号までに掲げる関係にある者がその役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの過半数を占める法人との関係

21　法第二十七条第十四項第三号に規定する政令で定めるものは、非居住者等と前項に規定する関係にある者が行う次に掲げる対内直接投資等に相当するものとする。

一　当該非居住者等の指示に基づき行われる対内直接投資等に相当するもの

二　当該非居住者等の指示に基づき特定の事業を譲渡し、又は廃止することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（前号に掲げるものを除く。）

三　当該非居住者等に対し特定の事業を譲渡することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（前二号に掲げるものを除く。）

四　当該非居住者等に対し当該対内直接投資等に相当するものに係る会社その他の法人又は団体が保有する法第二十五条第一項に規定する特定技術（非居住者等が当該特定技術を保有する会社その他の法人又は団体の経営に重要な影響を与えることにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれのある特定技術として主務省令で定めるものに限る。次号において同じ。）を提供することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（第一号に掲げるものを除く。）

五　当該非居住者等の指示に基づき他の非居住者等に対し当該対内直接投資等に相当するものに係る会社その他の法人又は団体が保有する法第二十五条第一項に規定する特定技術を提供することを目的として行われる対内直接投資等に相当するもの（第一号及び前号に掲げるものを除く。）

第三条の二第一項中「次に掲げるもの」を「外国投資家であつて、次に掲げる非居住者等」に、「ものにあつては、財務大臣が」を「非居住者等に該当するものにあつては、対内直接投資等を行う場合において」に、「外国投資家」を「非居住者等」に、「認めた」を「財務大臣が認めた」に、「）と」を「）に該当するものと」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　外国政府等

第三条の二第一項第四号中「（当該外国政府等が当該情報を取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。第四条の三第一項第四号において同じ。）」を削り、同項第五号イ中「の数と」を「又は外国議決権の数と」に、「の数の総議決権」を「又は外国議決権の数の議決権又は外国議決権の総数」に改め、同号ハ中「の数」を「若しくは外国株式等の数」に、「の総数」を「若しくは外国株式等の総数」に改め、同号ホ中「議決権」を「議決権若しくは外国議決権」に改め、同条第四項中「前条第八項から第十一項」を「前条第十一項から第十四項」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第三条の二第三項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第三条の二第四項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第三条の二第四項の」に、「同条第十一項中「第七項」とあるのは「第三条の二第三項」を「同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の二第四項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「前条第二項第二号又は第三号」を「前条第二項第三号又は第四号」に改め、同項第二号中「第二条第十六項第二号、第四号、第六号及び第七号」を「第二条第二十五項第一号、第二号、第四号及び第六号」に改め、同項第三号中「前条第二項第一号」を「前条第二項第一号イ」に、「）に」を「）又は同項第二号イに規定する保有する法人のうち技術若しくは情報であつて対内直接投資等を行つた外国投資家が当該技術若しくは情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより当該対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当することとなるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人（以下この号において「特定法人」という。）に」に、「（当該対内直接投資等）を「（対内直接投資等」に、「当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる」を「特定業種に属する事業を営み、又は特定法人に該当する」に、「を含む」を「における当該対内直接投資等を含む」に、「掲げるもの（前項第四号）を「掲げるもの（第一項第四号）に、「行う者の」を「行う者又は特定法人に該当する者の」に改め、同号イ中「前項第四号」を「第一項第四号」に、「第二条第十六項第三号」を「第二条第二十五項第三号」に改め、同号ロ中「第二条第十六項第三号」を「第二条第二十五項第三号」に、「実質株式の数」を「実質所有等株式の数及び」に、「同条第十九項第一号」を「同条第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等」を「非居住者等」に、「実質株式の数並びに当該行為をしたもの及び当該行為をしたものの密接関係者が株式への一任運用をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式」を「実質所有等株式」に、「の実質所有等議決権の数及び当該行為をしたものの密接関係者」を「が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該行為をしたものの密接関係者が保有する当該上場会社等」に改め、同項第四号中「前条第二項第一号」を「前条第二項第一号イ」に、「事業」を「事業又は同項第二号イに規定する主務省令で定める技術若しくは情報に係る事業」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第二十七条の二第七項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う対内直接投資等に相当するものであつて、第一項各号に掲げる非居住者等のために行われるもの

第三条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十七条の二第一項に規定する政令で定める行為は、第二条第二十五項第一号から第六号までに掲げる行為とする。

第三条の二に次の三項を加える。

6　前条第十九項の規定は、法第二十七条の二第七項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。

7　前条第二十項の規定は、法第二十七条の二第七項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

8　前条第二十一項の規定は、法第二十七条の二第七項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。

第三条の二の次に次の二条を加える。

（禁止期間中の国の安全等に係る措置に関する自発的な修正の届出の手続）

第三条の三　法第二十七条の三第一項の規定による届出は、同項に規定する禁止期間の満了する日までに、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2　法第二十七条の三第一項の規定による届出をしようとする外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人により当該届出をしなければならない。

（禁止期間満了後の国の安全等に係る措置に関する変更の届出等の手続）

第三条の四　法第二十七条の四第一項の規定による届出は、当該届出に係る変更を行おうとする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2　法第二十七条の四第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（次項及び第五項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該届出をしなければならない。

3　法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第三項又は第六項の規定による禁止期間の延長は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十七条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

4　第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第三条の四第三項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第三項の」と読み替えるものとする。

5　法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第五項若しくは第十項又は第十一項の規定による勧告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十七条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

6　第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第三条の四第五項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第五項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第五項の」と読み替えるものとする。

7　法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しなければならない。

第四条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第二十八条第九項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う特定取得に相当するものであつて、第四条の三第一項各号に掲げる非居住者等以外の非居住者等のために行われるもの

第四条第二項中「国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得」を「国の安全に係る特定取得（同条第三項に規定する国の安全に係る特定取得をいう。以下同じ。）」に、「（当該」を「又は国の安全に係る特定取得に係る技術若しくは情報として主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人に係る特定取得（」に、「営んでいる場合」を「営み、又は当該保有する法人に該当する場合における当該特定取得」に改め、同条第四項中「）に」を「第四条の四第二項において同じ。）に」に改め、同条第五項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同条第七項中「特定取得を行つてはならない期間」を「禁止期間（同条第三項に規定する禁止期間をいう。第四条の五第三項において同じ。）」に改め、同条第八項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項から第十一項までの規定中「第七項」を「同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条第七項」を「第四条第七項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」に、「「第四条第七項」を「「第四条第七項の」に改め、同条第九項中「の規定に」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に改め、同条第十項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「又は命令」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条第九項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条第九項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条第九項の」に、「又は第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条第九項」を「、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条第九項の」に改め、同条に次の三項を加える。

12　第三条第十九項の規定は、法第二十八条第九項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

13　第三条第二十項の規定は、法第二十八条第九項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

14　第三条第二十一項の規定は、法第二十八条第九項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

第四条の二の表第二十七条第七項の項を削り、同表第二十七条第九項の項及び第二十七条第十項の項を次のように改める。

第二十七条第九項	第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項	第二十八条第三項若しくは第六項又は第二十八条の三第二項
	対内直接投資等	特定取得
第二十七条第十項	対内直接投資等	特定取得
	第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項	第二十八条第三項若しくは第六項又は第二十八条の三第二項

第四条の二の表第二十七条第十二項の項を次のように改める。

第二十七条第十二項	第五項から前項まで	第七項から前項まで並びに第二十八条第五項及び第六項
	対内直接投資等	特定取得

第四条の三第一項中「次に掲げる」を「外国投資家であつて、次に掲げる非居住者等に該当する」に改め、同項第五号イ中「の数と」を「又は外国議決権の数と」に、「の数の総議決権」を「又は外国議決権の数の議決権又は外国議決権の総数」に改め、同号ハ中「の数」を「若しくは外国株式等の数」に、「の総数」を「若しくは外国株式等の総数」に改め、同号ホ中「議決権」の下に「又は外国議決権」を加え、同条第二項第一号中「大きい業種」を「大きいもの」に、「業種に係る」を「業種又は同項に規定する保有する法人のうち技術若しくは情報であつて特定取得を行つた外国投資家が当該技術若しくは情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより当該特定取得が国の安全に係る特定取得に該当することとなるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人に係る」に、「当該特定取得」を「特定取得」に、「営んでいる場合」を「営み、又は当該保有する法人に該当する場合における当該特定取得」に改め、同項第二号中「事業」を「事業又は同項に規定する主務省令で定める技術若しくは情報に係る事業」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第二十八条の二第七項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う特定取得に相当するものであつて、前項各号に掲げる非居住者等のために行われるもの

第四条の三第四項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条の三第三項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第四条の三第三項」を「同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の三第三項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の三第三項」に、「同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条の三第三項」を「同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の三第三項の」に改め、同条に次の三項を加える。

5　第三条第十九項の規定は、法第二十八条の二第七項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

6　第三条第二十項の規定は、法第二十八条の二第七項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

7　第三条第二十一項の規定は、法第二十八条の二第七項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

第四条の四項中「第五項まで」を「第七項まで及び第九項」に改め、同条第二項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条の四第一項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第四条の四第一項」とあるのは「第四条の七第一項」とあるのは「第四条の七第一項の」とあるのは「第四条の四第一項」を「同条第十四条の七第一項の」に、「同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条の四第一項」を「同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の七第一項の」に改め、同条に次の一項を加える。

8　法第二十九条第九項に規定する政令で定める行為は、第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為とする。

第二章中第四条の四を第四条の七とし、第四条の三の次に次の三条を加える。

（禁止期間中の国の安全に係る措置に関する自発的な修正の届出の手続）

第四条の四　法第二十八条の三第一項の規定による届出は、同項に規定する禁止期間の満了する日までに、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2　法第二十八条の三第一項の規定による届出をしようとする外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人により当該届出をしなければならない。

（禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出等の手続）

第四条の五　法第二十八条の四第一項の規定による届出は、当該届出に係る変更を行おうとする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2　法第二十八条の四第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（次項及び第五項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該届出をしなければならない。

3　法第二十八条の四第二項において準用する法第二十八条第三項又は第六項の規定による禁止期間の延長は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十八条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

4　第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の五第三項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第三項の」と読み替えるものとする。

5　法第二十八条の四第二項において準用する法第二十八条第五項又は法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第十項若しくは第十一項の規定による勧告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十八条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

6　第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の五第五項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第五項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の五第五項の」と読み替えるものとする。

7　法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しなければならない。

（法第二十八条の技術的読替え）

第四条の六　法第二十八条の四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第七項	同条第十項から第十二項までの規定中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」	「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、同条第九項中「第三項若しくは第六項又は第二十七条の四第二項において準用する第六項若しくは第二十八条の三第二項」とあるのは「第二十八条の四第二項において準用する第二十八条の三第二項」と、「第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、同項中「第二十八条第一項第四号」とあるのは「同条第十項本文中「国の安全等に係る措置に関する修正」とあるのは「国の安全に係る措置に関する修正」と、「第二十八条第一項第四号」とあるのは「第二十八条の四第一項」と、同項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、「第二十七条の四第二項」とあるのは「第二十八条の四第二項」と、「第二十八条第一項第四号」とあるのは「第二十八条第一項第四号」と、同項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条の四第二項

第二章に次の一条を加える。

（報告の徴収等に関する事項）

第四条の八　法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める行為は、第二条第二十五項第一号から第六号までに掲げる行為とする。

２　法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める対内直接投資等又は特定取得は、次のいずれにも該当する対内直接投資等又は特定取得（法第二十六条第二項第二号若しくは第八号に掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第一号若しくは第二号に掲げる対内直接投資等にあつては、第一号に該当する対内直接投資等）とする。

一　対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家が、第三条の二第一項各号又は第四条の三第一項各号に掲げる非居住者等に現に該当する場合における当該対内直接投資等又は特定取得

二　次のイからニまでに掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合が百分の十以上であるもの

イ　法第二十六条第二項第一号に掲げる対内直接投資等又は特定取得　当該対内直接投資等又は特定取得をした外国投資家が現に所有し、若しくは出資し、又は保有する当該対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社の所有等株式等と当該対内直接投資等又は特定取得をした外国投資家を第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額又は総議決権に占める割合

ロ　法第二十六条第二項第三号に掲げる対内直接投資等　当該対内直接投資等をした外国投資家が現に所有する当該対内直接投資等に係る上場会社等の実質所有等株式の数及び当該対内直接投資等をした外国投資家を第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合

ハ　法第二十六条第二項第四号に掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第三号から第五号までに掲げる対内直接投資等　これらの対内直接投資等をした外国投資家が現に保有するこれらの対内直接投資等に係る上場会社等の実質保有等議決権の数及びこれらの対内直接投資等をした外国投資家を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合

ニ　第二条第二十五項第六号に掲げる対内直接投資等　当該対内直接投資等をした外国投資家が現に保有する当該対内直接投資等に係る上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該対内直接投資等に係る同意をした外国投資家が現に保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数並びに当該対内直接投資等をした外国投資家を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等及び当該同意をした外国投資家を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同号から同項第十七号まで、同項第二十号及び同項第二十一号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が現に保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合

３　法第二十九条の二第一項による報告を求められたものは、主務省令で定める手続により、当該報告をしなければならない。

４　法第二十九条の二第一項の規定による報告を求められた外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（第六項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該報告をしなければならない。

５　法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　次のイからハまでに掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該イからハまでに定める事業の目的

イ　法第二十六条第二項第一号から第四号までに掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第一号から第四号までに掲げる対内直接投資等　法第二十六条第二項第一号から第四号までの規定若しくは第二条第二十五項第二号から第六号までの規定に規定する非上場会社若しくは上場会社等又は同項第一号に規定する法人の事業

ロ　法第二十六条第二項第八号に掲げる対内直接投資等　同号に規定する事業の承継により承継する事業

ハ　特定取得　法第二十六条第三項に規定する会社の事業

二　次のイからニまでに掲げる対内直接投資等又は特定取得の区分に応じ、当該イからニまでに定める数又は金額

イ　法第二十六条第二項第一号若しくは第二号に掲げる対内直接投資等若しくは第二条第二十五項第二号に掲げる対内直接投資等又は特定取得　これらの対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社の所有等株式等に係る株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数

ロ　法第二十六条第二項第三号に掲げる対内直接投資等　当該対内直接投資等に係る上場会社等の実質所有等株式の数

ハ　法第二十六条第二項第四号に掲げる対内直接投資等又は第二条第二十五項第三号から第六号までに掲げる対内直接投資等　これらの対内直接投資等に係る上場会社等の実質保有等議決権の数

ニ　第二条第二十五項第一号に掲げる対内直接投資等　当該対内直接投資等に係る特別の法律により設立された法人の出資証券の口数

三　法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる対内直接投資等若しくは第二条第二十五項第三号から第六号までに掲げる対内直接投資等又は特定取得にあつては、第二項第二号イからニまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合

四　対内直接投資等又は特定取得を行つた理由

五　その他財務大臣及び事業所管大臣が法第二十九条の二第一項に規定する国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当するかどうかを確認するために特に報告を求める必要があると認める事項

６　法第二十九条の二第二項、第三項、第六項、第七項、第九項又は第十項の規定による勧告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により同条第一項の報告をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

７　第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条の八第六項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条の八第六項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条の八第六項の」と読み替えるものとする。

８　法第二十九条の二第四項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しなければならない。

９　法第二十九条の二第九項に規定する政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　法第二十九条の二第一項の規定による報告に係る対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社の株式若しくは持分、上場会社等の株式、議決権若しくは議決権行使等権限又は特別の法律により設立された法人の出資証券を新たに取得しないこと。

二　法第二十九条の二第一項の規定による報告に係る対内直接投資等又は特定取得に係る非上場会社又は上場会社等に係る第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び同項第五号に掲げる議案（同項第二号から第四号までに掲げる議案に準ずるものとして主務省令で定める議案に限る。）に関し同意を行わないこと。

10　第三条第十九項の規定は、法第二十九条の二第十三項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。

11　第三条第二十項の規定は、法第二十九条の二第十三項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

12　第三条第二十一項の規定は、法第二十九条の二第十三項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。

第五条第六項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項から第十一項までの規定中「第七項」を「同条第十二項中「もの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十四項において同じ。）」とあるのは「もの」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」に、「「第五条第五項」を「第五条第五項の」に改め、同条第七項中「の規定に」を「若しくは第十一項の規定に」に、「又は命令」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に改め、同条第八項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「又は命令」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第五条第七項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第五条第七項」を「第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第五条第七項の」に改める。

第六条の表第二十七条第七項の項を削り、同表第二十七条第八項の項中「対内直接投資等」の下に「又は国の安全等に係る措置に関する修正」を加え、同表第二十七条第九項の項及び第二十七条第十項の項を次のように改める。

第二十七条第九項		
第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項	第三十条第三項又は第六項	
これらの規定により延長された禁止期間の満了前であつても	当該技術導入契約の締結等に係る届出を行つた日から起算して四月（同項の規定により延長された場合にあつては、五月）を経過しなくても	
対内直接投資等を行う	技術導入契約の締結等をする	
第二十七条第十項		
対内直接投資等に係る内容の変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該対内直接投資等の	技術導入契約の締結等に係る条項の全部若しくは一部の変更又は	
、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止	又は中止	
第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項の規定により延長された禁止期間	当該届出を受理した日から起算して同条第三項又は第六項の規定により延長された期間	

第六条の表第二十七条第十一項の項中「内容」の下に「の変更若しくは国の安全等に係る措置に関する修正」を、「一部」の下に「の変更」を加え、同表第二十七条第十二項の項を次のように改める。

第二十七条第十二項	第五項から前項までに定めるもののほか、これらの規定による対内直接投資等に係る内容の変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は対内直接投資等の	第七項から前項まで並びに第三十条第五項及び第六項に定めるもののほか、技術導入契約の締結等に係る条項の全部若しくは一部の変更又は

第六条の三第二項中「第三条の二第三項」を「第三条の二第四項」に改め、同条第三項第三号中「又は」を「第三条第五項に規定する行為に該当するものに限る。）又は」に改め、「及び実行の日」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　対内直接投資等又は特定取得の実行の日

第六条の三に次の三項を加える。

4　第三条第十九項の規定は、法第五十五条の五第三項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。

5　第三条第二十項の規定は、法第五十五条の五第三項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

6　第三条第二十一項の規定は、法第五十五条の五第三項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。

第七条第一号中「会社（特別の法律により設立された法人を含む。）の株式若しくは持分の取得若しくは譲渡、議決権の取得、株式への一任運用、議決権代理行使受任、議決権行使等権限の取得、議決権代理行使委任、共同議決権行使同意取得又は事業目的の実質的な変更、取締役若しくは監査役の選任、吸収合併若しくは会社の解散に関する事項　当該会社」を「法第二十六条第二項第一号から第四号までに掲げる行為、同項第五号に掲げる行為（第二条第十一項第二号に掲げる議案に係るものを除く。）若しくは法第二十六条第二項第七号に掲げる行為若しくは第二条第二十五項第一号から第八号までに掲げる行為又は特定取得に関する事項　これらの行為に係る法人又は特定取得に係る会社」に、「（その子会社」を「（当該法人（特別の法律により設立された法人を除く。）の被支配会社等」に、「第三条第二項第一号」を「第三条第二項第一号イ」に、「主務省令で定めるものが同号」を「主務省令で定める他の会社が同号イ」に、「又はその子会社」を「又は当該特定取得に係る会社の子会社」に、「主務省令で定めるものが同項」を「主務省令で定める他の会社が同項」に改め、「。第六号において同じ」を削り、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二　法第二十六条第二項第五号に掲げる行為（第二条第十一項第二号に掲げる議案に係るものに限る。）又は法第二十六条第二項第八号に掲げる行為に関する事項　これらの行為に係る事業の所管大臣

三　法第二十六条第二項第六号に掲げる行為に関する事項　当該行為に係る支店等の営む事業の所管大臣

四　法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為に関する事項　これらの行為に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若しくは持分若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する法人の営む事業の所管大臣（当該法人（特別の法律により設立された法人を除く。）の子会社又は第三条第二項第一号ロに規定する主務省令で定める他の会社が同号イに規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。）

第七条第六号を削る。

第十条第一号中「第二十八条第一項」を「第二十七条の三第一項、法第二十七条の四第一項、法第二十八条第一項、法第二十八条の三第一項、法第二十八条の四第一項」に改め、同条第二号中「、法第二十八条第二項及び第四項」を「これらの規定を法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第二項及び第四項（これらの規定を法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号中「、法第二十八条第三項及び第六項の規定を法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第三項及び第六項（これらの規定を法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第四号中「、法第二十八条の二第三項、法第二十八条第五項、法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第三項、法第二十八条第五項（法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条の二第三項、法第二十九条の二第二項及び第三項並びに」に改め、同条第五号中「第二十八条第七項」を「第二十七条の四第二項、法第二十八条の二第三項及び」に、「第二十八条第七項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「）及び法第二十九条の二第四項」に改め、同条第六号中「第二十八条第七項」を「第二十七条の四第二項、法第二十八条第七項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「及び法第二十九条第一項から第五項まで」を「、法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項並びに法第二十九条の二第六項及び第九項」に改め、同条第七号を次のように改める。

七　法第二十七条第十一項（法第二十七条の四第二項、法第二十八条第七項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の二第七項及び第十項の規定に基づき勧告又は命令を取り消す旨を記載した文書の送付

第十条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「第三条第九項（同条第十三項、第三条の二第四項」を「第三条第十二項（同条第十七項、第三条の二第五項」に、「第四条の四第二項」を「第四条の七第二項、第四条の八第七項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　法第二十九条の二第一項の規定に基づく報告の受理

第三条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部改正

第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第五号中「第三十二号、第三十五号及び第三十六号」を「第三十八号、第四十一号及び第四十二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和九年一月四日）から施行する。ただし、第一条中外国為替令第七条の改正規定（第十七条第三号」の下に「法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。」を加える部分に限る。）及び同令第七条の二から第七条の三までの改正規定並びに第二条中対内直接投資等に関する政令第二条第十一項第三号の改正規定（「掲げる」を「規定する」に改める部分に限る。）、同条第十三項の改正規定並びに同令第三条第十一項第一号及び第二号の改正規定（「第七項」を「第十項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の対内直接投資等に関する政令（以下この条において「新令」という。）第二条第一項及び第四項の規定は、この政令の施行の日から起算して三十日を経過した日（以下この条において「適用日」という。）以後に行う改正法による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下この条において「新法」という。）第二十条に規定する資本取引（以下第三項までにおいて「資本取引」という。）、新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下第三項までにおいて「対内直接投資等」という。）又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下第五項までにおいて「特定取得」という。）について適用し、適用日前に行った資本取引、対内直接投資等又は特定取得については、なお従前の例による。

2　新令第二条第十四項、第二十五項第三号及び第八号並びに第二十八項並びに第三条第一項第一号、第二号、第六号、第七号及び第十号の規定は、適用日以後に行う資本取引又は対内直接投資等について適用し、適用日前に行った資本取引又は対内直接投資等については、なお従前の例による。

3　新令第二条第二十五項第七号及び第九号から第十五号まで並びに第三条第一項第九号及び第十三号から第十九号までの規定は、適用日以後に行う資本取引又は対内直接投資等について、新令第四条第一項第四号の規定は、適用日以後に行う特定取得について、それぞれ適用する。

4　新令第三条の二第一項第五号並びに第三項第三号及び第四号の規定は、適用日以後に行う新法第二十七条の二第一項に規定する対内直接投資等（以下この項及び次項において「対内直接投資等」という。）について、新令第四条の三第一項第五号並びに第二項第一号及び第二号の規定は、適用日以後に行う特定取得について、それぞれ適用し、適用日前に行った対内直接投資等又は特定取得については、なお従前の例による。

5　新令第三条の二第二項及び第三項第五号の規定は、適用日以後に行う対内直接投資等について、新令第四条の三第二項第三号の規定は、適用日以後に行う特定取得について、それぞれ適用する。

6　新令第五条第七項及び第八項並びに第六条の規定は、適用日以後に行う新法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等（以下この項において「技術導入契約の締結等」という。）について適用し、適用日前に行った技術導入契約の締結等については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十七号

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

府令

○内閣府令第八十号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百七十九条第一項、第百八十五条第二項、第百八十五条の二第二項、第百八十五条の四第三項、第百八十五条の七第十四項及び第十九項並びに第百八十五条の八第九項、同法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項並びに第百九条の二第一項及び第二項、金融商品取引法第百八十五条の十の二、第百八十五条の十一第二項及び第百八十五条の十二第二項並びに同法第百八十五条の十三において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項及び第四項の規定に基づき、並びに金融商品取引法を実施するため、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　審判手続	第二章　［同上］
第一節　総則（第一条の二十七―第十二条）	第一節　総則（第一条の二十七―第十三条）
第二節　審判手続の開始（第十三条―第十七条）	第二節　審判手続の開始（第十四条―第十七条）
［第三節・第四節　略］	［第三節・第四節　同上］
第五節　決定（第六十条―第六十一条の十）	第五節　決定（第六十条―第六十一条の九）
第六節　雑則（第六十二条―第六十九条）	第六節　雑則（第六十二条・第六十二条の二）
第三章　雑則（第七十条）	第三章　雑則（第六十三条）
附則	附則
（通知）	（通知）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　この章の規定による通知（第二十二条第四項、第六十二条第一項及び第三項並びに第六十六条第二項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第七条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。	2　この章の規定による通知（第十二条第三項、第二十二条第四項並びに第六十二条第一項及び第三項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第七条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。
（審判手続の事務を行う職員）	（審判手続の事務を行う職員）
第七条　［略］	**第七条**　［同上］
2　前項の職員（以下「審判手続の事務を行う職員」という。）は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために法第六章の二第二節その他の法令の規定により審判手続の事務を行う職員が作成する電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）その他の書類又は電磁的記録の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの章の規定による通知に関する事務を行う。	2　前項の職員（以下「審判手続の事務を行う職員」という。）は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における調書その他の書類の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの章の規定による通知に関する事務を行う。

（未成年者及び成年被後見人の審判手続上の行為をする能力等）

第八条　［略］

２　法定代理権は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

３　審判官は、前項の規定により法定代理権を証明する書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

（代理人）

第九条　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

２　審判官は、前項の規定により代理人の権限を証明する書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

３・４　［略］

５　金融庁長官は、第三項の書面の提出を受けた場合において、法第百八十一条第一項の承認をしたとき、又は承認をしないこととしたときは、その旨を被審人に通知しなければならない。

６　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

（用語）

第十二条　［略］

（審判手続開始決定記録のファイルへの記録）

第十三条　法第百七十九条第一項の規定による審判手続開始決定記録（同項に規定する審判手続開始決定記録をいう。次条及び第六十一条第三項において同じ。）のファイル（法第百七十九条第一項に規定するファイルをいう。第六十一条の七第三項及び第四項並びに第六十七条第四項第一号を除き、以下この章において同じ。）への記録は、法第百七十八条第一項の決定後、速やかに行うものとする。

（未成年者及び成年被後見人の審判手続上の行為をする能力等）

第八条　［同上］

２　法定代理権は、書面で証明しなければならない。

［項を加える。］

（代理人）

第九条　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

［項を加える。］

２・３　［同上］

４　金融庁長官は、第二項の書面の提出を受けた場合において、法第百八十一条第一項の承認をしたとき、又は承認をしないこととしたときは、その旨を被審人に通知しなければならない。

５　［同上］

（送達場所等の届出）

第十一条の二　送達を受けるべき場所の届出及び送達受取人の届出は、書面でしなければならない。

２　前項の届出は、できる限り、答弁書に記載してしなければならない。

３　送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の被審人又はその代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

４　被審人又はその代理人は、送達を受けるべき場所として届け出た場所又は送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

５　第一項及び第三項の規定は、前項に規定する変更の届出について準用する。

（送達）

第十二条　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六条第二項の規定による補充送達がされたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

２　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百七条第一項又は第二項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

３　金融庁長官又は審判官は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、金融庁長官又は審判官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（用語）

第十三条　［同上］

［条を加える。］

（審判手続開始決定記録の記録事項等）

第十四条　審判手続開始決定記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

［一～五　略］

２　審判手続開始決定記録を送達する場合には、次に掲げる事項を記録した電磁的記録を添付するものとする。

一　被審人又はその代理人が最初の審判手続の期日に出頭すべき旨

二　［略］

（審判手続の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し）

第二十条　第二回以後の審判手続の期日の指定及び変更は、審判長（法第百八十条第一項ただし書の場合にあっては、審判官。第二十二条第二項及び第四項、第三十条第六項及び第七項、第三十四条第二項、第四十二条第六項並びに第四十八条を除き、以下この節及び次節において同じ。）が行う。

２　［略］

３　第一項の審判手続の期日の呼出しは、ファイルに記録された電子呼出状（審判手続の事務を行う職員が、審判長が指定した期日に出頭すべき旨を告知するために出頭すべき者において出頭すべき日時及び場所を記録して作成した電磁的記録をいう。第三十八条及び第五十八条において同じ。）の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

（審判手続に係る電子調書の形式的記録事項等）

第二十五条　審判手続の事務を行う職員は、審判手続の期日ごとに電子調書を作成し、これに次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～七　略］

２　審判手続の事務を行う職員は、前項の規定により電子調書を作成するときは、当該電子調書が当該審判手続の事務を行う職員の作成に係るものであることを示すために必要な措置を講じなければならない。

（審判手続に係る電子調書の実質的記録事項）

第二十六条　審判手続に係る電子調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記録し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

［一～三　略］

四　審判長が記録を命じた事項及び指定職員又は被審人若しくはその代理人の請求により記録を許した事項

（他の電磁的記録の引用）

第二十七条　審判手続に係る電子調書には、他の電磁的記録を引用し、これをファイルに記録して電子調書の一部とすることができる。

（準備手続）

第三十条　［略］

［２・３　略］

４　審判官は、最初の審判手続の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十四条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写若しくは複写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

（審判手続開始の決定）

第十四条　法第百七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）により行うものとする。

［一～五　同上］

２　審判手続開始決定書の謄本を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。

一　被審人又はその代理人が審判手続の期日に出頭すべき旨

二　［同上］

（審判手続の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し）

第二十　第二回以後の審判手続の期日は、審判長が指定する。

２　［同上］

３　第一項の審判手続の期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

（審判手続調書の形式的記載事項）

第二十五条　審判手続の事務を行う職員は、審判手続の期日ごとに調書を作成しなければならない。調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～七　同上］

２　前項の調書には、審判手続の事務を行う職員が記名しなければならない。

（審判手続調書の実質的記載事項）

第二十六条　審判手続の調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

［一～三　同上］

四　審判長が記載を命じた事項及び指定職員又は被審人若しくはその代理人の請求により記載を許した事項

（調書への引用）

第二十七条　審判手続の調書には、書面、写真その他審判官が適当と認めるものを引用し、事件記録に添付して調書の一部とすることができる。

（準備手続）

第三十条　［同上］

［２・３　同上］

４　審判官は、最初の審判手続の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十四条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

5　審判官は、準備手続をする場合には、合議体の構成員に命じて準備手続をさせることができる。

6　前項の規定により合議体の構成員に準備手続をさせる場合においては、審判長がその審判官を指定する。

7　受命審判官が準備手続をする場合には、審判長の職務は、その受命審判官が行う。

（電子呼出状の記録事項等）

第三十八条　参考人の電子呼出状には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

2　前項の電子呼出状を参考人に送達するときは、同時に、審問事項書を送達しなければならない。

（宣誓）

第四十一条　［略］

2　［略］

3　第一項の宣誓は、審判長が、参考人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、参考人がこれを述べることができないときは、審判長は、参考人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。）に署名させ、審判手続の事務を行う職員にこれを朗読させなければならない。

［項を削る。］

4　［略］

（文書等の質問への利用）

第四十五条　［略］

2　［略］

3　審判長は、電子調書の作成に用いる場合その他必要があると認めるときは、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

（書類等に基づく陳述の禁止）

第四十六条　参考人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、審判長の許可を受けたときは、この限りでない。

（対質）

第四十七条　［略］

2　前項の規定により対質を命じたときは、その旨を電子調書に記録させなければならない。

3　［略］

（映像と音声の送受信による通話の方法による参考人審問）

第四十七条の二　法第百八十五条第二項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人（同項第二号に掲げる場合にあっては、指定職員及び被審人又はその代理人並びに参考人）の意見を聴いて、参考人を次に掲げる要件を満たす場所であって審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

一　指定職員又は被審人若しくはその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第百八十五条第二項第一号又は第三号に掲げる場合において、その場所が指定職員並びに被審人及びその代理人の在席する場所であるとき又は指定職員若しくは被審人若しくはその代理人がその場所に在席することにつき指定職員及び被審人若しくはその代理人に異議がないときを除く。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（呼出状の記載事項等）

第三十八条　参考人の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、審問事項書を添付しなければならない。

［一～三　同上］

［項を加える。］

（宣誓）

第四十一条　［同上］

2　［同上］

3　審判長は、参考人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。参考人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判手続の事務を行う職員にこれを朗読させなければならない。

4　前項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

5　［同上］

（文書等の質問への利用）

第四十五条　［同上］

2　［同上］

3　審判長は、調書への添付その他必要があると認めるときは、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

（書類に基づく陳述の禁止）

第四十六条　参考人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、審判長の許可を受けたときは、この限りでない。

（対質）

第四十七条　［同上］

2　前項の規定により対質を命じたときは、その旨を調書に記載させなければならない。

3　［同上］

［条を加える。］

二　参考人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると審判官が認める者の在席する場所でないこと。

2　前項の方法による審問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の審問の実施に必要な情報を同項の参考人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

3　第十八条の二の規定は、第一項の方法による審問をする場合について準用する。

第四十九条　［略］

2　［略］

3　法第百八十五条の二第二項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人の意見を聴いて、被審人を次に掲げる要件を満たす場所であって審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

一　指定職員又は被審人の代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第百八十五条の二第二項第一号又は第三号に掲げる場合において、その場所が指定職員及び被審人の代理人の在席する場所であるとき又は指定職員若しくは被審人の代理人がその場所に在席することにつき指定職員及び被審人若しくはその代理人に異議がないときを除く。

二　被審人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると審判官が認める者の在席する場所でないこと。

4　第十八条の二及び第四十七条の二第二項の規定は、前項の方法による審問をする場合について準用する。

5　前款（第四十一条、第四十七条第一項及び第四十七条の二を除く。）の規定は、被審人の審問について準用する。

（証拠書類又は証拠物の提出）

第五十条　［略］

2　［略］

3　証拠書類又は証拠物を提出する者は、第一項の規定による証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書又は前項の規定による証拠物に係る証拠説明書の提出に代えて、これらの書類の画像情報を内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と当該提出する者の使用に係る電子計算機（内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この章において「特定電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4　審判手続の事務を行う職員は、第一項の証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書若しくは第二項の証拠物に係る証拠説明書又は前項の画像情報をこれらの書類又は画像情報を送付すべき相手方に送付しなければならない。

（訳文の添付等）

第五十一条　外国語で作成された証拠書類を提出するときは、取調べを求める部分についてその証拠書類の訳文を添付しなければならない。この場合において、審判手続の事務を行う職員は、前条第四項の規定により送付するときは、同時に、その訳文についても送付しなければならない。

2　［略］

（書類等の提出命令の申立て）

第五十二条　書類その他の物件（以下この条及び次条第三項において「書類等」という。）の提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにして、書面でしなければならない。

［一～四　略］

［2～4　略］

第四十九条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

3　前款（第四十一条及び第四十七条第一項を除く。）の規定は、被審人の審問について準用する。

［項を加える。］

（証拠書類又は証拠物の提出等）

第五十条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

3　審判手続の事務を行う職員は、第一項の証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書又は前項の証拠物に係る証拠説明書を当該文書又は当該書面を送付すべき相手方に送付しなければならない。

（訳文の添付等）

第五十一条　外国語で作成された証拠書類を提出するときは、取調べを求める部分についてその証拠書類の訳文を添付しなければならない。この場合において、審判手続の事務を行う職員は、前条第三項の規定により送付するときは、同時に、その訳文についても送付しなければならない。

2　［同上］

（書類等の提出命令の申立て）

第五十二条　書類その他の物件（以下この条において「書類等」という。）の提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにして、書面でしなければならない。

［一～四　同上］

［2～4　同上］

（証拠書類等の提出の方法）

第五十三条　［略］

2　［略］

3　前条第三項の規定による命令に係る書類等の所持者は、指定職員及び被審人又はその代理人に異議がないときは、当該書類等の提出に代えて、当該書類等の画像情報を内閣府の使用に係る電子計算機と当該書類等の所持者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出することができる。この場合において、当該書類等の所持者は、当該書類等を提出したものとみなす。

（宣誓の方式）

第五十五条　鑑定人の宣誓は、審判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

2　前項の宣誓は、次の各号のいずれかに掲げる方式によってもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を鑑定人に送付する方法によって行う。

一　宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。次号において同じ。）に鑑定人が署名して審判官に提出する方式

二　鑑定人が署名した宣誓書の画像情報を内閣府の使用に係る電子計算機と鑑定人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方式

（鑑定人の陳述の方式等）

第五十六条　［略］

2　前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べることに代えて、当該書面に記載すべき事項を内閣府の使用に係る電子計算機と鑑定人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができる。この場合において、鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べたものとみなす。

3　［略］

（映像と音声の送受信による通話の方法による鑑定人審問）

第五十七条の二　法第百八十五条の四第三項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人の意見を聴いて、鑑定人を審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

2　第十八条の二及び第四十七条の二第二項の規定は、前項の方法による審問をする場合について準用する。

（参考人審問の規定の準用）

第五十八条　第三十八条の規定は鑑定人の電子呼出状について、第四十条の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第四十一条第二項及び第四項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第四十二条第四項から第六項まで、第四十五条及び第四十七条の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第四十八条の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について、それぞれ準用する。

（証拠書類の提出の方法）

第五十三条　［同上］

2　［項を加える。］

（宣誓の方式）

第五十五条　宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判官に提出する方式によってもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［号を加える。］

（鑑定人の陳述の方式等）

第五十六条　［同上］

［項を加える。］

2　［同上］

［条を加える。］

（参考人審問の規定の準用）

第五十八条　第三十八条の規定は鑑定人の呼出状について、第四十条の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第四十一条第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第四十二条第四項から第六項まで、第四十五条及び第四十七条の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第四十八条の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について、それぞれ準用する。

（決定の記録事項）

第六十一条　法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定に係る電磁的記録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

2　前項第一号に掲げる事項には、納付すべき課徴金の額及び納付期限を記録しなければならない。

3　第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第百七十八条第一項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記録しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定記録を引用することができる。

4　法第百八十五条の七第十八項の決定に係る電磁的記録には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記録しなければならない。

［一・二　略］

（法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告）

第六十一条の七　法第百八十五条の七第十四項の規定による報告は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

一　［略］

二　別紙様式による報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式を用いるものに限る。以下この号及び第六十五条第一項において同じ。）を利用して証券取引等監視委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。同項及び同条第四項において同じ。）宛てに送信する方法又はこれに準ずる方法により証券取引等監視委員会に提供する方法

2　［略］

3　第一項第二号に規定する方法により同号に規定する電磁的記録が提供された場合は、証券取引等監視委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該電磁的記録が証券取引等監視委員会に提供されたものとみなす。

［4・5　略］

（課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録のファイルへの記録）

第六十一条の九　法第百八十五条の七第十九項の規定による同項に規定する決定に係る電磁的記録のファイルへの記録は、当該決定後、速やかに行うものとする。

（罰金の確定裁判があった場合の按分額）

第六十一条の十　［略］

（決定後の罰金、没収等との調整）

第六十二条　［略］

2　法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る電磁的記録には、変更後の課徴金の額、変更の理由及び変更後の課徴金の納付期限を記録しなければならない。

［3・4　略］

5　法第百八十五条の八第九項の規定による同項に規定する処分に係る電磁的記録のファイルへの記録は、当該処分後、速やかに行うものとする。

（決定の記載事項）

第六十一条　法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　同上］

2　前項第一号に掲げる事項には、納付すべき課徴金の額及び納付期限を記載しなければならない。

3　第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第百七十八条第一項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定書を引用することができる。

4　法第百八十五条の七第十八項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

［一・二　同上］

（法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告）

第六十一条の七　［同上］

一　［同上］

二　別紙様式による報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）を電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を利用して証券取引等監視委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス（同条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）宛てに送信する方法又はこれに準ずる方法により証券取引等監視委員会に提供する方法

2　［同上］

3　第一項第二号に規定する方法により同号に規定する電磁的記録が提供された場合は、証券取引等監視委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該電磁的記録が証券取引等監視委員会に提供されたものとみなす。

［4・5　同上］

［条を加える。］

（罰金の確定裁判があった場合の按分額）

第六十一条の九　［同上］

（決定後の罰金、没収等との調整）

第六十二条　［同上］

2　法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分に係る文書には、変更後の課徴金の額、変更の理由及び変更後の課徴金の納付期限を記載しなければならない。

［3・4　同上］

［項を加える。］

（送達の報告）

第六十三条　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項の規定により次項に定める電子情報処理組織を使用して行うファイルへの記録は、送達をした者の使用に係る特定電子計算機から同条第一項の規定による書面に記載すべき事項を入力する方法により行うものとする。

2　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百条第二項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と送達をした者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（書類の送達）

第六十四条　書類の送達を受けるべき場所の届出及び法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百四条第一項後段の送達受取人の届出は、書面でしなければならない。

2　前項の届出は、できる限り、答弁書に記載してしなければならない。

3　書類の送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の被審人又はその代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

4　被審人又はその代理人は、書類の送達を受けるべき場所として届け出た場所又は法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百四条第一項後段の送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

5　第一項及び第三項の規定は、前項に規定する変更の届出について準用する。

6　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百六条第二項の規定による補充送達がされたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

7　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百七条第一項又は第二項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

［条を加える。］

（電磁的記録の送達）

第六十五条　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項本文の通知は、第四項の規定により届け出られた電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法によってする。

2　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と同項の規定による送達を受けるべき者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

3　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める方式は、法第百八十五条の十三において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の方法とする。ただし、法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第二項後段の送達受取人を併せて届け出る場合は、書面によることができる。

4　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をする場合には、同条第二項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メールアドレスを届け出なければならない。

5　法第百八十五条の十の二に規定する内閣府令で定める方法は、同条の電磁的記録に記録されている事項を記載した書面の内容が当該事項と同一であることを証明する旨を記載し、審判手続の事務を行う職員が記名する方法とする。

［条を加える。］

（公示送達）

第六十六条　法第百八十五条の十一第二項に規定する内閣府令で定める方法は、内閣府の使用に係る電子計算機と同項各号に定める事項の閲覧をする者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものとする。

一　ファイルに記録された法第百八十五条の十一第二項各号に定める事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る特定電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2　金融庁長官又は審判官は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、金融庁長官又は審判官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（事件記録の閲覧等）

第六十七条　法第百八十五条の十二第一項又は第二項の規定による求めは、書面でしなければならない。

2　法第百八十五条の十二第二項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、金融庁設置端末（同項各号に掲げる行為の用に供する目的で金融庁に設置した電子計算機をいう。第四項第二号において同じ。）の映像面に表示する方法とする。

3　法第百八十五条の十二第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と利害関係人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

4　法第百八十五条の十二第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　前項に定める電子情報処理組織を使用して利害関係人の使用に係る特定電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　金融庁設置端末に利害関係人の使用に係る記録媒体を接続し、当該金融庁設置端末を用いて当該記録媒体に記録する方法

5　法第百八十五条の十二第二項第三号に規定する内閣府令で定める電磁的記録に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面の内容が当該事項と同一であることを証明する方法は、当該書面の内容が当該事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨を記載し、審判手続の事務を行う職員が記名する方法とする。

6　法第百八十五条の十二第二項第三号に規定する内閣府令で定める電磁的記録に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録の内容が当該事項と同一であることを証明する方法は、当該電磁的記録の内容が当該事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨及び審判手続の事務を行う職員の氏名を記録する方法とする。

7　法第百八十五条の十二第二項第三号に規定する内閣府令で定める電磁的記録を提供する方法は、第四項各号に掲げる方法とする。

［条を加える。］

［条を加える。］

（電子情報処理組織による申立て等）

第六十八条　法第百八十五条の十三において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する方法によってする同項に規定する申立て等（以下この条において「電子申立て等」という。）は、当該電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機から電子情報処理組織を使用してしようとする同項に規定する申立て等に関する法令の規定により同項に規定する書面等に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うものとする。

2　電子申立て等をする者は、当該電子申立て等を行う際に、法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をしなければならない。ただし、既に同項ただし書の届出がされている場合は、この限りでない。

3　法第百八十五条の十三において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

4　法第百八十五条の十三において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第四項の氏名又は名称を明らかにする措置は、電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機からその氏名又は名称を入力することとする。

（延滞金の徴収）

第六十九条　［略］

（出頭命令の手続）

第七十条　［略］

［条を加える。］

（延滞金の徴収）

第六十二条の二　［同上］

（出頭命令の手続）

第六十三条　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（次項において「新課徴金府令」という。）第十四条及び第六十一条第三項後段の規定は、この府令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に改正法第一条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の金融商品取引法（次項において「新金融商品取引法」という。）第百七十八条第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（次項において「旧金融商品取引法」という。）第百七十八条第一項に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

2　新課徴金府令第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、施行日以後に新金融商品取引法第百八十五条の七第十九項に規定する決定及び新金融商品取引法第百八十五条の八第九項に規定する変更の処分が行われる審判手続について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第百八十五条の七第十九項に規定する決定又は旧金融商品取引法第百八十五条の八第九項に規定する変更の処分が行われた審判手続については、なお従前の例による。

（金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令（令和七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情） **第二条**　令第一条第三項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。 一　参考人等が金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）第十五条若しくは第二十条第一項の審判手続の期日若しくは場所又は同令第七十条に規定する出頭命令書に記載された出頭すべき日時若しくは場所の変更を受けた場合 ［二～四　略］	（旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情） **第二条**　［同上］ 一　参考人等が金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）第十五条若しくは第二十条第二項の規定による審判手続の期日若しくは場所又は同令第六十三条に規定する出頭命令書に記載された出頭すべき日時若しくは場所の変更を受けた場合 ［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○内閣府令第八十一号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の一部の施行に伴い、並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の四十一第一項、第三十四条の四十七第二項、第三十四条の四十八第二項、第三十四条の五十第三項及び第三十四条の五十三第七項、同法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項並びに第百九条の二第一項及び第二項、公認会計士法第三十四条の五十五の二、第三十四条の五十六第二項及び第三十四条の五十七第二項並びに同法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項及び第四項の規定に基づき、並びに公認会計士法を実施するため、公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　審判手続	第二章　［同上］
第一節　総則（第二条―第十三条）	第一節　総則（第二条―第十四条）
第二節　審判手続の開始（第十四条―第十八条）	第二節　審判手続の開始（第十五条―第十八条）
［第三節・第四節　略］	［第三節・第四節　同上］
第五節　決定（第六十一条―第六十八条の二）	第五節　決定（第六十一条―第六十八条）
第六節　雑則（第六十九条―第七十五条）	第六節　雑則（第六十九条）
附則	附則
（通知）	（通知）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
2　この章の規定による通知（第二十三条第四項及び第七十二条第二項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第八条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。	2　この章の規定による通知（第十三条第三項及び第二十三条第四項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第八条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。
（審判手続の事務を行う職員）	（審判手続の事務を行う職員）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
2　前項の職員（以下「審判手続の事務を行う職員」という。）は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために法第五章の六その他の法令の規定により審判手続の事務を行う職員が作成する電磁的記録（法第一条の三第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）その他の書類又は電磁的記録の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの章の規定による通知に関する事務を行う。	2　前項の職員（以下「審判手続の事務を行う職員」という。）は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における調書その他の書類の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの章の規定による通知に関する事務を行う。

（成年被後見人の審判手続上の行為をする能力等）

第九条　［略］

2　法定代理権は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

3　審判官は、前項の規定により法定代理権を証明する書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

（代理人）

第十条　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

2　審判官は、前項の規定により代理人の権限を証明する書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

3・4　［略］

5　金融庁長官は、第三項の書面の提出を受けた場合において、法第三十四条の四十三第一項の承認をしたとき、又は承認をしないこととしたときは、その旨を被審人に通知しなければならない。

6　［略］

［条を削る。］

（用語）

第十三条　［略］

（審判手続開始決定記録のファイルへの記録）

第十四条　法第三十四条の四十一第一項の規定による審判手続開始決定記録（同項に規定する審判手続開始決定記録をいう。次条及び第六十三条第三項において同じ。）のファイル（法第三十四条の四十一第一項に規定するファイルをいう。第七十三条第四項第一号を除き、以下この章において同じ。）への記録は、法第三十四条の四十第一項の決定後、速やかに行うものとする。

（審判手続開始決定記録の記録事項等）

第十五条　審判手続開始決定記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

［一～五　略］

2　審判手続開始決定記録を送達する場合には、次に掲げる事項を記録した電磁的記録を添付するものとする。

一　被審人又はその代理人が最初の審判手続の期日に出頭すべき旨

二　［略］

（成年被後見人の審判手続上の行為をする能力等）

第九条　［同上］

2　法定代理権は、書面で証明しなければならない。

［項を加える。］

（代理人）

第十条　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

［項を加える。］

2・3　［同上］

4　金融庁長官は、第二項の書面の提出を受けた場合において、法第三十四条の四十三第一項の承認をしたとき、又は承認をしないこととしたときは、その旨を被審人に通知しなければならない。

5　［同上］

（送達）

第十三条　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六条第二項の規定による補充送達がされたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

2　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定による送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について同項に規定する書留郵便等に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

3　金融庁長官又は審判官は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、金融庁長官又は審判官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（用語）

第十四条　［同上］

［条を加える。］

（審判手続開始の決定）

第十五条　法第三十四条の四十第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）により行うものとする。

［一～五　同上］

2　審判手続開始決定書の謄本を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。

一　被審人又はその代理人が審判手続の期日に出頭すべき旨

二　［同上］

（審判手続の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し）

第二十一条　第二回以後の審判手続の期日の指定及び変更は、審判長（法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあっては、審判官。第二十三条第二項及び第四項、第三十一条第六項及び第七項、第三十五条第二項、第四十三条第六項並びに第四十九条を除き、以下この節及び次節において同じ。）が行う。

2　［略］

3　第一項の審判手続の期日の呼出しは、ファイルに記録された電子呼出状（審判手続の事務を行う職員が、審判長が指定した期日に出頭すべき旨を告知するために出頭すべき者において出頭すべき日時及び場所を記録して作成した電磁的記録をいう。第三十九条及び第五十九条において同じ。）の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

（審判手続に係る電子調書の形式的記録事項等）

第二十六条　審判手続の事務を行う職員は、審判手続の期日ごとに電子調書を作成し、これに次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～七　略］

2　審判手続の事務を行う職員は、前項の規定により電子調書を作成するときは、当該電子調書が当該審判手続の事務を行う職員の作成に係るものであることを示すために必要な措置を講じなければならない。

（審判手続に係る電子調書の実質的記録事項）

第二十七条　審判手続に係る電子調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記録し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

［一～三　略］

四　審判長が記録を命じた事項及び指定職員又は被審人若しくはその代理人の請求により記録を許した事項

（他の電磁的記録の引用）

第二十八条　審判手続に係る電子調書には、他の電磁的記録を引用し、これをファイルに記録して電子調書の一部とすることができる。

（準備手続）

第三十一条　［略］

［2・3　略］

4　審判官は、最初の審判手続の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写若しくは複写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

5‖　審判官は、準備手続をする場合には、合議体の構成員に命じて準備手続をさせることができる。

6‖　前項の規定により合議体の構成員に準備手続をさせる場合においては、審判長がその審判官を指定する。

7‖　受命審判官が準備手続をする場合には、審判長の職務は、その受命審判官が行う。

（審判手続の期日の指定及び変更並びに期日の呼出し）

第二十一条　第二回以後の審判手続の期日は、審判長が指定する。

2　［同上］

3　第一項の審判手続の期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

（審判手続調書の形式的記載事項）

第二十六条　審判手続の事務を行う職員は、審判手続の期日ごとに調書を作成しなければならない。調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～七　同上］

2　前項の調書には、審判手続の事務を行う職員が記名しなければならない。

（審判手続調書の実質的記載事項）

第二十七条　審判手続の調書には、主張、証拠の申出及び証拠調べの要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

［一～三　同上］

四　審判長が記載を命じた事項及び指定職員又は被審人若しくはその代理人の請求により記載を許した事項

（調書への引用）

第二十八条　審判手続の調書には、書面、写真その他審判官が適当と認めるものを引用し、事件記録に添付して調書の一部とすることができる。

（準備手続）

第三十一条　［同上］

［2・3　同上］

4　審判官は、最初の審判手続の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

［項を加える。］

［項を加える。］

（電子呼出状の記録事項等）

第三十九条　参考人の電子呼出状には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

2　前項の電子呼出状を参考人に送達するときは、同時に、審問事項書を送達しなければならない。

（宣誓）

第四十二条　［略］

2　［略］

3　第一項の宣誓は、審判長が、参考人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、参考人がこれを述べることができないときは、審判長は、参考人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。）に署名させ、審判手続の事務を行う職員にこれを朗読させなければならない。

［項を削る。］

4　［略］

（文書等の質問への利用）

第四十六条　［略］

2　［略］

3　審判長は、電子調書の作成に用いる場合その他必要があると認めるときは、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

（書類等に基づく陳述の禁止）

第四十七条　参考人は、書類その他の物に基づいて陳述することができない。ただし、審判長の許可を受けたときは、この限りでない。

（対質）

第四十八条　［略］

2　前項の規定により対質を命じたときは、その旨を電子調書に記録させなければならない。

3　［略］

（映像と音声の送受信による通話の方法による参考人審問）

第四十八条の二　法第三十四条の四十七第二項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人（同項第二号に掲げる場合にあっては、指定職員及び被審人又はその代理人並びに参考人）の意見を聴いて、参考人を次に掲げる要件を満たす場所であって審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

一　指定職員又は被審人若しくはその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第三十四条の四十七第二項第一号又は第三号に掲げる場合において、その場所が指定職員並びに被審人及びその代理人の在席する場所であるとき又は指定職員若しくは被審人若しくはその代理人がその場所に在席することにつき指定職員及び被審人若しくはその代理人に異議がないときを除く。

二　参考人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると審判官が認める者の在席する場所でないこと。

2　前項の方法による審問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の審問の実施に必要な情報を同項の参考人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

3　第十九条の二の規定は、第一項の方法による審問をする場合について準用する。

（呼出状の記載事項等）

第三十九条　参考人の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、審問事項書を添付しなければならない。

［一～三　同上］

［項を加える。］

（宣誓）

第四十二条　［同上］

2　［同上］

3　審判長は、参考人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。参考人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判手続の事務を行う職員にこれを朗読させなければならない。

4　前項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

5　［同上］

（文書等の質問への利用）

第四十六条　［同上］

2　［同上］

3　審判長は、調書への添付その他必要があると認めるときは、指定職員又は被審人若しくはその代理人に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

（書類に基づく陳述の禁止）

第四十七条　参考人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、審判長の許可を受けたときは、この限りでない。

（対質）

第四十八条　［同上］

2　前項の規定により対質を命じたときは、その旨を調書に記載させなければならない。

3　［同上］

［条を加える。］

（被審人審問の手続）

第五十条　［略］

2　［略］

3　法第三十四条の四十八第二項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人の意見を聴いて、被審人を次に掲げる要件を満たす場所であって審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

一　指定職員又は被審人の代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第三十四条の四十八第二項第一号又は第三号に掲げる場合において、その場所が指定職員及び被審人の代理人の在席する場所であるとき又は指定職員若しくは被審人の代理人がその場所に在席することにつき指定職員及び被審人若しくはその代理人に異議がないときを除く。

二　被審人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると審判官が認める者の在席する場所でないこと。

4　第十九条の二及び第四十八条の二第二項の規定は、前項の方法による審問をする場合について準用する。

5　前款（第四十二条、第四十八条第一項及び第四十八条の二を除く。）の規定は、被審人の審問について準用する。

（証拠書類又は証拠物の提出等）

第五十一条　［略］

2　［略］

3　証拠書類又は証拠物を提出する者は、第一項の規定による証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書又は前項の規定による証拠物に係る証拠説明書の提出に代えて、これらの書類の画像情報を内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と当該提出する者の使用に係る電子計算機（内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この章において「特定電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4　審判手続の事務を行う職員は、第一項の証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書若しくは第二項の証拠物に係る証拠説明書又は前項の画像情報をこれらの書類又は画像情報を送付すべき相手方に送付しなければならない。

（訳文の添付等）

第五十二条　外国語で作成された証拠書類を提出するときは、取調べを求める部分についてその証拠書類の訳文を添付しなければならない。この場合において、審判手続の事務を行う職員は、前条第四項の規定により送付するときは、同時に、その訳文についても送付しなければならない。

2　［略］

（書類等の提出命令の申立て）

第五十三条　書類その他の物件（以下この条及び次条第三項において「書類等」という。）の提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにして、書面でしなければならない。

［一～四　略］

［2～4　略］

（被審人審問の手続）

第五十条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

3　前款（第四十二条及び第四十八条第一項を除く。）の規定は、被審人の審問について準用する。

（証拠書類又は証拠物の提出等）

第五十一条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

3　審判手続の事務を行う職員は、第一項の証拠書類の写し及びその証拠書類に係る証拠説明書又は前項の証拠物に係る証拠説明書を当該文書又は当該書面を送付すべき相手方に送付しなければならない。

（訳文の添付等）

第五十二条　外国語で作成された証拠書類を提出するときは、取調べを求める部分についてその証拠書類の訳文を添付しなければならない。この場合において、審判手続の事務を行う職員は、前条第三項の規定により送付するときは、同時に、その訳文についても送付しなければならない。

2　［同上］

（書類等の提出命令の申立て）

第五十三条　書類その他の物件（以下この条において「書類等」という。）の提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにして、書面でしなければならない。

［一～四　同上］

［2～4　同上］

（証拠書類等の提出の方法）

第五十四条　［略］

2　［略］

3　前条第三項の規定による命令に係る書類等の所持者は、指定職員及び被審人又はその代理人に異議がないときは、当該書類等の提出に代えて、当該書類等の画像情報を内閣府の使用に係る電子計算機と当該書類等の所持者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出することができる。この場合において、当該書類等の所持者は、当該書類等を提出したものとみなす。

（宣誓の方式）

第五十六条　鑑定人の宣誓は、審判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

2　前項の宣誓は、次の各号のいずれかに掲げる方式によってもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を鑑定人に送付する方法によって行う。

一　宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。次号において同じ。）に鑑定人が署名して審判官に提出する方式

二　鑑定人が署名した宣誓書の画像情報を内閣府の使用に係る電子計算機と鑑定人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方式

（鑑定人の陳述の方式等）

第五十七条　［略］

2　前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べることに代えて、当該書面に記載すべき事項を内閣府の使用に係る電子計算機と鑑定人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができる。この場合において、鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べたものとみなす。

3　［略］

（映像と音声の送受信による通話の方法による鑑定人審問）

第五十八条の二　法第三十四条の五十第三項に規定する方法による審問は、指定職員及び被審人又はその代理人の意見を聴いて、鑑定人を審判官が相当と認める場所に出頭させてする。

2　第十九条の二及び第四十八条の二第二項の規定は、前項の方法による審問をする場合について準用する。

（参考人審問の規定の準用）

第五十九条　第三十九条の規定は鑑定人の電子呼出状について、第四十一条の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第四十二条第二項及び第四項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第四十三条第四項から第六項まで、第四十六条及び第四十八条の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第四十九条の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について、それぞれ準用する。

（決定の記録事項）

第六十三条　法第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定に係る電磁的記録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

2　前項第一号に掲げる事項には、納付すべき課徴金の額及び納付期限を記録しなければならない。

（証拠書類の提出の方法）

第五十四条　［同上］

2　［項を加える。］

（宣誓の方式）

第五十六条　宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判官に提出する方式によってもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［号を加える。］

（鑑定人の陳述の方式等）

第五十七条　［同上］

［項を加える。］

2　［同上］

［条を加える。］

（参考人審問の規定の準用）

第五十九条　第三十九条の規定は鑑定人の呼出状について、第四十一条の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第四十二条第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第四十三条第四項から第六項まで、第四十六条及び第四十八条の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第四十九条の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について、それぞれ準用する。

（決定の記載事項）

第六十三条　法第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　同上］

2　前項第一号に掲げる事項には、納付すべき課徴金の額及び納付期限を記載しなければならない。

3　第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定記録を引用することができる。

4　法第三十四条の五十三第六項及び前条の決定に係る電磁的記録には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記録しなければならない。

［一・二　略］

（課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録のファイルへの記録）

第六十八条の二　法第三十四条の五十三第七項の規定による同項に規定する決定に係る電磁的記録のファイルへの記録は、当該決定後、速やかに行うものとする。

第六節　雑則

（送達の報告）

第六十九条　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項の規定により次項に定める電子情報処理組織を使用して行うファイルへの記録は、送達をした者の使用に係る特定電子計算機から同条第一項の規定による書面に記載すべき事項を入力する方法により行うものとする。

2　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百条第二項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と送達をした者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（書類の送達）

第七十条　書類の送達を受けるべき場所の届出及び法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百四条第一項後段の送達受取人の届出は、書面でしなければならない。

2　前項の届出は、できる限り、答弁書に記載してしなければならない。

3　書類の送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の被審人又はその代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

4　被審人又はその代理人は、書類の送達を受けるべき場所として届け出た場所又は法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百四条第一項後段の送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

5　第一項及び第三項の規定は、前項に規定する変更の届出について準用する。

6　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百六条第二項の規定による補充送達がされたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

7　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百七条第一項又は第二項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

（電磁的記録の送達）

第七十一条　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項本文の通知は、第四項の規定により届け出られた電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、その全部又は一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第四項において同じ。）に宛てて電子メールを送信する方法によってする。

2　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と同項の規定による送達を受けるべき者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

3　第一項第二号に掲げる事項には、課徴金に係る法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎を記載しなければならない。この場合においては、審判手続開始決定書を引用することができる。

4　法第三十四条の五十三第六項及び前条の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

［一・二　同上］

［条を加える。］

第六節　雑則

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

３　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める方式は、法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の方法とする。ただし、法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第二項後段の送達受取人を併せて届け出る場合は、書面によることができる。

４　法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をする場合には、同条第二項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メールアドレスを届け出なければならない。

５　法第三十四条の五十五の二に規定する内閣府令で定める方法は、同条の電磁的記録に記録されている事項を記載した書面の内容が当該事項と同一であることを証明する旨を記載し、審判手続の事務を行う職員が記名する方法とする。

（公示送達）

第七十二条　法第三十四条の五十六第二項に規定する内閣府令で定める方法は、内閣府の使用に係る電子計算機と同項各号に定める事項の閲覧をする者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものとする。

一　ファイルに記録された法第三十四条の五十六第二項各号に定める事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る特定電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

２　金融庁長官又は審判官は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、金融庁長官又は審判官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（事件記録の閲覧等）

第七十三条　法第三十四条の五十七第一項又は第二項の規定による求めは、書面でしなければならない。

２　法第三十四条の五十七第二項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、金融庁設置端末（同項各号に掲げる行為の用に供する目的で金融庁に設置した電子計算機をいう。第四項第二号において同じ。）の映像面に表示する方法とする。

３　法第三十四条の五十七第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と利害関係人の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

４　法第三十四条の五十七第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　前項に定める電子情報処理組織を使用して利害関係人の使用に係る特定電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　金融庁設置端末に利害関係人の使用に係る記録媒体を接続し、当該金融庁設置端末を用いて当該記録媒体に記録する方法

［条を加える。］

［条を加える。］

5　法第三十四条の五十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める電磁的記録に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面の内容が当該事項と同一であることを証明する方法は、当該書面の内容が当該事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨を記載し、審判手続の事務を行う職員が記名する方法とする。

6　法第三十四条の五十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める電磁的記録に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録の内容が当該事項と同一であることを証明する方法は、当該電磁的記録の内容が当該事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨及び審判手続の事務を行う職員の氏名を記録する方法とする。

7　法第三十四条の五十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める電磁的記録を提供する方法は、第四項各号に掲げる方法とする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第七十四条　法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する方法によってする同項に規定する申立て等（以下この条において「電子申立て等」という。）は、当該電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機から電子情報処理組織を使用してしようとする同項に規定する申立て等に関する法令の規定により同項に規定する書面等に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うものとする。

2　電子申立て等をする者は、当該電子申立て等を行う際に、法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をしなければならない。ただし、既に同項ただし書の届出がされている場合は、この限りでない。

3　法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

4　法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第四項の氏名又は名称を明らかにする措置は、電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機からその氏名又は名称を入力することとする。

（延滞金の徴収）

第七十五条　［略］

［条を加える。］

（延滞金の徴収）

第六十九条　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（次項において「新課徴金府令」という。）第十五条及び第六十三条第三項後段の規定は、この府令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に改正法第二条の規定（改正法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の公認会計士法（次項において「新公認会計士法」という。）第三十四条の四十第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、施行日前に改正法第二条の規定による改正前の公認会計士法（次項において「旧公認会計士法」という。）第三十四条の四十第一項に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

2　新課徴金府令第六十三条の規定は、施行日以後に新公認会計士法第三十四条の五十三第七項に規定する決定が行われた審判手続について適用し、施行日前に旧公認会計士法第三十四条の五十三第七項に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

（公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令の一部改正）

第三条　公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令（令和七年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情） **第二条**　令第一条第三項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。 一　参考人等が公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）第十六条又は第二十一条第一項の審判手続の期日又は場所の変更を受けた場合 ［二～四　略］	（旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情） **第二条**　［同上］ 一　参考人等が公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）第十六条又は第二十一条第二項の規定による審判手続の期日又は場所の変更を受けた場合 ［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第六号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第二百九十六号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項並びに対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第一項第二号、第十一項第一号、第二十五項第七号ニ(1)及び(2)並びに第八号ニ(1)及び(2)、第三条第一項第二号及び第二十号、第二項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号、第三項、第九項第三号、第二十項第一号（同令第三条の二第七項、第四条第十三項、第四条の八第十一項及び第六条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十一項第四号（同令第三条の二第八項、第四条第十四項、第四条の三第七項、第四条の八第十二項及び第六条の三第六項において準用する場合を含む。）、第三条の二第一項第五号イ、第三項第三号及び第六号、第三条の三第一項、第三条の四第一項及び第七項、第四条第一項第五号、第二項、第三項及び第五項第三号、第四条の三第一項第五号イ並びに第二項第一号及び第四号、第四条の四第一項、第四条の五第一項及び第七項、第四条の八第三項、第八項及び第九項第二号、第五条第三項第五号、第六条の三第一項及び第三項第五号、第六条の五並びに第十条ただし書の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法及び同令を実施するため、対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

（対内直接投資等に関する命令の一部改正）

第一条　対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、文部省、労働省、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（対内直接投資等の定義に関する事項）

第二条　［①］対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項第二号に規定する主務省令で定める法人その他の団体は、個人又は法人その他の団体が他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人その他の団体とする。

2　前項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の法人その他の団体の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。この場合において、他の法人その他の団体が法第二十六条第一項第四号に規定する組合等（以下この項及び次条第三項第三十号において「組合等」という。）である場合におけるこの項の規定の適用については、第一号中「議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。以下この項及び次項第二号ロにおいて同じ。）」とあり、及び「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、「総数」とあるのは「全体」と、第二号中「議決権の総数」とあるのは「業務執行を決定する権限の全体」と、「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、同号イ中「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」と、「合計数」とあるのは「合計」と、「保有している議決権」とあるのは「保有している業務執行を決定する権限」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」と、第三号中「議決権の総数」とあるのは「業務執行を決定する権限の全体」と、「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」とし、組合等の組合員（特定組合類似団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。次条第三項第三十号及び第七項において同じ。）の構成員を含む。）が組合等の財産として所有し、又は保有するものとみなす。

一　他の法人その他の団体（次に掲げる法人その他の団体であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。以下この項及び次項第二号ロにおいて同じ。）の総数に対する自己（その被支配会社等（令第二条第一項第二号に規定する被支配会社等をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において保有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた法人その他の団体

ロ　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人その他の団体

ニ　その他イからハまでに掲げる法人その他の団体に準ずる法人その他の団体

改正前

（対内直接投資等の定義に関する事項）

第二条　［項を加える。］

［項を加える。］

二　他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己の計算において保有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己保有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　自己の計算において保有している議決権

(2)　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が保有している議決権

(3)　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権

(4)　自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が保有している議決権

ロ　他の法人その他の団体の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　自己（自然人であるものに限る。）

(2)　自己の役員

(3)　自己の業務を執行する社員

(4)　自己の使用人

(5)　(2)から(4)までに掲げる者であつた者

(6)　自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ　自己が他の法人その他の団体の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の法人その他の団体の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。次号において同じ。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下このニ及び同号において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ　その他自己が他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　他の法人その他の団体の議決権の総数に対する自己保有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を保有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合。この場合において、他の法人その他の団体が組合等であるときは、資金調達額の総額に対する自己が行う融資の額の割合を考慮しないものとする。

3　令第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ　当該外国投資家（法人等（令第二条第二十二項第一号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項第一号に規定する外国法人等をいう。次条第三項第十九号イ及び第二十号に

［①］　対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ　当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外国の

おいて同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（ロにおいて「投資委員会等構成員」という。）

ロ　当該外国投資家を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同号から同項第五号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構成員

ハ　当該外国投資家を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員

［ニ・ホ　略］

ヘ　当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。次号ロを除き、以下同じ。）その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ト　［略］

二　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ　［略］

ロ　次に掲げる法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者

(1)　当該外国投資家により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体

(2)　当該外国投資家及び(1)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　当該外国投資家が法人等である場合において当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(4)　当該外国投資家が法人等である場合において、当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数とを合算した数が当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十以上となるときにおける当該外国投資家の議決権の総数の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（以下この項において「投資委員会等構成員」という。）

ロ　当該外国投資家等を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第一号から第五号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構成員

ハ　当該外国投資家等を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員

［ニ・ホ　同上］

ヘ　当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下同じ。）その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ト　［同上］

二　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合（第三号に掲げる場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ　［同上］

ロ　次に掲げる法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者

(1)　当該外国投資家により総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体

(2)　当該外国投資家及び(1)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　当該外国投資家が法人等である場合において当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(4)　当該外国投資家が法人等である場合において、当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数とを合算した数が当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上となるときにおける当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(5)　(3)及び(4)に掲げる法人その他の団体の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)から(4)までに掲げるものを除く。）

(6)　(5)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）

(7)　(5)及び(6)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(6)までに掲げるものを除く。）

(8)　(3)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(7)までに掲げるものを除く。）

(9)　(3)及び(8)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(8)までに掲げるものを除く。）

［ハ～ヌ　略］

三　令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等（令第二条第十四項第二号に規定する非居住者等をいう。以下同じ。）が行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

イ　［略］

ロ　当該外国投資家の属する国又は地域の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党員を含む。）

4‖　令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一　［略］

二　子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次条第三項第二号及び第五項並びに第四条第四項を除き、以下同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

［三～七　略］

5‖6‖　［略］

6‖　令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

［項を削る。］

［項を削る。］

7　令第二条第二十五項第二号ロ及び第二十七項第二号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

(5)　(3)及び(4)に掲げる法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)から(4)までに掲げるものを除く。）

(6)　(5)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）

(7)　(5)及び(6)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(6)までに掲げるものを除く。）

(8)　(3)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(7)までに掲げるものを除く。）

(9)　(3)及び(8)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(8)までに掲げるものを除く。）

［ハ～ヌ　同上］

三　令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

イ　［同上］

ロ　当該外国投資家の属する国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党員を含む。）

2‖　令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一　［同上］

二　子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第七項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

［三～七　同上］

3‖4‖　［同上］

4‖　令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

5‖　令第二条第十六項第一号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

6‖　令第二条第十六項第一号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

7　令第二条第十六項第六号ロ及び同条第十八項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～七　同上］

8　令第二条第二十五項第七号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

9　令第二条第二十五項第七号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、貸付債権の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額（当該貸付債権に係る貸付けが当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額（当該貸付債権に係る貸付けが当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債の総額と当該貸付債権の金額とを合算した額）とする。

10　令第二条第二十五項第八号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

11　令第二条第二十五項第八号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額（当該社債の発行が当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債の部に計上した額と当該社債の金額とを合算した額）とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額（当該社債の発行が当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債の総額と当該社債の金額とを合算した額）とする。

（対内直接投資等の届出等）

第三条　［略］

2　令第三条第一項第二号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

3　令第三条第一項第二十号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限の取得（令第二条第二十五項第五号に規定する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）

二　外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）である上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の会社の総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（対内直接投資等の届出等）

第三条　［同上］

［項を加える。］

2　令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限の取得（令第二条第十六項第五号に規定する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）

二　外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）である上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の会社の総議決権に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得

三　外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）を除く。）が行う法第二十六条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　次に掲げるものに該当するもの及びその被支配会社等が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

(1)　法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの

(2)　特定上場会社等（令第二条第四項に規定する特定上場会社等をいう。以下同じ。）

(3)　第十九号に規定する特別上場会社等（特定上場会社等を除く。）

(4)　第二十号に規定する特別非上場会社

ロ　当該行為をする前において、イ(1)から(4)までに掲げるもの（自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限る。）及びその被支配会社等が直接に保有する当該行為に係る会社の議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上であること。

四　外国投資家（株式会社に限る。）が行う当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　当該行為の前において、当該外国投資家の議決権を保有するものが、次に掲げるもののみであること。

(1)　当該行為の相手方

(2)　当該外国投資家の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。第四条第一項第五号イ(2)において同じ。）

(3)　(2)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員

(4)　(2)の被支配会社等

(5)　(4)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員

(6)　法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの

ロ　当該行為の相手方がイ(2)に掲げるものでないこと。

五　次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為

イ　会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数（議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）の当該外国投資家の総議決権に占める割合が百分の百となる場合を除く。）

［ロ・ハ　略］

ニ　会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項、第八百六条第五項又は第八百十六条の六第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合

六　貸付債権又は社債の相続又は遺贈による取得

七　［略］

［号を加える。］

［号を加える。］

三　次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為

イ　会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数（議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）の当該外国投資家の総議決権数に占める割合が百分の百となる場合を除く。）

［ロ・ハ　同上］

ニ　会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項又は第八百六条第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合

四　貸付金債権、社債又は特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の相続又は遺贈による取得

五　［同上］

八　法第二十六条第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該会社が上場会社等以外の会社であつて、当該同意をするものの所有等株式等（令第三条第一項第四号に規定する所有等株式等をいう。以下この号において同じ。）と当該同意するものを令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合のいずれもが三分の一未満であるもの

九　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意するものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二条第二十五項第三号若しくは第五号に掲げる対内直接投資等又は法第二十八条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第三項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）により当該同意するものが保有する当該対内直接投資等又は当該特定取得に係る会社の実質保有等議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における次のいずれかに該当する同意

イ　［略］

ロ　当該会社の子会社（当該外国投資家がしたこれらの届出のうち直近のものをした日において当該会社の子会社であるものに限る。以下この号において「対象子会社」という。）の取締役又は監査役の選任に関し行う当該会社による同意

ハ　［略］

十　外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）を除く。）が、法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意の時点において当該議案に係る会社の取締役又は監査役である者の再任に係る同意であつて、当該同意を行う外国投資家が当該議案に係る会社について法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた直近の同意（当該取締役又は監査役である者に係る同号に掲げる議案に関するものに限る。）の日から次に掲げる事項に変更がないもの

イ　当該外国投資家（法人等にあつてはその本店）の所在する国又は地域

ロ　当該外国投資家の国籍等

ハ　当該議案に係る会社又はその子会社若しくは第五項に規定する他の会社の営む事業の属する業種

ニ　当該議案に係る会社又はその子会社若しくは第五項に規定する他の会社による第六項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報（以下「対象技術等」という。）の保有状況（対象技術等に含まれるいずれかの技術又は情報を新たに保有することとなつた場合以外は変更がないものとする。）

ホ　当該取締役又は監査役である者の所在する国又は地域

ヘ　当該取締役又は監査役である者の国籍等

ト　当該取締役又は監査役である者の当該議案に係る会社以外の法人その他の団体（当該外国投資家又は当該外国投資家を被支配会社等とするもの若しくはその被支配会社等（令第三条の二第一項第一号から第五号までに掲げる非居住者等に該当するものを除く。）を除く。）における役員としての経歴（役職名の変更に伴うものを除く。）

チ　当該議案に係る会社の当該議案についての賛否

リ　当該外国投資家の当該議案に係る会社が営む事業（次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属するもの又は対象技術等に係るものに限る。）への関与の方針

六　法第二十六条第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該会社が上場会社等以外の会社であつて、当該同意をするものの所有等株式等（令第三条第一項第四号に規定する所有等株式等をいう。以下この号において同じ。）と当該同意するものを令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は総議決権に占める割合のいずれもが三分の一未満であるもの

七　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意するものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二条第十六項第三号若しくは第五号に掲げる対内直接投資等又は法第二十八条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第三項に掲げる特定取得（以下「特定取得」という。）により当該同意するものが保有する当該対内直接投資等又は当該特定取得に係る会社の実質保有等議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における次のいずれかに該当する同意

イ　［同上］

ロ　当該会社の子会社（当該外国投資家がした当該届出のうち直近のものをした日に、当該会社の子会社であるものに限る。以下この号において「対象子会社」という。）の取締役又は監査役の選任に関し行う当該会社による同意

ハ　［同上］

［号を加える。］

十一　［略］

十二　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案以外のものに関し行う同意

十三　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第十六号及び次条第八項において「対象事業」という。）又は対象技術等に係る事業に係る議案以外の議案に関し行う同意

十四　法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等（支店、工場その他の事業所をいう。以下この項及び第七条第一項第三号において同じ。）の事業目的が次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当せず、かつ、対象技術等を保有しない場合における支店等の設置

十五　［略］

十六　法第二十六条第二項第八号に掲げる事業の承継のうち、対象事業又は対象技術等に係る事業以外の事業のみを承継する場合における当該承継

十七　会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二条第二十五項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得

十八　［略］

十九　特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。以下同じ。）が行う同条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

イ　各外国株主等（令第二条第四項第一号に規定する外国株主等をいう。以下同じ。）（特定上場会社等及びその子会社（外国法人等の被支配会社等を除く。次号において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式（同項第一号に規定する実質所有等株式をいう。以下同じ。）の数及び当該外国株主等を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（法第二十六条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数（その数を合計する株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による株式の合計の数をいう。以下同じ。）

八　［同上］

九　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、自ら又は他の株主を通じて株主総会に提出した議案以外のものに関し行う同意

十　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第七項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に関し行う同意

十一　法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等（支店、工場その他の事業所をいう。以下この項及び第七条第一項第三号において同じ。）の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の設置

十二　［同上］

［号を加える。］

十三　会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二条第十六項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得

十四　［同上］

十五　特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。第四条第一項第一号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

イ　上場会社等の各株主（外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社若しくはその子会社（令第二条第四項に規定する特定上場会社等を除く。以下この号及び次号において「他の会社等」という。）に限る。）が所有する当該上場会社等の実質株式（同項第一号に規定する実質株式をいう。以下同じ。）の数、当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。）（以下この号において「株主の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、令第二条第七項に掲げる要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数（株式のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）

ロ　各外国株主等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第二十七項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この口において同じ。）の数及び当該外国株主等を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

二十　特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は令第二条第一項各号に掲げるもの（特定上場会社等及びその子会社を除く。）でないものをいう。以下同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為

二十一　法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第九号に掲げる行為又は令第二条第二十五項第九号若しくは第十四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。第四条第一項第三号において同じ。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権又は外国議決権の行使を行わないものに限る。）

二十二　特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第二十五項第四号に掲げる行為をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第二号に掲げる行為をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

二十三　［略］

二十四　非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第二十五項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任以外のもの

ロ　上場会社等に係る各外国投資家（外国法人等又は他の会社等に限る。）が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）の数及び当該外国投資家を同条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

十六　特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は他の会社等でないものをいう。第四条第一項第二号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

十七　法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。同号において同じ。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

十八　特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号に掲げる議決権代理行使受任をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第六号に掲げる議決権代理行使委任をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

十九　［同上］

二十　非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任以外のもの

二十五　株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行使同意取得（令第二条第二十五項第六号に掲げる行為をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）（以下この項において「議決権代理行使受任等」という。）であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

［二十六～二十八　略］

二十九　相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得又は令第二条第二十五項第十三号に掲げる行為に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得又は当該行為

三十　令第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為であつて、当該行為に係る出資証券所有法人等（同項第九号に規定する出資証券所有法人等をいう。以下同じ。）が組合等（特定組合類似団体を除く。）の財産としてのみ特別の法律により設立された法人の出資証券を所有する場合における当該行為

三十一　令第二条第二十五項第九号に掲げる行為であつて、当該行為をしたものが、当該行為の後において保有することとなる当該行為に係る出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権（同項第十一号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この号、第三十四号及び第三十五号において同じ。）の数及び当該取得をしたものを同条第十七項第一号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに該当することとなる非居住者等が保有する当該出資証券所有法人等の実質保有等外国議決権の数を合計した外国議決権の数（その数を合計する外国議決権に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による外国議決権の合計の数）の当該出資証券所有法人等の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十未満であるもの

三十二　令第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為（出資証券所有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ　当該行為をしたもの（特定組合等（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等をいう。次号において同じ。）が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下このイにおいて同じ。）又は当該行為をしたものを被支配会社等とするものが、令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当する場合における当該行為

ロ　次の要件のいずれも満たすもの

(1)　当該行為をしたもの（以下この口において「間接取得者等」という。）が所有する特別の法律により設立された法人（当該行為に係る出資証券所有法人等が出資証券を所有するものに限る。）の出資証券の口数及び当該行為の前における当該間接取得者等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等が所有する当該特別の法律により設立された法人の出資証券の口数を合計した出資証券の口数の当該特別の法律により設立された法人の出資証券の総口数に占める割合が百分の五十未満であること。

(2)　(1)に規定する合計した出資証券の口数と、当該行為に係る出資証券所有法人等及び当該行為の後における当該出資証券所有法人等を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該間接取得者等又は(1)に規定する非居住者等に該当するものを除く。）が所有する当該特別の法律により設立された法人の出資証券の口数とを合計した出資証券の口数の当該特別の法律により設立された法人の出資証券の総口数に占める割合が百分の五十以上となること。

二十一　株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行使同意取得（令第二条第十六項第七号に掲げる共同議決権行使同意取得をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）（以下この項において「議決権代理行使受任等」という。）であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

［二十二～二十四　同上］

二十五　相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

三十三　令第二条第二十五項第九号に掲げる行為であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　当該行為をしたもの（特定組合等が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下この号において「間接取得者等」という。）又は当該間接取得者等を被支配会社等とするものが、令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当しない場合における当該行為

ロ　次の(1)又は(2)に掲げるものからの外国議決権の取得

(1)　当該間接取得者等を被支配会社等とする個人又は法人その他の団体

(2)　(1)に掲げるものの被支配会社等

三十四　法第二十六条第二項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をするものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第九号又は令第二条第二十五項第十一号に掲げる行為により保有する当該外国議決権に係る外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の実質保有等外国議決権の数の当該法人その他の団体の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における当該行使

三十五　令第二条第二十五項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をするものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた令第二条第二十五項第九号又は第十一号に掲げる行為により保有する当該外国議決権に係る外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の実質保有等外国議決権の数の当該法人その他の団体の外国議決権の総数に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における当該行使

三十六　法第二十六条第二項第十号又は令第二条第二十五項第十号に掲げる役員の選任に係る外国議決権の行使のうち、当該行使をしたものが自ら又は他のものを通じて当該選任に係る議案の提案を行つた場合以外の場合における当該行使

4　令第三条第二項第一号イに規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

5　令第三条第二項第一号イ及びロ並びに同項第二号イ及びロ並びに令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）又は法人（会社を除き、その被支配会社等を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

6　令第三条第二項第二号イに規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

7　令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号若しくは第五号に掲げるものに該当する外国投資家により行われる対内直接投資等又は同項第四号に掲げるもの（特定組合類似団体を除く。）に該当する外国投資家が行う対内直接投資等に相当するものに伴つてその組合員により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

8　令第三条第二項第四号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

3　令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4　令第三条第二項第一号及び令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

［項を加える。］

5　令第三条第二項第二号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号又は第五号に該当する外国投資家により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

6　令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。

9　令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

一　法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号並びに令第二条第二十五項第一号、第三号及び第五号に掲げる行為　別紙様式第一

二　法第二十六条第二項第二号に掲げる行為　別紙様式第二

三　令第二条第二十五項第二号に掲げる行為　別紙様式第三

四　令第二条第二十五項第四号に掲げる行為　別紙様式第四

五　令第二条第二十五項第六号に掲げる行為　別紙様式第五

六　法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意　別紙様式第六

七　令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意　別紙様式第七

八　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第四項各号に掲げる議案に関して行う同意　別紙様式第八

九　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置　別紙様式第九

十　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更　別紙様式第十

十一　法第二十六条第二項第七号及び令第二条第二十五項第七号に掲げる行為　別紙様式第十一

十二　令第二条第二十五項第八号に掲げる行為　別紙様式第十二

十三　法第二十六条第二項第八号に掲げる行為　別紙様式第十三

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

十四　法第二十六条第二項第九号並びに令第二条第二十五項第九号、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為　別紙様式第十四

十五　令第二条第二十五項第十三号に掲げる行為　別紙様式第十五

十六　法第二十六条第二項第十号及び令第二条第二十五項第十号に掲げる行為　別紙様式第十六

十七　令第二条第二十五項第十五号に掲げる行為　別紙様式第十七

10　前項第一号、第六号及び第十三号の届出書にあつては、次に掲げる事項を記載した書類を添付して提出しなければならない。

一　当該届出書を提出するもの（以下この項において「届出者」という。）に関する事項

二　対内直接投資等に係る会社その他の法人に関する事項

三　届出者に出資するものに関する事項

四　届出者の事業方針等に影響を及ぼすものに関する事項

7　令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

一　法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する株式、持分又は議決権の取得並びに令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得　別紙様式第一

二　法第二十六条第二項第二号に規定する株式又は持分の譲渡　別紙様式第二

［号を加える。］

［号を加える。］

三　法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意　別紙様式第三

三の二　令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意　別紙様式第三の二

三の三　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関して行う同意　別紙様式第三の三

四　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置　別紙様式第四

五　法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更　別紙様式第五

六　法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け　別紙様式第六

［号を加える。］

六の二　法第二十六条第二項第八号に規定する事業の承継　別紙様式第六の二

七　令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得　別紙様式第七

八　令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任　別紙様式第七の二

九　令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任　別紙様式第七の三

十　令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得　別紙様式第七の四

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［項を加える。］

11　財務大臣及び事業所管大臣は、第九項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。ただし、同項の手続が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された届出書の内容を書面に出力したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者に交付するものとする。

12　令第三条第十八項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知又は令第三条の四第七項の規定に基づき法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

13　令第三条第二十項第一号（令第三条の二第七項、第四条第十三項、第四条の三第六項、第四条の八第十一項及び第六条の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する他のものを通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

一　当該非居住者等又は当該非居住者等と令第三条第二十項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

二　前号に掲げるものの被支配会社等

三　当該非居住者等又は当該非居住者等と令第三条第二十項第二号から第六号までに掲げる関係にある者の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

14　令第三条第二十一項第四号（令第三条の二第八項、第四条第十四項、第四条の三第七項、第四条の八第十二項及び第六条の三第六項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める特定技術は、財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術とする。

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二　令第三条の二第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数とする。

一　令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

二　前号に掲げるものの被支配会社等

三　第一号に規定する外国政府等又は同号に規定する個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

2　令第三条の二第三項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

3　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報（以下この条において「特定技術等」という。）とする。

8　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。ただし、前項の手続が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された届出書の内容を書面に出力したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者に交付するものとする。

9　令第三条第十四項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

［項を加える。］

［項を加える。］

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二　令第三条の二第一項第五号イ及び令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。以下この項及び第七条第四項第五号において同じ。）又は外国政府等に対し令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四項第一号において同じ。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

2　令第三条の二第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～七　同上］

3　令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

［項を加える。］

5　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項各号に掲げる非居住者等に該当するものを除く。）とする。

一　その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定が令第三条の二第一項第四号に掲げる個人若しくは法人その他の団体によつて行われるもの又は当該決定がその設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域以外の国若しくは地域において行われることによつて当該決定が同号の義務を課す法令その他これに類するものの影響を受けるもの若しくはその被支配会社等

二　［略］

三　前号又はこの号に掲げるものとの契約に基づき、令第三条の二第一項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前二号に掲げるものを除く。）

6　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者又は同号に規定する特定法人に該当する者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

7　令第三条の二第三項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

8　令第三条の二第三項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するものをいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第四項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第五項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて、対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第四項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当する場合にあつては第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二　令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案（対象事業又は対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等

三　対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該対象技術等の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

4　令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項各号に該当するものを除く。）とする。

一　その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定が令第三条の二第一項第四号に掲げる個人若しくは法人その他の団体によつて行われるもの又は当該決定がその設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域以外の国若しくは地域において行われることによつて当該決定が同号の義務を課す法令その他これに類するものの影響を受けるもの若しくはその子会社等

二　［同上］

三　前号又は本号に掲げるものとの契約に基づき、令第三条の二第一項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前二号に掲げるものを除く。）

5　令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

6　令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～七　同上］

7　令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等

三　対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

四　令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

五　第五項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

六　第五項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に係る事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接投資等

七　法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

八　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間（法第二十九条第八項に規定する禁止期間をいう。第四条の三第四項第五号において同じ。）の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

九　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

十　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更、法第二十七条第五項に規定する国の安全等に係る措置に関する修正又は当該対内直接投資等の中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等（当該外国投資家が当該変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第三項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

四　令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

五　第四項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

六　第四項各号に掲げるものが令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接投資等

七　法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

八　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間（法第二十九条第六項に規定する禁止期間をいう。第四条の三第二項第五号において同じ。）の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

九　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

十　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等（当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第一項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（国の安全等に係る措置の修正の届出等）

第三条の三　令第三条の三第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

２　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（国の安全等に係る措置の変更の届出等）

第三条の四　令第三条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

２　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（特定取得の届出等）

第四条　令第四条第一項第五号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～三　略］

四　外国投資家（令第四条の三第一項各号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）が行う特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　次に掲げるものに該当するもの及びその被支配会社等が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

(1)　法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの

(2)　特定上場会社等

(3)　特別上場会社等（特定上場会社等を除く。）

(4)　特別非上場会社

ロ　当該特定取得をする前において、イ(1)から(4)までに掲げるもの（自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限る。）及びその被支配会社等が直接に保有する当該特定取得に係る会社の議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上であること。

五　外国投資家（株式会社に限る。）が行う当該外国投資家の株式に係る特定取得であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　当該行為の前において、当該外国投資家の株主が、次に掲げるもののみであること。

(1)　当該行為の相手方

(2)　当該外国投資家の親会社等

(3)　(2)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員

(4)　(2)の被支配会社等

(5)　(4)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員

(6)　法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの

ロ　当該特定取得の相手方がイ(2)に掲げるものでないこと。

六　次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る特定取得

イ　会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該外国投資家の総議決権に占める割合が百分の百となる場合を除く。）

［条を加える。］

［条を加える。］

（特定取得の届出等）

第四条　令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

ロ　会社法第百九十二条第一項の規定による請求があつた場合
ハ　会社法第二百三十四条第四項各号に掲げる事項を定めた場合
ニ　会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項、第八百六条第五項又は第八百十六条の六第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合

［略］

3 2　令第四条第二項に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

［略］

5 4　令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書に、次に掲げる事項を記載した書類を添付し、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

一 当該届出書を提出するもの（以下この項において「届出者」という。）に関する事項
二 特定取得に係る会社に関する事項
三 届出者に出資するものに関する事項
四 届出者の事業方針等に影響を及ぼすものに関する事項

6 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十一項ただし書の規定を準用する。

7 令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知又は令第四条の五第七項の規定に基づき法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三　①令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数とする。

一 令第四条の三第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体
二 前号に掲げるものの被支配会社等
三 第一号に規定する外国政府等又は同号に規定する個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

［略］

3 2　令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

2　［同上］

［項を加える。］

3 2　［同上］

4 3　令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

5 4　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。

6 5　令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八の二による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三　［項を加える。］

［①］　［同上］

［項を加える。］

4‖

令第四条の三第二項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むもの又は同条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報（以下この項において「特定対象技術等」という。）を保有するものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として同条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの若しくは特定対象技術等を保有するもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第二条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当する場合にあつては第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

二　令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案（特定対象事業又は特定対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得

三　特定対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の特定対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該特定対象技術等の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得

四　法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

五　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

六　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

七　令第二条第十一項第一号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更、法第二十七条第五項に規定する国の安全等に係る措置に関する修正又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第三項第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

2‖

令第四条の三第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

二　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（特定対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得

三　特定対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得

四　法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

五　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行つた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

六　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出をした外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

七　令第二条第十一項第一号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出をして、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第一号ロからトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

（国の安全に係る措置の修正の届出等）

第四条の四　令第四条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（国の安全に係る措置の変更の届出等）

第四条の五　令第四条の五第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（報告の徴収等）

第四条の六　令第四条の八第三項に規定する主務省令で定める手続は、報告書を提出する場所、提出する報告書の通数その他財務大臣及び事業所管大臣が定める手続とする。

2　財務大臣及び事業所管大臣は、法第二十九条の二第一項の規定により報告を求めるときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

3　令第四条の八第八項の規定に基づき法第二十九条の二第四項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十一による通知書を、財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

4　令第四条の八第九項第二号に規定する主務省令で定める議案は、第二条第四項各号に掲げる議案とする。

（技術導入契約の締結等の届出等）

第五条　［略］

2　令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第二十二による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第九項後段の規定を準用する。

3　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十一項ただし書の規定を準用する。

4　令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十三による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第十二項後段の規定を準用する。

（対内直接投資等及び特定取得の報告）

第六条の二　令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行った同表の第三欄に掲げる業種又は法人に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告をしようとするものは、対内直接投資等又は特定取得を行った日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

（技術導入契約の締結等の報告）

第六条の三　令第六条の四第一項の規定に基づき報告をしようとする居住者は、別紙様式第三十七による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（技術導入契約の締結等の届出等）

第五条　［同上］

2　令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第七項後段の規定を準用する。

3　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。

4　令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第九項後段の規定を準用する。

（対内直接投資等及び特定取得の報告）

第六条の二　令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行った同表の第三欄に掲げる業種に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告をしようとするものは、対内直接投資等を行った日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

（技術導入契約の締結等の報告）

第六条の三　令第六条の四第一項の規定に基づき報告をしようとする居住者は、別紙様式第十八による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条　法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得、議決権の取得、株式への一任運用若しくは議決権行使等権限の取得又は当該株式若しくは持分の取得、当該議決権の取得、当該株式への一任運用若しくは当該議決権行使等権限の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分　別紙様式第三十八

二　当該届出に係る金銭の貸付け、貸付債権の取得若しくは社債の取得又は当該貸付け、貸付債権の取得若しくは社債の取得をした後における当該貸付け、貸付債権若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。）　別紙様式第三十九

三　当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止　別紙様式第四十

四　当該届出に係る共同議決権行使同意取得又は当該共同議決権行使同意取得をした後における当該共同議決権行使同意取得の解除　別紙様式第四十一

五　当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当該事業の処分　別紙様式第四十二

六　当該届出に係る法第二十六条第二項第九号若しくは令第二条第二十五項第九号若しくは第十四号に掲げる外国議決権の取得若しくは令第二条第二十五項第十一号に掲げる外国議決権行使等権限（同条第十六項に規定する外国議決権行使等権限をいう。以下この号において同じ。）の取得又は当該外国議決権の取得若しくは当該外国議決権行使等権限の取得をした後における当該外国議決権若しくは当該外国議決権行使等権限の全部若しくは一部の処分　別紙様式四十三

七　当該届出に係る令第二条第二十五項第十二号に掲げる外国株式等（同条第十六項に規定する外国株式等をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。）の取得又は当該外国株式等の取得をした後における当該外国株式等の全部若しくは一部の処分　別紙様式第四十三

八　当該届出に係る令第二条第二十五項第十三号に掲げる同意の取得又は当該同意の取得をした後における当該同意の解除　別紙様式第四十三

2　第三条第三項第二十一号又は第四条第一項第三号に掲げる行為（法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為に係るものに限る。）を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第二十四による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該引受者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該引受者を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数

二　［略］

（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条　法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得、議決権の取得、株式への一任運用若しくは議決権行使等権限の取得又は当該株式若しくは持分の取得、当該議決権の取得、当該株式への一任運用若しくは当該議決権行使等権限の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分　別紙様式第十九

二　当該届出に係る金銭の貸付け若しくは社債の取得又は当該貸付け若しくは社債の取得をした後における当該貸付け若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。）　別紙様式第二十

三　当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止　別紙様式第二十二

四　当該届出に係る共同議決権行使同意取得又は当該共同議決権行使同意取得をした後における当該共同議決権行使同意取得の解除　別紙様式第二十二の二

五　当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当該事業の処分　別紙様式第二十二の三

［号を加える。］

2　第三条第二項第十七号又は第四条第一項第三号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該引受者が所有する当該上場会社等の実質株式の数、当該引受者を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号及び次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該引受者及び当該引受者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数

二　［同上］

［号を加える。］

３　前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等又は令第四条第二項に掲げる特定取得に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第三十八による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

４　第六条の二の規定により別紙様式第二十五による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第四十四による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　別紙様式第二十五による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権若しくは外国議決権の数と次に掲げるものが直接に保有する議決権若しくは外国議決権の数とを合計した議決権若しくは外国議決権の数の当該報告者の議決権の総数若しくは外国議決権の総数に占める割合又はその所有する株式若しくは外国株式等の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式若しくは外国株式等の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

イ　当該株主又は出資者の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体

ロ　イに掲げるものの被支配会社等

ハ　当該株主又は出資者の被支配会社等（イ及びロに掲げるものを除く。）

二　令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当するものが報告者の特定株主となる場合

三　第三条の二第五項各号に掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

四　報告者の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上となるものの国籍等に変更がある場合

五　［略］

六　提出された別紙様式第二十五による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。次項において同じ。）又は報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

七　［略］

３　前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等又は令第四条第二項に掲げる特定取得に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

４　第六条の二の規定により別紙様式第十一の二による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第十九の二による報告書を、当該変更が生じた日から起算して四十五日を経過する日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　別紙様式第十一の二による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

［新設］

［新設］

［新設］

二　令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

三　第三条の二第四項各号に掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

四　報告者の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上となるものの国籍に変更がある場合

五　［同上］

六　提出された別紙様式第十一の二による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。）又は報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

七　［同上］

八　報告者が第三条の二第五項各号に掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

九　報告者が令第三条の二第三項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第七項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

十　報告者が第三条の二第七項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

十一　報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、その該当する許認可等の区分に係る監督を行う行政機関又はその国籍等に変更がある場合

十二　［略］

5　法第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をして法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる対内直接投資等又は特定取得を行つたもの（当該届出に係る会社又は法人に係る直接保有法人等（法第二十六条第五項に規定する直接保有法人等をいう。）又は出資証券所有法人等である場合に限る。）は、最終親会社等に変更がある場合（当該変更後の最終親会社等が法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しない場合を除く。）には、別紙様式第四十五による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

［6・7　略］

8　財務大臣及び事業所管大臣は、第六項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

（期間の短縮に関する公示）

第八条　財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項（これらの規定を法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第二項ただし書及び第四項（これらの規定を法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示するものとする。

第九条　削除

（立入検査及び質問を行う職員の身分を示す証票）

第九条の二　法第六十八条第二項に規定する立入検査及び質問（法第五章に係るものに限る。）を行う職員の身分を示す証票は、別紙様式第四十六又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

八　報告者が第三条の二第四項各号に掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

九　報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第六項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

十　報告者が第三条の二第六項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

十一　報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、その該当する許認可等の区分に係る監督を行う行政機関又はその国籍に変更がある場合

十二　［同上］

［項を加える。］

7　［5・6　同上］

8　財務大臣及び事業所管大臣は、第五項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

（期間の短縮に関する公示）

第八条　財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項、法第二十八条第二項ただし書及び第四項又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示するものとする。

（勧告又は命令の取消しの通知）

第九条　財務大臣及び事業所管大臣は、法第二十七条第十一項の規定に基づき、同条第七項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は同条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときは、当該応諾する旨の通知をしたもの又は当該内容の変更を命じられたものに対し、当該取消しの内容を記載した通知書を交付する方法により行うものとする。

2　前項の規定は、法第二十八条第七項又は法第三十条第七項において準用する法第二十七条第十一項の規定に基づき令第四条第九項又は令第五条第七項に規定する勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときについて準用する。

（立入検査及び質問を行う職員の身分を示す証票）

第九条の二　法第六十八条第二項に規定する立入検査及び質問（法第五章に係るものに限る。）を行う職員の身分を示す証票は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

（事務の委任）

第十条　令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十七条第五項（法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第三項、法第二十八条第五項（法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条の二第三項並びに法第二十九条の二第二項及び第三項の規定に基づく勧告の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第七項（法第二十七条の四第二項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）及び法第二十九条の二第四項の規定に基づく通知の受理に関する事務、法第二十七条第十項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第四項、法第二十八条の二第四項、法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項並びに法第二十九条の二第六項及び第九項の規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第十一項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の二第七項及び第十項の規定に基づき勧告又は命令を取り消す旨を記載した文書の送付に関する事務、法第二十九条の二第一項の規定に基づく報告の受理に関する事務並びに第七条第六項から第八項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

2　令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、法第二十七条第一項、法第二十七条の四第一項、法第二十八条第一項、法第二十八条の四第一項又は法第三十条第一項の規定による届出について、財務大臣及び事業所管大臣が指示した場合における当該指示した日に、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示する事務とする。

別表第一（第三条関係）

［一～九　略］	
九の二	イエメン
［一〇・一一　略］	
一一の二	イラク
［一二～一五の二　略］	
一五の三	ウズベキスタン
［一六～四八　略］	
四八の二	コモロ連合
［四九～一一〇　略］	
一一〇の二	東ティモール
［一一一～一六三　略］	

（事務の委任）

第十条　令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第五項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七条第五項から第七項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

2　令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、法第二十七条第一項、法第二十八条第一項又は法第三十条第一項の規定による届出について、財務大臣及び事業所管大臣が指示した場合における当該指示した日に、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示する事務とする。

別表第一（第三条関係）

［一～九　同上］	
［号を加える。］	
［一〇・一一　同上］	
［号を加える。］	
［一二～一五の二　同上］	
［号を加える。］	
［一六～四八　同上］	
［号を加える。］	
［四九～一一〇　同上］	
［号を加える。］	
［一一一～一六三　同上］	

別表第三（第六条の二関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	［略］	［略］	第三条第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）以外の業種又は同条第六項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人（以下この表において「対象法人」という。）以外の法人	別紙様式第二十四
二			対象業種であつて、第三条の二第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種又は対象法人であつて、同条第四項に規定する財務大臣及び事業	別紙様式第二十五

別表第三（第六条の二関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	［同上］	［同上］	第三条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）以外の業種	別紙様式第十一
二			対象業種であつて、第三条の二第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種	別紙様式第十一の二

		三				
		令第二条第二十五項第一号に規定する出資証券の取得				
		外国投資家				
所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人以外の法人		対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人				
		別紙様式第二十四				

		三				
		法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（当該取得又は株式への一任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式及び当該取得者等がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式（以下この表において「実質所有等株式」という。）の数及び当該取得者等を令第二条第十九項の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この表において「取得者等の密接関係者」という。）の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等の実質保有等議決権の数及び当該取得者等の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合（以下この表において「取得者等の所有等割合」という。）が百分の一未満から百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。）				
		外国投資家で令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの及び第三条の二第六項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもののうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの				
		対象業種				
		別紙様式第十一の二				

四	法第二十六条第二項第二号に規定する会社の株式又は持分の譲渡	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十六
五	令第二条第二十五項第二号に規定する議決権の行使につき代理する権限の委任	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十七
六	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（当該取得又は株式への一任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該取得者等を同条第二十八項第一号の株式取得者等と	外国投資家で令第三条の二第三項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの及び第三条の二第七項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十五

四	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。）	外国投資家で許認可等金融機関等、特定国有企業等及び過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	対象業種	別紙様式第十一の二
五	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。）	［同上］	対象業種以外の業種	別紙様式第十一
六	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得若しくは令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。）又は同項第七号に規定する共同議決権行使同意取得（第三条の二第二項各号に掲げる事項に係る議案に係るものを除く。）	外国投資家	対象業種	別紙様式第十一の二

			七	八
した場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この表において「取得者等の密接関係者」という。）が所有する実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等が保有する実質保有等議決権の数及び当該取得者等の密接関係者が保有する実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合（以下この表において「取得者等の所有等割合」という。）が百分の一未満から百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。）	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。）	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得		
該当しないものとして認めたもののうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	外国投資家で許認可等金融機関等、特定国有企業等及び過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	［略］		
	対象業種又は対象法人	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人		
	別紙様式第二十五	別紙様式第二十四		

			七	八
			法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合（以下この項において「特定割合」という。）未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。）	令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得
	特定国有企業等	［同上］		
	対象業種	対象業種以外の業種		
	財務大臣が指定する様式	別紙様式第十一		

九	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得若しくは令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。）又は同項第六号に掲げる共同議決権行使同意取得（第三条の二第二項各号に掲げる事項に係る議案に係るものを除く。）	［略］	対象業種又は対象法人	別紙様式第二十五
十	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合（以下この項において「特定割合」という。）未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。）	特定国有企業等	対象業種又は対象法人	財務大臣が指定する様式
十一	令第二条第二十五項第四号に規定する議決権代理行使受任	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十八
十二	令第二条第二十五項第六号に掲げる共同議決権行使同意取得	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第二十九

九	法第二十六条第二項第二号に規定する会社の株式又は持分の譲渡	［同上］	対象業種以外の業種	別紙様式第十二
十	法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十六
十一	法第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継	［同上］	対象業種以外の業種	別紙様式第十六の二
十二	令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得	［同上］	対象業種以外の業種	別紙様式第十七

十三	法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十
十四	令第二条第二十五項第八号に規定する社債の取得	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十一
十五	法第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十二
十六	法第二十六条第二項第九号若しくは令第二条第二十五項第九号若しくは同項第十四号に規定する外国議決権の取得、同項第十一号に規定する外国議決権行使等権限の取得又は同項第十二号に規定する外国株式等の取得	［略］	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十三
十七	令第二条第二十五項第十三号に規定する同意の取得	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十四
十八	法第二十六条第二項第十号又は令第二条第二十五項第十号に規定する役員の選任に係る外国議決権の行使	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十五
十九	令第二条第二十五項第十五号に規定する業務執行組合員への就任	外国投資家	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人	別紙様式第三十六

［新設］

十三	令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任	［同上］	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の二
十四	令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任	［同上］	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の三
十五	令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得	［同上］	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の四
十六	法第二十六条第三項に規定する特定取得	［同上］	第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種であつて、第四条の三第一項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種	別紙様式第十一の二

［新設］

［新設］

二十	法第二十六条第三項に規定する特定取得	外国投資家	第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種であつて、第四条の三第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種又は第四条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人であつて、第四条の三第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人以外の法人	別紙様式第二十五	［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用に関する届出書

年　月　日

□　本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項又は第28条第９項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別紙様式第一から別紙様式第三までを次のように改める。

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="8">1
発行会社</td><td>(1)　名　　称</td><td colspan="3">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2)　本店の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(3)　定款上の事業目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">(4)
資本金
総議決権</td><td>取得前又は一任運用前</td><td>円（</td><td>株（口））</td></tr>
<tr><td>取得後又は一任運用後</td><td>円（</td><td>株（口））</td></tr>
<tr><td>取得前又は一任運用前</td><td>個</td><td></td></tr>
<tr><td>取得後又は一任運用後</td><td>個</td><td></td></tr>
<tr><td>(5)　外資比率</td><td>取得後又は一任運用後の外資比率
（取得前又は一任運用前</td><td>％
％）</td><td></td></tr>
<tr><td>(6)
事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(7)
事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">2
取得又は一任運用をしようとする株式等</td><td>(1)　上場、非上場等の区分
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　上場銘柄
ロ　店頭売買銘柄
ハ　その他</td></tr>
<tr><td>(2)　取得又は一任運用の態様（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　設立新株等の取得
ロ　増資新株等の取得
ハ　旧株等の譲受による取得
ニ　設立新株等への一任運用
ホ　増資新株等への一任運用
ヘ　旧株等の譲受による一任運用
ト　その他　　（　　）</td></tr>
<tr><td>(3)　数量、取得・一任運用価額等</td><td colspan="3">数　　量
株　　式　　今回の取得・一任運用分　　株（口）
（取得・一任運用前の保有分　　株（口））
議　決　権　　今回の取得・一任運用分　　個
（取得・一任運用前の保有分　　個）
取得価額又は一任運用価額　　円
（一株・口　当たり　　円）
取得後又は一任運用後の出資比率　　％
（取得前又は一任運用前の比率　　％）
取得後又は一任運用後の議決権比率　　％
（取得前又は一任運用前の比率　　％）</td></tr>
<tr><td>(4)
取得又は一任運用の時期</td><td colspan="3">□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内）
□　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）</td></tr>
<tr><td>(5)　支払の時期</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(6)
取得又は一任運用の相手方</td><td>氏名又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>譲渡数量</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

3 取得又は一任運用の目的等	(1) 取得又は一任運用の目的（該当分に○）	イ　資産運用 ロ　経営関与 ハ　関係会社の設立又は資金調達の支援 ニ　国内会社との合弁会社の設立 ホ　その他　（　　） 発行会社への投資目的の詳細： 関心を有する発行会社の事業：
	(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法	経営関与の方法（詳細を記載すること。）：
	(3) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性（該当分に○）	イ　あり ロ　なし
		①　「あり」の場合、発行会社に対する下記事項の提案の可能性の有無（ある場合には該当分に○を付し、それぞれ詳細を記載すること。） イ　発行会社の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小の提案 ロ　取締役又は監査役の選任又は解任の提案 ハ　非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。） ニ　非公開情報の第三者に対する開示の提案 ホ　非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更の提案 ヘ　期限を付して、発行会社の回答又は行動を求める提案 （詳細：　　）
		②　発行会社の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する可能性の有無（ある場合には詳細を記載すること。） （詳細：　　）
4	対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性又は同令第４条の３第１項各号への該当性	□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号 □　上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細（　　）
5	対内直接投資等に関する命令第３条の２第５項各号への該当性	□　第１号　□　第２号　□　第３号 □　上記のいずれにも該当しない 該当がある場合はその詳細（　　）
6	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名
		住所又は主たる事務所の所在地
		国籍・設立国等
		職業又は営んでいる事業の内容
		ウェブページのリンク　□　あり（リンク：　　） □　なし
		国有企業等との関係
		届出者との関係

7	取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
		届出者との関係	
		数量	株式　　株 議決権　　個
		出資比率 議決権比率	% %
8	事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○）	イ　あり （　　） ロ　なし	
9	国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置		
10	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により、法第27条第１項又は法第28条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等又は特定取得については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

3　本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合、本届出書の頭書に記載の「本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

4　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令（以下この記入要領において「命令」という。）第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

5　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

6　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

8　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

9　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

10　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

11　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。また「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

12　「１　発行会社」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

13　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

14　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第２項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

15　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

16　「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」、「取得価額又は一任運用価額」、「取得後又は一任運用後の出資比率」及び「取得後又は一任運用後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」の「取得・一任運用前の保有分」について、届出者が法第27条第１項又は法第28条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得（法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得を含む。）により取得した発行会社の株式、持分又は議決権（議決権行使等権限（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する議決権行使等権限をいう。以下この記入要領において同じ。）に係るものを含む。以下この記入要領において「株式等」という。）を保有している場合、当該株式等の数を含んだ数を記載すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得価額又は一任運用価額」について、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得し、又は発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得又は一任運用の後において所有することとなる発行会社の所有等株式（法第26条第２項第３号に規定する所有等株式をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権若しくは議決権行使等権限を取得し、又は発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得又は一任運用の後において保有することとなる発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑷　取得又は一任運用の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している取得又は一任運用の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑸　支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を記載すること（なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載すること。）。

「⑹　取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。

17　「３　取得又は一任運用の目的等」欄中「⑴　取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、取得又は一任運用の目的として「経営関与」と記入すること。また、「発行会社への投資目的の詳細」と「関心を有する発行会社の事業」には、該当する内容の詳細を記載すること。「⑵　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、予定される経営関与の方法を詳細に記載し、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性」欄において、該当するものに〇を付す（該当が複数ある場合はその全て）とともに、「イ　あり」を選択した場合、提案等をする可能性がある事項の詳細について記入すること。提案等の可能性はあるが内容は未定の場合は「詳細」欄に未定である旨を記載すること。なお、⑵から⑶までの欄は、取得又は一任運用の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

18　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

19　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

20　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

21　「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。なお、取得時又は一任運用時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率　議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち届出者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該届出者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

22　「８　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は法第28条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等（以下この記入要領において「事前届出免除対内直接投資等」という。）又は特定取得（以下この記入要領において「事前届出免除特定取得」という。）により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、本届出において届け出る対内直接投資等又は特定取得が、対内直接投資等の場合は令第３条の２第３項第４号又は命令第３条の２第８項第１号から第６号まで（第４号については、令第３条の２第３項第３号ロに掲げる行為を行う場合に、第５号及び第６号については、命令第３条の２第５項各号に掲げるものが令第３条の２第３項第３号ロに掲げる行為を行う場合に限る。）に掲げる対内直接投資等（以下この記入要領において「基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等」という。）に該当する場合、特定取得の場合は令第４条の３第２項第２号又は命令第４条の３第４項第１号から第３号までに掲げる特定取得（以下この記入要領において「基準を遵守しないことを目的とする特定取得」という。）に該当する場合は、当該事前届出免除対内直接投資等又は事前届出免除特定取得から本届出書を受理した日までの間に、基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等又は基準を遵守しないことを目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。なお、過去にこの様式により同一の発行会社について行った届出において、基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等又は基準を遵守しないことを目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載した場合であって、当該事由の内容に変更がないときは、当該届出の受理年月日、受理番号及び当該届出から事由の内容に変更がないため記載を省略する旨を記載すること。

23　「９　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」又は法第28条第１項第４号に規定する「国の安全に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

24　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第４号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「10　その他の事項」欄に記入すること。

25　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式
持分　の譲渡に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）

□　内閣総理大臣（金融庁）

□　総　務　大臣

□　厚生労働大臣

□　農林水産大臣

□　経済産業大臣

□　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

届出者	氏名			
	住所		国籍等	
	職業			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり届出します。

1　発行会社	(1)　名称	法人番号：
	(2)　本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4)　資本金	円（　　株（口））
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	

	事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項				
2 譲渡しようとする株式（持分）	(1) 譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等	数量　株（口） 譲渡価額　円（一株（口）当たり　円） 譲渡後の出資比率　％ 譲渡後の議決権比率　％			
	(2) 譲渡の時期	□：予定時期（　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）			
	(3) 支払の受領の時期				
3 相手方	(1) 氏名又は名称及び代表者の氏名				
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		(3) 国籍・設立国等		
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容				
	(5) 譲受後の出資比率及び議決権比率	譲受後の出資比率　％ 譲受後の議決権比率　％			
4 譲渡目的等	(1) 譲渡しようとする理由				
	(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法				
5 国の安全等に係る措置					
6 その他の事項					

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項の規定により、法第27条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

3　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

4　「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

6　「届出者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

10　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

11　「２　譲渡しようとする株式（持分）」欄中「⑴　譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等」欄中「譲渡後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑵　譲渡の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している譲渡の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑶　支払の受領の時期」欄について、本届出書受理日において予定している支払の受領の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合はその旨を記載すること。

12　「３　相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

13　「３　相手方」欄中「⑶　国籍・設立国等」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

14　「４　譲渡目的等」欄中「⑵　譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。

15　「５　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

16　「６　その他の事項」欄には、届出者が居住者であった期間、譲渡しようとする株式（持分）を取得した時期及び届出者が非居住者となった時期を記入すること。

17　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第３条第２項第４号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「６　その他の事項」欄に記入すること。

18　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

議決権代理行使委任に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）

□　内閣総理大臣（金融庁）

□　総　務　大臣

□　厚生労働大臣

□　農林水産大臣

□　経済産業大臣

□　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

届出者	氏名			
	住所		国籍等	
	職業			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり届出します。

1　発行会社	(1)　名称	法人番号：
	(2)　本店の所在地	
	(3)　定款上の事業目的	
	(4)　総議決権	個
	(5)　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	

	(6)	事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
2　委任しようとする議決権	(1)	数量等	数量　個 当該議決権の議決権比率　％		
	(2)	委任の目的及び内容			
	(3)	委任の時期	□：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）		
	(4)	株主総会の時期及び種別			
3　委任の相手方	(1)	氏名又は名称			
	(2)	住所又は主たる事務所の所在地		(3) 国籍・設立国等	
	(4)	職業又は営んでいる事業の内容			
4　国の安全等に係る措置					
5　その他の事項					

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。

5　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「当該議決権の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

7　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

8　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「当該議決権の議決権比率」については、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使委任の後における届出者が保有等をすることとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

11　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑶　委任の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している委任しようとする議決権の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

12　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

13　「３　委任の相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「３　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

14　「３　委任の相手方」欄中「⑶　国籍・設立国等」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を設立国として記載すること。

15　「４　国の安全等に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

16　「５　その他の事項」欄には、届出者が居住者であった期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となった時期を記入すること。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

議決権代理行使受任に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別紙様式第三の二及び別紙様式第三の三を削る。

別紙様式第四から別紙様式第六までを次のように改める。

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1)	名称	法人番号：
	(2)	本店の所在地	
	(3)	定款上の事業目的	
	(4)	総議決権	個
	(5)	外資比率	%
	(6)	事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(7)	事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
	(8)	上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他
2 受任しようとする議決権	(1)	数量等	数量　個 受任後の議決権比率　%（最も多く受任する場合） （受任前の比率　%）
	(2)	受任の目的及び内容	
	(3)	受任の時期	□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
	(4)	株主総会の時期及び種別	
	(5)	受任の相手方	氏名又は名称
			住所又は主たる事務所の所在地
			委任数量
3 受任後の事業計画等	(1)	受任後の事業計画	
	(2)	事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

4	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
5	受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
		届出者との関係	
		数量	個
		議決権比率	%
6	国の安全等に係る措置		
7	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「５　受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「５　受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。また「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　受任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「５　受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

10　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

11　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

12　「２　受任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有することとなる議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　受任の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」等の受任の目的を記入すること。また、受任によって得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑶　受任の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している受任の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

13　「３　受任後の事業計画等」欄中「⑴　受任後の事業計画」欄には、受任後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑵　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に係る事業の取扱い」欄には、受任後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人が保有する技術若しくは情報の取扱いに関する事項を記入すること。

14　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「５　受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「５　受任時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。なお、受任時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（すなわち、「２　受任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

18　「６　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

共同議決権行使同意取得に関する届出書

年　月　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　）
□　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="4">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="8">1
発行会社</td><td>(1)　名　　称</td><td colspan="2">法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2)　本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3)　定款上の事業目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4)　総　議　決　権</td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td>(5)　外　資　比　率</td><td colspan="2">％</td></tr>
<tr><td>(6)　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(7)　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">2
同意取得しようとする議決権</td><td>(1)　数　量　等</td><td colspan="2">数　量　　個
同意取得後の議決権比率　　％（最も多く同意取得する場合）
（同意取得前の比率　　％）</td></tr>
<tr><td>(2)　同意取得の目的及び内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3)　同意取得の時期</td><td colspan="2">□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内）
□　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）</td></tr>
<tr><td>(4)　株主総会の時期及び種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5)　同意取得の相手方</td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>同　意　数　量</td><td>個</td></tr>
</table>

3 同意取得後の事業計画等	(1) 同意取得後の事業計画		
	(2) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い		
	(3) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案等の可能性（該当分に○）	イ　あり ロ　なし ① 「あり」の場合、発行会社に対する下記事項の提案の可能性の有無（ある場合には該当分に○を付し、それぞれ詳細を記載すること。） イ　発行会社の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡・廃止又は縮小の提案 ロ　取締役又は監査役の選任又は解任の提案 ハ　非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。） ニ　非公開情報の第三者に対する開示の提案 ホ　非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更の提案 ヘ　期限を付して、発行会社の回答又は行動を求める提案 （詳細：　　） ② 発行会社の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する可能性の有無（ある場合には詳細を記載すること。） （詳細：　　）	

4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国籍・設立国等		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし	
	国有企業等との関係		
	届出者との関係		
5 同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国籍・設立国等		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし	
	届出者との関係		
	数量	個	
	議決権比率	%	

6　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
	同意取得の相手方との関係	
	数量	個
	議決権比率	%
7　国の安全等に係る措置		
8　その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項の規定により、法第27条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄、「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「６　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄、「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「６　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

13　「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　同意取得の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」、「その他経営の関与を目的とした議決権行使」等の同意取得の目的を記入すること。また、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑶　同意取得の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意取得の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

「⑸　同意取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により同意取得をしようとする場合において記入すること。

14　「３　同意取得後の事業計画等」欄中「⑴　同意取得後の事業計画」欄には、同意取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑵　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、同意取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。

15　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

17　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄、「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄及び「６　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「同意取得の相手方との関係」において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

18　「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意取得時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

19　「６　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項第１号から第17号まで、第20号及び第21号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び届出者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「５　同意取得時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

20　「７　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

21　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

会社の事業目的の変更の同意に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

- □　内閣総理大臣（警察庁）
- □　内閣総理大臣（金融庁）
- □　総　務　大臣
- □　厚生労働大臣
- □　農林水産大臣
- □　経済産業大臣
- □　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="6">1
発行会社</td><td>(1)　名　称</td><td>法人番号：</td></tr>
<tr><td>(2)　本店の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>(3)　資　本　金</td><td>円（議決権の総数　　個）</td></tr>
<tr><td>(4)　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由</td><td></td></tr>
<tr><td>(5)　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td>(6)　届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">2　行使する発行会社の議決権の数量等</td><td>数　量　　個
（届出時　　個）
議決権の総数に占める割合　　%
（届出時　　%）
（届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">3　同意の内容</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　同意の時期</td><td colspan="2">□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内）
□　：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">5
同意目的等</td><td>(1)　同意目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2)　同意に伴う経営関与の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3)　同意後の事業計画</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4)　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

	(5) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業に関する提案等の可能性（該当分に○）	イ　あり ロ　なし 「あり」の場合、発行会社に対する下記事項の提案の可能性の有無（ある場合には該当分に○を付し、それぞれ詳細を記載すること。） イ　非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。） ロ　非公開情報の第三者に対する開示の提案 ハ　非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更の提案 （詳細：　　）	
6	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
		国有企業等との関係	
		資本金	
		届出者との関係	
7	同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
		届出者との関係	
		数量	議決権　　個
		議決権比率	％
8	国の安全等に係る措置		
9	その他の事項	□　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「７　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。「１　発行会社」欄中「⑹　届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号」欄について、届出書の受理年月日及び受理番号が不明な場合には、理由とともに不明である旨を記載すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の内容」欄中「変更前」欄には、現行定款上の事業目的を、「変更後」欄には、変更後の定款案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

12　「４　同意の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の時期がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

13　「５　同意目的等」欄中「⑴　同意目的」欄には、「経営関与」等の同意の目的を記入すること。「⑵　同意に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　同意後の事業計画」欄には、同意後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、同意後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「７　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　「９　その他の事項」欄中、届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。」欄に印を付けること。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

別紙様式第六の二を削る。
別紙様式第七を次のように改める。

取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意に関する届出書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="15">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する命令第３条の２第５項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	円（議決権の総数　　個）
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
	(7) 届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号	
2 行使する発行会社の議決権の数量等		数　量　　個 （届出時　　個） 議決権の総数に占める割合　　％ （届出時　　％） （届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　　）
3 同意の時期		□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
4 同意目的等	(1) 取締役又は監査役の別	イ　取締役 ロ　監査役
	(2) 自己提案又は他者提案の別	イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意 ロ　イ以外の議案に係る同意
	(3) 候補者の氏名、住所及び国籍等	
	(4) 候補者の任期	
	(5) 候補者の経歴及び現職	
	(6) 届出者と候補者の関係	
	(7) 候補者の選任に係る議案に同意する目的	
	(8) 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無	イ　あり　（　選任に対する発行会社の賛否　イ　賛成　ロ　反対　） （　　） ロ　なし
	(9) 事前届出業種に属する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針 ※複数該当する場合はすべてにチェック	□　事業方針その他事業の運営への関与 □　非公開の技術情報の取得 □　事業の一部又は全部の譲渡又は廃止への関与 □　合併、廃業又は会社の解散への関与 □　取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会への出席 □　期限を付して、発行会社の回答若しくは行動を要求すること □　関与なし □　その他（　　） 上記についての具体的内容 （　　）

5　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	
6　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
	届出者との関係	
	数量	議決権　　個
	議決権比率	%
7　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○）	イ　あり （　　） ロ　なし	
8　国の安全等に係る措置		
9　その他の事項	□　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社が営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

12　「４　同意目的等」欄中「⑶　候補者の氏名、住所及び国籍等」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。候補者の「住所」には国又は地域名も記入し、「国籍等」には国籍又はこれに類する地域を記載すること。

「⑸　候補者の経歴及び現職」欄において、候補者に兼職先がある場合にはそれらも含めて明記すること。また、候補者が令第３条の２第１項第３号から第５号までに規定するものの役員又は使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合には、政府関係者であった期間及び当時の役職も併せて明記すること。

「⑺　候補者の選任に係る議案に同意する目的」欄において、「４　同意目的等」欄中「⑵　自己提案又は他者提案の別」欄において「イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合は、候補者として自ら又は自らの関係者（対内直接投資等に関する命令第２条第３項第２号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。

「⑻　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄は、「４　同意目的等」欄中「⑵　自己提案又は他者提案の別」欄において「イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合に記載すること。本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ　あり」に印を付した上で、選任に対する発行会社の賛否、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。

「⑼　事前届出業種に属する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針」欄は、「４　同意目的等」欄中「⑴　取締役又は監査役の別」欄において「イ　取締役」を選択した場合に記載すること。届出者が候補者を通じて発行会社の営む事前届出業種又は事前届出対象である技術若しくは情報に属する事業について、該当する事項を選択するとともに、どのような関与を行う予定か記載すること。

13　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

14　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

17　「７　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は法第28条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第１号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第１号に掲げる基準を遵守しない行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄に印を付けること。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第八

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

別紙様式第七の二から別紙様式第七の四までを削る。
別紙様式第八を次のように改める。

事業の全部の譲渡等の議案に関して行う同意に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	円（議決権の総数　　個）
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
	(7) 届出者が行った発行会社に係るこれまでの届出の受理年月日及び受理番号	
2 行使する発行会社の議決権の数量等		数　量　　個 （届出時　　個） 議決権の総数に占める割合　　% （届出時　　%） （届出時と同意時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　　）
3 同意の時期		□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
4 同意目的等	(1) 同意の対象となる議案	イ　事業の全部の譲渡 ロ　事業の一部の譲渡 ハ　子会社株式の譲渡 ニ　吸収合併 ホ　新設合併 ヘ　吸収分割 ト　新設分割 チ　現物配当 リ　事業の廃止 ヌ　会社の解散
	(2) 譲渡等の対象の事業内容	
	(3) 譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報	
	(4) 譲渡等の議案に同意する理由	
	(5) 本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無	イ　あり （　　） ロ　なし
	(6) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

5	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
6	同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
		届出者との関係	
		数量	議決権　　個
		議決権比率	％
7	事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○）	イ　あり （　　） ロ　なし	
8	国の安全等に係る措置		
9	その他の事項	□　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

12　「４　同意目的等」欄中「⑶　譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報」欄は、「⑴　同意の対象となる議案」において「イ　事業の全部の譲渡」を選択した場合省略することができる。

「⑷　譲渡等の議案に同意する理由」欄において、自ら又は他の株主を通じて株主総会に事業の全部の譲渡等の議案を提案した理由についても記載すること。

「⑸　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄において、本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ　あり」に印を付した上で、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。

「⑹　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄は、届出者が本届出で届け出る同意の対象となる事業の譲渡等の譲受者となる場合に記載すること。

13　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

14　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「６　同意時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。なお、同意時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

17　「７　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は法第28条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第２号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第２号に掲げる基準を遵守しない行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄に印を付けること。

20　本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、法以外の法令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を除く。）に基づく許認可等が必要になる場合であって、本届出書受理日において当該許認可等の申請をしている時又は当該許認可等を取得しているときはその旨「９　その他の事項」欄に記載すること。

21　本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、一定期間において特定の商品又はサービスの提供を継続することを条件にしている等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「９　その他の事項」欄に記載することができる。

22　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第九

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

支店等の設置に関する届出書

年　月　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注:「ハ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別紙様式第八の二を削る。

別紙様式第九から別紙様式第十一までを次のように改める。

下記のとおり届出します。

1 支店等	(1) 名称	
	(2) 所在地	
	(3) 種類	
	(4) 事業目的	
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(6) 設置予定時期	□ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □ ：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
	(7) 設置しようとする理由	
	(8) 設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容	
	(9) その他の事項	
2 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	
3 国の安全等に係る措置		
4 その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）に関連する支店等が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　支店等」欄中「⑶　種類」には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。

「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、支店等が営む事前届出業種又は支店等が営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。支店等の営む事前届出業種又は支店等の営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種又はその事業に関連する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「⑹　設置予定時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している設置予定時期がある場合は当該設置予定時期を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑻　設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならって記入すること。

（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）

8　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

9　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

10　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

11　「３　国の安全等に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

支店等の　種類／事業目的　の変更に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

- □　内閣総理大臣（警察庁）
- □　内閣総理大臣（金融庁）
- □　総　務　大臣
- □　厚生労働大臣
- □　農林水産大臣
- □　経済産業大臣
- □　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容			
	資本金（該当がある場合に記載）			
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし		
	届出者となる法的根拠（該当分に○）	イ　非居住者個人 ロ　外国法人等 ハ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの		
		注:「ハ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入 （　　）		
	代理人　氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代理人　住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="12">1
支店等</td><td colspan="2">(1)　名　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">(2)　所　在　地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">(3)　設置の届出受理年月日及び受理番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">(4)　設　置　年　月　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5)　種　類</td><td colspan="2">変　更　前</td><td>変　更　後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(6)　事　業　目　的</td><td colspan="2">変　更　前</td><td>変　更　後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>(7)　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(8)　変更予定時期</td><td colspan="3">□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から6カ月以内）
□　：予定時期未定（届出受理日から6カ月以内）</td></tr>
<tr><td>(9)　変更しようとする理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(10)　変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">(11)　そ　の　他　の　事　項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">2　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">国籍・設立国等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="2">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">国有企業等との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">届出者との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">3　国の安全等に係る措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">4　そ　の　他　の　事　項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

１　本届出書は、支店等の種類又は事業目的の変更の別に記入すること（種類及び事業目的の変更を同時に行おうとするときは、この限りでない。）。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

２　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）に関連する支店等が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

３　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

４　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

５　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

６　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

７　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

８　「１　支店等」欄中「⑶　設置の届出受理年月日及び受理番号」欄は、本届出の対象となる支店等に関して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。

「⑸　種類」は、次の例にならって記入すること。

（例：変更前　支店　／　変更後　支店兼工場）

「⑹　事業目的」中「変更後」には、変更案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、支店等が営む事前届出業種又は支店等が営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。支店等の営む事前届出業種又は支店等の営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又はその事業に関連する技術若しくは情報の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種又はその事業に関連する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「⑻　変更予定時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している変更の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑽　変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならって記入すること。

（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）

９　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

10　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

11　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

12　「３　国の安全等に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

金銭の貸付け又は貸付債権の取得に関する届出書

年　月　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）

□　内閣総理大臣（金融庁）

□　総　務　大臣

□　厚生労働大臣

□　農林水産大臣

□　経済産業大臣

□　国土交通大臣　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">届出者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 債務者	(1) 名称	法人番号：
	(2) 主たる事務所の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	
	(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 譲渡人	(1) 氏名又は名称	注：本欄は貸付債権の取得の場合のみ記入すること。
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	注：本欄は貸付債権の取得の場合のみ記入すること。
3 金額		債権金額： （貸付債権の取得の場合は取得価額：　　）
4 契約時期		
5 貸付時期又は取得時期		□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
6 条件	(1) 金利	
	(2) 期間	
	(3) 元本の回収方法（該当分に○）	イ　期日一括 ロ　分割（具体的に記入すること。）
7 貸付金の使途		
8 貸付目的等	(1) 貸付目的又は取得目的	
	(2) 貸付け又は取得に伴う経営関与の方法	
	(3) 貸付け後又は取得後の事業計画	
	(4) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

9　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	
10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
	届出者との関係	
11　国の安全等に係る措置		
12　その他の事項	□　届出者が貸付の相手方又は取得する貸付債権の債務者の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、金銭の貸付けの相手方又は取得する貸付債権の債務者（以下この記入要領において「債務者等」という。）及びその被支配会社等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第１項第２号に規定する被支配会社等をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は債務者等若しくはその連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄及び「10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　債務者」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。

「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、債務者等の営む事前届出業種又は債務者等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。債務者等の営む事前届出業種又は債務者等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報の詳細を記入しても差し支えない。なお、債務者等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「１　債務者」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を債務者等とした場合に「１　債務者」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び債務者等による出資比率を記入すること。

また、「２　譲渡人」欄には、貸付債権の譲渡人の氏名又は名称（及び代表者の氏名）、住所又は主たる事務所の所在地を記載すること。

9　「４　契約時期」欄について、本届出書受理日において、契約時期が確定していない場合「届出受理日から６カ月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における契約の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること。）。

10　「５　貸付時期又は取得時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している貸付予定日又は取得予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

11　「６　条件」欄中「⑶　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。

（例：○年○月を第１回とし、以降１年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。）

12　「８　貸付目的等」欄中「⑴　貸付目的又は取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付又は取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。「⑵　貸付け又は取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　貸付け後又は取得後の事業計画」欄には、貸付け後又は取得後に債務者等の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、貸付け後又は取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

13　「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

14　「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「９　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「10　貸付時又は取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該債務者等に金銭の貸付け（法第26条第２項第７号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行っているとき、当該債務者等を債務者とする貸付債権（令第２条第25項第７号に規定する貸付債権をいう。）を所有しているとき、又は当該債務者等が発行する社債（令第２条第25項第８号に規定する社債をいう。）を所有しているときに記入すること。なお、貸付時又は取得時の「特別の関係にあるもの」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「特別の関係にあるもの」を記入すること。

17　「11　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

18　届出者が貸付けの相手方の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「12　その他の事項」欄に印を付けること。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

社債の取得に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別紙様式第十一の二を削る。

別紙様式第十二から別紙様式第十六までを次のように改める。

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：				
	(2) 主たる事務所の所在地					
	(3) 定款上の事業目的					
	(4) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由					
	(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項					
2 取得しようとする社債	銘柄（発行日、記号等）	額面総額	取得価額	利率	償還日及び元利の支払方法	同一銘柄の発行総額
3 取得の時期		□ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □ ：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）				
4 支払の時期						
5 取得目的等	(1) 取得目的					
	(2) 取得に伴う経営関与の方法					
	(3) 取得後の事業計画					
	(4) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い					
6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの		氏名又は名称及び代表者の氏名				
		住所又は主たる事務所の所在地				
		国籍・設立国等				
		職業又は営んでいる事業の内容				
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし			
		国有企業等との関係				
		届出者との関係				

7　取得時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
	届出者との関係	
8　国の安全等に係る措置		
9　その他の事項	□　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している。	

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には名称とともに「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（設立準備中等であって法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する法人である連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑷　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「２　取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。

（例：償還日は○年○月○日、元利金は本邦において円価で支払う。）

11　「３　取得の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している取得の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

12　「４　支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を記載すること（なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載すること。）。

13　「５　取得目的等」欄中「⑴　取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。「⑵　取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「７　取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債（令第２条第25項第８号に規定する社債をいう。）を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該社債を所有しているとき、当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け（法第26条第２項第７号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行っているとき、又は当該社債の発行会社を債務者とする貸付債権（令第２条第25項第７号に規定する貸付債権をいう。）を所有しているときに記入すること。なお、取得時における社債の所有状況、金銭の貸付状況、又は貸付債権の所有状況の把握が困難な場合は、届出時において判明している状況に基づいて記入すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄に印を付けること。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

事業の承継に関する届出書

年　月　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 対象会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	円
2 承継の時期		□ ：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □ ：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
3 支払の時期		
4 承継の対価		
5 承継目的等	(1) 承継の方法	□ 事業の全部の譲受け □ 事業の一部の譲受け □ 吸収分割 □ 合併
	(2) 承継対象の事業内容	
	(3) 承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報	
	(4) 承継の目的	
	(5) 届出者と対象会社の関係	
	(6) 事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の取扱い	

6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	

7　承継時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
	届出者との関係	
8　国の安全等に係る措置		
9　その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、承継対象の事業に含まれる事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は承継対象の事業に含まれる事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）に係る事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　対象会社」欄中「⑴　名称」欄には、「対象会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

9　「２　承継の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している承継の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

10　「３　支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を記載すること（なお、具体的時期が未定の場合はその旨記載すること。）。

11　「５　承継目的等」欄について、「⑶　承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報」欄には、承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、承継対象の事業の該当業種又は承継対象に含まれる技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

13　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

15　「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄には、届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）のうち、「１　対象会社」欄に記入した会社の株式、持分若しくは議決権を有するものを記入すること。なお、承継時における特別の関係にあるものの有する株式、持分若しくは議決権の把握が困難な場合は、届出時において判明している保有等の状況に基づいて記入すること。

16　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十四

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権等の取得（法第26条第２項第９号、令第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）又は外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="4">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">注１:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">注２:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="4">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 取得しようとする外国法人等の外国議決権等に係る	(1) 名称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 事業の内容		
	(4) 直接保有法人等との関係（直接保有法人等の外国議決権等の取得以外の場合）		
2 取得しようとする外国議決権等	(1) 取得の態様（該当分に○）	イ　新株発行等による議決権の取得 ロ　旧株等の譲受による議決権の取得 ハ　その他　（　　）	
	(2) 数量、取得価額等	数量 株式等　株（口） 議決権　個 取得価額　円 取得後の議決権比率　% （取得前の比率　%）	
	(3) 取得の時期	□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）	
	(4) 支払の時期		
	(5) 取得の相手方	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		譲渡数量	

3 直接保有法人等	(1) 名称	□ ：特定組合類似団体に該当する。	
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 取得後に届出者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	数量	議決権　　個
		議決権比率	%
	(6) 取得後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	議決権　　個
		議決権比率	%
	(7) 直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員の数	業務執行組合員の総数	
		届出者の関係者の数	
	(8) 直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	

4　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1) 名称		法人番号：		
	(2) 本店の所在地				
	(3) 定款上の事業目的				
	(4) 資本金 総議決権		円（　株（口）） 個		
	(5) 外資比率		%		
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）		イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他		
	(7) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由				
	(8) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項				
	(9) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等	株式 議決権	株 個	
		取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
			住所又は主たる事務所の所在地		
			国籍・設立国等		
			職業又は営んでいる事業の内容		
			ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　） □　なし	
			直接保有法人等との関係		
			数量	株式 議決権	株 個
			出資比率 議決権比率	% %	
		届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）	
	(10) 届出者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量	株式 議決権	株 個	
		出資比率 議決権比率		% %	
	(11) 取得後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
		国籍・設立国等			
		職業又は営んでいる事業の内容			
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　） □　なし		
		届出者との関係			
		数量	株式 議決権	株 個	
		出資比率 議決権比率		% %	

5 取得の目的等	(1) 取得目的（該当分に○）	イ　資産運用 ロ　直接保有法人等への経営関与 ハ　国内の会社等への経営関与 ニ　資金調達の支援 ホ　その他　（　　） 取得しようとする外国議決権等に係る外国法人等への投資目的の詳細：	
	(2) 直接保有法人等の経営への関与の方法		
	(3) 国内の会社等の経営への関与の方法	経営関与の方法	
		事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性	イ　あり ロ　なし
			①　「あり」の場合、国内の会社等に対する下記事項の提案の予定の有無（ある場合には該当分に○を付し、それぞれ詳細を記載すること。） イ　国内の会社等の事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小の提案 ロ　取締役又は監査役の選任又は解任の提案 ハ　非公開情報の届出者に対する開示の提案（当然にアクセスする予定がある場合を含む。） ニ　非公開情報の第三者に対する開示の提案 ホ　非公開情報の管理に関する国内の会社等等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるもの変更の提案 ヘ　期限を付して、国内の会社等の回答又は行動を求める提案
			②　国内の会社等の取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会に届出者又は届出者が指定する者が出席する可能性の有無（ある場合には詳細を記載すること。） （詳細：　　）
6	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
7	令第２条第25項第12号に規定する同意を要する対象（同号の取得に該当する場合のみ記入）	□　役員の選解任　□　事業目的の変更　□　解散　□　その他（　　）	
8	国の安全等に係る措置		
9	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第５項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」及び「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　取得しようとする外国議決権等に係る外国法人等」欄中「⑴　名称」欄について、外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）が設立準備中の場合には、外国法人等の名称にその旨併記すること。

9　「２　取得しようとする外国議決権等」欄中「⑵　数量、取得価額等」欄中「数量」、「取得価額」及び「取得後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。

「⑵　数量、取得価額等」欄中「取得価額」について、外国法人等が証券取引所に上場している場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「⑵　数量、取得価額等」欄中「取得後の議決権比率」については、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる外国法人等の実質保有等外国議決権（令第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の外国法人等の議決権の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　取得の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している取得の時期がある場合は当該取得の時期を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑷　支払の時期」欄について、本届出書受理日において予定している支払の時期がある場合は当該支払の時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

「⑸　取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得をしようとする場合において記入すること。

10　「３　直接保有法人等」欄中「⑴　名称」欄において、直接保有法人等が、特定組合類似団体（法第26条第１項第４号に規定する特定組合類似団体をいう。以下この記入要領において同じ。）に該当する場合は、「特定組合類似団体に該当する。」欄に印を付すこと。

11　「３　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「届出者との関係」欄、「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

12　「３　直接保有法人等」欄中「⑹　取得後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。取得後又は一任運用後の「数量」及び「議決権比率」については、これらのものが保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を記載すること。その把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

13　直接保有法人等が特定組合類似団体である場合は、「３　直接保有法人等」欄中「⑸　取得後に届出者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」及び「⑹　取得後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄に代えて、「⑺　直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員の数」欄中「業務執行組合員の総数」欄に当該直接保有法人等の業務執行組合員（法第26条第２項第４号に規定する業務執行組合員をいう。以下この記入要領において同じ。）を、「届出者の関係者の数」欄に、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体又はこれらの役員若しくは使用人その他の従業者で、当該直接保有法人等の業務執行組合員であるものの数を記載すること。また、「⑻　直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員」欄に、これらの業務執行組合員であるものに関する情報を記載すること。

14　「３　直接保有法人等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

15　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内の会社等が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「２　取得をしようとする外国議決権等」欄、及び「３　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

16　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。国内の会社等の営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

17　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を国内の会社等とした場合に「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。

18　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「(11)取得後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「(11)取得後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。これらの欄において、取得後の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

19　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

20　「５　取得の目的等」欄中「⑴　取得の目的」欄には、「資産運用」、「直接保有法人等への経営関与」、「国内の会社等への経営関与」、「資金調達の支援」等の取得の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、直接保有法人等又は国内の会社等へ経営関与する可能性がある場合は、取得の目的として「直接保有法人等への経営関与」又は「国内の会社等への経営関与」と記入すること。また、「取得をしようとする外国議決権等に係る外国法人等への投資目的の詳細」欄には、該当する内容の詳細を記載すること。「⑵直接保有法人等の取得に伴う経営関与の方法」欄には、予定される経営関与の方法を詳細に記載し、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　国内の会社等の経営への関与の方法」欄内「事前届出業種に該当する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性」欄において、該当する者に〇を付す（該当が複数ある場合はその全て）とともに、「イ　あり」を選択した場合、提案する可能性がある事項の詳細について記入すること。なお、⑵及び⑶の欄は、取得の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

21　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

22　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

23　令第２条第25項第12号に規定する行為（外国法人等の株式又はこれに類するものであって、当該外国法人等の株主総会等において決議すべき事項の決定についてその所有者の同意を要するものの取得）をしようとするときは、「７　令第２条第25項第12号に規定する同意を要する対象（同項の取得に該当する場合のみ記入）」欄においてその同意を要することとされている対象事項について記入すること。

24　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

25　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「９　その他の事項」欄に記入すること。

26　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十五

根拠法規：　対内直接投資等に関する命令

直接保有法人等の外国議決権の共同行使同意取得に関する届出書（令第２条第25項第13号）

年　月　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="3">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="12">1
直接保有法人等</td><td>(1)　名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2)　代　表　者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3)　本店の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(4)　事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) 届出者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>数　　量</td><td>議決権　　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="7">(6) 同意取得時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>国籍・設立国等</td><td></td></tr>
<tr><td>職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td>ウェブページのリンク</td><td>□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td>届出者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">数　　量</td><td>議決権　　個</td></tr>
<tr><td>議決権比率</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="7">2
同意取得しようとする外国議決権</td><td>(1)　同意数量</td><td colspan="2">議決権　　個</td></tr>
<tr><td>(2)　同意取得の内容（該当分に○）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 同意取得の時期</td><td colspan="2">□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内）
□　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）</td></tr>
<tr><td>(4)　共同行使の時期</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5)　同意取得の相手方</td><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>(6) 同意取得後の事業計画</td><td>直接保有法人等に係る事業計画</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>国内の会社等に係る事業計画</td><td></td></tr>
</table>

3 直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	⑴ 名称	法人番号：		
	⑵ 本店の所在地			
	⑶ 定款上の事業目的			
	⑷ 資本金 総議決権	円（　　株（口）） 個		
	⑸ 外資比率	%		
	⑹ 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他		
	⑺ 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由			
	⑻ 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
	⑼ 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等		株　式　　株 議決権　　個
		同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍・設立国等	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株　式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）
	⑽ 届出者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量		株　式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%

	(11) 同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　　株 議決権　　個
		出資比率	%
		議決権比率	%
4	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
5	国の安全等に係る措置		
6	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第５項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「１　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「１　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　直接保有法人等」欄中「⑴　名称」欄について、直接保有法人等が設立準備中の場合には、直接保有法人等の名称にその旨併記すること。

「１　直接保有法人等」欄中「⑹　同意取得時に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、届出者を令第2条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項第２号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。同意取得時の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

9　「１　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑾　同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄の「届出者との関係」欄及び「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

10　「２　同意取得しようとする外国議決権」欄中「⑴　同意数量」欄においては、同意取得の相手方が保有する直接保有法人等の議決権に加えて、当該相手方を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項第２号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する直接保有法人等の議決権を加えた議決権の数を記載すること。「⑵　同意取得の内容」欄には、共同して議決権を行使することの同意を得た対象事項等の同意の内容について記載すること。「⑶　同意取得の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している同意取得の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

11　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

12　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。「１　直接保有法人等」欄、及び「２　同意取得しようとする外国議決権」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

13　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。国内の会社等の営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

14　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を国内の会社等とした場合に「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。

15　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑾　同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑾　同意取得時に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。これらの欄において、同意取得時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「５　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に関する届出書（法第26条第２項第10号又は令第２条第25項第10号）

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□ あり（リンク：　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">届出者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="4">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="4">□　第１号　□　第２号　□　第３号　□　第４号　□　第５号　□　第６号
□　上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 役員の選任に係る外国法人等	(1) 名称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 事業の内容	
	(4) 直接保有法人等との関係（直接保有法人等の議決権の行使以外の場合）	
2 行使する外国法人等の議決権の数量等		数量　　個 （届出時　　個） 議決権の総数に占める割合　　％ （届出時　　％） （届出時と行使時で議決権の数量等が異なる場合は異なる理由：　　）
3 行使の時期		□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
4 行使の目的等	(1) 選任される役職及び権限の内容	
	(2) 役員及び代表権を有する役員の総数	役員の総数： 代表権を有する役員の総数：
	(3) 候補者の氏名、住所及び国籍等	
	(4) 候補者の任期	
	(5) 候補者の経歴及び現職	
	(6) 届出者と候補者の関係	
	(7) 候補者の選任に係る議決権行使をする目的（直接保有法人等の経営関与に関する方針を含む。）	
	(8) 国内の会社等の事前届出業種に属する事業及び事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針 ※複数該当する場合はすべてにチェック	□　事業方針その他事業の運営への関与 □　非公開の技術情報の取得 □　事業の一部又は全部の譲渡又は廃止への関与 □　合併、廃業又は会社の解散への関与 □　取締役会又は重要な意思決定の権限を有する委員会への出席 □　期限を付して、発行会社の回答若しくは行動を要求すること □　関与なし □　その他（　　） 上記についての具体的内容 （　　）

5 直接保有法人等	(1) 名称		
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 届出者が所有等する直接保有法人等の外国議決権の数量等	数量	議決権　個
		議決権比率等	%
	(6) 行使後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	議決権　個
		議決権比率	%

6　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1)　名　　称			法人番号：
	(2)　本店の所在地			
	(3)　定款上の事業目的			
	(4)　総議決権			個
	(5)　外資比率			%
	(6)　上場、非上場等の区分（該当分に○）			イ　上場 ロ　非上場 ハ　その他
	(7)　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由			
	(8)　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
	(9)　直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する株式等の数		株
		行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍・設立国等	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）
	(10)　届出者が保有する株式及び議決権の数量等	数量		株式　　株 議決権　　個
		出資比率 議決権比率		% %

	(11) 行使後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　株 議決権　個
		出資比率 議決権比率	% %
7	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
8	国の安全等に係る措置		
9	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第５項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。なお、宛先の「事前届出業種等を所管する大臣」には、事前届出の対象となる業種又は技術若しくは情報を保有する法人を所管する大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「５　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「５　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　役員の選任に係る外国法人等」欄中、外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）が設立準備中の場合には、「⑴　名称」欄にその旨併記すること。

9　「２　行使する外国法人等の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる行使において行使する外国法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する外国法人等の実質保有等外国議決権（令第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等外国議決権の数の当該外国法人等の議決権の総数に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する当該外国法人等の実質保有等外国議決権の数及び当該実質保有等外国議決権の数の当該外国法人等の議決権の総数に占める割合と本届出の対象となる行使時点において行使する当該外国法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

10　「３　行使の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している行使の時期がある場合は当該行使の時期を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

11　「４　行使の目的等」欄中「⑶　候補者の氏名、住所及び国籍等」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。

「⑸　候補者の経歴及び現職」欄において、候補者が令第３条の２第１項第３号から第５号までに規定するものの役員又は使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合、政府関係者であった期間及び当時の役職を明記すること。

「⑺　候補者の選任に係る議決権行使をする目的（直接保有法人等の経営関与に関する方針を含む。）」欄において、候補者として自ら又は自らの関係者（令第２条第22項各号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。

「⑻　国内の会社等の事前届出業種に属する事業及び事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針」欄は、届出者が候補者を通じて国内の会社等の営む事前届出業種に属する事業及び事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業について、該当する事項を選択するとともに、どのような関与を行う予定か記載すること。

12　「５　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「５　直接保有法人等」欄中「⑹　行使後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。行使後の「数量」及び「議決権比率」については、これらのものが保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を記載すること。その把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

13　「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。国内の会社等の営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

14　「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を国内の会社等とした場合に「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。

15　「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑾　行使後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑾　行使後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。行使後の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

16　「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

別紙様式第十六の二を削る。
別紙様式第十七を次のように改める。

特定組合類似団体である直接保有法人等の業務執行役員への就任に関する届出書（令第２条第25項第15号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="12">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">経歴、職業及び営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□ あり（リンク　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">届出者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="4">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性</td><td colspan="4">□ 第１号　□ 第２号　□ 第３号　□ 第４号　□ 第５号　□ 第６号
□ 上記のいずれにも該当しない
該当がある場合はその詳細（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1	就任の時期		□　：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □　：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）
2 就任の目的	(1)	特定組合類似団体の名称等	名称： 主たる事務所の所在地：
	(2)	直接保有法人等への経営への関与方針	
	(3)	国内の会社等の事前届出業種に関する事業又は事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針	
	(4)	業務執行組合員の総数	
	(5)	届出者の関係者である他の業務執行組合員	氏名又は名称及び代表者の氏名
			住所又は主たる事務所の所在地
			国籍・設立国等
			職業又は営んでいる事業の内容
			ウェブページのリンク：□ あり（リンク：　　） □ なし
			届出者との関係
	(6)	特定組合類似団体と直接保有法人等との関係（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合）	
3 直接保有法人等	(1)	名称	
	(2)	代表者	
	(3)	本店の所在地	
	(4)	事業の内容	
	(5)	届出者が保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）	数量：議決権　個
			議決権比率：　％
	(6)	就任後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）	氏名又は名称及び代表者の氏名
			住所又は主たる事務所の所在地
			国籍・設立国等
			職業又は営んでいる事業の内容
			ウェブページのリンク：□ あり（リンク：　　） □ なし
			届出者との関係
			数量：議決権　個
			議決権比率：　％

4　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	⑴　名　　称	法人番号：		
	⑵　本店の所在地			
	⑶　定款上の事業目的			
	⑷　資本金 総議決権	円（　　株（口）） 個		
	⑸　外資比率	外資比率　　％		
	⑹　上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他		
	⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由			
	⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
	⑼　直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等		株　式　　株 議決権　　個
		就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍・設立国等	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
			直接保有法人等との関係	
			数　　量	株　式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	％ ％
		届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）
	⑽　届出者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数　　量		株　式　　株 議決権　　個
		出資比率		％
		議決権比率		％

	(11) 就任後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		届出者との関係	
		数量	株式　　株 議決権　　個
		出資比率	%
		議決権比率	%
5	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	
6	国の安全等に係る措置		
7	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第５項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「２　就任の目的」欄中「国籍・設立国等」欄、「３　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」及び「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「２　就任の目的」欄中「ウェブページのリンク」欄、「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　就任の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している就任の時期がある場合は当該就任の時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択することができる。

9　「２　就任の目的」欄中「⑸　届出者の関係者である他の業務執行組合員」欄に、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体又はこれらの役員若しくは使用人その他の従業者で、特定組合類似団体（法第26条第２項第４号に規定する特定組合類似団体をいう。）の業務執行組合員であるものに関する情報を記載すること。

10　「３　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄の「届出者との関係」欄及び「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「３　直接保有法人等」欄中「⑹　就任後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）」欄において、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体に関する情報を記載すること。就任後の「数量」及び「議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

11　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

12　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内の会社等が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお「３　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

13　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、国内の会社等が営む事前届出業種又は国内の会社等が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し当該告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、国内の会社等の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

14　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を国内の会社等とした場合に「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄から「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び国内の会社等による出資比率を記入すること。

15　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑾　就任後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑾　就任後に届出者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については届出者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。これらの欄において、就任後の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。

「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　直接保有法人等との関係」欄中「届出時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

16　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「６　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十八

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

勧　告　の　応　諾　に　関　す　る　通　知　書

年　　月　　日

殿

（日本銀行経由）

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種　　担当者の連絡先

代理人の氏名又は名称及び代表者の氏名

代理人の住所又は所在地

代理人の連絡先

外国為替及び外国貿易法第27条第７項の規定（同法第27条の４第２項において準用する場合を含む。）により、

年　　月　　日付　第　　号 をもって送付された対内直接投資等の

□　内容の変更
□　中　　止
□　国の安全等に係る措置の修正
□　国の安全等に係る措置の変更の中止

の勧告について、下記の通り通知します。

別紙様式第十七の二から別紙様式第十七の四までを削る。
別紙様式第十八及び別紙様式第十九を次のように改める。

記

1 諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2 対内直接投資等の内容			
3 届出受理年月日		4　届出受理番号	

（記入要領）

1　本通知書は、内容の変更、中止、国の安全等に係る措置の修正又は国の安全等に係る措置の変更の中止の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。

2　代理人が通知する場合には、「担当者の連絡先」欄の記載を省略することができる。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十九

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

国の安全等に係る措置・国の安全に係る措置の修正・変更に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="9">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">届出者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第27条第14項又は第28条第９項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1	修正届出と変更届出の別	□　修正届出	□　変更届出
2	本届出書の前提となる修正前又は変更前の届出書の受理年月日及び受理番号		
3 発行会社	(1)　名称	法人番号：	
	(2)　本店の所在地		
4	国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置	修正前・変更前	修正後・変更後
5	変更の時期（変更の場合のみ記載）	□：予定時期（　　）予定（ただし、届出受理日から６カ月以内） □：予定時期未定（届出受理日から６カ月以内）	
6	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の修正又は変更を行う場合に、修正前又は変更前と修正後又は変更後の当該措置の内容を記載すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

2　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

5　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

9　「３　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。また「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。

10　「４　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」又は同法第28条第１項第４号に規定する「国の安全に係る措置」の修正又は変更を行う場合に、当該修正又は変更の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

11　「５　変更の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している変更の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

勧告の応諾に関する通知書

年　月　日

殿

（日本銀行経由）

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所又は所在地

職業又は業種　　担当者の連絡先

代理人の氏名又は名称及び代理人の氏名

代理人の住所又は所在地

代理人の連絡先

外国為替及び外国貿易法第28条第７項（同法第28条の４第２項において準用する場合を含む。）において準用する同法第27条第７項の規定により、

年　月　日付第　号をもって送付された特定取得の

□　内容の変更
□　中　止
□　国の安全に係る措置の修正
□　国の安全に係る措置の変更の中止

の勧告について、下記の通り通知します。

記

１　諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
２　特定取得の内容			
３　届出受理年月日		４　届出受理番号	

（記入要領）

１　本通知書は、内容の変更、中止、国の安全に係る措置の修正又は国の安全に係る措置の変更の中止の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。

２　代理人が通知する場合には、「担当者の連絡先」欄の記載を省略することができる。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十九の二を削る。

別紙様式第二十から別紙様式第二十二までを次のように改める。

別紙様式第二十一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

勧　告　の　応　諾　に　関　す　る　通　知　書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び代表者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職業又は業種　＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者の連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人の氏名又は名称及び代表者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人の住所又は所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人の連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外国為替及び外国貿易法第29条の２第３項の規定により、　　年　　月　　日付第　　号をもって送付された

□　対内直接投資等
□　特　定　取　得　　の　　□　株式又は持分の全部の処分
□　株式又は持分の一部の処分　　の勧告について、下記の通り通知します。
□　その他必要な措置

記

1　諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2　対内直接投資等又は特定取得の内容			
3　届　出　受　理　年　月　日		4　届出受理番号	

（記入要領）

1　本通知書は、対内直接投資等又は特定取得の別に、また勧告の内容の別に記入すること。この場合において、該当する□欄に印を付すこと。

2　代理人が通知する場合には、「担当者の連絡先」欄の記載を省略することができる。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

技術導入契約の　締結／変更　に関する届出書

年　月　日

殿

（日本銀行経由）

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		担当者の連絡先	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
	契約の相手方との資本関係（該当分に○）	イ　届出者は契約の相手方が直接に議決権の50％以上を保有している会社 ロ　届出者は上記イに該当しない		

下記のとおり届出します。

1 相契手約方の	氏名又は名称			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
2	技術の種類			
3	契約期間（始期及び終期）			
4	技術導入の対価			

5 契約条項の概要		（該当分に○）	
	イ　現在届出者が既に所有する技術を契約の相手方に提供	有	無
	ロ　特許権、実用新案権、意匠権の譲渡	有	無
	ハ　特許権、実用新案権、意匠権の実施権の設定	有	無
	ニ　商標権の譲渡又は使用権の設定	有	無
	ホ　技術情報の提供又は使用権の設定	有	無
	ヘ　日本国内における独占的製造権又は販売権	有	無
	ト　届出者の再実施権	有	無

6	技術の内容		
7	変更の種類（該当分に○）	イ　契約期間の変更 ロ　技術の追加 ハ　対価の変更 ニ　その他	
8 変更内容	項目番号・項目名	変更前	変更後
9	技術導入契約の締結等の時期		
10	技術導入契約の締結等をしようとする理由		
11	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあっては様式中「変更」の字句を、変更にあっては様式中「締結」の字句を消すこと。

2　届出に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあっては、原届出受理証（写）を添付し、「１　契約の相手方」、「７　変更の種類」、「８　変更内容」、「９　技術導入契約の締結等の時期」、「10　技術導入契約の締結等をしようとする理由」及び「11　その他の事項」欄のみ記入し、「８　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

3　報告に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあっては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「８　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

4　「１　契約の相手方」欄中「国籍・設立国等」欄には、契約の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、契約の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「２　技術の種類」欄には、導入しようとする技術の種類を簡潔に記入すること（例：飛行機の速度計の製造技術）。

6　「４　技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ（ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。）及びその他の費用（図面代等）を、それぞれ別書すること。

7　「５　契約条項の概要」の別紙として「対価に関する条項」、「再実施権に関する許諾条項」及び「秘密保持に関する条項」を添付すること。

8　「６　技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なものの範囲等を記入すること。また、登録済商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。

9　地位の承継の場合には、「９　技術導入契約の締結等の時期」欄に承継日を記入するとともに、「10　技術導入契約の締結等をしようとする理由」欄に、「報告済又は○年○月○日○○第○○号にて届出済の○○社との契約について、○年○月○日に吸収合併（又は契約の譲渡）があり、交渉の結果、新たに指定技術の追加を含む契約を締結することで合意しましたので届出します。」等と記入すること。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

別紙様式第二十二の二及び別紙様式第二十二の三を削る。

別紙様式第二十三を次のように改める。

勧　告　の　応　諾　に　関　す　る　通　知　書

年　　月　　日

殿

（日本銀行経由）

氏名又は名称及び
代表者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職業又は業種　＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者の連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿

外国為替及び外国貿易法第30条第７項において準用する同法第27条第７項の規定により、　　年　　月　　日付

第　　号をもって送付された技術導入契約の締結等の　内容変更／中止　の勧告について、下記のとおり通知します。

記

1　諾否の別（該当分に○）	イ　応諾する。	ロ　応諾しない。	
2　技術導入契約の締結等の内容			
3　届出受理年月日		4　届出受理番号	

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容			
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし		
	報告者となる法的根拠（該当分に○）	イ　非居住者個人 ロ　外国法人等 ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ　特定組合等 ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの		
		注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）		
		注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（　　）		
	代理人　氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代理人　住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

別紙様式第二十三の次に別紙様式第二十四から別紙様式第四十六までを加える。

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金 総議決権	取得前又は一任運用前　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口）） 取得前又は一任運用前　個 取得後又は一任運用後　個
	(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率　% （取得前又は一任運用前　%）
2 取得又は一任運用をした株式等	(1) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他
	(2) 取得又は一任運用の態様（該当分に○）	イ　設立新株等の取得 ロ　増資新株等の取得 ハ　旧株等の譲受による取得 ニ　設立新株等への一任運用 ホ　増資新株等への一任運用 ヘ　旧株等の譲受による一任運用 ト　その他（　）
	(3) 数量、取得・一任運用価額等	数量　株（口） 取得価額又は一任運用価額　円 （一株（口）当たり　円） 取得後又は一任運用後の出資比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%） 取得後又は一任運用後の議決権比率　% （取得前又は一任運用前の比率　%）
3 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等		数量　株式　株 議決権　個 出資比率　% 議決権比率　%
4 取得又は一任運用の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
	(3) 譲渡数量	
5 取得年月日		
6 支払年月日		
7 その他の事項		□　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又情報を保有していない。

（記入要領）

1　報告者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項の規定により、法第27条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等については、本報告書で報告することはできない。

2　本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

3　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

5　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

6　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

7　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

8　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。また「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において所有する発行会社の所有等株式（法第26条第２項第３号に規定する所有等株式をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

12　「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄、「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

13　「４　取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

14　対内直接投資等に関する命令第７条第２項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。

（１）「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑵　取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。

（２）「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」には対内直接投資等に関する命令第３条第３項第21号又は第４条第１項第３号に掲げる行為により取得した株式及び議決権のうち、当該行為を行った日の翌日において所有している株式の数及び実質保有等議決権の数を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行った日の翌日における出資比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行った日の翌日における議決権比率（当該実質保有等議決権の数の総議決権に占める割合）を記入すること。

（３）当該報告の対象となった上場会社等の株式の取得が令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「７　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）並びに発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等（発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）及び対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社をいう。以下この記入要領において同じ。）がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種。令第３条第２項第２号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が保有する事前届出対象である技術又は情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。）並びに発行会社に事前届出対象である技術又は情報を保有する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び保有している事前届出対象である技術又は情報。）を記入すること。

15　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年　月　日

□　本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種等を所管する大臣
□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1　発行会社	(1) 名称、証券コード及び法人番号	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	取得前又は一任運用前　　円（　　株（口）） 取得後又は一任運用後　　円（　　株（口））
	(5) 事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由	□　前回報告時点（　　年　　月　　日）と同一のため記載を省略します。
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	□　前回報告時点（　　年　　月　　日）と同一のため記載を省略します。
	(7) 基準遵守状況の確認に係る事項	□　財務大臣又は事業所管大臣が、外国為替及び外国貿易法第27条の２第１項又は第28条の２第１項に規定する基準（以下この様式において「基準」という。）の遵守状況を適切に把握するために必要と認めた場合に、発行会社に対して、届出に係る対内直接投資等又は特定取得に関する調査、情報提供の依頼その他必要な確認をすることに同意します。
2　取得又は一任運用をした株式（持分）	(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等	取得後又は一任運用後の出資比率　　％ （取得前又は一任運用前の比率　　％） 取得後又は一任運用後の議決権比率　　％ （取得前又は一任運用前の比率　　％）
	(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等	出資比率　　％ 議決権比率　　％
	(3) 取得年月日	

3　基準の遵守等に関する誓約	報告者は、基準告示に定める以下の基準のうち印を付けたものを、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第１号　□　同第２条第２号　□　同第２条第３号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が許認可等金融機関等以外の場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第４号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に規定する外国投資家である場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第５号　□　同第２条第６号
4　報告者の属性に関する事項	□　報告者の属性及び許認可等金融機関等の属性については、別紙のとおりです。 □　「６　報告者の属性」及び「７　許認可等金融機関等の属性」に記載の事項については、前回報告時点 （　　年　　月　　日　　付）から変更がないため、別紙を省略します。
5　その他の事項	

別紙

6 報告者の属性	(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名				
		住所又は主たる事務所の所在地				
		国籍・設立国等				
		職業又は営んでいる事業の内容				
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし			
		国有企業等との関係				
		報告者との関係				
	(2) 特定株主等（複数ある場合は別紙を添付して差し支えない）	議決権比率	％			
		氏名又は名称				
		代表者の氏名				
		住所又は主たる事務所の所在地				
		国籍・設立国等				
		職業又は営んでいる事業の内容				
		ウェブページのリンク				
		国有企業等との関係				
		その他				
	(3) 役員構成	氏名	職業	住所	国籍等	代表権限
	(4) 要件該当性	□ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号又は第４条の３第１項各号に規定するものに該当しません。 □ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号、第４号又は第５号イから二までに掲げるものが報告者の議決権の行使について指図を行う権限を有していません。 □ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に規定するものに該当しません。				
7 許認可等金融機関等の属性	(1) 許認可等金融機関等の種類等	□ 対内直接投資等に関する政令第３条の２第３項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第７項第１号（第一種金融商品取引業者） □ 同項第２号（運用会社） □ 同項第３号（投資法人） □ 同項第４号（銀行） □ 同項第５号（保険会社） □ 同項第６号（運用型信託会社） □ 同項第７号（高速取引行為者） □ 投資銀行業務等を行っています。				
	(2) 監督を受けている監督官庁の所在国及び監督官庁の名称（英語表記）	所在国： 監督官庁：				
	(3) 許認可等の根拠となる法令の名称（英語表記）					

（記入要領）

1　本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

2　本報告書により報告する内容が特定取得に該当する場合、本報告書の頭書に記載の「本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

3　発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10％未満となるときは、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とすること。

発行会社が上場会社等である場合において出資比率又は議決権比率のいずれかが10％以上となるとき又は発行会社が上場会社等以外の会社である場合は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものを、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は発行会社若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を選択すること。

4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

6　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「６　報告者の属性」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

7　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

8　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

9　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

10　「１　発行会社」欄中「⑴　名称、証券コード及び法人番号」欄について、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。なお、発行会社が上場会社等である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10％未満となるときは、証券コードを記載することで、「１　発行会社」欄中「⑵　本店の所在地」から「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」までの記載を省略することができる。

11　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。発行会社の営む事前届出業種又は発行会社が保有する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種又は保有する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む発行会社の連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称、証券コード及び法人番号」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

13　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において所有する発行会社の所有等株式（法第26条第２項第３号に規定する所有等株式をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄は、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち保有者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

15　「３　基準の遵守等に関する誓約」では、報告者が基準告示（対内直接投資等の場合には法第27条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には法第28条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合に、基準告示第２条第１号から第３号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第３条の２第３項第３号イ及び対内直接投資等に関する命令第３条の２第７項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第２条第４号についても印を付けて誓約すること。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が対内直接投資等に関する命令第３条の２第５項各号に規定する外国投資家である場合は、基準告示第２条第５号及び第６号についても印を付けて誓約すること。

16　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、報告者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、報告者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。報告者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、報告者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

19　「６　報告者の属性」欄中「⑵　特定株主等」欄では、報告者の直接の株主（出資比率又は議決権比率が10％以上となるもの又は会社法第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有しているものに限る。）又は報告者による議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの（「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄に記載するものを除く。）（以下この記入要領において「特定株主等」という。）について、当該株主ごとに議決権比率、氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地、国籍・設立国等、職業又は営んでいる事業の内容、ウェブページのリンク及び国有企業等との関係を記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は当該場所、会社法第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有している場合はその旨、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有している場合はその旨も併記すること。

20　「６　報告者の属性」欄中「⑶　役員構成」欄では、報告者の役員（法第26条第１項第５号に規定するものをいう。）の氏名、現在の職業、住所及び国籍等を記載すること。役員で代表する権限を有するものである場合は、その旨明記すること。

21　「７　許認可等金融機関等の属性」欄中「⑴　許認可等金融機関等の種類等」欄では、報告者が令第３条の２第３項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第７項各号に掲げるものに該当する場合に該当する箇所に印を付けるほか、同項第１号又は第４号に掲げるものに該当する場合において、投資銀行業務等（金融商品取引法第28条第１項第３号若しくは第35条第１項第11号及び第12号に掲げる業務又はこれらに相当する業務をいう。）を行う場合には、「投資銀行業務等を行っています。」欄に印を付けること。

22　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式
持分の譲渡に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名			
	住所		国籍等	
	職業			
	代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代理人 住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：		
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 資本金	円（　　株（口））		
2	譲渡した株式（持分）の数量、譲渡価額等	数量　株（口） 譲渡価額　円（一株（口）当たり　　円） 譲渡後の出資比率　％		
3 相手方	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		(3) 国籍・設立国等	
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容			
	(5) 譲受数量		(6) 譲受後の出資比率	
4	譲渡年月日			
5	支払の受領年月日			
6	その他の事項	□　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。		

（記入要領）

1　本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

2　「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

7　「３　相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

8　「３　相手方」欄中「⑶　国籍・設立国等」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

議決権代理行使委任に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名				
	住所			国籍等	
	職業				
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：		
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 総議決権	個		
2 委任した議決権の数量等		数量　　個 委任後の議決権比率　　％		
3 委任の相手方	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		(3) 国籍・設立国等	
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容			
4 委任年月日				
5 その他の事項		□　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。		

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「報告者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

5　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

6　「２　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

7　「３　委任の相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「３　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

8　「３　委任の相手方」欄中「⑶　国籍・設立国等」欄には、委任の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、委任の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十八

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

議決権代理行使受任に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="10">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総議決権	個
	(5) 外資比率	%
	(6) 上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他
2 受任した議決権	(1) 数量等	数量　個 受任後の議決権比率　% （受任前の比率　%）
	(2) 受任の内容	
3	受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数量　個 議決権比率　%
4 受任の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
	(3) 委任数量	個
5	受任年月日	
6	その他の事項	□　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。また「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

8　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

9　「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　受任の内容」欄には、受任によって得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行った議案について、可能な限り記入すること。

10　「３　受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「２　受任した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十九

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

共同議決権行使同意取得に関する報告書

年　月　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="4">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="4">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">注１:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">注２:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総議決権	個
	(5) 外資比率	%
2 同意取得した議決権	(1) 数量等	数量　個 同意取得後の議決権比率　% （同意取得前の比率　%）
	(2) 同意取得の内容	
3	同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数量　個 議決権比率　%
4	同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数量　個 議決権比率　%
5 同意取得の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
	(3) 同意数量	
6	同意取得年月日	
7	その他の事項	□ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。また「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「４　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

8　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

9　「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。「⑵　同意取得の内容」欄には、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案について、可能な限り記入すること。

10　「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

11　「４　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項第１号から第８号まで、第11号及び第12号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び報告者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

12　「５　同意取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により同意取得した場合において記入すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

金銭の貸付け又は貸付債権の取得に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イがイが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 債務者	⑴　名　称	法人番号：
	⑵ 主たる事務所の所在地	
	⑶　定款上の事業目的	
2　金　額		債権金額： （貸付債権の取得の場合は取得価額：　　）
3　契約年月日		
4　貸付又は取得年月日		
5 条件	⑴　金　利	
	⑵　期　間	
	⑶ 元本の回収方法（該当分に○）	イ　期日一括 ロ　分割（具体的に記入すること。）
6　その他の事項		□ 債務者は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　債務者」欄中「⑴　名称」欄には「債務者」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること（法人番号が不明な場合は、理由とともに不明である旨を記載すること。）。

8　「５　条件」欄中「⑶　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。
（例：○年○月を第１回とし、以降１年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。）

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

社債の取得に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容			
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし		
	報告者となる法的根拠（該当分に○）	イ　非居住者個人 ロ　外国法人等 ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ　特定組合等 ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの		
		注１:「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）		
		注２:「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入（　　）		
	代理人　氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代理人　住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1)　名称	法人番号：				
	(2)　主たる事務所の所在地					
	(3)　定款上の事業目的					
2 取得した社債	銘柄（発行日、記号等）	額面総額	取得価額	利率	償還日及び元利の支払方法	同一銘柄の発行総額
3	取得年月日					
4	支払年月日					
5	その他の事項	□　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。				

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

8　取得した社債が新株予約権付社債等の場合は、「２　取得した社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。

（例：償還日は〇年〇月〇日、元利金は本邦において円価で支払う。）

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

事業の承継に関する報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="11">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="4">□　あり（リンク：　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="4">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 対象会社	(1) 名称	法人番号：
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	
2	承継年月日	
3	承継の対価	
4 承継方法等	(1) 承継の方法	□ 事業の一部の譲受け □ 事業の全部の譲受け □ 吸収分割 □ 合併
	(2) 承継対象の事業内容	
	(3) 報告者と対象会社の関係	
5	その他の事項	□ 承継対象の事業に事前届出業種に属する事業又は事前届出対象の技術又は情報に係る事業は含まれていない。

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　対象会社」欄中「(1)　名称」欄には「対象会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

8　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権等の取得（法第26条第２項第９号、令第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）又は外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）に関する報告書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="8">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□ あり（リンク　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">報告者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="4">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 取得に係る外国法人等決権等	(1) 名称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 事業の内容		
2 取得した外国議決権等	(1) 取得の態様（該当分に○）	イ 新株発行等による議決権の取得 ロ 旧株等の譲受による議決権の取得 ハ その他（　　）	
	(2) 数量、取得価額等	数量 株式等　株（口） 議決権　個 取得価額　円 取得後の議決権比率　% （取得前の比率　%）	
	(3) 取得年月日	年　月　日	
	(4) 支払年月日	年　月　日	
	(5) 取得の相手方	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		譲渡数量	
3 直接保有法人等	(1) 名称	□ 特定組合類似団体に該当する。	
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 取得後に報告者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	数量	議決権　個
		議決権比率	%
	(6) 取得後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　） □ なし
		報告者との関係	
		数量	議決権　個
		議決権比率	%

4　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1)　名　　称	法人番号：		
	(2)　本店の所在地			
	(3)　定款上の事業目的			
	(4)　資本金 総議決権	円（　　株（口）） 個		
	(5)　外資比率	%		
	(6)　上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他		
	(7) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等	株　式　　株 議決権　　個	
		取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍・設立国等	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株　式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		取得時までの直接保有法人等による経営関与の方法		
	(8) 報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量	株　式　　株 議決権　　個	
		出資比率	%	
		議決権比率	%	
	(9) 取得後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍・設立国等		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし	
		報告者との関係		
		数量	株　式　　株 議決権　　個	
		出資比率	%	
		議決権比率	%	
5	令第２条第25項第12号に規定する同意を要する対象（同号の取得に該当する場合のみ記入）	□　役員の選解任　　□　事業目的の変更　　□　解散　　□　その他（　　）		
6	その他の事項	□　国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。		

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「２　取得した外国議決権等」欄の「⑵　数量、取得価額等」欄中「取得後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）の実質保有等外国議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の外国法人等の議決権の総数に占める割合を記入すること。

8　「２　取得した外国議決権等」欄の「⑸　取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得した場合において記入すること。

9　「３　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

10　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

11　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「２　取得した外国議決権等」欄、及び「３　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

12　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑼　取得後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑼　取得後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

直接保有法人等の外国議決権の共同行使同意取得に関する報告書（令第２条第25項第13号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="10">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">報告者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 直接保有法人等	(1) 名称		
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 報告者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	数量	議決権　個
		議決権比率	%
	(6) 同意取得時に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　） □ なし
		報告者との関係	
		数量	議決権　個
		議決権比率	%
2 同意取得した外国議決権	(1) 同意数量等	議決権	個
	(2) 同意取得の内容（該当分に○）		
	(3) 同意取得年月日	年　月　日	
	(4) 共同行使の時期	年　月　日	
	(5) 同意取得の相手方	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		同意数量	
	(6) 同意取得後の事業計画	直接保有法人等に係る事業計画	
		国内の会社等に係る事業計画	

3　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1)　名　　称	法人番号：		
	(2)　本店の所在地			
	(3)　定款上の事業目的			
	(4)　総　議　決　権	個		
	(5)　外　資　比　率	%		
	(6)　上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他		
	(7)　直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等		株　式　　株 議決権　　個
		同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍・設立国等	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
			直接保有法人等との関係	
			数　量	株　式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		同意取得時までの直接保有法人等による経営関与の方法		
	(8)　報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数　量		株　式　　株 議決権　　個
		出　資　比　率		%
		議　決　権　比　率		%
	(9)　同意取得時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍・設立国等		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク		□　あり（リンク：　　） □　なし
		報告者との関係		
		数　量		株　式　　株 議決権　　個
		出　資　比　率		%
		議　決　権　比　率		%
4　その他の事項		□　国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。		

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「１　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「１　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　直接保有法人等」欄中「⑹　同意取得時に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、報告者を対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項第２号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。

8　「１　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄の「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

9　「２　同意取得した外国議決権」欄中「⑴　同意数量」欄においては、同意取得の相手方が保有する直接保有法人等の議決権に加えて、当該相手方を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項第２号イからニまでに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する直接保有法人等の議決権を加えた議決権の数を記載すること。

10　「２　同意取得した外国議決権」欄中「⑵　同意取得の内容」欄には、共同して議決権を行使することの同意を得た対象事項等の同意の内容について記載すること。

11　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

12　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。「１　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

13　「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑼　同意取得時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑼　同意取得時に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。

「３　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「同意取得時までの直接保有法人等による経営関与の方法」欄には、不明である場合は、「不明」と記入して差し支えない。

14　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の役員の選任に関する報告書（法第26条第２項第10号又は令第２条第25項第10号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="10">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">報告者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="4">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1 役員の選任に係る外国法人等	(1) 名称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 事業の内容		
	(4) 直接保有法人等との関係（直接保有法人等の議決権の行使以外の場合）		
2	行使した外国法人等の議決権の数量等	数量 議決権の総数に占める割合	個 %
3	行使年月日	年　月　日	
4 直接保有法人等	(1) 名称		
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 報告者が所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	数量	議決権　個
		議決権比率等	%
	(6) 行使後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　） □ なし
		報告者との関係	
		数量	議決権　個
		議決権比率	%

5　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1)　名　　称	法人番号：		
	(2)　本店の所在地			
	(3)　定款上の事業目的			
	(4)　総　議　決　権	個		
	(5)　外　資　比　率	%		
	(6)　上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場 ロ　非上場 ハ　その他		
	(7)　直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する株式等の数		株
		行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍・設立国等	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□　あり　（リンク：　　） □　なし
			直接保有法人等との関係	
			数　量	株　式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		行使時までの直接保有法人等による経営関与の方法		
	(8)　報告者が保有する株式及び議決権の数量等	数　量		株　式　　株 議決権　　個
		出資比率 議決権比率		% %
	(9)　行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍・設立国等		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク		□　あり（リンク：　　） □　なし
		報告者との関係		
		数　量		株　式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%
6　その他の事項		□　国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。		

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「４　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「４　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「１　役員の選任に係る外国法人等」欄中、「外国法人等」（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）が設立準備中の場合には、外国法人等の名称にその旨併記すること。

8　「２　行使した外国法人等の議決権の数量等」欄において、本報告の対象となる行使において行使した外国法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。

9　「４　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「４　直接保有法人等」欄中「⑹　行使後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが所有等をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、報告者を対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。「議決権比率」については、これらのものが保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権（令第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。）の数の外国法人等の議決権の総数に占める割合を記入すること。

10　「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

11　「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「出資比率　議決権比率」欄、「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑻　報告者が保有する株式及び議決権の数量等」欄中「出資比率　議決権比率」欄、及び「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑼　行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄中「出資比率　議決権比率」欄の算定に当たって、会社又は上場会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「４　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

12　「５　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑼　行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「行使後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑼　行使後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十六

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

特定組合類似団体である直接保有法人等の業務執行役員への就任に関する報告書（令第２条第25項第15号）

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="10">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">経歴、職業及び営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金
（該当がある場合に記載）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□　あり（リンク　　）
□　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">報告者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="4">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり報告します。

1	就任年月日		
2 就任の目的	(1) 特定組合類似団体の名称	名称： 主たる事務所の所在地：	
	(2) 直接保有法人等への経営への関与方針		
	(3) 国内の会社等の事前届出業種に関する事業及び事前届出技術等に係る事業への関与方針		
	(4) 業務執行組合員の総数		
	(5) 報告者の関係者である他の業務執行組合員	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		報告者との関係	
	(6) 特定組合類似団体と直接保有法人等との関係（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合）		
3 直接保有法人等	(1) 名称		
	(2) 代表者		
	(3) 本店の所在地		
	(4) 事業の内容		
	(5) 報告者が保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）	数量	議決権　　個
		議決権比率	%
	(6) 就任後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		報告者との関係	
		数量	議決権　　個
		議決権比率	%

4　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等	(1)　名　　称	法人番号：		
	(2)　本店の所在地			
	(3)　定款上の事業目的			
	(4)　資本金 総議決権	円（　　株（口）） 個		
	(5)　外資比率	%		
	(6)　上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他		
	(7) 直接保有法人等との関係	直接保有法人等が保有する数量等		株　式　　株 議決権　　個
		就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
			住所又は主たる事務所の所在地	
			国籍・設立国等	
			職業又は営んでいる事業の内容	
			ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし
			直接保有法人等との関係	
			数量	株　式　　株 議決権　　個
			出資比率 議決権比率	% %
		就任時までの直接保有法人等による経営関与の方法		（不明な場合は「不明」と記載）
	(8) 報告者が所有等をする株式及び議決権の数量等	数量		株　式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%
	(9) 就任後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地		
		国籍・設立国等		
		職業又は営んでいる事業の内容		
		ウェブページのリンク		□　あり（リンク：　　） □　なし
		報告者との関係		
		数量		株　式　　株 議決権　　個
		出資比率		%
		議決権比率		%
5　その他の事項		□　国内の会社等及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っておらず、事前届出対象の技術又は情報を保有していない。		

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「２　就任の目的」欄中「国籍・設立国等」欄、「３　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「２　就任の目的」欄中「ウェブページのリンク」欄、「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「２　就任の目的」欄中「⑸　報告者の関係者である他の業務執行組合員」欄に、報告者を対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体又はこれらの役員若しくは使用人その他の従業者で、特定組合類似団体（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第４号に規定する特定組合類似団体をいう。）の業務執行組合員であるものの数を記載すること。

8　「３　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄の「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

「３　直接保有法人等」欄中「⑹　就任後に報告者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等（直接保有法人等の業務執行役員への就任以外の場合に限る。）」欄において、報告者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体に関する情報を記載すること。

9　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

10　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内の会社等が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「３　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

11　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑼　就任後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「就任後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑼　就任後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十七

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

技術導入契約の　締結／変更　に関する報告書

年　月　日

殿

（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		担当者の連絡先	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
	契約の相手方との資本関係（該当分に○）	イ　報告者は契約の相手方が直接に議決権の５０％以上を保有している会社 ロ　報告者は上記イに該当しない		

下記のとおり報告します。

1 相手方の	氏名又は名称			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容		資本金	
2	契約締結年月日又は変更契約締結年月日			
3	技術の種類			
4	契約期間（始期及び終期）			
5	技術導入の対価			

6 契約条項の概要		（該当分に○）	
	イ　現在報告者が既に所有する技術を契約の相手方に提供	有	無
	ロ　特許権、実用新案権、意匠権の譲渡	有	無
	ハ　特許権、実用新案権、意匠権の実施権の設定	有	無
	ニ　商標権の譲渡又は使用権の設定	有	無
	ホ　技術情報の提供又は使用権の設定	有	無
	ヘ　日本国内における独占的製造権又は販売権	有	無
	ト　報告者の再実施権	有	無

7	技術の内容		
8	変更の種類（該当分に○）	イ　契約期間の変更 ロ　技術の追加 ハ　対価の変更 ニ　その他	
9 変更内容	項目番号・項目名	変更前	変更後
10	その他の事項		

（記入要領）

1　本報告書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあっては様式中「変更」の字句を、変更にあっては様式中「締結」の字句を消すこと。

2　届出に係る技術導入契約の変更に関する報告書にあっては、原届出受理証（写）を添付し、「1　契約の相手方」、「2　契約締結年月日又は変更契約締結年月日」、「8　変更の種類」、「9　変更内容」及び「10　その他の事項」欄のみ記入し、「9　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

3　報告に係る技術導入契約の変更に関する報告書にあっては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「9　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

4　「1　契約の相手方」欄中「国籍・設立国等」欄には、契約の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、契約の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「2　契約締結年月日又は変更契約締結年月日」欄は、地位の承継の場合には、承継日を記入すること。

6　「3　技術の種類」欄には、導入する技術の種類を簡潔に記入すること（例：自動梱包機の搬送装置の製造技術及び商標権の使用許諾）。

7　「5　技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ（ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。）及びその他の費用（図面代等）を、それぞれ別書すること。

8　「7　技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なものの範囲等を記入すること。また、登録済商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。

9　地位の承継の場合には、「10　その他の事項」欄に、「報告済又は○年○月○日○○第○○号にて届出済の○○社が○○社に吸収合併（又は契約譲渡）されたことによる。」等と記入すること。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十八

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍・設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号						
2	発行会社の名称	法人番号：					
3	上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他					
4	取得、一任運用又は処分の内容	実行年月日	取得対象の別	数量	単価	取得、一任運用又は処分の別	取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
5	出資比率	取得前、一任運用前又は処分前			%		
		取得後、一任運用後又は処分後			%		
6	議決権比率	取得前、一任運用前又は処分前			%		
		取得後、一任運用後又は処分後			%		
7	その他の事項						

（記入要領）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得及び取得した株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「2　発行会社の名称」欄には発行会社の名称とともに発行会社の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。

7　「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社設立登記の日、増資新株の取得又は増資新株への一任運用の場合は金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。）の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧株（旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。）の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は株式の引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併登記の日、吸収合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合には、当該譲受又は処分に係る契約をした日を記入しても差し支えなく、この場合において、その旨を「７　その他の事項」欄に記入すること。

8　「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

9　「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得、一任運用又は処分をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

10　「５　出資比率」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

11　「６　議決権比率」欄については、発行会社が上場会社等である場合においては、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有する発行会社の議決権数の総議決権に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

「６　議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

12　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「出資証券」と記入すること。議決権又は議決権行使等権限の取得又は処分の場合は、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「議決権」又は「議決権行使等権限」と記入すること。

13　対内直接投資等に関する命令第７条第３項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。

（１）「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄、「５　出資比率」欄及び「６　議決権比率」欄に、報告の対象となった事実の内容（その事実の直接の要因となった株式の処分の内容）について記入すること。

（２）報告の対象となった事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「７　その他の事項」欄にその内容について記入すること。

14　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第三十九

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

金銭の貸付け、貸付債権の取得又は社債の取得等に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍・設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号			
2	金銭の貸付けの相手方、貸付債権の債務者又は発行会社の名称			
3	金銭の貸付け、貸付けの返済、貸付債権の取得、貸付債権の返済、社債の取得又は償還の内容	実行年月日	金額	金銭の貸付け、貸付けの返済、貸付債権の取得、貸付債権の返済、社債の取得又は償還の別
4	その他の事項			

（記入要領）

1　本報告書は、金銭の貸付けの相手方、貸付債権の債務者又は社債の発行会社の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　金銭の貸付けの返済及び貸付債権の返済には期限前返済、社債の償還には期限前償還がそれぞれ含まれる。

7　「３　金銭の貸付け、貸付けの返済、貸付債権の取得、貸付債権の返済、社債の取得又は償還の内容」欄中「金額」欄には、金銭の貸付けの場合は貸付金額、貸付けの返済の受入れの場合は返済金額、貸付債権の取得の場合は債権金額、貸付債権の返済の受入れの場合は返済金額、社債の取得の場合は額面総額及び取得価額、社債の償還の受入れの場合は償還価額をそれぞれ記入すること。

8　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

支店等の　設置の中止／廃止　実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍・設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号	
2 支店等	(1) 名称	
	(2) 所在地	
	(3) 種類	
	(4) 設置年月日	
	(5) 設置の中止又は廃止年月日	
3	その他の事項	

（記入要領）

1　本報告書は、支店等の設置の中止又は廃止の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「２　支店等」欄中「⑶　種類」欄には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。

7　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十一

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

共同議決権行使同意取得等に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等		
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号				
2	発行会社の名称	法人番号：			
3	同意取得又はその解除の内容	実行年月日	議決権の数量	同意取得又はその解除の別	同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
4	議決権比率	同意取得前又はその解除前	%	同意取得後又はその解除後	%
5	その他の事項				

（記入要領）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、共同議決権行使同意取得又は共同議決権行使同意取得の解除の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「2　発行会社の名称」欄には発行会社の名称とともに発行会社の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。

7　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「実行年月日」欄には、共同議決権行使同意取得の場合は同意取得の日、共同議決権行使同意取得の解除の場合は解除の日をそれぞれ記入すること。

8　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により同意取得又はその解除をした場合において記入すること。

9　「４　議決権比率」欄については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「同意取得前又はその解除前」欄には、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の議決権比率を記入し、「同意取得後又はその解除後」欄には、「３　同意取得又はその解除の内容」欄で報告される事項を加減した議決権比率を記入すること。

「４　議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十二

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

事業の承継に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍・設立国等	
	職業又は営んでいる事業の内容				
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号	
2	承継又は処分の別	
3	承継又は処分年月日	
4	承継又は処分の対価	
5 承継又は処分方法等	(1) 承継又は処分の方法	事業の全部の譲受け 事業の一部の譲受け 吸収分割 合併 その他（　　）
	(2) 承継又は処分対象の事業内容	
6	その他の事項	

（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

5　「５　承継又は処分方法等」欄中「⑵　承継又は処分対象の事業内容」欄は、「１　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号」欄において特定した事前届出において承継対象の事業内容とされたものと同一である場合は、その旨記載することで詳細の記載を省略することができる。

6　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

直接保有法人等の外国議決権の取得等（法第26条第２項第９号、令第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）、外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）又は外国議決権の共同行使同意取得（令第２条第25項第13号）に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等	
	代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代理人 住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）			

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号						
2	直接保有法人等の名称						
3	取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の内容	実行年月日	取得対象の別	数量	単価	取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の別	取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
4	議決権比率	取得前又は処分前			%		
		取得後又は処分後			%		
5	国内の会社等の名称						
6	その他の事項						

（記入要領）

1　本報告書は、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権の取得等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第９号、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）、外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）及び処分又は直接保有法人等の共同議決権行使の同意取得（令第２条第25項第13号）及びその解除の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「３　取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

7　「３　取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の内容」欄中「取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が共同行使同意取得若しくはその解除をした場合、又は相対による方法により取得又は処分をした場合において記入すること。

8　「４　議決権比率」欄については、報告者が保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権（令第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数（報告者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項第２号各号に掲げるものが保有する数を含む。）の議決権の総数に占める割合を記入すること。

「４　議決権比率」の算定に当たって、直接保有法人等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に相当する外国の法令に基づく書類に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、直接保有法人等の総株主の議決権が分からず、また、直接保有法人等が当該書類を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する変更報告書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍・設立国等	
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1	変更報告の対象となる報告書の提出年月日	
2 変更の内容等	⑴ 変更の内容（該当分に○）	イ　特定株主の変更（対内直接投資等に関する命令第７条第４項第１号） ロ　国有企業等の特定株主への追加（同項第２号） ハ　同命令第３条の２第５項各号に該当するものの特定株主への追加（第７条第４項第３号） ニ　役員又は代表取締役の３分の１の国籍等変更（同項第４号） ホ　外国政府等関係者等の役員への追加（同項第５号） ヘ　最終親会社等の変更（同項第６号） ト　国有企業等の変更（同項第７号） チ　同命令第３条の２第５項各号への該当（第７条第４項第８号） リ　許認可等金融機関等への該当性の変更（同項第９号） ヌ　投資銀行業務等の開始・停止（同項第10号） ル　許認可等金融機関等の監督機関の変更（同項第11号） ヲ　許認可等金融機関等の許認可等の根拠法令の変更（同項第12号）
	⑵ 変更内容の詳細	変更前 / 変更後
3	変更が生じた理由	
4	変更が生じた年月日	
5	その他の事項	

（記入要領）

1　本報告書は、「１　変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の宛先と同じ宛先を記載すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「２　変更の内容等」欄中「⑵　変更内容の詳細」欄では、「１　変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の記載が「２　変更の内容等」欄中「⑴　変更の内容」欄に記載の事由が発生したことにより変更が生ずる場合において、かかる変更について記載すること。

7　「３　変更が生じた理由」欄は、「２　変更の内容等」欄中「⑴　変更の内容」欄に記載の事由が発生した理由を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

8　「４　変更が生じた年月日」欄は、「２　変更の内容等」欄中「⑴　変更の内容」欄に記載の事由が発生した日を記載すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十五

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

直接保有法人等の最終親会社等の変更に関する報告書

年　　月　　日

（宛先）

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種等を所管する大臣

□　内閣総理大臣（警察庁）
□　内閣総理大臣（金融庁）
□　総　務　大臣
□　厚生労働大臣
□　農林水産大臣
□　経済産業大臣
□　国土交通大臣　　殿

（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍・設立国等		
	ウェブページのリンク	□　あり（リンク：　　） □　なし			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり報告します。

1	発行会社に対する対内直接投資等又は特定取得に係る届出書の受理番号及び提出年月日	

2 変更の内容等	(1) 変更前の最終親会社等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係	
		報告者との関係	
		保有していた報告者の議決権等	株式　　個 議決権　　個 出資比率　　% 議決権比率　　%
	(2) 変更後の最終親会社等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍・設立国等	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	□ あり（リンク：　　） □ なし
		国有企業等との関係	
		報告者との関係	
		取得した報告者の議決権等	株式　　個 議決権　　個 出資比率　　% 議決権比率　　%
3	変更が生じた理由・背景		
4	変更が生じた年月日		
5	その他の事項		

（記入要領）

1　本報告書は、「1　発行会社に対する対内直接投資等又は特定取得に係る届出書の受理番号及び提出年月日」欄において特定した届出書の宛先と同じ宛先を記載すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「2　変更の内容等」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「2　変更の内容等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

「報告者」欄中、「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「2　変更の内容等」欄中の「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「3　変更が生じた理由・背景」欄は、最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）の変更の事由が発生した理由と背景を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

7　「4　変更が生じた年月日」欄は、最終親会社等の変更が生じた日を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

8　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第四十六

表　面

第　　号

身分証明書

官　　職
氏　　名
生 年 月 日

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日

主務大臣　　印

裏　面

写　　真

印又は刻印

1　本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携行すること。

2　本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

3　本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。

4　官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。

5　検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

（備考）用紙は、日本産業規格Ｂ８、64×91㎜とする。

（外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後		改正前	
（別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等の入力事項等）		（別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等の入力事項等）	
第五条　別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う者は、日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項並びに前条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等を行わなければならない。		**第五条**　別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う者は、日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項並びに前条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等を行わなければならない。	
2　［略］		2　［同上］	
3　別表の七五から八一までの項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項が入力されたものとみなす。		3　別表の七五から七七までの項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項が入力されたものとみなす。	
4　別表の八一及び八三の項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して第一項の申請等を行う場合において、添付書面等が原届出受理証の写しであるときは、当該申請等を行う者は、光学式読取装置を用いて当該原届出受理証の写しに記載されている事項をファイルに記録した上で、これを送信することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。		4　別表の七七及び七九の項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して第一項の申請等を行う場合において、添付書面等が原届出受理証の写しであるときは、当該申請等を行う者は、光学式読取装置を用いて当該原届出受理証の写しに記載されている事項をファイルに記録した上で、これを送信することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。	
別表（第三条関係）		**別表**（第三条関係）	
［一～七四］	［略］	［略］	［同上］
七五	対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）	第三条第九項	第三条第七項
七六		第三条の三第一項	第四条第四項
七七		第三条の四第一項	第五条第二項
七八		第四条第五項	第六条の二
七九		第四条の四第一項	第六条の三
八〇		第四条の五第一項	第七条第一項
八一		第五条第二項	第七条第二項
八二		第六条の二	第七条第三項
八三		第六条の三	第七条第四項

八四	第七条第一項	［新設］
八五	第七条第二項	［新設］
八六	第七条第三項	［新設］
八七	第七条第四項	［新設］
八八	第七条第五項	［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和九年一月四日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の対内直接投資等に関する命令（以下「新命令」という。）第二条第三項、第三条第三項、第九項及び第十項、第三条の二第八項、第四条第一項及び第五項、第四条の三第四項、第五条第二項及び第四項、第六条の二、第六条の三、第七条第一項から第五項まで、別表第一並びに別表第三の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日（以下この条において「適用日」という。）以後に行う改正法の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下この条において「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下この条において「対内直接投資等」という。）又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下この条において「特定取得」という。）について適用し、適用日前に行った対内直接投資等又は特定取得については、なお従前の例による。

第三条　新命令別紙様式第一から別紙様式第十三まで及び別紙様式第二十二による届出書、新命令別紙様式第十八、別紙様式第二十及び別紙様式第二十三による通知書、新命令別紙様式第二十四から別紙様式第三十二まで、別紙様式第三十七から別紙様式第四十二まで及び別紙様式第四十四による報告書並びに新命令別紙様式第四十六による証明書については、当分の間、第一条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令（以下「旧命令」という。）別紙様式第一から別紙様式第七の四まで及び別紙様式第九による届出書、旧命令別紙様式第八、別紙様式第八の二及び別紙様式第十による通知書、旧命令別紙様式第十一から別紙様式第十二まで、別紙様式第十六から別紙様式第二十まで及び別紙様式第二十二から別紙様式第二十三までによる報告書並びに旧命令別紙様式第二十三による証明書を取り繕い使用することができる。

第四条　改正法附則第三条第二項から第四項までの規定、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第二項及び第四項の規定並びに附則第二条の規定によりなお従前の例によるとされる場合における旧命令第六条の二、第六条の三並びに第七条第一項及び第四項の規定に基づく報告については、施行日以後、新命令別紙様式第二十四から別紙様式第三十二まで、別紙様式第三十七から別紙様式第四十二まで及び別紙様式第四十四による報告書を使用することができる。

第五条　新命令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府財務省令第五号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第四号、第七号イ、第十号イ及び口並びに第十六号、第十二条第一項第一号、第十三条第一項第二号、第十三条の三第一項、第十三条の五第一項、第十四条第一項、第十六条第二項、第二十七条第三項、第三十条第二項、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十六条第七号の規定に基づき、並びに株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）を実施するため、株式会社国際協力銀行法施行規則を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

株式会社国際協力銀行法施行規則

（用語）

第一条　この命令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　貸付債権等　貸付債権、法第二条第十一号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。

二　クレジットデリバティブ取引　当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた者の信用状態に係る事由が発生した場合において、相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権等を移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引をいう。

（法第二条第四号の主務省令で定める法人）

第二条　法第二条第四号の主務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもって貸付債権等を取得し、当該貸付債権等の管理及び処分により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）

二　一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもってクレジットデリバティブ取引を行い、当該クレジットデリバティブ取引により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者

（新規企業者等から除かれる法人等）

第三条　法第二条第七号イの主務省令で定める法人等は、中小企業者等（外国におけるこれに相当する者を含む。）以外の法人等の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。

（特定外国法人が行う事業）

第四条　法第二条第十号イの主務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱化に必要なもの

イ　我が国にとって重要な資源の開発に関する事業

ロ　再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）による発電に必要な設備並びにその部分品及び附属品の製造に関する事業

ハ　蓄電池の製造に関する事業

ニ　船舶及び航空機の部分品及び附属品の製造に関する事業

ホ　医療機器の開発及び製造に関する事業

ヘ　医薬品の開発及び製造に関する事業

ト　電動機の製造に関する事業

チ　半導体素子、半導体集積回路及び半導体物質（これらの製造に必要な原材料及び装置を含む。）の製造に関する事業

リ　食料の生産（農業を含む。）に必要な肥料、農機具その他の物資の開発及び製造に関する事業

ヌ　ガス、セメント製品その他の多様な事業に使用される素材であって、その製造に伴う温室効果ガスの排出量が当該素材の製造に通常利用される製法よりも大幅に抑制される製法により製造されるものの製造に関する事業

二　次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なもの

イ　人工知能関連技術（人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。）の開発に関する事業

ロ　量子計算機その他の量子の特性を利用した装置に関する技術の開発に関する事業

ハ　バイオテクノロジーに関する技術の開発に関する事業

ニ　ブロックチェーン技術の開発に関する事業

2　法第二条第十号ロの主務省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要なものとする。

一　再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）を変換して得られる電気の供給に必要な発電、送電その他の基盤の整備に関する事業

二　情報通信技術を活用するための基盤の整備（情報通信に係る人工衛星の打上げ、追跡及び運用を含む。）に関する事業

三　医療に関する事業

（法第二条第十六号の主務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの）

第五条　法第二条第十六号の主務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち貸付けと同視すべきものとする。

（法第十二条第一項第一号の主務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するもの）

第六条　法第十二条第一項第一号の主務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利子と同視すべきものとする。

（法第十三条第一項第二号の主務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するもの）

第七条　法第十三条第一項第二号の主務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち貸付金と同視すべきものとする。

（法第十三条第一項第二号の主務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するもの）

第八条　法第十三条第一項第二号の主務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭に係る割合のうち利率と同視すべきものとする。

（劣後的政府貸付けに係る債権の免除の申請）

第八条の二　会社は、令第五条の二第三号の特約による劣後的政府貸付けに係る債権の免除を求める場合には、会社の財務状況その他免除の必要性を判断するために必要な情報を記載した書面を添付した申請書を主務大臣に提出することができる。

2　前項の申請書の提出があった場合には、主務大臣は財務大臣に協議することができる。

3　前項の協議の結果、財務大臣は、劣後的政府貸付けに係る債権の免除が必要であると認めるときは、会社の株式の取得であってその貸付けに係る会社の債務を消滅させるためにするものにより当該免除を行うものとし、その旨を会社に通知するものとする。

（特別業務基本方針）

第九条　法第十三条の三第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　特別業務（法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この条において同じ。）の実施体制に関する事項

二　特別業務の実施方法に関する事項

三　特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

四　特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項

五　法第十三条の二第二項第四号の体制による特別業務の実施状況に係る評価及び監視に関する事項

六　主務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

七　その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

2　会社は、法第十三条の三第一項前段の規定により同項に規定する特別業務基本方針（以下この項及び次項において「特別業務基本方針」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る特別業務基本方針を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3　会社は、法第十三条の三第一項後段の規定により特別業務基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の特別業務基本方針を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

（認定特定海外事業促進業務基本方針）

第九条の二　法第十三条の五第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定特定海外事業促進業務（法第十三条の四第一項に規定する認定特定海外事業促進業務をいう。以下この条において同じ。）の実施体制に関する事項

二　認定特定海外事業促進業務の実施方法に関する事項

三　認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理に関する事項

四　認定特定海外事業促進業務に係る認定特定海外事業に必要な資金の会社以外の法人等による貸付け又は出資の推進に関する事項

五　法第十三条の四第二項第四号の体制による認定特定海外事業促進業務の実施状況に係る評価及び監視に関する事項

六　主務大臣に対する認定特定海外事業促進業務の実施状況の報告に関する事項

七　その他認定特定海外事業促進業務の適確な実施を確保するために必要な事項

2　会社は、法第十三条の五第一項前段の規定により同項に規定する認定特定海外事業促進業務基本方針（以下この項及び次項において「認定特定海外事業促進業務基本方針」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る認定特定海外事業促進業務基本方針を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3　会社は、法第十三条の五第一項後段の規定により認定特定海外事業促進業務基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の認定特定海外事業促進業務基本方針を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

（法第十四条第一項の主務省令で定める金融機関その他の法人）

第十条　法第十四条第一項の主務省令で定める金融機関その他の法人は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる金融機関

イ　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行

ロ　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

ハ　信用金庫及び信用金庫連合会

ニ　信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）

ホ　労働金庫及び労働金庫連合会

ヘ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会

ト　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

チ　農林中央金庫

リ　保険会社

ヌ　株式会社商工組合中央金庫

ル　株式会社日本政策投資銀行

ヲ　地方公共団体金融機構

ワ　株式会社日本政策金融公庫

カ　外国金融機関等

二　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社（以下「債権回収会社」という。）及び外国の法令に準拠して外国において債権管理回収業に類似する業務を営む者（債権回収会社を除く。）

三　法第十二条第九項第三号に規定する金銭債権を譲渡した我が国の法人等又は出資外国法人等

四　次に掲げる要件を満たす法人

イ　農林漁業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。

ロ　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）であること。

ハ　資本金の額が五億円以上であること。

五　次に掲げる要件を満たす法人

イ　中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。

ロ　貸金業者であること。

ハ　資本金の額が五億円以上であること。

（法第十六条第二項の主務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するもの）

第十一条　法第十六条第二項の主務省令で定める利息と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利息と同視すべきものとする。

（法第十六条第二項の主務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するもの）

第十二条　法第十六条第二項の主務省令で定める借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち借入金と同視すべきものとする。

（決算報告書等の閲覧期間）

第十三条　法第二十七条第三項に規定する財務省令で定める期間は、五年間とする。

（予算の繰越し）

第十四条　法第三十条第二項の規定により支出予算の繰越しについての財務大臣の承認を受けようとするときは、翌事業年度の四月三十日までに、繰越計算書を主務大臣を経由して財務大臣に送付しなければならない。

2　前項の繰越計算書は、法第二十条第一項の規定により通知された支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに繰越しを必要とする事由

二　前号の経費の予算現額のうち支払済みとなった額及び当該事業年度内に支払うべき額

三　第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度に繰越しを必要とする額

四　第一号の経費の予算現額のうち不用となるべき額

3　第一項の繰越計算書には、参考となる書類を添付しなければならない。

（法第三十三条第一項の主務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するもの）

第十五条　法第三十三条第一項の主務省令で定める借入れと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借入れと同視すべきものとする。

（法第三十三条第一項の主務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するもの）

第十六条　法第三十三条第一項の主務省令で定める短期借入金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち短期借入金と同視すべきものとする。

（法第三十三条第二項の主務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するもの）

第十七条　法第三十三条第二項の主務省令で定める借換えと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち借換えと同視すべきものとする。

（余裕金の運用）

第十八条　法第三十六条第七号の主務省令で定める方法は、法第三十三条に規定する借入金のうち外貨資金の借入れ、令第十一条に規定する国外社債の発行又は外貨通貨を対価とする本邦通貨の売却により調達した資金に係る業務上の余裕金については、次に掲げるものとする。

一　外国政府の発行する有価証券で外国通貨をもって表示されるもの

二　宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち預金と同視すべきもの

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。

（株式会社国際協力銀行法施行規則の廃止）

第二条　株式会社国際協力銀行法施行規則（平成二十四年財務省令第十四号）は、これを廃止する。

（株式会社国際協力銀行法施行規則の廃止に伴う経過措置）

第三条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の株式会社国際協力銀行法施行規則の規定によりした手続その他の行為については、この命令中の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。

○内閣府財務省令第六号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十七条の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の会計に関する命令を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

株式会社国際協力銀行の会計に関する命令

（目的）

第一条　この命令は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）の規定により委任された株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の会計に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この命令において使用する用語は、法及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　財務諸表　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書をいう。

二　連結財務諸表　連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び連結キャッシュ・フロー計算書をいう。

三　附属明細書　財務諸表（キャッシュ・フロー計算書を除く。）に係る附属明細書をいう。

四　勘定別財務諸表　法第二十六条の二の規定により経理を区分し、次条に定める勘定を設けて整理する場合において当該勘定ごとに作成する財務諸表をいう。

五　勘定別附属明細書　勘定別財務諸表（キャッシュ・フロー計算書を除く。）に係る附属明細書をいう。

六　勘定別情報　連結財務諸表の作成が必要な場合に、当該連結財務諸表とは別に連結貸借対照表及び連結損益計算書に関して勘定毎に作成された情報をいう。

七　共通経費等　費用又は収益であって、次条に定める勘定のうち一の勘定において経理すべき事項が他の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるものをいう。

（勘定区分）

第二条の二　法第二十六条の二の規定により設ける勘定は、次に掲げる勘定とする。

一　法第二十六条の二第一号に掲げる業務に係る勘定　一般業務勘定

二　法第二十六条の二第二号に掲げる業務に係る勘定　特別業務勘定

三　法第二十六条の二第三号に掲げる業務に係る勘定　認定特定海外事業促進業務勘定

（遵守義務）

第三条　会社は、この命令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、主務大臣の承認を受けて、この命令の定めるところと異なる整理をすることができる。

（会計原則）

第四条　会社は、次に掲げる基準に従ってその会計を処理しなければならない。

一　経営成績及び財政状態について、真実な内容を表示すること。

二　すべての取引について、正規の簿記の原則に従い、正確な会計帳簿を作成すること。

三　経営及び財政の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

四　会計方針を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

五　その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従うこと。

（財務諸表の様式）

第五条　会社は、別表第一の様式により財務諸表及び勘定別財務諸表を、別表第二の様式により連結財務諸表をそれぞれ作成しなければならない。

2　会社は、連結財務諸表を作成したときは、当該事業年度終了後三月以内に連結貸借対照表及び連結損益計算書を主務大臣に提出しなければならない。

（附属明細書の様式等）

第六条　会社は、別表第三の様式により附属明細書及び勘定別附属明細書を作成しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、財務諸表に添付する附属明細書において勘定別の内訳を明らかにした場合は、勘定別附属明細書の作成を要しない。

（勘定別情報の作成）

第六条の二　会社が連結財務諸表を作成したときは、別表第四の様式に定めるところにより、勘定別情報を注記しなければならない。

（財産目録の内容）

第七条　財産目録は、毎事業年度末日現在における会社（連結子会社を除く。）の資産及び負債の状況を明らかにするため、その名称、価額その他必要な事項を貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して表示するものとする。

（区分経理に係る会計処理の原則）

第八条　会社は、次に掲げる原則によって勘定別財務諸表を作成しなければならない。

一　同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として会社において統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を適用してはならないこと。

二　各勘定の費用及び収益は、各勘定が経理すべき業務に基づき合理的に帰属させ、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならないこと。

（共通経費等の配賦原則）

第九条　会社は、共通経費等であるため、一の勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該共通経費等については、主務大臣の承認を受けて定める基準（以下この条において「配賦基準」という。）に従って、各勘定に配分することにより経理することができる。

2　配賦基準は、毎期継続して適用するものとし、みだりに変更してはならないものとする。

3　会社は、共通経費等を経理する場合は、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

4　会社は、配賦基準を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

5　配賦基準を変更した場合は、変更された配賦基準の内容、変更した理由及び当該変更が勘定別財務諸表に与えている影響の内容を当該勘定別財務諸表に注記しなければならない。

（勘定間の資金融通）

第十条　一般業務勘定及び特別業務勘定間における資金の融通（短期のものに限る。）は、融通をする勘定からその融通を受ける勘定への貸付けとして整理するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。

（株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の廃止）

第二条　株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号）は、これを廃止する。

（株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第三条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の規定によりした手続その他の行為については、この命令中の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。

別表第一（第５条関係）

第１号様式

第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
現金預け金		コールマネー	
現金		売現先勘定	
預け金		借用金	
コールローン		借入金	
買現先勘定		社債	
買入金銭債権		その他負債	
金銭の信託		未払費用	
有価証券		前受収益	
国債		金融派生商品	
地方債		金融商品等受入担保金	
短期社債		リース債務	
社債		資産除去債務	
株式		その他の負債	
その他の証券		賞与引当金	
貸出金		役員賞与引当金	
証書貸付		退職給付引当金	
その他資産		役員退職慰労引当金	
前払費用		その他の引当金	
未収収益		支払承諾	
金融派生商品		負債の部合計	
金融商品等差入担保金		（純　資　産　の　部）	
その他の資産		資本金	
有形固定資産		資本剰余金	
建物		資本準備金	
土地		その他資本剰余金	
リース資産		利益剰余金	
建設仮勘定		利益準備金	
その他の有形固定資産		その他利益剰余金	
無形固定資産		○○積立金	
ソフトウェア		繰越利益剰余金	
リース資産		株主資本合計	
その他の無形固定資産		その他有価証券評価差額金	
前払年金費用		繰延ヘッジ損益	
支払承諾見返		評価・換算差額等合計	
貸倒引当金	△	株式引受権	
投資損失引当金	△	純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　リース取引の処理方法

⑦　ヘッジ会計の方法

⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　その他採用した重要な会計方針

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当り情報に対する影響額については記載を要しない。）

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑺　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項
⑻　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項
⑼　有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
⑽　株式会社国際協力銀行の有する債権（社債（当該社債を有する株式会社国際協力銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。）のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額
①　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）
②　危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（①に掲げるものを除く。）をいう。）
③　３カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいう。）
④　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①から③までに掲げるものを除く。）をいう。）
⑤　正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）
⑾　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
⑿　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
⒀　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
⒁　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）
⒂　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額
⒃　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
⒄　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
⒅　関係会社の株式又は出資金の総額
⒆　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
⒇　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
(21)　１株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
(22)　会社法（平成17年法律第86号）以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
(23)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
(24)　資産の部の社債（株式会社国際協力銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
(25)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
３　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
４　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。
６　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第２号様式

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息	
買現先利息	
預け金利息	
金利スワップ受入利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
その他業務収益	
外国為替売買益	
国債等債券売却益	
国債等債券償還益	
金融派生商品収益	
その他の業務収益	

政府交付金収入	
一般会計より受入	
特別会計より受入	
その他経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
株式等売却益	
金銭の信託運用益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
コールマネー利息	
売現先利息	
借用金利息	
社債利息	
金利スワップ支払利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
その他業務費用	
外国為替売買損	
国債等債券売却損	
国債等債券償還損	
国債等債券償却	
社債発行費償却	
金融派生商品費用	
利子補給金	
その他の業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
貸倒引当金繰入額	
貸出金償却	
株式等売却損	
株式等償却	
金銭の信託運用損	
その他の経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
当期純利益	
（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額及びその他の取引高の総額を注記すること。

2　上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

7　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

8　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。）を銭単位で注記すること。

10　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

11　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第３号様式

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等			株式引受権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
						××積立金	繰越利益剰余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××		××					××					××
準備金繰入					××		△××							
国庫納付金							△××	△××	△××					△××
当期純利益							××	××	××					××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	—	××	××	—	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条の規定に従い注記すること。

8　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における企業結合（同条第27項に規定する企業結合をいう。以下この様式において同じ。）に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第４号様式

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益（又は当期純損失（△））	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減（△）	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益（△）	
貸出金の純増（△）減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
……	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
国庫納付による支出額	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）
1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別表第二（第５条関係）

第１号様式

第　　期末（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
現金預け金		コールマネー	
コールローン		売現先勘定	
買現先勘定		借用金	
買入金銭債権		社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		賞与引当金	
貸出金		役員賞与引当金	
その他資産		退職給付に係る負債	
有形固定資産		役員退職慰労引当金	
建物		特別法上の引当金	
土地		繰延税金負債	
リース資産		支払承諾	
建設仮勘定		負債の部合計	
その他の有形固定資産		（純　資　産　の　部）	
無形固定資産		資本金	
ソフトウェア		資本剰余金	
のれん		利益剰余金	
リース資産		株主資本合計	
その他の無形固定資産		その他有価証券評価差額金	
退職給付に係る資産		繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産		為替換算調整勘定	
支払承諾見返		退職給付に係る調整累計額	
貸倒引当金	△	その他の包括利益累計額合計	
投資損失引当金	△	株式引受権	
		非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）
1　株式会社国際協力銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。
①　連結の範囲に関する事項
②　持分法の適用に関する事項
③　連結される子会社の事業年度等に関する事項
④　のれんの償却に関する事項
2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
⑴　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
①　有価証券の評価基準及び評価方法
②　有形固定資産の減価償却の方法
③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
④　貸倒引当金の計上方法
⑤　退職給付に係る会計処理の方法
⑥　リース取引の処理方法
⑦　ヘッジ会計の方法
⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法
⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑪　その他採用した重要な会計方針
⑫　子会社等が採用した会計方針のうちに株式会社国際協力銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りではない。
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項
①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
②　当該連結会計年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
⑷　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第14条の２から第14条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
⑺　連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の６第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項

⑻　株式会社国際協力銀行及びその子会社等の有する債権（社債（当該社債を有する株式会社国際協力銀行又はその子会社等がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。）のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額

①　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

②　危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（①に掲げるものを除く。）をいう。）

③　３カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいう。）

④　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①から③までに掲げるものを除く。）をいう。）

⑤　正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

⑼　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

⑽　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⑾　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

⒀　株式会社国際協力銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社国際協力銀行及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額

⒁　株式会社国際協力銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社国際協力銀行及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額

⒂　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

⒃　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⒄　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

⒅　１株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）

⒆　連結会計年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）

⒇　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の９から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項

(21)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の３に規定する企業結合に関する事項

(22)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項

(23)　資産の部の有価証券中の社債（株式会社国際協力銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(24)　以上のほか、株式会社国際協力銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

３　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

４　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

５　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

６　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

第２号様式

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することが出来る。

⑴　連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息	
買現先利息	
預け金利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
その他業務収益	
政府交付金収入	
その他経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他の経常収益	

経常費用	
資金調達費用	
コールマネー利息	
売現先利息	
借用金利息	
社債利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
貸倒引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当期純利益	
（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益	
（又は当期純損失）	
非支配株主に帰属する当期純利益	
（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	
親会社株主に帰属する当期純利益	
（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額を言う。以下この様式において同じ。）を銭単位で注記すること。

3　上記のほか、株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

⑵　連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
当期純利益	
（又は当期純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することが出来る。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記４の注記と合わせて記載することができる。

⑶　連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息	
買現先利息	
預け金利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
その他業務収益	
政府交付金収入	
その他経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
コールマネー利息	
売現先利息	
借用金利息	
社債利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
貸倒引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当期純利益	
（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益	
（又は当期純損失）	
親会社株主に帰属する当期純利益	
（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	
非支配株主に帰属する当期純利益	
（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を銭単位で注記すること。

3　上記の他、株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

6　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

8　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することが出来る。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

9　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記８の注記と合わせて記載することができる。

第３号様式

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等					株式引受金	新株予約券	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額													
新株の発行	××	××		××									××
国庫納付金													
剰余金の配当			△××	△××									△××
親会社の株主に帰属する当期純利益			××	××									××
・・・・・・													××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　その他の包括利益累計額及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。

6　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条の規定に従い注記すること。

7　遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第４号様式

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失（△））	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減（△）	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益（△）	
貸出金の純増（△）減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
……	
小計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
国庫納付による支出額	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別表第三（第６条関係）

第１号様式　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産 建物 土地 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産							％
有形固定資産計							
無形固定資産 ソフトウェア リース資産 その他の無形固定資産							
無形固定資産計							

（記載上の注意）

1　資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。

2　当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

3　償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。

第２号様式　引当金　（単位：百万円）

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金 計						

（記載上の注意）

1　計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

2　当期首又は当期末に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第54条の３第１項に規定する準備金等（以下「引当金等」という。）について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。

3　「当期減少額」欄のうち「目的使用」欄には、各引当金の設置目的である支出の事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

4　「当期減少額」欄のうち「その他」欄には目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

第３号様式　営業経費　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
給料・手当 退職給付費用 福利厚生費 減価償却費 土地建物機械賃借料 営繕費 消耗品費 給水光熱費 旅費 通信費 広告宣伝費 諸会費・寄付金・交際費 租税公課 その他	
計	

（記載上の注意）

監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること。

別表第四（第６条の２関係）

第　　期勘定別情報

⑴　連結貸借対照表

第　　期末（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	一般業務勘定	特別業務勘定	認定特定海外事業促進業務勘定	調整額	合計
（資　産　の　部）					
現金預け金					
コールローン					
買現先勘定					
買入金銭債権					
金銭の信託					
有価証券					
貸出金					
その他資産					
有形固定資産					
無形固定資産					
退職給付に係る資産					
繰延税金資産					
支払承諾見返					
貸倒引当金	△	△	△	△	△
投資損失引当金	△	△	△	△	△
資産の部合計					
（負　債　の　部）					
コールマネー					
売現先勘定					
借用金					
社債					
その他負債					
賞与引当金					
役員賞与引当金					
退職給付に係る負債					
役員退職慰労引当金					
特別法上の引当金					
繰延税金負債					
支払承諾					
負債の部合計					
（純　資　産　の　部）					
資本金					
資本剰余金					
利益剰余金					
株主資本合計					
その他有価証券評価差額金					
繰延ヘッジ損益					
為替換算調整勘定					
退職給付に係る調整累計額					
その他の包括利益累計額合計					
株式引受権					
非支配株主持分					
純資産の部合計					
負債及び純資産の部合計					

⑵　連結損益計算書

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	一般業務勘定	特別業務勘定	認定特定海外事業促進業務勘定	調整額	合計
経常収益					
資金運用収益					
貸出金利息					
有価証券利息配当金					
コールローン利息					
買現先利息					
預け金利息					
その他の受入利息					
役務取引等収益					
その他業務収益					
政府交付金収入					
その他経常収益					
貸倒引当金戻入益					
償却債権取立益					
その他の経常収益					

経常費用						
資金調達費用						
コールマネー利息						
売現先利息						
借用金利息						
社債利息						
その他の支払利息						
役務取引等費用						
その他業務費用						
営業経費						
その他経常費用						
貸倒引当金繰入額						
その他の経常費用						
経常利益（又は経常損失）						
特別利益						
固定資産処分益						
負ののれん発生益						
その他の特別利益						
特別損失						
固定資産処分損						
減損損失						
その他の特別損失						
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）						
法人税、住民税及び事業税						
法人税等調整額						
法人税等合計						
当期純利益（又は当期純損失）						
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）						
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）						

（記載上の注意）

法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

省令

○総務省令第百九号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第百四十三号）第四十条の規定に基づき、及び恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。）を実施するため、恩給与細則等を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十六日

総務大臣　林　芳正

恩給給与細則等の一部を改正する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条　恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（恩給請求書類の様式） **第四条**　［略］ 2　恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号。以下「規則」という。）第二条ノ七第三項若しくは第五項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十条ノ二第一項、第十条ノ四、第十条ノ五、第十条ノ七第一項、第十条ノ八、第十条ノ九第二項、第十条ノ十第一項、第十条ノ十一、第十条ノ十二、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条ノ二第二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十三条ノ三第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十六条ノ二又は第十六条ノ三の規定により総代者が恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求者の氏名の上部に「総代者」と明記することを要する。	（恩給請求書類の様式） **第四条**　［同上］ 2　恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号。以下「規則」という。）第二条ノ七第三項若しくは第五項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十条ノ二第一項、第十条ノ三、第十条ノ四、第十条ノ五、第十条ノ七第一項、第十条ノ八、第十条ノ九第二項、第十条ノ十第一項、第十条ノ十一、第十条ノ十二、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条ノ二第二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十三条ノ三第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十六条ノ二又は第十六条ノ三の規定により総代者が恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求者の氏名の上部に「総代者」と明記することを要する。

４　３　［略］
［略］

［削る］

（恩給請求の却下）

第七条　［略］

（恩給証書等の誤りの訂正）

第八条　［略］

（支払通知書が還付されたときの取扱い）

第九条　［略］

（支払開始日）

第十条　［略］

（生存の確認）

第十一条　［略］

第十二条～第十五条　［略］

（恩給証書又は裁定通知書の再交付）

第十六条　規則第三十六条の規定により恩給証書又は裁定通知書の再交付を申請する者は、おおむね別紙第五十五号書式に準じて再交付申請書を作り、これを総務省に差し出すことを要する。

［削る］

（加算に関する勤務日誌）

第十七条　［略］

第四十四号書式

年金の受給に関する申立書

（次の該当する番号に○印をつけてください。）

私(扶助料請求者)は、下の表の年金を　（1）受けている。　（2）受けていない。

（「(1)受けている。」に○をつけた方は、下の表の受けている年金の種類の番号に○印をつけ、該当の年金証書(年金額改定通知書又は年金振込通知書でも可)の写しを添付してください。）

年金制度	年金の種類(年金コード)
恩給法	1 普通恩給　2 増加恩給　3 傷病年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金(1150)　2 障害厚生年金(1350) 3 老齢年金(0130)　4 障害年金(0330)
国民年金法	1 障害基礎年金(1350, 2650, 5350, 6350) 2 障害年金(0620)
船員保険法	1 老齢年金　2 障害年金
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。) 旧地方公務員等共済組合法 旧私立学校教職員共済法 旧農林漁業団体職員共済組合法	1 退職共済年金　2 障害共済年金 3 退職年金　4 減額退職年金 5 障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例	1 退職年金　2 退隠料　3 障害年金 4 増加退隠料　5 傷病年金
日本製鉄八幡共済組合	1 退職年金　2 障害年金
旧執行官法	1 普通恩給　2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法	1 退職年金　2 障害年金　3 公務傷病年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法	1 障害年金

（○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。）

基礎年金番号		
1	年金コード又は証書記号番号	
	証書の発行機関	
	権利取得年月	年　月
2	年金コード又は証書記号番号	
	証書の発行機関	
	権利取得年月	年　月

上記のとおり申し立てます。

年　月　日

申立者氏名

４　３　［同上］
［同上］

（恩給証書の交付）

第七条　総務省において、規則第二十六条ノ二に規定する裁定告知書を交付した後恩給証書を作成したときは、これを権利者に交付するものとする。この場合において、権利者は裁定告知書を総務省に返納することを要する。

（恩給請求の却下）

第八条　［同上］

（恩給証書等の誤りの訂正）

第九条　［同上］

（支払通知書が還付されたときの取扱い）

第十条　［同上］

（支払開始日）

第十条の二　［同上］

（生存の確認）

第十条の三　［同上］

第十一条～第十四条　［同上］

（恩給証書又は裁定通知書の再交付）

第十五条　規則第三十六条の規定により恩給証書（裁定告知書を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は裁定通知書の再交付を申請する者は、おおむね別紙第五十五号書式に準じて再交付申請書を作り、これを総務省に差し出すことを要する。

２　前項の場合において、恩給証書又は裁定通知書を損傷したときは、申請書に当該損傷した恩給証書又は裁定通知書を添付することを要する。

（加算に関する勤務日誌）

第十六条　［同上］

第四十四号書式

年金の受給に関する申立書

（次の該当する番号に○印をつけてください。）

私(扶助料請求者)は、下の表の年金を　（1）受けている。　（2）受けていない。

（「(1)受けている。」に○をつけた方は、下の表の受けている年金の種類の番号に○印をつけ、該当の年金証書の写し(年金額改定通知書又は年金振込通知書でも可)を添付してください。）

年金制度	年金の種類(年金コード)
恩給法	1 普通恩給　2 増加恩給　3 傷病年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金(1150)　2 障害厚生年金(1350) 3 老齢年金(0130)　4 障害年金(0330)
国民年金法	1 障害基礎年金(1350, 2650, 5350, 6350) 2 障害年金(0620)
船員保険法	1 老齢年金　2 障害年金
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。) 旧地方公務員等共済組合法 旧私立学校教職員共済法	1 退職共済年金　2 障害共済年金 3 退職年金　4 減額退職年金 5 障害年金
旧農林漁業団体職員共済組合法 (特例年金給付)	1 特例退職共済年金　2 特例障害共済年金 3 特例障害農林年金　4 特例退職年金 5 特例減額退職年金　6 特例障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例	1 退職年金　2 退隠料　3 障害年金 4 増加退隠料　5 傷病年金
日本製鉄八幡共済組合	1 退職年金　2 障害年金
旧執行官法	1 普通恩給　2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法	1 退職年金　2 障害年金　3 公務傷病年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法	1 障害年金

（○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。）

基礎年金番号		
1	年金コード又は証書記号番号	
	証書の発行機関	
	権利取得年月	年　月
2	年金コード又は証書記号番号	
	証書の発行機関	
	権利取得年月	年　月

上記のとおり申し立てます。

年　月　日

申立者氏名

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令の一部改正）

第二条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和三十一年総理府令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（法律第百七十七号附則第三項等の規定により改定すべき扶助料の請求手続） **第三条**　法律第百五十五号附則の規定により恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の年額の扶助料を給された者が、法律第百七十七号附則第三項の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別記第四号書式）に前条第三号に規定する厚生労働大臣の確認書を添えて公務員の本属庁を経由して、これを総務大臣に差し出すものとする。 ［削る］ ［削る］ 2　［略］	（法律第百七十七号附則第三項等の規定により改定すべき扶助料の請求手続） **第三条**　法律第百五十五号附則の規定により恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の年額の扶助料を給された者が、法律第百七十七号附則第三項の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別記第四号書式）に次の書類を添えて公務員の本属庁を経由して、これを総務大臣に差し出すものとする。 一　法律第百五十五号附則の規定による扶助料の裁定告知書 二　前条第三号に規定する厚生労働大臣の確認書 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第三条　国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書の再交付） **第十条**　［略］ ［削る］	（互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書の再交付） **第十条**　［同上］ 2　前項の場合において、互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を損傷したときは、申請書に当該損傷した互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を添えることを要する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○総務省令第百十号

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）第一条の規定を実施するため、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十六日

総務大臣　林　芳正

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（寄付金の配分を受けるための申請） **第二条**　令第二条第一項の申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書を添付することができる。	［新設］

第三条　［略］
第四条　［略］
第五条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条　［同上］
第三条　［同上］
第四条　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第二百九十六号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十七条（同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条の二第一項第一号の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十六日

財務大臣　片山さつき

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の確認事務の実施手続） **第六条**　銀行等、資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）又は電子決済手段等取引業者等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる支払等若しくは法第十七条第二号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる資本取引に係る支払等又は法第十七条第三号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づく令第七条第三項第二号に定める役務取引等（法第二十五条第六項に規定する役務取引に限る。以下この項及び第十三条第三項において同じ。）に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客からこの省令に基づく当該資本取引若しくは役務取引等又は支払等に係る許可証若しくは変更許可証（原許可証が添付されているものに限る。以下この項及び第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、当該許可証等により法第十七条各号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に定めるそれぞれの要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等をいう。以下同じ。）を行うものとする。 2　銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三項第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（第一号にあつては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）（以下この項及び次項において「届出受理証等」という。）の	（銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の確認事務の実施手続） **第六条**　銀行等、資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）又は電子決済手段等取引業者等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一号に掲げる支払等若しくは同条第二号に掲げる資本取引に係る支払等又は同条第三号の規定に基づく令第七条第二号に定める役務取引等（法第二十五条第六項に規定する役務取引に限る。以下この項及び第十三条第三項において同じ。）に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客からこの省令に基づく当該資本取引若しくは役務取引等又は支払等に係る許可証若しくは変更許可証（原許可証が添付されているものに限る。以下この項及び第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、当該許可証等により法第十七条各号に定めるそれぞれの要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等をいう。以下同じ。）を行うものとする。 2　銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（第一号にあつては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）（以下この項及び次項において「届出受理証等」という。）の提示を

提示を求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等を行うものとする。この場合において、第一号に規定する期間を短縮した旨公示された場合は、当該顧客からの同号に掲げる電磁的記録の提示に代えて、当該銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は当該期間を短縮した旨公示された内容について自ら確認することができる。

一　法第二十七条第二項ただし書又は第四項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を短縮した場合であつて、対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第八条の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法により当該期間を短縮した旨が公示された場合　届出受理証（同令第三条第十三項に規定する届出受理証をいい、同令第三条の三第二項の規定により準用される同令第三条第十三項に規定する届出受理証を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び当該期間を短縮した旨公示されたものを書面に出力したもの又は出力装置の映像面に表示したもの

二　法第二十七条第二項本文に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間を経過した場合（同条第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項の規定により期間を延長した場合を除く。）　届出受理証

三　法第二十七条第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合であつて、法第二十七条第七項の規定による勧告を応諾する旨の通知又は同条第十項の規定による命令が行われることなく当該延長の期間を経過した場合　届出受理証及び期間の延長通知書（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第十項に規定する延長の期間を記載した文書をいう。以下この項において同じ。）

四　法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証及び変更勧告書（対内直接投資等に関する政令第三条第十六項に規定する勧告の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

五　法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合であつて、同条第十一項の規定により当該勧告の全部又は一部が取り消された場合　届出受理証、変更勧告書及び取消通知書（対内直接投資等に関する政令第三条第十六項に規定する取消しの内容を記載した文書をいう。第七号において同じ。）

六　法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正が命じられた場合（次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証、期間の延長通知書及び変更命令書（対内直接投資等に関する政令第三条第十六項に規定する命令の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

七　法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正が命じられた場合であつて、同条第十一項の規定により当該命令の全部又は一部が取り消された場合　届出受理証、期間の延長通知書、変更命令書及び取消通知書

3　［略］

求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等を行うものとする。この場合において、第一号に規定する期間を短縮した旨公示された場合は、当該顧客からの同号に掲げる電磁的記録の提示に代えて、当該銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は当該期間を短縮した旨公示された内容について自ら確認することができる。

一　法第二十七条第二項ただし書又は第四項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を短縮した場合であつて、対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第八条の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法により当該期間を短縮した旨が公示された場合　届出受理証（同令第三条第八項に規定する届出受理証をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び当該期間を短縮した旨公示されたものを書面に出力したもの又は出力装置の映像面に表示したもの

二　法第二十七条第二項本文に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間を経過した場合（同条第三項又は第六項の規定により期間を延長した場合を除く。）　届出受理証

三　法第二十七条第三項又は第六項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合であつて、同条第七項の規定による勧告を応諾する旨の通知又は同条第十項の規定による命令が行われることなく当該延長の期間を経過した場合　届出受理証及び期間の延長通知書（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第七項に規定する延長の期間を記載した文書をいう。以下この項において同じ。）

四　法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証及び変更勧告書（対内直接投資等に関する政令第三条第十二項に規定する勧告の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

五　法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合であつて、同条第十一項の規定により当該勧告の全部又は一部が取り消された場合　届出受理証、変更勧告書及び取消通知書（対内直接投資等に関する命令第九条に規定する通知書をいう。第八号において同じ。）

六　法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更が命じられた場合（次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証、期間の延長通知書及び変更命令書（対内直接投資等に関する政令第三条第十二項に規定する命令の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

七　法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更が命じられた場合であつて、同条第十一項の規定により当該命令の全部又は一部が取り消された場合　届出受理証、期間の延長通知書、変更命令書及び取消通知書

3　［略］

（本人確認方法）

第八条　法第十八条第一項（法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十八条第三項（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。）又は代表者等（法第十八条第二項（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。）に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　［略］

イ～ヘ　［略］

ト　［略］

(1)　他の特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。）が令第十一条の五第一項第一号に掲げる預金契約の締結又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項第三号に掲げるクレジットカード契約の締結を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、当該本人確認に係る本人確認記録（法第十八条の三第一項（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）を保存し、かつ、当該顧客又は代表者等から当該顧客又は代表者等しか知り得ない事項その他の当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを確認していること。

(2)　［略］

チ～レ　［略］

二　法第十八条第一項第一号（法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国人である顧客（第八条の二の二第一号に掲げる取引又は行為に係る者に限る。）当該顧客から別表第二号に定める書類（第八条の二の二第一号に定める事項の記載があるものに限る。）の提示を受ける方法

三　［略］

2～7　［略］

（本人確認記録の保存期間の起算日）

第八条の五　法第十八条の三第二項（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。第十二条の六において同じ。）に規定する財務省令で定める日は、特定為替取引が終了した日とする。

（本人確認方法）

第八条　法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。）又は代表者等（法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　［略］

イ～ヘ　［略］

ト　［略］

(1)　他の特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。）が令第十一条の五第一項第一号に掲げる預金契約の締結又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項第三号に掲げるクレジットカード契約の締結を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、当該本人確認に係る本人確認記録（法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）を保存し、かつ、当該顧客又は代表者等から当該顧客又は代表者等しか知り得ない事項その他の当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを確認していること。

(2)　［略］

チ～レ　［略］

二　法第十八条第一項第一号に規定する外国人である顧客（第八条の二の二第一号に掲げる取引又は行為に係る者に限る。）当該顧客から別表第二号に定める書類（第八条の二の二第一号に定める事項の記載があるものに限る。）の提示を受ける方法

三　［略］

2～7　［略］

（本人確認記録の保存期間の起算日）

第八条の五　法第十八条の三第二項に規定する財務省令で定める日は、特定為替取引が終了した日とする。

（支払手段等の輸出入の届出の手続等）

第十条　令第八条の二第一項第一号又は第二号に規定する財務省令で定める支払手段、証券又は貴金属は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる支払手段、証券又は貴金属とする。

一　支払手段　銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手（旅行小切手を含む。）及び約束手形であつて、本邦通貨又は外国通貨をもつて表示されるもの

二・三　［略］

2～6　［略］

（外国為替取引等取扱業者遵守基準の対象となる取引又は行為）

第十五条の二　令第十八条の十第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、令第七条第三項第三号に掲げるもの（法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引に当たるものに限る。）とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律附則第一条の政令で定める日（令和九年一月四日）から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定（「令第七条第二号」を「令第七条第三項第二号」に改める部分を除く。）、同条第二項第五号の改正規定（同号中「第八号」を「第七号」に改める部分に限る。）、第八条第一項の改正規定、第八条の五の改正規定及び第十条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（支払手段等の輸出入の届出の手続等）

第十条　令第八条の二第一項第一号又は第二号に規定する財務省令で定める支払手段、証券又は貴金属は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる支払手段、証券又は貴金属とする。

一　支払手段　銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手（旅行小切手を含む。）及び約束手形であつて、本邦通貨又は外国通貨をもつて表示されるもの

二・三　［略］

2～6　［略］

（外国為替取引等取扱業者遵守基準の対象となる取引又は行為）

第十五条の二　令第十八条の十第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、令第七条第三項第三号に掲げるもの（法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引に当たるものに限る。）とする。

法規的告示

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第三号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第二百九十六号）及び対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和八年令第六号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条の二第一項及び第二十八条の二第一項並びに対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年運輸建設省、総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、郵政省、労働省、令第一号）第三条第一項、第四項及び第八項、第三条の二第三項、第四条第二項並びに第四条の三第二項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示

（対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件の一部改正）

第一条　対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（平成二十二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

対内直接投資等に関する命令第三条第八項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件

第一号ロ中「第二条第十七項」を「第二条第二十六項」に、「同条第十六項第三号」を「同条第二十五項第三号」に改める。

（対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部改正）

第二条　対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省　告示第一号）の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一 一　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業 イ　［略］ ロ　航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であって、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。以下同じ。）を含む。） ハ　人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料 ［ニ・ホ　略］ 二　［略］ 三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 ［四・五　略］ ［号を削る。］ 六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（以下この号において「法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七　六の病原生物に対する医薬品又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十八条第一項に規定する重要供給確保医薬品に限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（法第二十三条の二の五第一項の承認又は法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。以下同じ。）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の大分類Ｅ―製造業	**別表第一** 一　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業 イ　［同上］ ロ　航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であって、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。）を含む。） ハ　人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料 ［ニ・ホ　同上］ 二　［同上］ 三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業 ［四・五　同上］ 六　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからヘまでに掲げる業種 イ　大分類Ｅ―製造業 ロ　小分類三九一―ソフトウェア業 ハ　小分類七一一―自然科学研究所 ニ　小分類七四三―機械設計業 ホ　小分類七四四―商品・非破壊検査業 ヘ　小分類七四九―その他の技術サービス業 七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（以下この号において「法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七　六の病原生物に対する医薬品に限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（法第二十三条の二の五第一項の承認又は法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の大分類Ｅ―製造業

七　金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

［イ～ホ　略］

八　［略］

九　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

イ　［略］

ロ　半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ　車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ　［略］

十　船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

［イ～ハ　略］

ニ　総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

十一　細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であってイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ　塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、肥料の用途に係るものに限る。以下同じ。）

ロ　オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）及びオルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。以下同じ。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

八　金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

［イ～ホ　同上］

九　［同上］

十　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

イ　［同上］

ロ　半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ　車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ　［同上］

十一　船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

［イ～ハ　同上］

［新設］

十二　細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であってイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ　塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、肥料の用途に係るものに限る。）

ロ　オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）及びオルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

十二　細分類三九二一―情報処理サービス業であって、次のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業に属する事業　［新設］

イ　システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知若しくは防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス

ロ　システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービス

ハ　機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス

ニ　システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

ホ　システム及び端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス

ヘ　日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。）

十三　次に掲げる業種に係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　細分類〇五三一―原油鉱業

ロ　細分類〇五三二―天然ガス鉱業

ハ　細分類一七一一―石油精製業

ニ　中分類三三―電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（需要に応じ供給する電力量の合計が五億キロワット以上である者に限る。）、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者、同項第十五号に規定する発電事業者（出力五万キロワット以上の発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。以下同じ。）を有する者に限る。）及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者（電気の供給能力を有する者（同項第十五号に規定する発電事業者を除く。）から集約する電気の出力の合計が五万キロワット以上である者に限る。）

ホ　中分類三四―ガス業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（ガスの供給量が年間五十億メガジュール以上である者に限る。）、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者及び同条第十項に規定するガス製造事業者に限る。）

ヘ　細分類三六一一―上水道業（給水人口が五万人を超える水道事業者若しくは一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者又は地方公共団体であって給水人口が五万人を超える水道事業者若しくは一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者が設定した水道施設運営権を有する者に限る。）

ト　次に掲げる業種（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けるべき電気通信事業に該当するものに限る。）

(1)　細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）

(2)　細分類三七一二―長距離電気通信業

(3)　細分類三七一三―有線放送電話業

(4)　細分類三七一九―その他の固定電気通信業

(5)　細分類三七二一―移動電気通信業

(6)　細分類四〇一一―ポータルサイト・サーバ運営業

(7)　細分類四〇一二―アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業

チ　小分類四二一―鉄道業（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第七号に規定する指定公共機関として指定された鉄道事業者に限る。）

リ　細分類四七一一―倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）（石油備蓄業に係るものに限る。）

ヌ　細分類四七二一―冷蔵倉庫業（石油備蓄業に係るものに限る。）

ル　細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（液化石油ガス充てん業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等が行うものに限る。）

十四　次のイ又はロに掲げる発電等用電気工作物（出力五万キロワット未満のものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　事業用電気工作物（電気事業法第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）（小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）を除く。）に該当する発電等用電気工作物　当該発電等用電気工作物を監視又は制御する機能を有するシステム（これらのシステムに付随するネットワークを含む。）

ロ　事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（電気事業法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）に該当する発電等用電気工作物

当該発電等用電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、インターネットプロトコルを用いる設備

［新設］

十五　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、以下のいずれかを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　特定重要設備（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項に規定する特定重要設備をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ　特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラム

ハ　特定重要設備の重要維持管理等（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十二条第一項に規定する重要維持管理等をいう。以下このハにおいて同じ。）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。）

十六　小分類四二一―鉄道業（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の三第二項（軌道法施行規則（大正十二年内務省・鉄道省令）第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める鉄道事業者及び軌道経営者が営むものに限る。）に係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステム（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれ又は国民生活に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）のために特に設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

十七　クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、次のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　サーバー、ストレージその他のハードウェアをソフトウェアにより分割し、又は統合して仮想的な実行環境を提供するもの

ロ　暗号鍵の生成又は管理に係るもの

ハ　主体の認証、アクセス権限の管理又は情報の利用の制御に係るもの

十八　特定重要物資（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条に規定する特定重要物資をいう。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計又は製造のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　日本標準商品分類の分類番号八七　六の病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物

ロ　次に掲げる物（肥料の用途に係るものに限る。）

(1)　塩化カリウム

(2)　オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）若しくはオルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）又はこれらの混合物

ハ　数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）、ボールねじ、リニアガイド又はリニアスケール

ニ　半導体素子若しくは集積回路、これらの製造のために専ら用いられる半導体部素材、半導体製造装置に専ら用いられる素材等、半導体製造用のヘリウム、希ガス、りん化合物若しくはふっ化水素酸、電子回路基板又は電子回路実装基板

ホ　車載用若しくは定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品又は素材

ヘ　ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上かつ二サイクルのものに限る。）に用いられるクランクシャフト又は総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

ト　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサー又はこれらの製造に専ら用いられる部分品若しくは素材等

チ　人工衛星又はロケットの打上げのために特に設計した推進薬又はその原料

十九　特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　数値制御を行うことができる金属工作機械若しくは主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット又はこれらの製造若しくは補修の用に供される減速機、サーボ機構、数値制御装置若しくはプログラマブルロジックコントローラ

ロ　航空機（無人航空機を除く。）の部品

ハ　半導体製造装置又は半導体製造装置に専ら用いられる部分品

ニ　車載用若しくは定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した装置

ホ　ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）、航行の安全の用に供される航海用具（音響測深機に限る。）又は主たる推進力を生み出すプロペラ（直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。）

ヘ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる装置

ト　高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品

チ　無人航空機

リ　人工衛星若しくはロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置

［新設］

二十　集積回路又は半導体素子を動作させ、これらの機能を実現するために特に設計したプログラム（集積回路又は半導体素子を利用した製品（パーソナルコンピュータ又は通信機器を含む。）を動作させるためのプログラムは除く。）を作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの用に専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十一　武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材の設計若しくは製造のために設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十二　可燃性天然ガスの探査又は掘削のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十三　金属鉱物、金属鉱産物若しくは核原料物資の探鉱、採掘、選鉱若しくは製錬のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの探鉱、採掘、選鉱若しくは精錬に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十四　特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第十八号イからチまで若しくは第十九号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄に係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又はサプライチェーンの脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十五　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十六　百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）を扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は同令第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるものにあっては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であって第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）　［新設］

二十七　人工知能及び先端的なロボット関連技術、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する次のいずれかの技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　機械学習による学習及びそれによって得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）の効率化に係るプログラムに係るもの

ロ　機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラム（機械学習アルゴリズムへの入力及び実現に係る研究開発活動の直接効率化・促進を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）に係るもの

ハ　機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムに係るもののうち、機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの

二十八　行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第二条第一項の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

二十九　地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む。）した地理空間情報等を利用するものに限る。）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

三十　次のいずれかに該当するサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　所有するサーバーを顧客に貸し出し（データセンター（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室をいう。以下この号において同じ。）に設置されたサーバーを顧客にネットワークを介して利用させる場合を含む。）、当該サーバーのインターネットへの接続、保守又は運用その他のサービスを提供するサービス

ロ　ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージその他の機器又は設備を利用者の専有又は他の利用者との共用で提供するサービスのうち、システム又はアプリケーションの構築又は提供等の基盤となる機能を提供するサービス

（注）　ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げるこれらの業種に属する事業に該当しないものに限る。）にあっては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するもの（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。　［新設］

備考　この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。

備考　この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
農業、林業	［略］	［略］	［略］	
	畜産農業	［略］	［略］	
		0125	畜産類似業	ただし、愛がん用動物に係るものを除く
		［略］	［略］	
	［略］	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	
製造業	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	ただし、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業に限る
	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	
情報通信業	［略］	［略］	［略］	
	［削る。］	［削る。］	［削る。］	［削る。］
		［削る。］	［削る。］	［削る。］
		［削る。］	［削る。］	［削る。］
	［削る。］	［削る。］	［削る。］	［削る。］

改正前

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
農業、林業	［略］	［略］	［略］	
	畜産農業	［略］	［略］	
		0125	畜産類似業	［新設］
		［略］	［略］	
	［略］	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	
製造業	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	ただし、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子は水晶発振子の製造業に限る
	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	
情報通信業	［略］	［略］	［略］	
	ソフトウェア業	3911	受託開発ソフトウェア業	※１
		3912	組込みソフトウェア業	
		3913	パッケージソフトウェア業	
	情報処理・提供サービス業	3921	情報処理サービス業	

	インターネット附随サービス業	4011	ポータルサイト・サーバ運営業	ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業に限る
		4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	
		4013	インターネット利用サポート業	※
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［削る。］

※　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※において同じ。）に属する事業以外にあっては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社若しくは当該親会社の同条第三号に規定する子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。）から委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）を除く。

備考　この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
［略］	［略］	［略］	［略］	

	インターネット附随サービス業	4011	ポータルサイト・サーバ運営業	ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業に限る
		4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	
		4013	インターネット利用サポート業	※２
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

※１　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※１及び※２において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※１及び※２において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※２において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※１及び※２において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。

※２　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※２において同じ。）に属する事業以外にあつては、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）を除く。

備考　この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
［略］	［略］	［略］	［略］	

製造業	［略］	［略］	［略］	［略］	製造業	［略］	［略］	［略］	［略］
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	ただし、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業を除く		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	ただし、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業を除く
	［略］	［略］	［略］	［略］		［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］		［略］	［略］	［略］	［略］	
情報通信業	［略］	［略］	［略］		情報通信業	［略］	［略］	［略］	
	ソフトウェア業	3911	受託開発ソフトウェア業	［削る。］		ソフトウェア業	3911	受託開発ソフトウェア業	※１
		3912	組込みソフトウェア業	［削る。］			3912	組込みソフトウェア業	
		3913	パッケージソフトウェア業	［削る。］			3913	パッケージソフトウェア業	
		3914	ゲームソフトウェア業	［削る。］			3914	ゲームソフトウェア業	
	情報処理・提供サービス業	3921	情報処理サービス業	［削る。］		情報処理・提供サービス業	3921	情報処理サービス業	
		［略］	［略］				［略］	［略］	
	［略］	［略］	［略］			［略］	［略］	［略］	
	インターネット附随サービス業	［略］	［略］	［略］		インターネット附随サービス業	［略］	［略］	［略］
		4013	インターネット利用サポート業	※			4013	インターネット利用サポート業	※２
	［略］	［略］	［略］			［略］	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
サービス業（他に分類されないもの）	［略］	［略］	［略］		サービス業（他に分類されないもの）	［略］	［略］	［略］	
	他に分類されない事業サービス業	［略］	［略］			他に分類されない事業サービス業	［略］	［略］	
		9299	他に分類されないその他の事業サービス業	ただし、液化石油ガス（ＬＰＧ）充てん業及び液化石			9299	他に分類されないその他の事業サービス業	ただし、液化天然ガス（ＬＰＧ）充填業及び液化天然

	［略］	［略］	［略］	油ガス（ＬＰＧ）の貯蔵を行う事業に係るものを除く

［削る。］

※　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※において同じ。）に属する事業以外であって、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）に限る。

備考　この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。

	［略］	［略］	［略］	ガス（ＬＰＧ）の貯蔵を行う事業に係るものを除く

※１　別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※１及び※２において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※１及び※２において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※２において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※１及び※２において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）に限る。

※２　別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※２において同じ。）に属する事業（当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）に限る。

備考　この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部改正）

第三条　対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 一　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業 イ　［略］ ロ　航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であって、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。以下同じ。）を含む。） ハ　人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料 ［ニ・ホ　略］	**別表** 一　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業 イ　［同上］ ロ　航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であって、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。）を含む。） ハ　人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料 ［ニ・ホ　同上］

二　［略］

三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

［四～六　略］

［号を削る。］

七　［略］

八　細分類四〇一三―インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当するインターネット利用サポート業に属する事業以外にあっては、対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。）から委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。）

二　［同上］

三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業

［四～六　同上］

七　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからヘまでに掲げる業種

イ　大分類Ｅ―製造業

ロ　小分類三九一―ソフトウェア業

ハ　小分類七一一―自然科学研究所

ニ　小分類七四三―機械設計業

ホ　小分類七四四―商品・非破壊検査業

ヘ　小分類七四九―その他の技術サービス業

八　［同上］

九　細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業、細分類三九二一―情報処理サービス業及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業以外にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この号において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及び他のものから委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。）

九　金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

［イ～ホ　略］

十　［略］

十一　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

イ　［略］

ロ　半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ　車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ　［略］

へ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（以下この号及び第四十七号において「薬機法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（薬機法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七　六の病原生物に対する医薬品のうちアンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム、ピペラシリンナトリウム・タゾバクタムナトリウム、セファゾリンナトリウム又はセフメタゾールナトリウムを有効成分とするものに限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物

十二　船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

［イ～ハ　略］

ニ　総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

［十三～三十　略］

三十一　細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業に限る。）

［三十二・三十三　略］

十　金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

［イ～ホ　同上］

十一　［同上］

十二　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

イ　［同上］

ロ　半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ　車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ　［同上］

へ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品（同法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七　六の病原生物に対する医薬品のうちアンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム、ピペラシリンナトリウム・タゾバクタムナトリウム、セファゾリンナトリウム又はセフメタゾールナトリウムを有効成分とするものに限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物

十三　船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

［イ～ハ　同上］

［新設］

［十四～三十一　同上］

三十二　細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

［三十三・三十四　同上］

三十四　細分類二九五一―蓄電池製造業（車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る。）

［三十五～三十八　略］

三十九　細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であってイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ　塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、肥料の用途に係るものに限る。以下同じ。）

ロ　オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）及びオルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。以下同じ。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

四十　細分類三九二一―情報処理サービス業であって、次のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業に属する事業

イ　システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知、防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス

ロ　システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービス

ハ　機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス

ニ　システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

ホ　システム及び端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス

ヘ　日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。）

四十一　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）別表第十一号、第十二号、第十五号、第三十八号から第四十一号まで、第四十六号から第四十八号まで及び第五十一号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

三十五　細分類二九五一―蓄電池製造業（車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る。）

［三十六～三十九　同上］

四十　細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であってイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ　塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、肥料の用途に係るものに限る。）

ロ　オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）及びオルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

［新設］

［新設］

四十二　次のイ又はロに掲げる発電等用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。出力五万キロワット未満のものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　事業用電気工作物（電気事業法第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）（小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）を除く。）に該当する発電等用電気工作物　当該発電等用電気工作物を監視又は制御する機能を有するシステム（これらのシステムに付随するネットワークを含む。）

ロ　事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（電気事業法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）に該当する発電等用電気工作物　当該発電等用電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、インターネットプロトコルを用いる機器

四十三　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、次のいずれかを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　特定重要設備（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項に規定する特定重要設備をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ　特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラム

ハ　特定重要設備の重要維持管理等（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十二条第一項に規定する重要維持管理等をいう。）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。）

四十四　小分類四二一―鉄道業（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の三第二項（軌道法施行規則（大正十二年内務省・鉄道省令）第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める鉄道事業者及び軌道経営者が営むものに限る。）に係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステム（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれ又は国民生活に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）のために特に設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

四十五　クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、次のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　サーバー、ストレージその他のハードウェアをソフトウェアにより分割し、又は統合して仮想的な実行環境を提供するもの

ロ　暗号鍵の生成又は管理に係るもの

ハ　主体の認証、アクセス権限の管理又は情報の利用の制御に係るもの

四十六　特定重要物資（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条に規定する特定重要物資をいう。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計又は製造のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　日本標準商品分類の分類番号八七　六の病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物

ロ　次に掲げる物（肥料の用途に係るものに限る。）

(1)　塩化カリウム

(2)　オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）若しくはオルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）又はこれらの混合物

ハ　数値制御を行うことができる金属工作機械の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）、ボールねじ、リニアガイド又はリニアスケール

ニ　半導体素子若しくは集積回路、これらの製造のために専ら用いられる半導体部素材、半導体製造装置に専ら用いられる素材等、半導体製造用のヘリウム、希ガス、りん化合物若しくはふっ化水素酸、電子回路基板又は電子回路実装基板

ホ　車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した部分品若しくは素材

ヘ　ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上かつ二サイクルのものに限る。）に用いられるクランクシャフト又は総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

ト　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子若しくは巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサー又はこれらの製造に専ら用いられる部分品若しくは素材等

チ　人工衛星又はロケットの打上げのために特に設計した推進薬又はその原料

［新設］

［新設］

四十七　特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業［新設］

イ　数値制御を行うことができる金属工作機械若しくは主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット又はこれらの製造若しくは補修の用に供される減速機、サーボ機構、数値制御装置若しくはプログラマブルロジックコントローラ

ロ　航空機（無人航空機を除く。）の部品

ハ　半導体製造装置又は半導体製造装置に専ら用いられる部分品

ニ　車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した装置

ホ　ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）、航行の安全の確保の用に供される航海用具（音響測深機に限る。）又は主たる推進力を生み出すプロペラ（直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。）

ヘ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる装置

ト　薬機法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（薬機法第二十三条の二の五第一項の承認又は薬機法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品

チ　無人航空機

リ　人工衛星若しくはロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置

四十八　集積回路又は半導体素子を動作させ、これらの機能を実現するために特に設計したプログラム（集積回路又は半導体素子を利用した製品（パーソナルコンピュータ又は通信機器を含む。）を動作させるためのプログラムを除く。）を作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの用に専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業［新設］

四十九　武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材の設計若しくは製造のために設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業［新設］

五十　可燃性天然ガスの探査又は掘削のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十一　金属鉱物、金属鉱産物若しくは核原料物資の探鉱、採掘、選鉱若しくは製錬のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの探鉱、採掘、選鉱若しくは精錬に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

五十二　特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第四十六号イからチまで若しくは第四十七号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄その他のサプライチェーンに係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又は脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

五十三　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

五十四　百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）を扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は同令第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるものにあっては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であって第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）　［新設］

五十五　人工知能及び先端的なロボット関連技術、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する次のいずれかの技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

イ　機械学習による学習及びそれによって得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）の効率化に係るプログラムに係るもの

ロ　機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラム（機械学習アルゴリズムへの入力及び実現に係る研究開発活動の直接効率化・促進を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）に係るもの

ハ　機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムに係るもののうち、機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの

五十六　行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第二条第一項の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

五十七　地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む。）した地理空間情報等を利用するものに限る。）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業　［新設］

五十八　次のいずれかに該当するサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　所有するサーバーを顧客に貸し出し（データセンター（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室をいう。以下この号において同じ。）に設置されたサーバーを顧客にネットワークを介して利用させる場合を含む。）、当該サーバーのインターネットへの接続、保守又は運用その他のサービスを提供するサービス

ロ　ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージその他の機器又は設備を利用者の専有又は他の利用者との共用で提供するサービスのうち、システム又はアプリケーションの構築又は提供等の基盤となる機能を提供するサービス　［新設］

（注）　ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件に掲げるこれらの業種に属する事業に該当しないものに限る。）にあっては、対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表第三に掲げる業種に属する事業（以下「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するもの（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及びインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。

備考　この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部改正）

第四条　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省　告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 ［一・二　略］ 三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類 三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 ［四・五　略］ ［号を削る。］	**別表** ［一・二　同上］ 三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類 三九一―ソフトウェア業 ［四・五　同上］ 六　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからヘまでに掲げる業種 イ　大分類Ｅ―製造業 ロ　小分類三九一―ソフトウェア業 ハ　小分類七一一―自然科学研究所 ニ　小分類七四三―機械設計業 ホ　小分類七四四―商品・非破壊検査業 ヘ　小分類七四九―その他の技術サービス業

［新設］

備考　この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

六　［略］

七　金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

［イ～ホ　略］

八　［略］

九　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

イ　［略］

ロ　半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ　車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ　［略］

十　船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

［イ～ハ　略］

ニ　総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

［十一～三十二　略］

三十三　細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業に限る。）

［三十四～三十七　略］

三十八　中分類三三―電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（需要に応じ供給する電力量の合計が年間五億キロワット以上である者に限る。）、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者、同項第十五号に規定する発電事業者（出力五万キロワット以上の発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）を有する者に限る。）及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者（電気の供給能力を有する者（同項第十五号に規定する発電事業者を除く。）から集約する電気の出力の合計が五万キロワット以上である者に限る。）

七　［同上］

八　金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

［イ～ホ　同上］

九　［同上］

十　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

イ　［同上］

ロ　半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ　車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ　［同上］

十一　船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

［イ～ハ　同上］

［新設］

［十二～三十三　同上］

三十四　細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

［三十五～三十八　同上］

三十九　中分類三三―電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者、同項第十五号に規定する発電事業者（出力五万キロワット以上の発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）を有する者に限る。）及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者（電気の供給能力を有する者（同項第十五号に規定する発電事業者を除く。）から集約する電気の出力の合計が五万キロワット以上である者に限る。）

三十九　中分類三四―ガス業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（ガスの供給量が年間五十億メガジュール以上である者に限る。）、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者及び同条第十項に規定するガス製造事業者に限る。）

［四十・四十一　略］

四十二　細分類三九二一―情報処理サービス業又は細分類四〇一三―インターネット利用サポート業であって、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業

［イ～ハ　略］

ニ　システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

［ホ・ヘ　略］

四十三　第十一号、第十二号、第十五号、第三十八号から第四十一号まで、第四十六号から第四十八号まで及び第五十一号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十四　百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であって次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあっては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であって第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又は

四十　中分類三四―ガス業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者及び同条第十項に規定するガス製造事業者に限る。）

［四十一・四十二　同上］

四十三　細分類三九二一―情報処理サービス業又は細分類四〇一三―インターネット利用サポート業であって、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業

［イ～ハ　同上］

ニ　システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

［ホ・ヘ　同上］

四十四　第十二号、第十三号、第十六号、第三十九号から第四十二号まで、第四十七号から第四十九号まで及び第五十二号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十五　百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であって次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあっては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であって第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規

改正後	改正前
その関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）を定する関係会社をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。 ［イ～ハ　略］ ［四十五～五十　略］ 五十一　細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（液化石油ガス充てん業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等に限る。） 備考　この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。	その関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）を定する関係会社をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。） ［イ～ハ　略］ ［四十五～五十　略］ 五十一　細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（液化石油ガス充てん業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等に限る。） 備考　この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。 備考　表中の［　］の記載は注記である。

（対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部改正）

第五条　対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

対内直接投資等に関する命令第四条の三第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 ［一・二　略］ 三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類 三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 ［四・五　略］ ［号を削る。］	**別表** ［一・二　同上］ 三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類 三九一―ソフトウェア業 ［四・五　同上］ 六　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからヘまでに掲げる業種 イ　大分類E―製造業 ロ　小分類三九一―ソフトウェア業 ハ　小分類七一一―自然科学研究所

六　金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

［イ～ホ　略］

七　［略］

八　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

イ　［略］

ロ　半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ　車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

［ホ・ヘ　略］

九　船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

［イ～ハ　略］

ニ　総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

［十～三十一　略］

三十二　細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業に限る。）

［三十三～三十八　略］

ニ　小分類七四三―機械設計業

ホ　小分類七四四―商品・非破壊検査業

ヘ　小分類七四九―その他の技術サービス業

七　金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

［イ～ホ　同上］

八　［同上］

九　次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

イ　［同上］

ロ　半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ　車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

［ホ・ヘ　同上］

十　船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類Ｅ―製造業

［イ～ハ　同上］

［新設］

［十一～三十二　同上］

三十三　細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

［三十四～三十九　同上］

三十九　細分類三九二一―情報処理サービス業又は細分類四〇一三―インターネット利用サポート業であって、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業

［イ～ハ　略］

ニ　システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

［ホ・ヘ　略］

四十　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）別表第十一号、第十二号、第十五号、第三十八号から第四十一号まで、第四十六号から第四十八号まで及び第五十一号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十一　百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であって次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあっては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であって第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融

四十　細分類三九二一―情報処理サービス業又は細分類四〇一三―インターネット利用サポート業であって、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業

［イ～ハ　同上］

ニ　システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

［ホ・ヘ　同上］

四十一　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）別表第十二号、第十三号、第十六号、第三十九号から第四十二号まで、第四十七号から第四十九号まで及び第五十二号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十二　百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であって次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあっては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であって第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以

機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

［イ～ハ　略］

［四十二～四十六　略］

備考　この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の一部改正）

第六条　外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四　略］ 五　対象事業　対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第一及び第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）に属する事業をいう。 六　対象技術等　対内直接投資等に関する命令第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（令和八年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に規定する技術又は情報 七　［略］ 八　特定親会社　上場会社等又は上場会社等以外の会社（以下「発行会社」という。）の子会社であって対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するもの（以下「特定子会社」という。）の親会社（発行会社を除く。）をいう。 九　発行会社等　発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第三条第五項に規定する他の会社（子会社を除く。）であって対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するものをいう。	（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四　同上］ 五　対象事業　対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第一及び第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）に属する事業をいう。 ［号を加える。］ 六　［同上］ 七　特定親会社　上場会社等又は上場会社等以外の会社（以下「発行会社」という。）の子会社であって対象事業を営むもの（以下「特定子会社」という。）の親会社（発行会社を除く。）をいう。 八　発行会社等　発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第三条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であって対象事業を営むものをいう。

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第六号

十　秘密技術関連情報　発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報及び非公開の対象技術等（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

［十一・十二　略］

十三　特定業種　令第三条の二第三項第三号に規定する特定業種をいう。

十四　特定技術等　命令第三条の二第四項に規定する特定技術等をいう。

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）

第二条　法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等を行った法第二十七条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一　外国投資家は、当該対内直接投資等に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第三項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二　外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案（対象事業又は対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三　外国投資家は、対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該対象技術等の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

［イ～ハ　略］

四　外国投資家は、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案してはならない。

九　秘密技術関連情報　発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

［十・十一　同上］

十二　特定業種　令第三条の二第二項第三号に規定する特定業種をいう。

［号を加える。］

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）

第二条　法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等を行った法第二十七条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一　外国投資家は、当該対内直接投資等に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二　外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案（対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三　外国投資家は、対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

［イ～ハ　同上］

四　外国投資家は、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案してはならない。

五　命令第三条の二第五項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

［イ～ハ　略］

六　命令第三条の二第五項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例外）

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一　［略］

二　法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに行った直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合　前条第二号

［三～六　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の一部改正）

第七条　外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］	（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～五　同上］

五　命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

［イ～ハ　同上］

六　命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例外）

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一　［同上］

二　法第二十七条の二第一項の規定により第二十七条第一項の規定による届出をせずに行った直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合　前条第二号

［三～六　同上］

六　特定対象技術等　対内直接投資等に関する命令第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（令和八年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に規定する技術又は情報

七　［略］

八　特定親会社　上場会社等又は上場会社等以外の会社（以下「発行会社」という。）の子会社であって特定対象事業を営むもの又は特定対象技術等を保有するもの（以下「特定子会社」という。）の親会社（発行会社を除く。）をいう。

九　発行会社等　発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第四条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であって特定対象事業を営むもの又は特定対象技術等を保有するものをいう。

十　秘密技術関連情報　発行会社等の特定対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他特定対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報及び非公開の特定対象技術等（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

十一～十三　略

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準）

第二条　法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに特定取得を行った法第二十八条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一　外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第三項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二　外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案（特定対象事業又は特定対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三　外国投資家は、特定対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の特定対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該特定対象技術等の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

イ～ハ　略

［号を加える。］

六　［同上］

七　特定親会社　上場会社等又は上場会社等以外の会社（以下「発行会社」という。）の子会社であって特定対象事業を営むもの（以下「特定子会社」という。）の親会社（発行会社を除く。）をいう。

八　発行会社等　発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であって特定対象事業を営むものをいう。

九　秘密技術関連情報　発行会社等の特定対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他特定対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

十～十二　同上

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準）

第二条　法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに特定取得を行った法第二十八条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一　外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二　外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案（特定対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三　外国投資家は、特定対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

イ～ハ　同上

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の例外）

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一　［略］

二　法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに行った直近の特定取得の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合　前条第二号

［三・四　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の例外）

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一　［同上］

二　法第二十八条の二第一項の規定により第二十八条第一項の規定による届出をせずに行った直近の特定取得の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合　前条第二号

［三・四　同上］

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和九年一月四日から適用する。

（経過措置）

2　この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日（以下「適用日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）及び新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）について適用し、適用日前に行った対内直接投資等及び特定取得については、なお従前の例による。

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

一　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）

二　外国為替令別表の一六の項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術のうち、貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和六年経済産業省告示第百七十八号）第二号に規定する重要管理対象技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和九年一月四日から適用する。

（経過措置）

2　この告示は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等及び新法第二十八条に規定する特定取得について適用する。

○財務省・内閣府告示第六号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十三条の四第一項の規定に基づき、認定特定海外事業促進業務指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき、これを公表する。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

認定特定海外事業促進業務指針

株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が認定特定海外事業促進業務を行うに当たって従うべき指針は、次のとおりとする。

一　認定特定海外事業促進業務に係る資金の貸付け又は出資（以下「出資等」という。）を行うに当たって従うべき基準

会社の認定特定海外事業促進業務においては、主務大臣が特定海外事業の認定を行うに際し必要な情報の提供を行い、主務大臣によって認定された特定海外事業者に対して出資等を行うこととされている。これらの業務は、以下を適切に踏まえた上で行うこととする。

⑴　政策的必要性

会社は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和四年法律第四十三号。以下「推進法」という。）及び「株式会社国際協力銀行法」（平成二十三年法律第三十九号。以下「国際協力銀行法」という。）に基づき、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（令和四年九月三十日閣議決定）及び「特定海外事業の促進に関する基本指針」（令和八年九月十一日閣議決定。以下「基本指針」という。）を踏まえ、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に寄与する観点から、認定特定海外事業の実施を支援する業務を行うこと。

⑵　主務大臣に対する情報の提供に当たって留意すべき事項

①　推進法第八十五条の三第五項及び国際協力銀行法第十一条第一項第九号の規定に基づき、主務大臣の求めに応じて必要な情報の提供を行うに当たっては、推進法に基づく認定基準や基本指針の内容を踏まえ、特定海外事業計画について、その評価に必要な情報を入手した上で、当該事業の実現可能性や収益性等の評価を行うこと。

当該事業の実現可能性や収益性の評価に当たっては、特定海外事業を実施しようとする者の実績及び実施体制、当該事業に関わる技術及び市場等の動向、当該事業実施国・地域に関するリスク、事業ストラクチャー並びに資金調達計画の実現性等を精査し、事業の実現見込み及び想定されるリスク等に関する評価を行うこと。

また、当該事業の収益性や各種リスク及び民間事業者等による投資の採算性等を評価するとともに、他の支援ツールのみでは実施できず、本制度の支援がなければ実施が困難な事業かどうか、及び本制度の支援によって将来的に民間事業者等による投資の採算性が確保され、継続的に実施可能な事業とみなせるかどうかを精査すること。

その上で、本制度の支援がなければ実施が困難な事業であり、かつ、本制度の支援によって将来的に民間事業者等による投資の採算性が確保され、継続的に実施可能な事業であると認められるときは、十分な民間資金動員を行い、当該事業を実施可能とするために適切と認められる本制度による支援ツール、必要な支援額及びその他の条件等について精査し、その結果を主務大臣に情報提供すること。

このほか、環境社会配慮の確認結果等、当該事業を実施する上で必要と考えられる情報についても、主務大臣に提供すること。

②　会社は、前項の規定による情報の提供を行うに当たっては、事業の実現可能性、収益性の評価等に係る知識、経験及び専門性等を活用し、特定海外事業の関係者等と緊密な対話を行うこと等を通じて、当該特定海外事業の促進に必要な情報の収集を行い、当該情報に基づき、当該事業に係る各種リスクの的確な把握に最大限努めること。

③　また、適切と認められる本制度による支援ツール、必要な支援額その他の条件等について精査するに当たっては、国際金融機関、他国の公的金融機関、民間金融機関、事業者等の審査実務や当該対象事業に係る与信姿勢その他の対応を参照すること。

④　会社による支援額その他の条件は、対象事業の事業者の信用力及び特定海外事業に内在する固有の各種リスク等を適切に踏まえつつ、対象事業の実施に必要な民間資金の動員を行うために適切と認められる範囲において設定されるとともに、認定特定海外事業促進業務に係る勘定（以下「勘定」という。）全体における損失見込額が当該勘定に属する資本金等の範囲内となることが合理的に見込まれるものとすることが必要であるところ、こうした点を踏まえた上で、主務大臣に対して情報の提供を行うこと。

⑶　出資等を行うに当たって留意すべき事項

①　会社は、主務大臣から通知された支援ツール、支援額及びその他の条件等を記載した出資等に係る契約を認定特定海外事業者と締結し、資金拠出を行うこと。

②　会社が出資を行うに当たっては、出資先や対象事業等の性質も踏まえつつ、原則として、会社が株式の売却等により出資を終了する際の手段、時期等について、あらかじめ合理的な見立てを行うよう努めるとともに、当該情報を主務大臣に提供するものとすること。

③　会社が出資等を実施するに当たっては、主務大臣が認定特定海外事業計画の取消しを行った場合又はその変更を指示した場合であって、認定特定海外事業者が指示に従わないときには、当該出資等に係る資金の返還を直ちに求めることができるよう、出資等に係る契約において、強制期限前弁済請求権又は株式買取請求権その他の権利を確保するとともに、かかる場合には、主務大臣の指示に従い、当該強制期限前弁済請求権又は株式買取請求権等を行使するものとすること。

二　認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理

会社は、認定特定海外事業促進業務に関する財務状況を適正に管理するため、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に寄与する政策的必要性を踏まえつつ、次に掲げる事項に沿って認定特定海外事業促進業務を行うこととする。

また、これらの事項について重要な変更を行おうとする場合は、事前に主務大臣に通知することとする。

⑴　信用リスク・流動性リスク・為替リスク等の把握・対応

認定特定海外事業促進業務の対象事業の性質を踏まえ、信用リスク、流動性リスク及び為替リスクを始めとした各種リスクを適切に把握し、必要な対応を行い、当該対象事業の損失見込額を適切に算定すること。

⑵　出資等の実施後におけるモニタリング

①　出資等の実施後も、必要に応じて、国際金融機関、他国の公的金融機関、民間金融機関等の金融実務も踏まえつつ、出資先、与信先及び必要に応じて事業実施国の政府等との緊密な対話等を通じ、出資先及び与信先の実態把握を行うとともに、各種リスクを最大限把握すること。

また、認定特定海外事業の円滑な実施に支障が生じた場合には、必要に応じて、出資先等から情報の収集を図ること。

②　①の規定により把握等した情報を適時に主務大臣に報告するとともに、必要に応じて主務大臣と連携しつつ、貸倒引当金の計上等を含めた適時かつ適切な対応を行うこと。

⑶　勘定全体の財務・リスク把握及び対応

推進法第八十五条の十の規定において、国は、会社が認定特定海外事業促進業務に係る出資等を実施するために要する資金の確保に努めるものとされている。

会社は、政府により措置された資金を適正に管理するとともに、国際協力銀行法第十三条第三項の規定に基づき、勘定全体における損失見込額が当該勘定に属する資本金等の総額の範囲内とすることが求められていることを踏まえ、勘定全体の損失見込額を定量的に算定しつつ、当面の間、勘定に属する資本金及び準備金を財源として、その範囲内で業務を実施することとする。

⑷　外部専門家の活用

必要に応じて、外部専門家の知見を認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理に活用すること。

三　認定特定海外事業促進業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完

認定特定海外事業促進業務を行うに当たっては、一般の金融機関（国際協力銀行法第一条に規定する一般の金融機関をいう。）が行う金融の補完についても留意することとし、企業その他の会社以外の法人等を含む民間からの資金の動員を図ることとする。

四　認定特定海外事業促進業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制

認定特定海外事業促進業務の適切な運営に関して客観的な評価及び監視等を実施するため、外部の有識者により組織される諮問機関が、少なくとも事業年度に一回及び会社の求めに応じて適時に認定特定海外事業促進業務の実施状況を評価し、会社に対して、その評価結果を報告する体制を確保することとする。

また、これらの評価結果は、認定特定海外事業促進業務の実施に適切に活用することとする。

五　主務大臣に対する認定特定海外事業促進業務の実施状況の報告

主務大臣に対して、認定特定海外事業促進業務の実施状況等について、次に掲げる事項に沿って必要な報告を適時かつ適切に行うこととする。

⑴　個別案件の実施に当たっての報告

認定特定海外事業促進業務の個別案件について会社が株式の売却等により出資等を終了するに当たっては、その内容について、事前に主務大臣との協議の上で実施すること。

⑵　財務の適正な管理についての報告

上記二に規定する認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理の状況について、少なくとも四半期に一回及び必要に応じて適時に主務大臣に報告すること。

⑶　諮問機関による評価及び監視についての報告

上記四に規定する諮問機関による認定特定海外事業促進業務に係る評価結果について、評価後速やかに主務大臣に報告すること。

六　その他

認定特定海外事業促進業務を適切かつ効果的に実施するため、会社は、認定特定海外事業促進業務の特性に対応した専門的人材の採用及び育成を進めることとする。

㊟　この認定特定海外事業促進業務指針における用語のうち、推進法及び国際協力銀行法において定義が定められているものについては、その例による。

○内閣府・財務省告示第七号

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）第五条の二第四号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準を次のように定め、令和八年九月十八日から適用する。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当する貸付けであることとする。

一　株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が現に借り入れているものであること。

二　残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、会社の他の債務（株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十三条第三項に規定する劣後的政府貸付けに該当するものを除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三　会社又は会社と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の劣後的政府貸付けに係る債務に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　ステップ・アップ金利等に係る特約その他の弁済等（弁済期限が定められていないものの弁済又は弁済期限が定められているものの期限前弁済をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高めるる特約が定められていないこと。

五　弁済等を行う場合には、借入れ後五年を経過した日以後（借入れの目的に照らして弁済等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、借入れ後）に会社の任意によるときに限り弁済等を行うことが可能であり、かつ、弁済等に関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

弁済等に際し、自己資本の充実について、あらかじめ主務大臣の確認を受けるものとなっていること。

㈠　弁済等について期待を生じさせる行為を会社が行っていないこと。

㈡　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　弁済等が行われる場合には、会社の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該弁済等のための資本調達（当該弁済等が行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該弁済等の時以前に行われること。

ロ　弁済等の後においても会社が十分な水準の自己資本を維持することが見込まれること。

六　会社が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。

七　利息の支払額が、借入れ後の会社の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

○総務省告示第三百四十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年九月十六日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特定小電力無線局の電波の型式及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。 ［一～十　略］ 十一　ミリ波レーダー用 ［略］	［同上］ ［一～十　同上］ 十一　［同上］

周波数	空中線電力
［略］	［略］
七六・五GHz	○・○一ワット以下。ただし、等価等方輻射電力が五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下となるものにあっては、一ワット以下であること。
［略］	［略］
［十二～十四　略］	［十二～十四　同上］

周波数	空中線電力
［同上］	［同上］
七六・五GHz	○・○一ワット以下
［同上］	［同上］
［十二～十四　同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○財務省・経済産業省告示第九号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、令第一号）第三条第十四項の規定に基づき、財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術を定める件を次のように定める。

令和八年九月十六日

財務大臣　片山さつき

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）

二　外国為替令別表の一六の項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術のうち、貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和六年経済産業省告示第百七十八号）第二号に規定する重要管理対象技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和九年一月四日から適用する。

（経過措置）

2　この告示は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの及び新法第二十八条に規定する特定取得に相当するものについて適用する。

○厚生労働省告示第三百五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年九月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品各条	医薬品各条
（略）	（略）
組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン	組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン
１　（略）	１　（略）
２　製法	２　製法
２．１　原材料	２．１　原材料
２．１．１　ウイルス・シード・ロット	２．１．１　ウイルス・シード・ロット
ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２組換えスパイクタンパク質をコードする遺伝子配列を導入して組換えバキュロウイルス株を作製する．その株を用いてシード・ロットを作製する．ただし，継代は定められた条件下で行い，かつ，その継代数が所定の継代数を超えてはならない．シード・ロットについて，３．１の試験を行う．	ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２組換えスパイクタンパク質をコードする遺伝子配列を導入して組換えバキュロウイルス株を作製する．その株を培養し，分注して，マスター・シードを作製する．マスター・シードを培養し，分注して，ワーキング・シードを作製する．ただし，継代は定められた条件下で行い，かつ，その継代数が所定の継代数を超えてはならない．ワーキング・シードについて，３．１の試験を行う．
２．１．２　（略）	２．１．２　（略）
２．２　原液	２．２　原液
２．２．１　（略）	２．２．１　（略）
２．２．２　感染細胞浮遊液	２．２．２　感染細胞浮遊液
培養細胞にウイルス・シードを接種し，適当な条件下でウイルスを増殖させた後，ウイルス培養液を得る．培養細胞にウイルス培養液を接種し，適当な条件下で培養した後，感染細胞浮遊液を得る．感染細胞浮遊液について，３．３の試験を行う．	培養細胞にワーキング・シードを接種し，適当な条件下でウイルスを増殖させた後，ウイルス培養液を得る．培養細胞にウイルス培養液を接種し，適当な条件下で培養した後，感染細胞浮遊液を得る．感染細胞浮遊液について，３．３の試験を行う．
２．２．３　（略）	２．２．３　（略）
２．３　（略）	２．３　（略）
３　試験	３　試験
３．１　シード・ロットの試験	３．１　ワーキング・シードの試験
３．１．１～３．１．４　（略）	３．１．１～３．１．４　（略）
３．２～３．５　（略）	３．２～３．５　（略）
（略）	（略）
４価髄膜炎菌ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	４価髄膜炎菌ワクチン（破傷風トキソイド結合体）
（略）	（略）
組換え帯状疱疹（ほうしん）ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）	（新設）
１　本質及び性状	
本剤は，組換えＤＮＡ技術を応用して，チャイニーズハムスター卵巣由来細胞（以下「ＣＨＯ細胞」という．）により産生された水痘帯状疱疹（ほうしん）ウイルスｇＥ抗原（以下「ＶＺＶｇＥ抗原」という．）に，３－脱アシル化－４’－モノホスホリルリピッドＡ（以下「ＭＰＬ」という．），リン脂質，精製キラヤサポニン（以下「ＱＳ－21」という．），コレステロール及び緩衝液を加えた，乳白光を呈する，無色から微褐色の液剤である．	

２　製法
２．１　原材料
２．１．１　セル・バンク
ＶＺＶｇＥ抗原の構造遺伝子をクローニングし，適当と認められたベクターに挿入し，このベクターを宿主ＣＨＯ細胞に移入して得られる組換え体をクローン化した後に，培養し，分注して，マスター・セル・バンクを作製する．マスター・セル・バンクを培養し，分注してワーキング・セル・バンクを作製する．ただし，適当な条件の下で継代を行い，かつ，その継代数が品目の性質に応じた数を超えてはならない．ワーキング・セル・バンクについて，３．１の試験を行う．
２．１．２　培養液
培養液は，それぞれの組換えＣＨＯ細胞に適したものを用いる．
２．２　原液
２．２．１　抗原浮遊液
ワーキング・セル・バンクを種細胞として培養し，増殖させたものを抗原浮遊液とする．
２．２．２　精製
抗原浮遊液から適当な方法でＶＺＶｇＥ抗原を精製し原液とする．原液について，３．２の試験を行う．
２．３　最終バルク
原液をＭＰＬ，リン脂質，ＱＳ―21，コレステロール及び緩衝液を含む液で希釈し，最終バルクを作る．
３　試験
３．１　ワーキング・セル・バンクの試験
ワーキング・セル・バンクの作製時に，ワーキング・セル・バンクについて，次の試験を行う．
３．１．１　ＣＨＯ細胞確認試験
ゲノムＤＮＡを抽出し，核酸増幅検査により，ＣＨＯ細胞を確認する．
３．１．２　ＣＨＯ細胞培養確認試験
適当な培地を用い，ＣＨＯ細胞の培養を行うとき，増殖性に異常が認められてはならない．
３．２　原液の試験
３．２．１　確認試験
水痘帯状疱疹（ほうしん）ウイルスに対する抗体を利用した酵素免疫測定法によりＶＺＶｇＥ抗原を確認する．
３．２．２　純度試験
検体をポリアクリルアミドゲル電気泳動法で試験し，総たん白質に対するＶＺＶｇＥ抗原たん白質の比を測定するとき，総たん白質の93％以上はＶＺＶｇＥ抗原たん白質でなければならない．
３．２．３　エンドトキシン試験
一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき，たん白質50μg当たり2.00ＥＵ以下でなければならない．
３．３　小分製品の試験
３．３．１　無菌試験
一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき，無菌試験に適合しなければならない．

３．３．２　たん白質含量試験 一般試験法のたん白質定量法又はローリー法を準用して試験するとき，１回接種量当たり40～60μgでなければならない． ３．３．３　力価試験 検体及び標準物質を用い，酵素免疫測定法によりＶＺＶｇＥ抗原を測定するとき，相対力価は0.70～1.30でなければならない． ３．３．４　ＭＰＬ含量試験 液体クロマトグラフ法によりＭＰＬ含量を求めるとき，74～103μg／mLでなければならない． ３．３．５　ＱＳ－21含量試験 液体クロマトグラフ法によりＱＳ－21含量を求めるとき，80～120μg／mLでなければならない． ３．３．６　表示確認試験 酵素免疫測定法によって確認する． （略） 不活化ポリオワクチン １・２　（略） ３　試験 ３．１～３．４　（略） ３．５　小分製品の試験 ３．５．１～３．５．３　（略） ３．５．４　力価試験 ラット免疫原性試験又はＤ抗原含量試験によって行う． ３．５．４．１・３．５．４．２　（略） ３．５．５　（略） （略）	（略） 不活化ポリオワクチン １・２　（略） ３　試験 ３．１～３．４　（略） ３．５　小分製品の試験 ３．５．１～３．５．３　（略） ３．５．４　力価試験 ラット免疫原性試験によって行う．ただし，ラット免疫原性試験との相関が確認されたＤ抗原含量試験が承認されている場合は，Ｄ抗原含量試験によって行うことができる． ３．５．４．１・３．５．４．２　（略） ３．５．５　（略） （略）

○厚生労働省告示第三百五十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条から第六十条まで並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十七条第三項第一号及び第百九十九条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年九月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
１　検査を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検査機関 （略） 生物学的製剤	１　検査を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検査機関 （略） 生物学的製剤

検査を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検査機関
（略）	（略）	（略）	（略）

検査を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検査機関
（略）	（略）	（略）	（略）

組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）		210,200円	内容量が0.5mLであるとき。 ６本	国立健康危機管理研究機構
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）		210,200円	内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 ６本	（略）
（略）		（略）	（略）	（略）
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	（略）	（略）	（略）
	最終段階	１　ポック形成単位測定法を用いるとき。 773,700円 ２　プラーク形成単位測定法を用いるとき。 852,200円	小分製品につき １　内容量が25人分であるとき。 20本 ２　内容量が50人分であるとき。 15本	（略）
（略）		（略）	（略）	（略）
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン		１　不活化ポリオウイルスの力価試験においてラット免疫原性試験を用いるとき。 5,416,200円 ２　不活化ポリオウイルスの力価試験においてＤ抗原含量試験を用いるとき。 3,727,100円	１　不活化ポリオウイルスの力価試験においてラット免疫原性試験を用いるとき。 内容量が0.5mLであるとき。 147本 ２　不活化ポリオウイルスの力価試験においてＤ抗原含量試験を用いるとき。 内容量が0.5mLであるとき。 115本	（略）

（新設）		（新設）	（新設）	（新設）
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）		245,000円	内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 16本	（略）
（略）		（略）	（略）	（略）
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	（略）	（略）	（略）
	最終段階	１　ポック形成単位測定法を用いるとき。 808,400円 ２　プラーク形成単位測定法を用いるとき。 886,900円	小分製品につき １　内容量が25人分であるとき。 25本 ２　内容量が50人分であるとき。 20本	（略）
（略）		（略）	（略）	（略）
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン		5,416,200円	内容量が0.5mLであるとき。 147本	（略）

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン	1　不活化ポリオウイルスの力価試験においてラット免疫原性試験を用いるとき。 5,563,300円 2　不活化ポリオウイルスの力価試験においてＤ抗原含量試験を用いるとき。 3,874,100円	1　不活化ポリオウイルスの力価試験においてラット免疫原性試験を用いるとき。 内容量が0.5mLであるとき。 141本 2　不活化ポリオウイルスの力価試験においてＤ抗原含量試験を用いるとき。 内容量が0.5mLであるとき。 119本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　検査基準

生物学的製剤

（略）

４価髄膜炎菌ワクチン（破傷風トキソイド結合体）

（略）

組換え帯状疱疹（ほうしん）ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）

生物学的製剤基準の組換え帯状疱疹（ほうしん）ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）の条の3.3.3に規定する試験法によるものとする。

乾燥組換え帯状疱疹（ほうしん）ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）

生物学的製剤基準の乾燥組換え帯状疱疹（ほうしん）ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）の条の3.3.1.6に規定する試験法によるものとする。

（略）

乾燥細胞培養痘そうワクチン（最終段階）

生物学的製剤基準の乾燥細胞培養痘そうワクチンの条の3.4.3に規定する試験法によるものとする。

（略）

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン	5,563,300円	内容量が0.5mLであるとき。 141本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　検査基準

生物学的製剤

（略）

４価髄膜炎菌ワクチン（破傷風トキソイド結合体）

（略）

（新設）

乾燥組換え帯状疱疹（ほうしん）ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）

生物学的製剤基準の乾燥組換え帯状疱疹（ほうしん）ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）の条の3.3.1.1及び3.3.1.6に規定する試験法によるものとする。

（略）

乾燥細胞培養痘そうワクチン（最終段階）

生物学的製剤基準の乾燥細胞培養痘そうワクチンの条の3.4.1及び3.4.3に規定する試験法によるものとする。

（略）

○国土交通省告示第千百五十五号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される同法第三十一条第三項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十七条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十一条第四項、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十六条第二項及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十三条の規定により読み替えて適用される同法第七条の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年九月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示

（船員に関し事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の一部改正）

第一条　船員に関し事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和二年国土交通省告示第六百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
1　はじめに この指針は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第31条第１項及び第２項に規定する事業主が職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する船員の就業環境及び船内生活環境が害されること（以下「職場におけるパワーハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、法第47条第２項の規定により読み替えて適用する法第31条第３項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。 船員は、陸上の労働者の労働環境と異なり、海上という孤立した状況で、かつ、船舶という閉鎖された労働環境に置かれているとともに、航海の態様によっては、船舶は生活の場でもあることから、事業主は、このような海上労働の特殊性を踏まえて、職場におけるパワーハラスメントに対して適切かつ有効な措置を講じなければならない。 2　職場におけるパワーハラスメントの内容 ⑴・⑵　（略） ⑶　「船員」とは、船員法（昭和22年法律第100号）による船員をいう。 また、派遣船員については、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者についても、その指揮命令の下に労働させるものであることから、船員派遣の役務の提供を受ける者は、派遣船員についてもその雇用する船員と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが望ましい。なお、法第31条第２項、第36条第２項及び第37条第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣船員も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣船員が職場におけるパワーハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣船員に係る船員派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣船員に対する不利益な取扱いを行ってはならない。 ⑷～⑹　（略） ⑺　職場におけるパワーハラスメントは、⑴の①から③までの要素を全て満たすものをいい（客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。）、個別の事案についてその該当性を判断するに当たっては、⑸で総合的に考慮することとした事項のほか、当該言動により船員が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等を総合的に考慮して判断することが必要である。	1　はじめに この指針は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第30条の２第１項及び第２項に規定する事業主が職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する船員の就業環境及び船内生活環境が害されること（以下「職場におけるパワーハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、法第38条第２項の規定により読み替えて適用する法第30条の２第３項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。 船員は、陸上の労働者の労働環境と異なり、海上という孤立した状況で、かつ、船舶という閉鎖された労働環境に置かれているとともに、航海の態様によっては、船舶は生活の場でもあることから、事業主は、このような海上労働の特殊性を踏まえて、職場におけるパワーハラスメントに対して適切かつ有効な措置を講じなければならない。 2　職場におけるパワーハラスメントの内容 ⑴・⑵　（略） ⑶　「船員」とは、船員法（昭和22年法律第100号）による船員をいう。 また、派遣船員については、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者についても、その指揮命令の下に労働させるものであることから、船員派遣の役務の提供を受ける者は、派遣船員についてもその雇用する船員と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが望ましい。なお、法第30条の２第２項、第30条の５第２項及び第30条の６第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣船員も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣船員が職場におけるパワーハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣船員に係る船員派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣船員に対する不利益な取扱いを行ってはならない。 ⑷～⑹　（略） ⑺　職場におけるパワーハラスメントは、⑴の①から③までの要素を全て満たすものをいい（客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。）、個別の事案についてその該当性を判断するに当たっては、⑸で総合的に考慮することとした事項のほか、当該言動により船員が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等を総合的に考慮して判断することが必要である。

このため、個別の事案の判断に際しては、相談窓口の担当者等がこうした事項に十分留意し、相談を行った船員（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要である。

これらのことを十分踏まえて、予防から再発防止に至る一連の措置を適切に講じることが必要である。

職場におけるパワーハラスメントの状況は多様であるが、代表的な言動の類型としては、以下のイからへまでのものがあり、当該言動の類型ごとに、典型的に職場におけるパワーハラスメントに該当し、又は該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。

ただし、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、また、次の例は限定列挙ではないことに十分留意し、４⑵ロにあるとおり広く相談に対応するなど、適切な対応を行うようにすることが必要である。

なお、職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる以下の例については、行為者と当該言動を受ける船員の関係性を個別に記載していないが、⑷にあるとおり、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提である。

また、商品の買い取り強要等（事業主が船員に対し、当該船員の自由な意思に反して自社の商品・サービスを購入させる行為）に関連する言動も、⑴の①から③までの要素を全て満たす場合には、職場におけるパワーハラスメントに該当する。

イ　（略）

ロ　精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

⑴　該当すると考えられる例

①　人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うことを含む。

②～④　（略）

⑵　（略）

ハ～ホ　（略）

ヘ　個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

⑴　該当すると考えられる例

①　（略）

②　船員の性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該船員の了解を得ずに他の船員に暴露すること又は当該船員が開示することを禁止する若しくは強要すること。

③　（略）

⑵　該当しないと考えられる例

①　（略）

②　船員の了解を得て、当該船員の性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、必要な範囲で人事労務部門の担当者や船長に伝達し、配慮を促すこと。

この点、プライバシー保護の観点から、へ⑴②のように機微な個人情報を暴露することのないよう、船員に周知・啓発する等の措置を講じることが必要である。

このため、個別の事案の判断に際しては、相談窓口の担当者等がこうした事項に十分留意し、相談を行った船員（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要である。

これらのことを十分踏まえて、予防から再発防止に至る一連の措置を適切に講じることが必要である。

職場におけるパワーハラスメントの状況は多様であるが、代表的な言動の類型としては、以下のイからへまでのものがあり、当該言動の類型ごとに、典型的に職場におけるパワーハラスメントに該当し、又は該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。

ただし、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、また、次の例は限定列挙ではないことに十分留意し、４⑵ロにあるとおり広く相談に対応するなど、適切な対応を行うようにすることが必要である。

なお、職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる以下の例については、行為者と当該言動を受ける船員の関係性を個別に記載していないが、⑷にあるとおり、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提である。

イ　（略）

ロ　精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

⑴　該当すると考えられる例

①　人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む。

②～④　（略）

⑵　（略）

ハ～ホ　（略）

ヘ　個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

⑴　該当すると考えられる例

①　（略）

②　船員の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該船員の了解を得ずに他の船員に暴露すること。

③　（略）

⑵　該当しないと考えられる例

①　（略）

②　船員の了解を得て、当該船員の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、必要な範囲で人事労務部門の担当者や船長に伝達し、配慮を促すこと。

この点、プライバシー保護の観点から、へ⑴②のように機微な個人情報を暴露することのないよう、船員に周知・啓発する等の措置を講じることが必要である。

3　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第32条第２項の規定により、事業主は、職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるパワーハラスメントに起因する問題（以下「パワーハラスメント問題」という。）に対するその雇用する船員の関心と理解を深めるとともに、当該船員が他の船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。以下「他の船員」という。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。なお、職場におけるパワーハラスメントに起因する問題としては、例えば、船員の意欲の低下等による職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、船員の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、パワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　船員の責務

法第32条第４項の規定により、船員は、パワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の船員に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

4　事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、当該事業主が雇用する船員又は当該事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）が行う職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない。

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために、船員又は船員が乗り組んでいる船舶と船員の労務管理の事務を行う事務所との間の連絡体制等の必要な体制の整備

事業主は、船員からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、次の措置を講じなければならない。

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた船員（以下「被害者」という。）が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場におけるパワーハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるパワーハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境及び船内生活環境を害するおそれがある場合や、船員同士のコミュニケーションの希薄化等の職場環境の問題が原因や背景となってパワーハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

3　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第30条の３第２項の規定により、事業主は、職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるパワーハラスメントに起因する問題（以下「パワーハラスメント問題」という。）に対するその雇用する船員の関心と理解を深めるとともに、当該船員が他の船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。以下「他の船員」という。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。なお、職場におけるパワーハラスメントに起因する問題としては、例えば、船員の意欲の低下等による職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、船員の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、パワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　船員の責務

法第30条の３第４項の規定により、船員は、パワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の船員に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

4　事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、当該事業主が雇用する船員又は当該事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）が行う職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない。

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために、船員又は船員が乗り組んでいる船舶と船員の労務管理の事務を行う事務所との間の連絡体制等の必要な体制の整備

事業主は、船員からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、次の措置を講じなければならない。

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた船員が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場におけるパワーハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるパワーハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境及び船内生活環境を害するおそれがある場合や、船員同士のコミュニケーションの希薄化等の職場環境の問題が原因や背景となってパワーハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

⑶　職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

事業主は、職場におけるパワーハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係の迅速かつ正確な確認及び適正な対処として、次の措置を講じなければならない。特に、相談者が行為者と、船内生活を共にせざるを得ない状況における相談者の精神的な苦痛を考慮し、可能な限り迅速に対処すべきである。

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　（略）

②　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第37条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ　イにより、職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第37条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ　イにより、職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第37条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

⑷　⑴から⑶までの措置と併せて講ずべき措置

⑴から⑶までの措置を講ずるに際しては、併せて次の措置を講じなければならない。

イ　職場におけるパワーハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該パワーハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を船員に対して周知すること。なお、相談者・行為者等のプライバシーには、性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれるものであること。

（相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていると認められる例）

①～③　（略）

ロ　法第31条第２項、第36条第２項及び第37条第２項の規定を踏まえ、船員が職場におけるパワーハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、地方運輸局（運輸監理部を含む。）に対して相談、紛争解

⑶　職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

事業主は、職場におけるパワーハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係の迅速かつ正確な確認及び適正な対処として、次の措置を講じなければならない。特に、相談者が行為者と、船内生活を共にせざるを得ない状況における相談者の精神的な苦痛を考慮し、可能な限り迅速に対処すべきである。

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　（略）

②　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第30条の６に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ　イにより、職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた船員（以下「被害者」という。）に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第30条の６に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ　イにより、職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第30条の６に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

⑷　⑴から⑶までの措置と併せて講ずべき措置

⑴から⑶までの措置を講ずるに際しては、併せて次の措置を講じなければならない。

イ　職場におけるパワーハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該パワーハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を船員に対して周知すること。なお、相談者・行為者等のプライバシーには、性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれるものであること。

（相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていると認められる例）

①～③　（略）

ロ　法第30条の２第２項、第30条の５第２項及び第30条の６第２項の規定を踏まえ、船員が職場におけるパワーハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、地方運輸局（運輸監理部を含む。）に対して

決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「パワーハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、船員に周知・啓発すること。 （不利益な取扱いをされない旨を定め、船員にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例） ①・②　（略） 5・6　（略） （削る）	相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「パワーハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、船員に周知・啓発すること。 （不利益な取扱いをされない旨を定め、船員にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例） ①・②　（略） 5・6　（略） 7　（略）

（船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の一部改正）

第二条　船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成十九年国土交通省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
1　はじめに この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）第11条第１項から第３項までの規定に基づく事業主が職場において行われる性的な言動に対するその雇用する船員の対応により当該船員がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該船員の就業環境及び船内生活環境が害されること（以下「職場におけるセクシュアルハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、法第37条第１項の規定により読み替えて適用される法第11条第４項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。 船員は、陸上の労働者の労働環境と異なり、海上という孤立した状況で、かつ、船舶という閉鎖された労働環境に置かれているとともに、航海の態様によっては、船舶は生活の場でもあることから、事業主は、このような海上労働の特殊性を踏まえて、職場におけるセクシュアルハラスメントに対して適切かつ有効な措置を講じなければならない。 2　職場におけるセクシュアルハラスメントの内容 ⑴　職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する船員の対応により当該船員がその労働条件につき不利益を受けるもの（以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。）と、当該性的な言動により船員の就業環境及び船内生活環境が害されるもの（以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。）がある。 なお、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。 ⑵　（略） ⑶　「船員」とは、船員法（昭和22年法律第100号）による船員をいう。また、派遣船員については、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者についても、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第91条の規定により、その指揮命令の下に労働させる派遣船員を雇用する事業主とみなされ、法第11条第１項及び第12条第２項の規定が適用されることから、船員派遣の役務の提供を受ける者は、派遣船員についてもその雇用する船員と同様	1　はじめに この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）第31条第１項の規定により読み替えて適用される法第11条第１項から第３項までの規定に基づく事業主が職場において行われる性的な言動に対するその雇用する船員の対応により当該船員がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該船員の就業環境及び船内生活環境が害されること（以下「職場におけるセクシュアルハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、法第11条第４項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。 船員は、陸上の労働者の労働環境と異なり、海上という孤立した状況で、かつ、船舶という閉鎖された労働環境に置かれているとともに、航海の態様によっては、船舶は生活の場でもあることから、事業主は、このような海上労働の特殊性を踏まえて、職場におけるセクシュアルハラスメントに対して適切かつ有効な措置を講じなければならない。 2　職場におけるセクシュアルハラスメントの内容 ⑴　職場におけるセクシュアルハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する船員の対応により当該船員がその労働条件につき不利益を受けるもの（以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。）と、当該性的な言動により船員の就業環境及び船内生活環境が害されるもの（以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。）がある。 なお、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者（以下「被害者」という。）の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。 ⑵　（略） ⑶　「船員」とは、船員法（昭和22年法律第100号）による船員をいう。また、派遣船員については、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者についても、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第91条の規定により、その指揮命令の下に労働させる派遣船員を雇用する事業主とみなされ、法第11条第１項及び第11条の２第２項の規定が適用されることから、船員派遣の役務の提供を受ける者は、派遣船員についてもその雇用する船員と

に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが必要である。なお、法第11条第２項（第23条第２項及び第24条第２項において準用する場合を含む。４⑷ロにおいて同じ。）の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣船員も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣船員が職場におけるセクシュアルハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣船員に係る船員派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣船員に対する不利益な取扱いを行ってはならない。

⑷～⑹　（略）

３　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第12条第２項の規定により、事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるセクシュアルハラスメントに起因する問題（以下「セクシュアルハラスメント問題」という。）に対するその雇用する船員の関心と理解を深めるとともに、当該船員が他の船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。以下「他の船員」という。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントに起因する問題としては、例えば、船員の意欲の低下などによる職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、船員の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、セクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　船員の責務

法第12条第４項の規定により、船員は、セクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の船員に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

４　事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない。

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために、船員又は船員が乗り組んでいる船舶と船員の労務管理の事務を行う事務所との間の連絡体制等の必要な体制の整備

事業主は、船員からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、次の措置を講じなければならない。

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた船員（以下「被害者」という。）が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談を行った船員（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場におけるセクシュアルハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その

同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが必要である。なお、法第11条第２項（第17条第２項及び第18条第２項において準用する場合を含む。４⑷ロにおいて同じ。）の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣船員も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣船員が職場におけるセクシュアルハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣船員に係る船員派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣船員に対する不利益な取扱いを行ってはならない。

⑷～⑹　（略）

３　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第11条の２第２項の規定により、事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるセクシュアルハラスメントに起因する問題（以下「セクシュアルハラスメント問題」という。）に対するその雇用する船員の関心と理解を深めるとともに、当該船員が他の船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。以下「他の船員」という。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントに起因する問題としては、例えば、船員の意欲の低下などによる職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、船員の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、セクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　船員の責務

法第11条の２第４項の規定により、船員は、セクシュアルハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の船員に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

４　事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない。

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために、船員又は船員が乗り組んでいる船舶と船員の労務管理の事務を行う事務所との間の連絡体制等の必要な体制の整備

事業主は、船員からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、次の措置を講じなければならない。

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた船員が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場におけるセクシュアルハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるセクシュアルハラスメ

発生のおそれがある場合や、職場におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

⑶　職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係の迅速かつ正確な確認及び適正な対処として、次の措置を講じなければならない。

特に、相談者が、職場におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）と、船内生活を共にせざるを得ない状況における相談者の精神的な苦痛を考慮し、可能な限り迅速に対処すべきである。

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。なお、行為者が、他の事業主が雇用する労働者又は他の事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）である場合には、必要に応じて、他の事業主に事実関係の確認への協力を求めることも含まれる。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　（略）

②　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第37条第１項の規定により読み替えて適用される法第24条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ　イにより、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第37条第１項の規定により読み替えて適用される法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ　イにより、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第37条第１項の規定により読み替えて適用される法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

⑷　（略）

ントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

⑶　職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係の迅速かつ正確な確認及び適正な対処として、次の措置を講じなければならない。

特に、相談を行った船員（以下「相談者」という。）が、職場におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）と、船内生活を共にせざるを得ない状況における相談者の精神的な苦痛を考慮し、可能な限り迅速に対処すべきである。

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。なお、セクシュアルハラスメントに係る性的な言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）が、他の事業主が雇用する労働者又は他の事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）である場合には、必要に応じて、他の事業主に事実関係の確認への協力を求めることも含まれる。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　（略）

②　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第31条第１項の規定により読み替えて適用される法第18条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ　イにより、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた船員（以下「被害者」という。）に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第31条第１項の規定により読み替えて適用される法第18条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ　イにより、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第31条第１項の規定により読み替えて適用される法第18条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

⑷　（略）

５・６　（略）
７　事業主が自らの雇用する船員以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容
３の事業主及び船員の責務の趣旨に鑑みれば、事業主は、当該事業主が雇用する船員が、他の船員のみならず、個人事業主等の船員以外の者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らと船員も、船員以外の者に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましい。こうした責務の趣旨も踏まえ、事業主は、4(1)イの職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、当該事業主が雇用する船員及び船員以外の者（他の事業主が雇用する船員以外の者、就職活動中の学生等の求職者及び船員以外の者）に対する言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。また、これらの者から職場におけるセクシュアルハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、４の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい。

（派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正）

第三条　派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十七年国土交通省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　派遣先が講ずべき措置	第二　派遣先が講ずべき措置
一～六　（略）	一～六　（略）
七　適切な苦情の処理	七　適切な苦情の処理
㈠　適切かつ迅速な処理を図るべき苦情	㈠　適切かつ迅速な処理を図るべき苦情
派遣先が適切かつ迅速な処理を図るべき苦情には、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等が含まれることに留意すること。	派遣先が適切かつ迅速な処理を図るべき苦情には、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントが含まれることに留意すること。
㈡　（略）	㈡　（略）
八～十五　（略）	八～十五　（略）

（船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部改正）

第四条　船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成二十七年国土交通省告示第千三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置	第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置
一　労働関係法令等の遵守	一　労働関係法令等の遵守
事業主、青少年の募集を行う者及び求人者（二において「事業主等」という。）は、青少年が船員という職業選択を適切に行い、安定的に働くことができるようにするためには、労働条件等が的確に示されることが重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。	事業主、青少年の募集を行う者及び求人者（二において「事業主等」という。）は、青少年が船員という職業選択を適切に行い、安定的に働くことができるようにするためには、労働条件等が的確に示されることが重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。
㈠　募集に当たって遵守すべき事項	㈠　募集に当たって遵守すべき事項
イ　青少年の募集を行う者は、船員職業安定法第四十八条において読み替えて準用する同法第十六条第一項の規定により、募集に応じて船員になろうとする青少年に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。	イ　青少年の募集を行う者は、船員職業安定法第四十八条第一項の規定により読み替えて準用される同法第十六条第一項の規定により、募集に応じて船員になろうとする青少年に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。
ロ～ホ　（略）	ロ～ホ　（略）

へ　求人者及び青少年の募集を行う者（以下この㈠において「求人者等」という。）は、船員職業安定法第十六条第二項（同法第四十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者又は募集に応じて労働者になろうとする青少年（以下この㈠において「紹介求職者等」という。）と雇入契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して同条第一項（同法第四十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この㈠において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加するときは、当該契約の相手方となろうとする青少年に対し、当該変更し、特定し、若しくは削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（トにおいて「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

ト～リ　（略）

ヌ　学校卒業見込者等（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（ニ㈡により、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、船員職業安定法第十六条第一項（同法第三十二条の五、第四十二条第一項、第四十八条又は第五十二条において準用する場合を含む。ルにおいて同じ。）及び紹介求職者等への明示が書面により行われるべきであること。

ル～ヨ　（略）

タ　青少年の募集を行う者は、法第四十八条において読み替えて準用する法第十八条第二項の規定により青少年の募集に関する情報を提供するに際し、当該情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

㈠～㈧　（略）

レ～ナ　（略）

ラ　事業主は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項及び船員に関し事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和八年国土交通省告示第千七十四号。以下「求職活動等セクハラ防止指針」という。）に基づき、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。また、事業主は、求職活動等セクハラ防止指針5及び6を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいこと。

ム　第三の一の雇用管理上の措置を講ずることに関連して、事業主は、就職活動中の学生等（以下このムにおいて「就活生等」という。）に対する言動に関し、次に掲げる取組を行うことが望ましいこと。

㈠・㈡　（略）

へ　求人者及び青少年の募集を行う者（以下この㈠において「求人者等」という。）は、船員職業安定法第十六条第二項（同法第四十八条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者又は募集に応じて労働者になろうとする青少年（以下この㈠において「紹介求職者等」という。）と雇入契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して同条第一項（同法第四十八条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この㈠において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加するときは、当該契約の相手方となろうとする青少年に対し、当該変更し、特定し、若しくは削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（トにおいて「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

ト～リ　（略）

ヌ　学校卒業見込者等（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（ニ㈡により、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、船員職業安定法第十六条第一項（同法第三十二条の五、第四十二条、第四十八条第一項又は第五十二条の規定により読み替えて準用される場合を含む。ルにおいて同じ。）及び紹介求職者等への明示が書面により行われるべきであること。

ル～ヨ　（略）

タ　青少年の募集を行う者は、法第四十八条により読み替えて準用する法第十八条第二項の規定により青少年の募集に関する情報を提供するに際し、当該情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

㈠～㈧　（略）

レ～ナ　（略）

（新設）

ラ　第三の一の雇用管理上の措置を講ずることに関連して、事業主は、就職活動中の学生等（以下このラにおいて「就活生等」という。）に対する言動に関し、次に掲げる取組を行うことが望ましいこと。

㈠・㈡　（略）

(ハ)　第三の一の雇用管理上の措置として、職場におけるパワーハラスメント及び妊娠、出産等に関するハラスメント(ニ)において「職場におけるパワーハラスメント等」という。）を行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就活生等に対する言動についても、同様の方針を併せて示すこと。

(ニ)　（略）

(ニ)　採用内定・雇入契約締結に当たって遵守すべき事項等

イ～ホ　（略）

ヘ　労働条件の明示に関し、船員法第三十二条第一項から第三項までの規定に違反した場合は、同法第百三十一条第二号の規定により、罰則の対象となることに留意すること。

ト　（略）

二～四　（略）

第三　事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置

一　雇用管理の改善に係る措置

事業主は、賃金不払い等の労働関係法令違反が行われないよう適切な雇用管理を行うこと。

また、事業主は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十一条第一項及び第三十三条第一項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十一条第一項及び同法第三十七条の規定により読み替えて適用する同法第十五条第一項並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十五条第一項の規定並びに船員に関し事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和二年国土交通省告示第六百八号）、船員に関し事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和八年国土交通省告示第千七十三号）、船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成十九年国土交通省告示第二百七十八号）、船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成二十八年国土交通省告示第千四百二十二号）及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成二十二年国土交通省告示第七百三号）に基づき、職場におけるパワーハラスメント、カスタマーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント及び育児休業等に関するハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。

さらに、事業主は、青少年について、早期に離職する者の割合が高いことを踏まえ、職場に定着し、就職した企業で安定的にキャリアを形成していくため、青少年の能力や経験に応じた適切な待遇を確保するよう雇用管理の改善に努めるとともに、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

(一)～(三)　（略）

二　（略）

(ハ)　第三の一の雇用管理上の措置として、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産等に関するハラスメント(ニ)において「職場におけるパワーハラスメント等」という。）を行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就活生等に対する言動についても、同様の方針を併せて示すこと。

(ニ)　（略）

(ニ)　採用内定・雇入契約締結に当たって遵守すべき事項等

イ～ホ　（略）

ヘ　労働条件の明示に関し、船員法第三十二条第一項の規定に違反した場合は、同法第百三十一条第二号の規定により、罰則の対象となることに留意すること。

ト　（略）

二～四　（略）

第三　事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置

一　雇用管理の改善に係る措置

事業主は、賃金不払い等の労働関係法令違反が行われないよう適切な雇用管理を行うこと。

また、事業主は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の二第一項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十一条第一項及び同法第三十一条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の三第一項並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十五条第一項の規定並びに船員に関し事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和二年国土交通省告示第六百八号）、船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成十九年国土交通省告示第二百七十八号）、船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成二十八年国土交通省告示第千四百二十二号）及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成二十二年国土交通省告示第七百三号）に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。

さらに、事業主は、青少年について、早期に離職する者の割合が高いことを踏まえ、職場に定着し、就職した企業で安定的にキャリアを形成していくため、青少年の能力や経験に応じた適切な待遇を確保するよう雇用管理の改善に努めるとともに、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

(一)～(三)　（略）

二　（略）

（船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の一部改正）

第五条　船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成二十八年国土交通省告示第千四百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　はじめに この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）第37条第１項の規定により読み替えて適用される法第15条第１項及び第２項の規定に基づく事業主が職場において行われるその雇用する女性船員に対する当該女性船員が妊娠したこと、出産したことその他の妊娠又は出産に関する事由であって船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年運輸省令第１号。以下「均等則」という。）第５条で定めるもの（以下「妊娠、出産等」という。）に関する言動により当該女性船員の就業環境が害されること（以下「職場における妊娠、出産等に関するハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、法第15条第３項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。 船員は、陸上の労働者の労働環境と異なり、海上という孤立した状況で、かつ、船舶という閉鎖された労働環境に置かれているとともに、航海の態様によっては、船舶は生活の場でもあることから、事業主は、このような海上労働の特殊性を踏まえて、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに対して適切かつ有効な措置を講じなければならない。 2　職場における妊娠、出産等に関するハラスメントの内容 ⑴・⑵　（略） ⑶　「船員」とは、船員法による船員をいう。 また、派遣船員については、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者についても、その指揮命令の下に労働させるものであることから、船員派遣の役務の提供を受ける者は、派遣船員についてもその雇用する船員と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが望ましい。なお、法第15条第２項、第23条第２項及び第24条第２項において準用する第11条第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣船員も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣船員が職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣船員に係る船員派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣船員に対する不利益な取扱いを行ってはならない。 ⑷　「制度等の利用への嫌がらせ型」とは、具体的には、イ①及び②に掲げる制度又は措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動により就業環境が害されるものである。典型的な例として、ロに掲げるものがあるが、ロに掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要である。 イ　制度等 ①　妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（母性健康管理措置）（均等則第５条第３号関係） ②　軽易な業務への転換（均等則第５条第５号関係） ロ　（略）	1　はじめに この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）第31条第１項の規定により読み替えて適用される法第11条の３第１項及び第２項の規定に基づく事業主が職場において行われるその雇用する女性船員に対する当該女性船員が妊娠したこと、出産したことその他の妊娠又は出産に関する事由であって船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年運輸省令第１号。以下「均等則」という。）第３条の２で定めるもの（以下「妊娠、出産等」という。）に関する言動により当該女性船員の就業環境が害されること（以下「職場における妊娠、出産等に関するハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、法第11条の３第３項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。 船員は、陸上の労働者の労働環境と異なり、海上という孤立した状況で、かつ、船舶という閉鎖された労働環境に置かれているとともに、航海の態様によっては、船舶は生活の場でもあることから、事業主は、このような海上労働の特殊性を踏まえて、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに対して適切かつ有効な措置を講じなければならない。 2　職場における妊娠、出産等に関するハラスメントの内容 ⑴・⑵　（略） ⑶　「船員」とは、船員法による船員をいう。 また、派遣船員については、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者についても、その指揮命令の下に労働させるものであることから、船員派遣の役務の提供を受ける者は、派遣船員についてもその雇用する船員と同様に、３⑴の配慮及び４の措置を講ずることが望ましい。なお、法第11条の３第２項、第17条第２項及び第18条第２項において準用する第11条第２項の労働者に対する不利益な取扱いの禁止については、派遣船員も対象に含まれるものであり、派遣元事業主のみならず、船員派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該者に派遣船員が職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの相談を行ったこと等を理由として、当該派遣船員に係る船員派遣の役務の提供を拒む等、当該派遣船員に対する不利益な取扱いを行ってはならない。 ⑷　「制度等の利用への嫌がらせ型」とは、具体的には、イ①及び②に掲げる制度又は措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動により就業環境が害されるものである。典型的な例として、ロに掲げるものがあるが、ロに掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要である。 イ　制度等 ①　妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（母性健康管理措置）（均等則第３条の２第３号関係） ②　軽易な業務への転換（均等則第３条の２第５号関係） ロ　（略）

⑸　「状態への嫌がらせ型」とは、具体的には、イ①から⑧までに掲げる妊娠又は出産に関する事由（以下「妊娠等したこと」という。）に関する言動により就業環境が害されるものである。典型的な例として、ロに掲げるものがあるが、ロに掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要である。

イ　妊娠又は出産に関する事由

①　妊娠したこと（均等則第５条第１号関係）。

②　出産したこと（均等則第５条第２号関係）。

③　妊産婦の就業制限の規定により作業に従事できず、又は作業に従事しなかったこと（均等則第５条第４号関係）。

④　有害作業の就業制限の規定により作業に従事できなかったこと（均等則第５条第６号関係）。

⑤　労働時間の制限の規定により作業に従事することができず、又は作業に従事しなかったこと（均等則第５条第７号関係）。

⑥　休日労働の制限の規定により作業に従事できず、又は作業に従事しなかったこと（均等則第５条第８号関係）。

⑦　夜間労働の制限の規定により作業に従事できず、又は作業に従事しなかったこと（均等則第５条第９号関係）。

⑧　妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかったこと又は労働能率が低下したこと（均等則第５条第10号関係）。なお、「妊娠又は出産に起因する症状」とは、つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。

ロ　（略）

３　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第16条第２項の規定により、事業主は、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントを行ってはならないことその他職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに起因する問題（以下「妊娠、出産等に関するハラスメント問題」という。）に対するその雇用する船員の関心と理解を深めるとともに、当該船員が他の船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。以下「他の船員」という。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。なお、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに起因する問題としては、例えば、船員の意欲の低下などによる職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、船員の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、妊娠、出産等に関するハラスメント問題に対する関心と理解を深め、船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　船員の責務

法第16条第４項の規定により、船員は、妊娠、出産等に関するハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の船員に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

⑸　「状態への嫌がらせ型」とは、具体的には、イ①から⑧までに掲げる妊娠又は出産に関する事由（以下「妊娠等したこと」という。）に関する言動により就業環境が害されるものである。典型的な例として、ロに掲げるものがあるが、ロに掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要である。

イ　妊娠又は出産に関する事由

①　妊娠したこと（均等則第３条の２第１号関係）。

②　出産したこと（均等則第３条の２第２号関係）。

③　妊産婦の就業制限の規定により作業に従事できず、又は作業に従事しなかったこと（均等則第３条の２第４号関係）。

④　有害作業の就業制限の規定により作業に従事できなかったこと（均等則第３条の２第６号関係）。

⑤　労働時間の制限の規定により作業に従事することができず、又は作業に従事しなかったこと（均等則第３条の２第７号関係）。

⑥　休日労働の制限の規定により作業に従事できず、又は作業に従事しなかったこと（均等則第３条の２第８号関係）。

⑦　夜間労働の制限の規定により作業に従事できず、又は作業に従事しなかったこと（均等則第３条の２第９号関係）。

⑧　妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかったこと又は労働能率が低下したこと（均等則第３条の２第10号関係）。なお、「妊娠又は出産に起因する症状」とは、つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。

ロ　（略）

３　事業主等の責務

⑴　事業主の責務

法第11条の４第２項の規定により、事業主は、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントを行ってはならないことその他職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに起因する問題（以下「妊娠、出産等に関するハラスメント問題」という。）に対するその雇用する船員の関心と理解を深めるとともに、当該船員が他の船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。以下「他の船員」という。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる同条第１項の広報活動、啓発活動その他の措置に協力するように努めなければならない。なお、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに起因する問題としては、例えば、船員の意欲の低下などによる職場環境の悪化や職場全体の生産性の低下、船員の健康状態の悪化、休職や退職などにつながり得ること、これらに伴う経営的な損失等が考えられる。

また、事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、妊娠、出産等に関するハラスメント問題に対する関心と理解を深め、船員（他の事業主が雇用する船員及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

⑵　船員の責務

法第11条の４第４項の規定により、船員は、妊娠、出産等に関するハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の船員に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる４の措置に協力するように努めなければならない。

4　事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない。なお、事業主が行う妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い（就業環境を害する行為を含む。）については、既に法第37条第１項の規定により読み替えて適用される法第９条第３項で禁止されており、こうした不利益取扱いを行わないため、当然に自らの行為の防止に努めることが求められる。

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために、船員又は船員が乗り組んでいる船舶と船員の労務管理の事務を行う事務所との間の連絡体制等の必要な体制の整備

事業主は、船員からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、イ及びロの措置を講じなければならない。

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた船員（以下「被害者」という。）が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談を行った船員（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに該当するか否か微妙な場合等であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、妊娠、出産等に関する否定的な言動が原因や背景となって職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

⑶　職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

事業主は、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係の迅速かつ正確な確認及び適正な対処として、次の措置を講じなければならない。

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　相談窓口の担当者、人事部門又は専門の委員会等が、相談者及び職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに係る言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）の双方から事実関係を確認すること。その際、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮すること。

また、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずること。

②　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第37条第１項の規定により読み替えて適用される法第24条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

4　事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない。なお、事業主が行う妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い（就業環境を害する行為を含む。）については、既に法第31条第１項の規定により読み替えて適用される法第９条第３項で禁止されており、こうした不利益取扱いを行わないため、当然に自らの行為の防止に努めることが求められる。

⑴　（略）

⑵　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために、船員又は船員が乗り組んでいる船舶と船員の労務管理の事務を行う事務所との間の連絡体制等の必要な体制の整備

事業主は、船員からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、イ及びロの措置を講じなければならない。

イ　（略）

ロ　イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、被害を受けた船員が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等も踏まえ、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに該当するか否か微妙な場合等であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。例えば、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、妊娠、出産等に関する否定的な言動が原因や背景となって職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じるおそれがある場合等が考えられる。

（相談窓口の担当者が適切に対応することができるようにしていると認められる例）

①～③　（略）

⑶　職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

事業主は、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係の迅速かつ正確な確認及び適正な対処として、次の措置を講じなければならない。

イ　事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

（事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認していると認められる例）

①　相談窓口の担当者、人事部門又は専門の委員会等が、相談を行った船員（以下「相談者」という。）及び職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに係る言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）の双方から事実関係を確認すること。その際、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮すること。

また、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずること。

②　事実関係を迅速かつ正確に確認しようとしたが、確認が困難な場合などにおいて、法第31条第１項の規定により読み替えて適用される法第18条に基づく調停の申請を行うことその他中立な第三者機関に紛争処理を委ねること。

ロ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第37条第１項の規定により読み替えて適用される法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第37条第１項の規定により読み替えて適用される法第24条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

(4)　（略）

(5)　(1)から(4)までの措置と併せて講ずべき措置

(1)から(4)までの措置を講ずるに際しては、併せて次の措置を講じなければならない。

イ　（略）

ロ　法第15条第２項、第23条第２項及び第24条第２項において準用する第11条第２項の規定を踏まえ、船員が職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、地方運輸局（運輸監理部を含む。）に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「妊娠、出産等に関するハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、船員に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、船員にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

①・②　（略）

附　則

この告示は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月一日）から適用する。

その他告示

○内閣府財務省告示第八号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十六条第三号の規定に基づき主務大臣の指定する金融機関を次のように定め、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行の日（令和八年九月十八日）から適用する。

なお、株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関を定める件（平成二十八年五月財務省告示第百五十九号）は、同日をもって廃止する。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定する主務大臣の指定する金融機関は、外国の銀行その他の金融機関とする。

ロ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた船員（以下「被害者」という。）に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第31条第１項の規定により読み替えて適用される法第18条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を被害者に対して講ずること。

ハ　イにより、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。

（措置を適正に行っていると認められる例）

①　（略）

②　法第31条第１項の規定により読み替えて適用される法第18条に基づく調停その他中立な第三者機関の紛争解決案に従った措置を行為者に対して講ずること。

ニ　（略）

(4)　（略）

(5)　(1)から(4)までの措置と併せて講ずべき措置

(1)から(4)までの措置を講ずるに際しては、併せて次の措置を講じなければならない。

イ　（略）

ロ　法第11条の３第２項、第17条第２項及び第18条第２項において準用する第11条第２項の規定を踏まえ、船員が職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、地方運輸局（運輸監理部を含む。）に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「妊娠、出産等に関するハラスメントの相談等」という。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、船員に周知・啓発すること。

（不利益な取扱いをされない旨を定め、船員にその周知・啓発することについて措置を講じていると認められる例）

①・②　（略）

○内閣府財務省告示第九号

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）第九条第一項の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を次のように定め、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行の日（令和八年九月十八日）から適用する。

なお、株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件（平成二十八年五月財務省告示第百六十号）は、同日をもって廃止する。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

株式会社国際協力銀行法施行令第九条第一項に規定する主務大臣の定める日は、毎事業年度開始の前日とする。

○金融庁総務省告示第一号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八条第一号の規定に基づき、平成十九年金融庁総務省告示第一号（郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和八年九月十八日から施行する。

令和八年九月十六日

金融庁長官　伊藤　豊
総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　北海道古宇郡神恵内村、積丹郡積丹町及び余市郡赤井川村の区域 二　青森県東津軽郡今別町、同郡蓬田村、下北郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村及び三戸郡新郷村の区域 ［三～十一　略］ 十二　山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村、同郡鳴沢村、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村の区域 ［十三～二十三　略］ 二十四　沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村、同郡渡名喜村及び八重山郡竹富町の区域	一　北海道古宇郡神恵内村及び余市郡赤井川村の区域 二　青森県東津軽郡今別町、下北郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村及び三戸郡新郷村の区域 ［三～十一　同上］ 十二　山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村の区域 ［十三～二十三　同上］ 二十四　沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村及び八重山郡竹富町の区域
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百四十一号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

令和八年九月十六日

総務大臣　林　芳正

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（令和８年度第４次（９月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ

第５　歳入歳出年次総合計画

１　一般会計等の実質収支

(1)　一般会計：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）			財政再生計画を策定した年度（初年度）			平成22年度（第２年度）			平成23年度（第３年度）			平成24年度（第４年度）		
歳入	歳入額	一般財源	税	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
歳出															
１　地方	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	934,696	△ 74,691	957,303	957,303	22,607	935,940	935,940	△ 21,363	889,832	889,832	△ 46,108
２　地方譲与税	86,053	86,053	81,101	81,101	81,101	△ 4,952	78,338	78,338	△ 2,763	76,179	76,179	△ 2,159	71,450	71,450	△ 4,729
３　地方交付税	4,423,071	4,423,071	4,680,065	4,680,065	4,680,065	256,994	5,317,657	5,317,657	637,592	5,235,384	5,235,384	△ 82,273	5,266,367	5,266,367	30,983

4 国都道府県支出金	1,122,970	71,518	1,369,798	211,209	139,691	1,603,436	52,750	△ 158,459	1,577,868	24,894	△ 27,856	1,605,004	18,890	△ 6,004	
5 繰入金	26,159	10	86,977	0	△ 10	38,581	3,883	3,883	579,534	542,726	538,843	252,144	205,530	△ 337,196	
6 地方債	679,664	214,364	33,626,482	32,531,698	32,317,334	2,621,866	399,066	△ 32,132,632	1,022,374	272,674	△ 126,392	987,407	270,407	△ 2,267	
うち再生振替特例債	0	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000	0	0	△ 32,199,000	0	0	0	0	0	0	
7 その他	1,335,444	387,742	1,261,111	313,746	△ 73,996	1,783,741	762,422	448,676	1,785,971	849,449	87,027	1,683,256	955,478	106,029	
歳入計	8,682,748	6,192,145	42,040,230	38,752,515	32,560,370	12,400,922	7,571,419	△ 31,181,096	11,213,250	7,937,246	365,827	10,755,460	7,677,954	△ 259,292	
歳出	歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	
1 人件費	725,413	630,671	784,593	718,811	88,140	837,634	757,256	38,445	871,807	802,768	45,512	858,193	772,219	△ 30,549	
2 物件費	674,765	518,139	623,203	434,195	△ 83,944	696,391	491,303	57,108	654,122	458,684	△ 32,619	606,599	455,082	△ 3,602	
3 維持補修費	340,741	174,526	423,972	223,510	48,984	406,235	173,913	△ 49,597	431,428	201,277	27,364	449,722	198,231	△ 3,046	
4 扶助費	1,283,403	316,850	1,133,882	362,850	46,000	1,322,851	375,564	12,714	1,385,663	398,774	23,210	1,425,330	397,533	△ 1,241	
5 建設事業費	992,595	542,345	1,001,616	584,037	41,692	2,412,498	1,220,475	636,438	1,697,980	475,866	△ 744,609	1,138,082	166,716	△ 309,150	
(1) 普通建設事業費	992,595	542,345	1,001,616	584,037	41,692	2,412,498	1,220,475	636,438	1,679,993	475,266	△ 745,209	1,086,726	166,480	△ 308,786	
(2) 災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	17,987	600	600	51,356	236	△ 364	
6 公債費	2,226,521	1,710,056	2,384,332	1,242,950	△ 467,106	3,539,627	1,722,701	479,751	1,917,844	1,521,666	△ 201,035	1,869,599	1,501,132	△ 20,534	
うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	453,212	377,677	377,677	482,985	402,488	24,811	482,985	402,488	0	
7 繰出金	855,614	774,767	1,997,031	1,907,038	1,132,271	941,995	860,181	△ 1,046,857	921,766	843,500	△ 16,681	1,007,812	928,672	85,172	
8 その他	33,756,836	33,697,931	33,235,459	32,822,982	△ 874,949	1,717,241	1,443,576	△ 31,379,406	2,744,054	2,646,125	1,202,549	2,754,760	2,613,006	△ 33,119	
歳出計	40,855,888	38,365,285	41,584,088	38,296,373	△ 68,912	11,874,472	7,044,969	△ 31,251,404	10,624,664	7,348,660	303,691	10,110,097	7,032,591	△ 316,069	
歳入歳出差引額 (A)	△32,173,140	△32,173,140	456,142	456,142	32,629,282	526,450	526,450	70,308	588,586	588,586	62,136	645,363	645,363	56,777	
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)	26,326		31,425			9,134			713			38,600			
実質収支額(A)－(B) (C)	△32,199,466		424,717			517,316			587,873			606,763			
(C)のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額	0		0			0			0			0			

（単位：千円）

平成25年度（第５年度）			平成26年度（第６年度）			平成27年度（第７年度）			平成28年度（第８年度）			平成29年度（第９年度）			平成30年度（第10年度）		
歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
859,159	859,159	△ 30,673	855,247	855,247	△ 3,912	837,670	837,670	△ 17,577	827,966	827,966	△ 9,704	914,412	914,412	86,446	928,303	928,303	13,891
67,614	67,614	△ 3,836	63,959	63,959	△ 3,655	66,798	66,798	2,839	52,956	52,956	△ 13,842	52,526	52,526	△ 430	52,969	52,969	443
5,284,618	5,284,618	18,251	5,129,740	5,129,740	△ 154,878	5,120,321	5,120,321	△ 9,419	4,979,225	4,979,225	△ 141,096	4,946,234	4,946,234	△ 32,991	4,774,251	4,774,251	△ 171,983
1,785,806	18,688	△ 202	2,156,921	36,410	17,722	1,774,914	131,158	94,748	1,874,966	30,319	△ 100,839	1,923,799	56,421	26,102	1,745,117	58,547	2,126

946,193	889,636	684,106	1,565,648	1,486,052	596,416	1,055,640	858,920	△ 627,132	1,299,703	1,105,725	246,805	248,533	133	△ 1,105,592	422,406	0	△ 133
811,000	274,200	3,793	1,289,879	255,579	△ 18,621	809,143	265,443	9,864	1,505,309	177,409	△ 88,034	1,042,075	174,575	△ 2,834	968,781	171,781	△ 2,794
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,706,575	975,082	19,604	1,813,828	1,082,276	107,194	2,090,797	1,165,194	82,918	2,696,247	1,560,011	394,817	2,353,872	1,329,448	△ 230,563	2,416,604	673,554	△ 655,894
11,460,965	8,368,997	691,043	12,875,222	8,909,263	540,266	11,755,283	8,445,504	△ 463,759	13,236,372	8,733,611	288,107	11,481,451	7,473,749	△ 1,259,862	11,308,431	6,659,405	△ 814,344
歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
841,813	766,993	△ 5,226	872,094	788,440	21,447	1,031,858	898,170	109,730	976,671	857,919	△ 40,251	999,893	879,378	21,459	1,007,603	875,591	△ 3,787
650,164	479,004	23,922	642,030	456,830	△ 22,174	917,015	523,955	67,125	843,601	493,353	△ 30,602	933,235	543,086	49,733	882,333	468,285	△ 74,801
394,862	184,814	△ 13,417	405,561	178,250	△ 6,564	352,106	144,864	△ 33,386	365,441	171,105	26,241	507,040	271,045	99,940	440,239	220,791	△ 50,254
1,446,986	436,538	39,005	1,450,684	395,977	△ 40,561	1,407,233	345,285	△ 50,692	1,624,522	424,929	79,644	1,362,738	351,324	△ 73,605	1,302,016	351,595	271
1,116,443	234,547	67,831	1,811,922	88,588	△ 145,959	731,386	68,681	△ 19,907	1,006,310	66,126	△ 2,555	1,389,532	93,134	27,008	1,240,818	78,322	△ 14,812
1,086,397	214,478	47,998	1,811,922	88,588	△ 125,890	731,386	68,681	△ 19,907	1,006,310	66,126	△ 2,555	1,389,532	93,134	27,008	1,235,090	76,873	△ 16,261
30,046	20,069	19,833	0	0	△ 20,069	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,728	1,449	1,449
3,893,627	3,551,934	2,050,802	3,867,327	3,526,894	△ 25,040	3,677,144	3,412,584	△ 114,310	3,694,560	3,441,595	29,011	3,314,621	3,062,172	△ 379,423	3,397,640	3,128,627	66,455
2,558,450	2,479,250	2,076,762	2,558,449	2,484,477	5,227	2,558,450	2,489,784	5,307	2,558,449	2,495,169	5,385	2,558,449	2,500,637	5,468	2,558,449	2,506,186	5,549
911,580	831,627	△ 97,045	974,843	884,857	53,230	928,308	823,997	△ 60,860	947,681	846,723	22,726	829,132	728,697	△ 118,026	799,027	705,498	△ 23,199
1,551,794	1,229,844	△ 1,383,162	2,172,157	1,910,823	680,979	1,830,494	1,348,229	△ 562,594	2,875,359	1,529,634	181,405	1,859,968	1,259,621	△ 270,013	2,153,573	745,514	△ 514,107
10,807,269	7,715,301	682,710	12,196,618	8,230,659	515,358	10,875,544	7,565,765	△ 664,894	12,334,145	7,831,384	265,619	11,196,159	7,188,457	△ 642,927	11,223,249	6,574,223	△ 614,234
653,696	653,696	8,333	678,604	678,604	24,908	879,739	879,739	201,135	902,227	902,227	22,488	285,292	285,292	△ 616,935	85,182	85,182	△ 200,110
28			2,374			13,175			40			0			85		
653,668			676,230			866,564			902,187			285,292			85,097		
0			0			0			0			0			0		

（単位：千円）

令和元年度（第11年度）			令和２年度（第12年度）			令和３年度（第13年度）			令和４年度（第14年度）			令和５年度（第15年度）			令和６年度（第16年度）		
歳　入　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　入　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　入　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　入　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　入　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　入　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
921,776	921,776	△ 6,527	860,659	860,659	△ 61,117	900,649	900,649	39,990	870,855	870,855	△ 29,794	896,373	896,373	25,518	915,498	915,498	19,125
54,733	54,733	1,764	56,777	56,777	2,044	57,591	57,591	814	63,204	63,204	5,613	59,055	59,055	△ 4,149	60,638	60,638	1,583
4,817,894	4,817,894	43,643	4,942,168	4,942,168	124,274	5,306,133	5,306,133	363,965	5,276,853	5,276,853	△ 29,280	5,286,366	5,286,366	9,513	5,342,937	5,342,937	56,571
1,672,895	25,836	△ 32,711	2,701,475	442,834	416,998	2,300,647	189,846	△ 252,988	3,220,606	309,831	119,985	1,918,968	292,598	△ 17,233	1,687,230	248,769	△ 43,829
760,475	381,343	381,343	783,035	300,000	△ 81,343	746,409	268,156	△ 31,844	530,750	43,777	△ 224,379	673,611	178,298	134,521	675,587	161,284	△ 17,014
1,125,632	130,232	△ 41,549	1,040,037	135,337	5,105	672,613	163,113	27,776	1,410,709	42,609	△ 120,504	847,230	18,930	△ 23,679	212,320	8,820	△ 10,110

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,958,133	577,829	△ 95,725	1,793,436	949,734	371,905	1,522,344	630,978	△ 318,756	1,857,804	1,029,388	398,410	1,405,810	623,669	△ 405,719	1,071,637	348,291	△ 275,378
11,311,538	6,909,643	250,238	12,177,587	7,687,509	777,866	11,506,386	7,516,466	△ 171,043	13,230,781	7,636,517	120,051	11,087,413	7,355,289	△ 281,228	9,965,847	7,086,237	△ 269,052
歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
1,093,270	972,357	96,766	1,127,751	994,809	22,452	1,300,984	1,152,545	157,736	1,114,918	1,005,935	△ 146,610	1,232,291	1,091,397	85,462	1,254,723	1,101,474	10,077
971,510	465,698	△ 2,587	1,233,094	637,630	171,932	1,328,587	599,413	△ 38,217	1,309,591	643,821	44,408	1,505,263	835,119	191,298	1,402,702	769,555	△ 65,564
435,353	186,176	△ 34,615	319,245	205,315	19,139	311,672	193,762	△ 11,553	346,748	234,130	40,368	280,376	179,825	△ 54,305	313,760	223,691	43,866
1,297,032	334,792	△ 16,803	1,337,974	364,216	29,424	1,578,972	358,169	△ 6,047	1,441,464	370,431	12,262	1,559,597	585,473	215,042	1,417,485	497,379	△ 88,094
1,784,676	148,124	69,802	1,124,020	104,109	△ 44,015	749,241	88,230	△ 15,879	2,777,745	124,911	36,681	1,077,333	84,204	△ 40,707	347,734	55,380	△ 28,824
1,782,678	148,026	71,153	1,124,020	104,109	△ 43,917	749,241	88,230	△ 15,879	2,773,752	121,759	33,529	1,077,333	84,204	△ 37,555	347,734	55,380	△ 28,824
1,998	98	△ 1,351	0	0	△ 98	0	0	0	3,993	3,152	3,152	0	0	△ 3,152	0	0	0
3,408,259	3,131,552	2,925	3,432,376	3,168,551	36,999	3,495,434	3,243,435	74,884	3,511,620	3,236,174	△ 7,261	3,466,124	3,220,038	△ 16,136	3,595,466	3,377,962	157,924
2,558,449	2,511,819	5,633	2,558,450	2,517,538	5,719	2,558,450	2,523,342	5,804	2,558,450	2,529,234	5,892	2,558,450	2,535,215	5,981	2,558,450	2,541,285	6,070
754,815	667,219	△ 38,279	775,623	680,070	12,851	800,724	701,858	21,788	757,597	652,604	△ 49,254	750,043	642,200	△ 10,404	585,125	482,431	△ 159,769
990,489	427,591	△ 317,923	2,344,940	1,050,245	622,654	1,138,333	526,815	△ 523,430	1,640,217	1,037,630	510,815	1,181,204	681,851	△ 355,779	939,500	469,013	△ 212,838
10,735,404	6,333,509	△ 240,714	11,695,023	7,204,945	871,436	10,703,947	6,864,227	△ 340,718	12,899,900	7,305,636	441,409	11,052,231	7,320,107	14,471	9,856,495	6,976,885	△ 343,222
576,134	576,134	490,952	482,564	482,564	△ 93,570	802,439	652,239	169,675	330,881	330,881	△ 321,358	35,182	35,182	△ 295,699	109,352	109,352	74,170
10			238,332			156,856			3,683			34,470			11,866		
576,124			244,232			645,583			327,198			712			97,486		
0			0			0			0			0			0		

（単位：千円）

令和７年度（第17年度）			令和８年度（第18年度）			令和９年度（第19年度）			令和10年度（第20年度）			令和11年度（第21年度）		
歳　入　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　入　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　入　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　入　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　入　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
867,921	867,921	△ 47,577	866,932	866,932	△ 989	656,516	656,516	△ 31,420	642,599	642,599	△ 13,917	629,149	629,149	△ 13,450
52,903	52,903	△ 7,735	54,772	54,772	1,869	57,416	57,416	0	57,416	57,416	0	57,416	57,416	0
5,325,317	5,325,317	△ 17,620	5,210,400	5,210,400	△ 114,917	4,616,285	4,616,285	△ 258,703	4,588,185	4,588,185	△ 28,100	4,542,132	4,542,132	△ 46,053
1,852,663	198,776	△ 49,993	1,700,466	53,873	△ 144,903	1,492,355	11,186	0	1,530,481	11,186	0	1,492,136	11,186	0
1,685,381	1,076,602	915,318	1,965,105	1,371,664	295,062	77,073	0	△ 815,753	77,038	0	0	77,013	0	0
430,700	0	△ 8,820	688,800	0	0	458,800	0	0	639,500	0	0	683,900	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1,099,749	356,426	8,135	907,865	257,258	△ 99,168	791,248	331,295	△ 12,730	777,109	323,071	△ 8,224	763,770	310,952	△ 12,119
11,314,634	7,877,945	791,708	11,394,340	7,814,899	△ 63,046	8,149,693	5,672,698	△ 1,118,606	8,312,328	5,622,457	△ 50,241	8,245,516	5,550,835	△ 71,622
歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳　出　額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
1,472,844	1,306,885	205,411	1,436,610	1,299,906	△ 6,979	1,175,184	1,106,608	△ 46,740	1,260,462	1,189,059	82,451	1,227,906	1,162,379	△ 26,680
1,871,211	1,048,899	279,344	1,943,532	1,016,556	△ 32,343	749,890	536,548	27,527	740,673	524,290	△ 12,258	724,282	514,879	△ 9,411
398,944	275,483	51,792	382,524	286,159	10,676	398,867	264,667	26,916	398,997	265,937	1,270	396,191	264,083	△ 1,854
1,534,539	483,703	△ 13,676	1,380,190	411,704	△ 71,999	1,505,086	472,640	27,556	1,488,563	467,111	△ 5,529	1,471,569	462,474	△ 4,637
539,190	39,784	△ 15,596	886,134	56,641	16,857	674,847	50,058	31,384	879,195	31,286	△ 18,772	906,898	26,189	△ 5,097
539,190	39,784	△ 15,596	886,134	56,641	16,857	674,847	50,058	31,384	879,195	31,286	△ 18,772	906,898	26,189	△ 5,097
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,603,364	3,412,767	34,805	3,714,502	3,535,429	122,662	1,062,444	982,401	△ 2,593,813	1,038,450	962,608	△ 19,793	987,639	911,737	△ 50,871
2,558,450	2,547,447	6,162	2,558,449	2,553,700	6,253	0	0	△ 2,553,700	0	0	0	0	0	0
675,848	562,900	80,469	648,889	541,839	△ 21,061	836,869	747,136	△ 1,473	828,530	738,941	△ 8,195	827,734	738,289	△ 652
1,218,694	747,524	278,511	1,001,959	666,665	△ 80,859	1,746,506	1,512,640	1,410,037	1,677,458	1,443,225	△ 69,415	1,703,297	1,470,805	27,580
11,314,634	7,877,945	901,060	11,394,340	7,814,899	△ 63,046	8,149,693	5,672,698	△ 1,118,606	8,312,328	5,622,457	△ 50,241	8,245,516	5,550,835	△ 71,622
0	0	△ 109,352	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0			0			0			0			0		
0			0			0			0			0		
0			0			0			0			0		

(2)　特別会計（特別会計のうち法第２条第１号イロハに掲げる以外のもの）：変更前に同じ

(3)　一般会計等の実質収支：変更前に同じ

2　連結実質収支：変更前に同じ

3　実質公債費比率：変更前に同じ

4　将来負担比率：変更前に同じ

第６　再生振替特例債の各年度ごとの償還額：変更前に同じ

第７　各年度ごとの健全化判断比率の見通し：変更前に同じ

第８　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ

二　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意（令和八年九月十五日付け）

○財務省告示第二百六十五号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年九月十八日）から適用する。

令和八年九月十六日

財務大臣　片山さつき

一　次に掲げる告示の題名及び本則中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

(一)　株式会社国際協力銀行法第十一条第六号ロの規定に基づき財務大臣が定めるものを定める件（平成二十三年七月財務省告示第二百四十五号）

(二)　株式会社国際協力銀行法第十二条第九号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を定める件（平成二十四年三月財務省告示第九十九号）

(三)　株式会社国際協力銀行法第十二条第三項第一号の規定に基づき財務大臣が定めるものを定める件（平成二十四年三月財務省告示第九十四号）

(四)　株式会社国際協力銀行法第十二条第九項第一号の規定に基づき財務大臣が定める者を定める件（平成二十四年三月財務省告示第九十五号）

(五)　株式会社国際協力銀行法第十二条第十項第二号及び第十一項の規定に基づき財務大臣が定める期間を定める件（平成二十四年三月財務省告示第九十六号）

二　特別業務指針（平成二十八年九月財務省告示第二百八十五号）中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。